

手 続

要 覧

パンフレット no.35-J ■ 1968年10月

ロータリー

手続要覧

付



- 国際ロータリー定款及び細則
- ロータリー・クラブ定款及び推奨細則
- 語彙（ロータリー慣用語）



国際ロータリー
 EVANSTON, ILL., U.S.A.
 ZURICH, SWITZERLAND

序

国際ロータリー定款及び細則並びにロータリー・クラブの標準定款に規定せられた、ロータリーの基本法則を解説又は補足する方針や手続は、国際ロータリー加盟クラブにより、国際ロータリー大会に参集したその代議員を通じ、又国際ロータリー理事会によって時々制定せられている。

此の要覧は、ロータリーの運営、習慣、その他に関する一般の資料で補足されたそれらの方針及び手続等を収集したものである。その資料は、国際ロータリー大会の報告、国際ロータリー理事会の議事録、国際ロータリー定款及び細則、その他から集録したものである。

本要覧は、又国際ロータリーの定款及び細則、並びに国際ロータリー大会によって採択された標準クラブ定款、国際ロータリー理事会で推奨せられたクラブ細則、及びロータリーにおいて用いられている言葉及び語句の語彙をも含む。

目 次

第 一 部

国際ロータリーの運営	7—13
地方運営	14—16
クラブ例会への出席	17—20
国際ロータリー理事会	21—25
職業分類	26—29
クラブの運営	30—35
国際ロータリーの委員会	36—37
社会奉仕	38—43
定款に関する事項	44—47
国際大会	48—57
地区の運営	58—75
ロータリーの拡大	76—84
財政問題	85—94
国際奉仕	95—106
国際大会における立法	107—112
ロータリー・クラブの会員資格	113—123
名称及び徽章	124—134
国家への奉仕	135—136
ロータリーの計画	137—141
国際ロータリーの文献	142—148
広報	149—150
地域大会	151—154
救済事業	155—156
会議運営手続	157—163
青少年への奉仕	164—174
区域の限界	175—177
ロータリー財団	178—196
職業奉仕	197—200

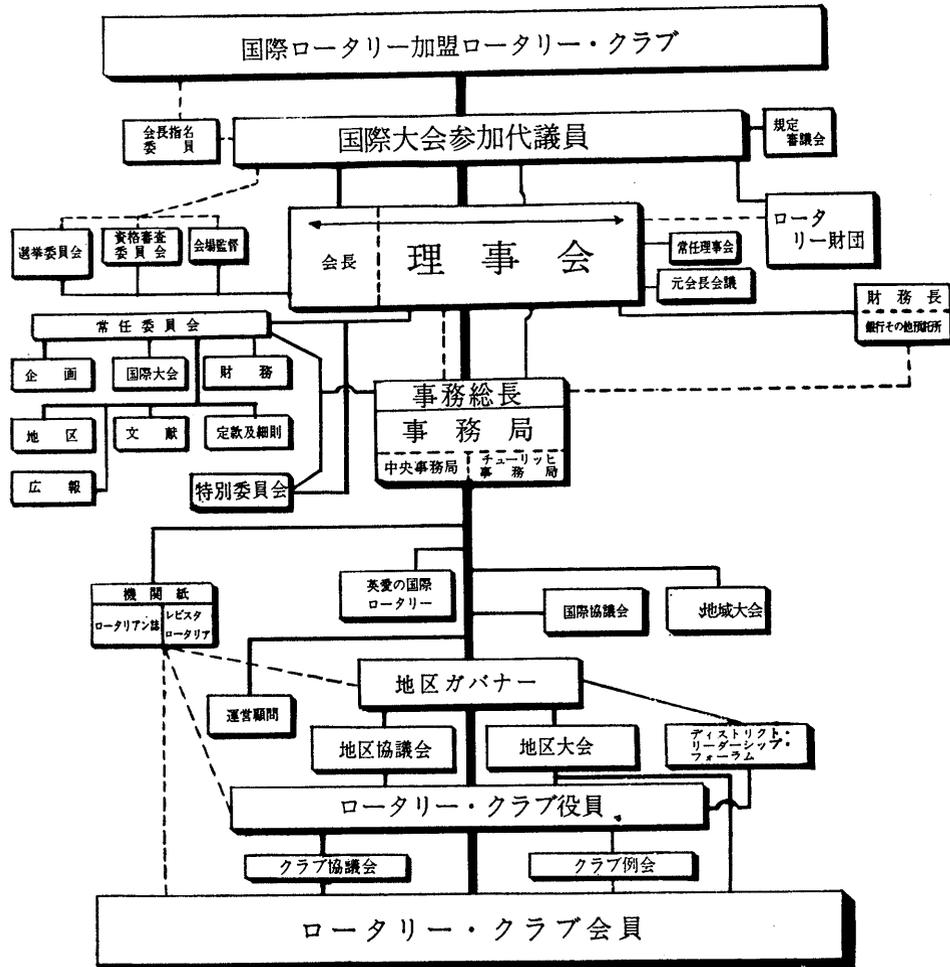
第 二 部

国際ロータリーの定款	203—206
国際ロータリーの細則	209—251
ロータリー・クラブの定款	255—264
ロータリー・クラブの細則	267—275
ロータリー慣用語	277—284
索引	285

国際ロータリーの運営

(Administration of Rotary International)

国際ロータリー組織



国際ロータリーの会員組織

(Membership of R.I.)

国際ロータリーは会員たるロータリー・クラブを以て構成される。クラブの数は13,370名で、所属ロータリー会員は、およそ637,000名である(1968年8月)。これら個々のロータリアンはそれぞれのロータリー・クラブの会員であり、ロータリー・クラブは国際ロータリーの会員である。国際ロータリーは世界中のロータリー・クラブの連合会である。

ある。

5. ロータリーを通じて国際理解、親善及び平和の理想の進展は、国家及び地域のクラブ集団に依存することなく、国際ロータリーを主体とする加盟クラブ間の直接関係と共通責任感に基くものとして全世界の加盟クラブの国際的友好を保持し且つ促進することが極めて重要なことを一般に認識せしむるを要す。

国際大会 (Convention)

国際ロータリーの立法機関は、毎年5月或は6月中(緊急の場合には理事会が変更することがある)理事会の決定する日時及び場所にて開催される大会である。

国際ロータリーの基本方針

(Basic Policy of Rotary International)

国際ロータリー理事会(1962—63年)は国際ロータリーの基本方針に関する声明を次の如く採択した。

1. 第一に重要なことは、個人ロータリアンによるロータリーの綱領の推進である。
2. 国際ロータリーの運営は、加盟クラブ及び個人ロータリアンによる奉仕の理想の適用によりロータリーの綱領を推進することが最も重要である。
3. 国際ロータリーの運営を基礎づける根本原則は、加盟ロータリー・クラブの実質的な自治性にある。
4. 運営に関する定款及び手続上の制限は、ロータリーの根本的且つ類のない特徴を保持するために最少限度にとどめられている。其の制限規定内にあつては、特に地方的実状に於て国際ロータリーの方針を解釈し実行するにあたり最大の融通性を認めるもので

国際ロータリー加盟クラブの代表であるロータリアンは大会に参集して国際ロータリーの規則及び方針を決定し且つ役員を選挙する。国際ロータリー定款及び細則、並びに、特に他に規定のない限り、標準クラブ定款の改正は国際大会に於てのみ行い得るものである。

各クラブには会員50名及びその過半数毎に1名の代議員(Delegate)を出す権利が与えられている。各クラブは少なくとも1名の代議員を出す権利を有する。クラブは委任状による代理者(Proxy)によって代表されてもよい。国際ロータリーの各役員及び現在も尚ロータリー・クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパストサービス会員の資格を有する国際ロータリーの元会長(Past President)は自由代議員(Delegate-at-large)である。

規定審議会 (Council on Legislation)

毎偶数年に年次大会の一部として開催される規定審議会は、代議制審議機関である。審議会は提案された立法案のすべてを審議し、それに関する勧告を大会に報告し代議員の最終的決定に委ねる。審議会はロータリーの各地方よりの代表者約325名を以て構成される。その構成員は、議決権を有するものとして、各地区のクラブにより選挙された代表者1名、地区に属さないクラブよりの代表者、自由代表者、元会長5名、及び審議会議長、並びに議決権を有しないその他の者若干名からなる。

国際ロータリー理事会

(Board of Directors of R.I.)

国際ロータリーの運営機関は次の14名より成る理事会である。

- 会長 (理事会の議長となる)。
- 被選会長。
- アメリカ合衆国、パルミューダ及びポルトリコよりの理事5名。
- カナダよりの理事1名。
- 英国及びアイルランドよりの理事1名。
- 欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域よりの理事2名。
- アジアよりの理事1名。
- イベロアメリカよりの理事1名。
- 上記に含まれない加盟クラブよりの理事1名。

各理事は、それぞれの地帯、地理的集団或は地域のクラブによって指名されるのであるが、大会に於てすべてのクラブにより選挙されるものである。斯くてロータリーの運営に全クラブを代表しているという責任が、各理事にかかってくるわけである。

理事会は国際ロータリーの運営機関であ

り、定款及び細則の規定に従い、国際ロータリーの事務と資金の処理及び管理にあたる。理事会は、国際ロータリーのすべての役員及び委員会を全般的に統制監督する。理事会はロータリーの目的の推進及びロータリーの綱領の達成に対し、必要と思われるあらゆる事を行う任務をもっている。理事会の決定は国際ロータリー大会への異議申立ができることを条件として、最終的なものとする。

常任理事会: 理事会は、3名乃至5名の限度内で理事を常任理事に任命し、その常任理事に対し理事会の会合のない間、理事会に代って執行又は運営に関する事項を国際ロータリーの方針に従い処理する権限を委任する事が出来る。

運営上の単位 (Administrative Units)

国際ロータリー定款 (第7条) は、クラブの運営は次に示す直接監督の形式の何れかと共に理事会の一般監督の下におかれるべきものであることを規定している。

- (イ) 理事会によるクラブの直接監督。これは現在地区に属さない87クラブのために規定された監督の形式である。
- (ロ) 構成地区の地区ガバナーによるクラブの直接監督。現在地区の数は、288ある。
- (ハ) 2又はそれ以上の地理的隣接地区から成る地方にあるクラブの場合は、地区ガバナーの監督に加えて、理事会が望ましいと認め、且つ国際大会で承認されるような監督。
- (ニ) 運営上の地域単位、即ち、グレート・ブリテン及びアイルランドに於ける国際ロータリーによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島所在のロータリー・クラブの直接監督。この

地域単位の権限、目的及び機能は、国際ロータリー大会により承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド国際ロータリーの定款の条項並びに国際ロータリーの定款及び細則に規定されるものとする。

理事会は国際ロータリーの管理機構について次のような説明を行っている:

(イ) 地区及び地域組織を最小限度にとどめ、運営目的のための国際ロータリー代表としての地区ガバナーの任務を強化することが最もロータリーのためになるものである。

(ロ) 今日の国際ロータリーが一つの進化の産物であることを思えば、現在の機構は、国際的にその機能を発揮する上に良く立案されたものであり、又、問題が起る場合には国際ロータリー定款及び細則によって権限を与えられている人々がその問題をロータリーのため最も有利に解決できることなどが考えられる。(理 46—47)

クラブの地域的又は地方的集団

(Regional or Sectional Groupings of Clubs)

国際理解、親善及び平和の理想の増進は国際ロータリーに対する加盟クラブの直接関係と共通責任に基盤がおかれている。理事会は統一された世界的組織としての国際ロータリーの縮小に向かう流れ又は傾向の如何なる出現をも心配して見守っている。

理事会は、その目的の如何にかかわらず、クラブの地域的又は地方的非公式集団の発展は、組織統一の縮小の可能性を持つ最初の基盤となるものと考え、それ故に理事会により注意さるべき事柄及びとらるべき可能な行為は、斯様な集団におけるクラブ及び地区ガバナーの機能及び活動が地域又は地方に関する問題或いは斯様な集団の強化を計画した活動を過度に強調し且つこれに集中することによって限界が定められるようなことのないよ

うに気を付けることである。理事会の意見によれば、かような限界を定めた機能及び活動は広く世界にわたるクラブの交際を通じての理解と親善を増進する多くの機会に、クラブ及び地区ガバナーの参加の意義がうすらく結果となるようである。(理 61—62)

運営事務 (Administrative Service)

理事会はロータリーの運営上の事務に関して次の如き一般方針を採用している:

1. 国際ロータリーの運営上の事務は、世界中のすべてのガバナー及びクラブに対し出来得る限り公平に処理されることになっている。
2. この事務は中央事務局における各人から成る局員によって取扱われることになっている。広く世界にわたって出来る丈最善の事務をとるために中央事務局に変更すべき事柄があれば、之れを随時理事会に報告することは、事務総長の任務とされている。
3. 航空機による世界的な通信機関の絶えざる進歩はクラブ及び中央事務局間の連絡を益々急速なものにしている。従って事務総長は通信及び物品の送付に航空便を使用する権限が与えられている。このため事務総長は航空便の費用に関し定期的に調査を行い、財務委員会が理事会に勧告すべき予算の作成中に同委員会に対し、この種の費用について考慮せしめるようにしなければならない。
4. 交通通信の便が常に改善されて行くので、極めて特別な国情、そしてそれが出来るだけ広い範囲の国際事務に供える目的のためである場合を除いては、別に事務局の支局を置く必要はないと考えられている。
5. 中央事務局から極めて遠距離の地域、特に戦災地域に於ては、一時的に特別の事務を必要とする場合があるかもしれない。従って、事務総長は、理事会がこれらの必要に

じ最善の方法を決定することができるよう、随時理事会にその特殊な必要事項について報告するよう要請されている。

6. 国家の財政状態が保証される処には、事務総長は銀行勘定を設定して財務代行者の制度を設ける権限が与えられている。この場合は財務委員会及び理事会に対しその旨報告しなければならない。

7. 通信及び文献は出来得るかぎりこれを受取る者が容易に理解出来る言語で書かれていなければならない。従って事務総長は、ロータリーの伝統であるこの種事務の増加に関する情報について財務委員会及び理事会の考慮を促がさなければならない。(理47—48, 55—56, 61—62)

国際ロータリーの役員 (Officers of R.I.)

国際ロータリーの役員は、会長、第1副会長、第2副会長、第3副会長、その他理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、グレートブリテン及びアイルランド (R.I.B.I.) における国際ロータリーの会長、直前会長、副会長及び名誉会計等である。

会長：会長は此の組織の執行長であり、国際ロータリーの事業及び活動を監督する。会長は理事会の一員であると共に議長であり、理事会を主宰する。常任委員及び特別委員はすべて会長によって任命される。会長は、会長指名委員会を除くすべての委員会の職権による委員である。

会長は、国際ロータリー大会の議長となる。会長は又規定審議会の議長でもあるが、別に議長を任命して自己の任務を代行させることもできる。

大会に先だつ数箇月前、会長候補者1名が会長指名委員会によって指名される。会長指名委員会によってなされた指名の他に、いずれのクラブも会長被指名者1名を推薦することができる。会長は大会に於て全クラブの選挙人によって選挙される。

1966年 (デンバー) 大会は、国際ロータリー会長は、如何なる国からも、連続2年以上選出せらるべきではないことを規定した決議66—34を採択した。

理事会は、得られる最も有能な人物を指名することが委員会の責任であることを認めるが、毎年の国際ロータリー会長指名委員会に、会長を選ぶに当り、ロータリーの国際性にかんがみ、同一の国から2年連続して会長を選出しないことが望ましいという意見を慎重に考慮するよう求めた。(理 67—68)

副会長：大会終了直後に開かれる暫定会合において次期会計年度の理事会の会員は彼等の会員中より第1、第2及び第3の各副会長を互選する。

副会長の欠員は残余の副会長の順序に従って充当される。即ち、第1副会長の欠員は第2副会長をもって、第2副会長の欠員は第3副会長をもって充当される。第3副会長の欠員は理事会が理事の中より選んで充当することになる。

理事：理事は、大会に於て選挙され、その任期は2ヵ年とする。その任務と責任とは、理事会の会員たることに起因する一切を含むものとする。

理事の欠員は、理事会の残余の理事が、欠員を生じた同一地帯、地理的集団または地域より残余期間を務めるべき理事を選出することによって充当される。

事務総長：事務総長は、会長の監督と理事

会の管理の下に国際ロータリーの事務全般を処理する役員である。事務総長は直接理事会に報告を行い、その年次報告は理事会の承認を経て大会に提出される。次期理事会は、事務総長の任務が終了する暦年中の暫定会合に於て、任期を5年以内として事務総長を選挙する。事務総長の任期は翌年1月1日に始まる。

約240名の人員が事務総長と共に国際ロータリー事務局を形成し、アメリカ合衆国イリノイ州エバンストン、及びスイス国チューリッヒに事務所を置いている。

財務長：財務長は理事会の規定する方法によって国際ロータリー資金の支払を行い且つ理事会によって委任されたその職務に属するその他の任務を行う。財務長は、理事会の要求する報告を理事会に行い、又大会に対して年次報告を提出する。財務長は、毎年理事会に於て選挙するものとする。任期は1年とし、次年度の7月1日に始まる。

地区ガバナー：地区ガバナーの数は288名(1968年7月)である。各ガバナーは理事会の全般的監督の下に、自己の地区内クラブを直接監督する。その上国際ロータリーの目的を推進し、クラブの結成を監督し、地区内の各クラブ間、及びこれらのクラブと国際ロータリーとの間の友好関係を推進するのがガバナーの任務である。ガバナーは地区協議会及び地区大会を主宰する。

ガバナーは地区大会に於て地区のクラブによって指名されるが、例外的な場合には、郵便による投票を行うこともある。ガバナーは国際大会に出席し且つ投票する選挙人によって選挙される。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける19地区の地区ガバナーの任務は、その地

域の伝統的慣行に従い、R.I.B.I. 理事会の指示の下にR.I.B.I. の定款並びに細則に準じて遂行される。グレート・ブリテン及びアイルランドにおける各地区ガバナーは、国際ロータリー細則並びにR.I.B.I. 定款の規定により自己の地区の監督につき国際ロータリー理事会及びR.I.B.I. 理事会に対して責任を有するものとする。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける地区ガバナーは、その地区のクラブによって被指名者として選ばれ、R.I.B.I. 年次大会において指名され、国際ロータリー国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。

R.I.B.I. の選挙される役員：R.I.B.I. の選挙される役員は、会長、直前会長、副会長及び名誉会計である。会長、副会長及び名誉会計はR.I.B.I. 大会によって指名され、国際大会に出席し且つ投票する選挙人によって選挙される。

役員の任期：国際ロータリーの各役員の任期は、会長及び事務総長を除き、その選挙された国際大会終了直後の7月1日に始まる。会長の職務上の任期はその選挙された翌年7月1日に始まる。但し、彼はその選挙された直後の7月1日に被選会長として理事の職につくものとする。

特別な事情のある場合には、理事会はガバナーの任期を7月1日以後に始まることを承認する権限が与えられておるが、10月1日以後とすることはできない。

役員は、大会に於て選出される理事を除きすべて任期1箇年である。理事の任期は2箇年間となっている。会長も理事としての任期は2箇年—1年は被選会長として、次の1年は会長としてである。

1) 事務総長は理事会において選挙され任期は5年以内とし当選後の1月1日に就任する。

国際協議会 (International Assembly)

国際協議会は毎年普通国際大会の開かれる直前に開催される。

協議会は、会長、副会長、及びその他の理事、もしあれば会長被指名者、及び理事被指名者、事務総長、財務長、国際ロータリー地区ガバナー被指名者、R.I.B.I. 被指名役員、国際ロータリー各委員長及び理事会が指定する者から成る。

この協議会の目的とする処は、これらの役員及び委員長が会合し国際ロータリー及び各クラブの次年度の事業活動を協力して計画し、且つロータリーに関する教育と運営上の任務に関する教育を行い、出席者間の親睦をはかる機会を与えることである。

国際協議会に参加する者に配布される文献または他の資料は、国際ロータリーに依り出版され或は配布されたもの及び他の者による配布が許可されていない文献及び資料に限られている。

国際ロータリーの委員会

(Committees of R.I.)

細則 (第14条) は7つの常任委員会を規定している。即ち、
定款及び細則
国際大会
地区設定
財務
企画
広報
出版

常任委員は会長によって任命されるが、会長は又自己或は理事会の判断に於て必要と認められる特別委員を任命することができる。会長は自己の任命した委員会の委員長を定

め、委員に欠員を生じた時はこれを補充する権限を有する。

理事会は地域諮問委員会 (国際ロータリー細則第14条第4節) を認可することができる。同委員会は理事会によって承認された手続に従って諮問機関としての機能を果たす。

会長指名委員会を除き、すべての委員会の決定は理事会の承認を受けなければならない。

元会長会議 (Council of Past Presidents)

国際ロータリー細則 (第18条) は職責上の議員としての会長と共に、元会長でその所属クラブにおいて正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の籍を有するものを以て元会長会議を常置することを規定している。

会議は通信にて、会長又は理事会により諮問された事項を研究し、そして理事会に対し助言且つ勧告することができる。

然し、年次大会に出席するそれらの会議員の非公式会合がその年次大会に於て開催される場合、会長又は理事会は会議を招集することができる。

地区協議会 (District Assembly)

ロータリーの教育及び知識を提供し、且つ地区活動の調整をなす目的を以て、各地区内全クラブの次年度会長及び幹事、次年度地区ガバナー並びに理事会が選定するその他の者の協議会を毎年4月、5月又は6月に開く。次年度の各クラブ会長及び幹事はこれに出席するものとする。

地区大会 (District Conference)

地区大会は、各地区において毎年、地区協議会、国際協議会、又は国際大会と同時にない条件の下に、地区ガバナー及び地区内過半数のクラブ会長の一致した意見の下に決定した時期と場所において開催される。

地区大会の目的は、親睦、感激的挨拶及び地区の問題並びに国際ロータリーに関係する事柄を広く討論することによってロータリーの綱領を推進するにある。地区大会は国際ロータリー理事会から大会に提案される特殊な事項或は地区内に発生した事柄をすべて考慮する。地区大会は規定審議機関ではない。地区大会は時としては大会の討議から自然に発生した制定案を採択して、これを国際大会に提出することもある。大会は又、次年度ガバナーを指名する。場合により地区大会は同一ガバナーを2年連続して指名することもできる。(理 56—57)

地域大会 (Regional Conferences)

地域大会は理事会の決定する日時及び場所に於て理事会によって招集される。

地域大会の目的は、地域内クラブの会員を集めて相互間の面識と理解を推進するにあり、又意見の交換及びロータリーの綱領に含まれる議題を討議するためである。大会は理事会の採択した運営手続に従って運営される。大会は規定審議機関ではないが、理事会に対する勧告として決議を採択することができる。(151—154 頁参照)

ロータリー・クラブの構成

(Structure of Rotary Club)

1922年ロスアンゼルス大会に於て、1922年

運営、一般的

大会以後に国際ロータリーに加盟するクラブは標準クラブ定款を採用すべしというように国際ロータリー細則が改正された。命令的ではなかったが、1922年6月以前に加盟した多くのクラブも、その定款を改正して標準クラブ定款に合うように変えている。従って、ロータリー・クラブの組織は標準クラブ定款に基づいていると考えてよいであろう。

無地区クラブの運営

(Administration of Non-Districted Clubs)

理事会は、地区を構成するには数の足りない無地区クラブの集団が理事会の直接監督の下に存在する場合において、その年度中名誉職である運営顧問として集団内の各クラブに奉仕するため、集団内 (特殊の事情がある場合は集団外) のクラブの会員1名を随時指名する権限を会長に付与することにより無地区クラブ運営手続を設定することに原則的に同意した。

運営顧問の資格で奉仕するロータリアンの機能と任務は次の通りとする：

(i) 集団内各クラブの運営と進展の状況並びに当該地域におけるロータリーの拡大に関し中央事務局を通じて理事会に報告する。

(ii) 集団内の各クラブに対し運営その他の問題につき助言を与える。

(iii) 毎年1回各クラブを訪問し、会長、理事会および各委員長と会談し又彼等の相談に応じ、個別的にもクラブ役員たちと相談し、例会においてロータリーのプログラムを主題として会員に話をする。

運営顧問が職務の遂行に関して支払った妥当かつ必要な事務並びに旅行の費用は国際ロータリーにより補償されるものとする。

上記の手続を実行する前提として理事会は、会長自身が決定する運営顧問を指名するための基盤に無地区クラブの集団を設定したのである。(理 67—68)

地方運営

(Area Administration)

オステンドにおける1927年国際大会、後にシカゴにおいて1930年、デトロイトにおいて1934年に改正せられ、地理的に継がりのある地区におけるクラブの地方運営の形態を設けるよう立案された規定を採択した(定款第7条第1節(ハ)項、及び細則第11条第2節)。地方運営に関するこれらの規定の下では何等の運営機関も設置されなかった。

1948—49年に、国際ロータリーの理事会は地方運営は拡張すべからずという意見を發表した。

グレート・ブリテン及アイルランド

(Great Britain and Ireland)

1913—14年に、大ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー加盟クラブは英国ロータリー・クラブ連合会を組織した。此の連合会は1914年の国際ロータリー大会において承認された。1922年国際ロータリーがその定款及び細則を改正した際、国又は地域別単位に国際ロータリーの加盟クラブの運営に関する規定を設けた。此の規定の下に、グレート・ブリテン及びアイルランドにおけるクラブは、国際ロータリー1922年大会によってその定款及び細則の定めるところによって承認された地方連合会を組織した。

1927年オステンド国際大会は地方運営の規定を採択した際に、グレート・ブリテン及びアイルランドの連合会存続を承認する非常規定を設けて、国又は地域単位による運営を廃止した。

1966年(デンバー)の国際大会は、決議66

—53「地域単位、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーに関する件」を採択した。これは国際ロータリーとその加盟クラブとの間の或種の関係を規定し、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの定款文書は、常に国際ロータリーの定款及び細則に合致すべきものであり、又、地域単位の内部的運営に関する特別規定を含むべきものとするとして規定している。この決議は又、国際ロータリーの理事会及びR.I.B.I.の理事会が遅滞なく、この決議の趣旨を効果的ならしめるに必要な行動を、国際ロータリーやR.I.B.I.の定款文書を適宜改正することを含めて、始めるよう指示している。

この指示に従う基礎として、地域単位R.I.B.I.に関する委員会が国際ロータリー理事会によって設置され、決議66—53によって規定され確立された原則を明確且つ効果的ならしめるに必要な行動、並に、それらの原則を実行するために必要な、又は好ましい、手続その他の行動について、理事会に勧告することになった。

地域単位R.I.B.I.に関する委員会は、理事会に勧告を行うという目的をもって仕事を引受けた。この勧告は、もし採用されれば、地域単位、権限、及び義務を、より明らかに定義し且つ保有するよう、国際ロータリー及びR.I.B.I.の定款文書の終始一貫した規定を明らかにし、又作成することによって、決議66—53の趣旨を成就するものである。理事会に対するこの委員会の報告に従って、国際ロータリー対R.I.B.I.関係に関する規定についての委員会が設けられた。この委員会は国際ロ

ータリー理事2名とR.I.B.I.理事2名により構成された。この第二委員会の目的は、地域単位R.I.B.I.に関する前の委員会の報告を検討し、その報告に基づいて、R.I.B.I.年次大会及び国際ロータリー国際大会に提出する必要がある規定案について、国際ロータリー理事会及びR.I.B.I.理事会に、勧告するにあった。この委員会は全会一致で国際ロータリー理事会及びR.I.B.I.理事会に、国際ロータリーの定款及び細則並にR.I.B.I.の定款及び細則の改正に関する勧告を提出した。

1968年国際大会(メキシコ)では、国際ロータリー理事会が提出した条例制定68—39及びR.I.B.I.の年次大会が提出した決議68—71が採択された。条例制定68—39の採択は、国際ロータリーの定款文書を次のように改正した。

イ) グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島におけるロータリー・クラブをして「グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー」として知らるべき国際ロータリーの運営上の地域単位を作らせるための特別規定、並に、運営上の地域単位による、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島におけるロータリー・クラブの直接監督のための特別規定を含む。これらロータリー・クラブの権限、目的及び機能は、R.I.B.I.の定款及び国際ロータリーの定款及び細則の定める通りとする。

ロ) 国際ロータリーの定款及び細則の精神及び規定に常に合致するよう、地域単位の定款を規定する。

ハ) R.I.B.I.の定款及び細則は、国際ロータリー国際大会で承認された通りの地域

単位の内部運営に関する特別規定を含むものとし、この地域単位の内部運営は、かかる特別規定に従い且つその範囲内で、行なわれることを規定する。

ニ) その権限、目的及び機能を実行するについての地域単位の内部運営を述べているR.I.B.I.の定款の規定は、国際ロータリーの国際大会の承認を得て、R.I.B.I.の年次大会の決議によってのみ、改正しうるものとするを規定する。

ホ) 国際ロータリー国際大会が国際ロータリーの定款及び細則を改正するときは、R.I.B.I.は、その内部運営に関すること以外のすべての事項において、R.I.B.I.の定款文書を国際ロータリーの定款及び細則に合致しおくに必要な改正をその定款文書に加えることを規定する。

ヘ) その定款又は国際ロータリーの定款及び細則と矛盾しない地域単位の細則の改正は、地域単位によって、その定款の規定に従って、行なわれうるものとする特別の規定を含む。

決議68—71の採択はR.I.B.I.の定款を下の通り改正した。

イ) R.I.B.I.を国際ロータリーの運営上の地域単位として記述する。

ロ) 各クラブが、国際ロータリーの細則に明記してある通りの人頭分担金を、国際ロータリーの口座に払込むよう規定する。

ハ) 国際ロータリー加盟認証状を授与されたグレート・ブリテン及びアイルランドのクラブは、同認証状を受けたことによ

って、すべての点において、R.I.B.I.と同様、国際ロータリーの定款及び細則によって、拘束されることを、特に規定する。

ニ) 現在R.I.B.I.定款に含められているようなクラブ会員に関する規定を削除し、クラブ会員資格は国際ロータリーの定款及び細則の規定に一致すべきものとすることを規定する。

ホ) R.I.B.I.の定款及び細則の全般を通じ「国際ロータリー代表者」又は「国際ロータリー代表者達」の字句を廃し、代って「地区ガバナー」又は「地区ガバナー達」の字句を用うる。

ヘ) R.I.B.I.が採択した通りのグレート・ブリテン及びアイルランド内のロータリー・クラブのための標準クラブ定款及び細則は、国際ロータリーの定款及び細則に違反しないことを規定する。

ト) その内部運営に影響を及ぼすR.I.B.I.の定款及び細則の改正は、同連合会の年次大会においてのみなすべきこと、及

び、かかる定款の改正は、国際ロータリーの国際大会によって承認された時のみ、その効力を生ずべきことを規定する。

チ) R.I.B.I.の定款に対する改正は、すべて、国際ロータリーの定款及び細則の精神と規定に合致すべきこと、及び、国際ロータリー国際大会が国際ロータリーの定款及び細則を改正するときは、その内部運営に関すること以外のすべての点において、R.I.B.I.の定款文書を、国際ロータリーの定款及び細則に合致せしめおくに必要な改正を、事実上、R.I.B.I.の定款及び細則に加えることを規定する。

リ) R.I.B.I.の理事会は、同連合会(R.I.B.I.)のすべての委員会、地区協議会、役員達に対する統轄と監督を行うべきこと、而して同理事会の各個々の理事は、グレート・ブリテン及びアイルランド選出の国際ロータリー理事を除き、同地域内のロータリーの運営に関するすべての事項について、適宜の処置を取りうべきことを規定する。

クラブ例会への出席

(Attendance at Club Meetings)

国際ロータリー細則(第18条第1節)によれば、加盟クラブは毎月最終例会の直後にクラブ例会の出席報告をガバナーに、ガバナーのない場合は国際ロータリー事務総長に提出するものとする。

出席競争 (Attendance Contest)

出席競争規定(1922年大会に於て初めて採択されその後改正せられた)は次の通りである:(ダラス大会決議29-12,第1条,第9節)

出席競争規定

(Attendance Contest Rules)

国際ロータリー理事会により随時決定されるべき国乃至地理的地域にあるクラブは出席競争に参加しているものとみなされるものとする。

(イ) 地区及びクラブの出席率を公表するに当っては、国際ロータリー事務総長は、期日までに受理した地区ガバナーの出席率報告を使用する。

(ロ) 出席競争は7月1日に始まり翌年6月30日に終る1箇年を単位として行うものとする。

国際ロータリーに属するすべてのクラブは、次の区分に従って、自己のクラブとはほぼ同じ位の大きさのクラブとのみ出席競争を行う資格を有するものとする。

A区分——400名又はそれ以上の会員を有するクラブ

B区分——300乃至399名の会員を有するクラブ

C区分——200乃至299名の会員を有するクラブ

D区分——100乃至199名の会員を有するクラブ

E区分——50乃至99名の会員を有するクラブ

F区分——25乃至49名の会員を有するクラブ

G区分——25名以下の会員を有するクラブ

クラブの守るべき規定

(イ) 1. 例会当日、適正なすべての会員(名誉会員及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員で標準クラブ定款第8条第5節(イ)及び(ロ)の規定により理事会の承認を得た者を除く)は、例会に於て必ず「出席」又は「欠席」と記録せられる。出席とは次の規定に従って会員の所属クラブ又は他のロータリー・クラブの例会に、その所定時間の少くとも60%列席した事実を言う。

(註: 賜暇中又は理事会により例会に欠席の承認を与えられているすべての会員〔名誉会員及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員で標準クラブ定款第8条第5節(イ)及び(ロ)の規定に依って理事会の承認を得た者を除く〕は次に規定する通り、他のクラブの例会に出席して補填(Make-up)しない限り、欠席と記録される。かかる欠席の承認乃至賜暇は単にその

会員個人を、定款の「欠席による失格」の条項に該当せしめないというにすぎない。この規定中「例会」「regular meeting」というのはクラブが公式に毎週定期的に関開く会合を指し、クラブの理事会、ラウンド・テーブル会合その他の非公式会合の如きものはクラブの例会とは認められない。

2. 欠席した如何なるクラブ会員(名誉会員及びバスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員で標準クラブ定款第8条第5節(イ)及び(ロ)の規定によって理事会の承認を得た者を除く)は、欠席した日の直前6日間、その当日又はその直後6日間の内何れかの日に、他のクラブ又は仮ロータリー・クラブに出席すれば、所属クラブに出席したと同様に取扱われる。かかる出席については、その出席したクラブの幹事より報告する必要がある。若しその報告がなされない時には、本人が電信又は書面によってこれをなしても良い。会員が、出席の目的を以て、他クラブの例会場へ定刻におもむいたところ、その週の例会が中止、延期或いは時刻又は場所変更により目的を果しえなかった場合には、その例会が開催されたものとして、訪問された筈のクラブの幹事よりその旨の通知を受けるか、それなき場合は会員自身の通知により出席の補填が行われる。

3. クラブの会員(名誉会員を除く)が国際ロータリーの役員又は国際ロータリーの委員として、或いはガバナーの特別代表(special representative)として、或いは国際ロータリーの用務に従事するために、所属クラブの例会を欠席した場合はこれを出席したものと看做す。かかる欠席は、本人より書面を以て所属クラブの幹事に報告することを要する。

4. 正会員、シニア・アクティブ会員、又はバスト・サービス会員が、国際ロータリー大

会、国際協議会、国際ロータリー現及び元役員の為のロータリー研究会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会、ロータリー地区大会、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム、ロータリー地区協議会又は正式に発表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のために直行と認め得る往復旅行期間内に自己のクラブ例会への欠席は、本人よりその旨所属クラブに通知することによって、その例会へ出席したものと認められるものとする。

正会員、シニア・アクティブ会員又はバスト・サービス会員が、所属クラブの例会に欠席し、国際ロータリー大会、国際協議会、国際ロータリーの現及び元役員に対するロータリー研究会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会、ロータリー地区大会、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム、ロータリー地区協議会、又は正式に発表されたロータリー・クラブの都市連合会に、所属クラブ例会当日、又はその前後各6日の間に出席し、本人よりその旨所属クラブに通知すれば、その例会への出席成績に認めらるべきものとする。

5. 翌月10日夜半までに出席報告がガバナーの手許に到達したクラブのみが出席競争に算入される。ガバナーの集計報告はその月の17日夜半迄に国際ロータリー中央事務局に到達することを要する。

6. 例会が法定休日(legal holiday)、クラブ会長の死去、全市に広がる伝染病又は災禍等の理由によって休止された場合は、クラブ出席記録の計算より除外される。

7. 出席競争の進行中、その特定区分(division)中の上10位又は下5位に何度入ったかを示す小形数字がクラブ名の前につけられる。上10位又は下5位より外ずれたクラブ

が、次の月又はその後にその位置に戻った場合は、最後の数字より1点多い数字が冠せられる。

8. 出席競争進行中、その地区が上10位に入った度数を示す小型数字が地区番号の前に付けられる。地区は毎月その出席率によって順位がきめられる。

(註：国際ロータリーに新に加盟を承認されたクラブはその承認がその月の1日より後の場合は翌月まで出席競争に加えないものとする。)

出席競争規定の解釈は地区ガバナーの判断に任されてある。(出席競争規定了)

地区出席競争

(District Attendance Contests)

理事会は各地区ガバナーに対し、その地区内のクラブ間に出席競争を行なわしめるよう、而して、その地区内クラブが地区ガバナーに提出する月例出席報告に基き、その月信において、かかる競争の結果を公表するよう、要請している。(理 67—68)

出席報告の締切

(Time Limit for Reports)

ガバナー宛の出席報告はその月の10日の夜半第1回目の配達のものまでが前月の出席統計に含まれるものとする。(理 29—30)

陪審員の職務その他による欠席

(Absence for Jury Service, Etc.)

陪審員としての職務：陪審員としての任務を果すために例会に欠席した場合と雖も欠席

は欠席であるから、出席競争の罰点を免れることは出来ない。理事会は陪審員としての義務履行のためクラブ例会への欠席を出席と認める規定を作ることを適当と認めない。

(理 23—24; 65—66)

州議会：州議会において出席を強制せられたため例会を欠席した場合といえども、その欠席を出席競争に課せらるべき罰点から除外することはできない。(理 52—53)

非公式の会合：船上、避暑地、同業者大会等で開かれる非公式なロータリアンの会合に於いては、定款、細則、出席競争規定のいずれにもこれを出席と認める条項はない。理事会は、船上におけるロータリアンの非公式会合を出席の単位にするような規定を作ってはならないということを決した。(理56—57)

他の奉仕クラブの会合：ロータリーの求める目的は如何なるクラブの会合にでも出席すればよいというのではなく、ロータリー・クラブに出席することから得られる利益があるが故に他の奉仕クラブの例会に出席してもロータリーの会合に出席したと同じ効果があるとは考えられない。(理 26—27)

Rosanoff 出席トロフィー

(Rosanoff Attendance Trophy)

Rosanoff 出席トロフィーというのは欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域のクラブの出席競争の賞品として与えられるトロフィーである。これは上述の地域に於てその年の最高出席率を得たクラブに贈られるものであり、毎年優勝クラブ名がトロフィーに彫込まれそのクラブがそれを1年間保管し、翌年の優勝クラブへ譲渡する。斯くしてトロフィーはクラブからクラブへと渡され、決してクラブの永久所有物とならない。

この Rosanoff トロフィーを目指して競争するクラブは、その出席率を1ヵ年52回の例会を開くものとして計算しなければならない。但し法定休日等は例外とする。

賜 暇 (Leave of Absence)

会員が例会に欠席する時は前以て賜暇を求めなくてはならないという規定を設けることは実際的ではない。(理 25—26)

来訪ロータリアン (Visiting Rotarians)

クラブ例会に他のクラブからの来訪ロータリアンが出席した場合、クラブの幹事はそのビジターの所属するクラブの幹事に早速その旨を通知しなければならない。もし本人から要求があれば電話又は電報によって通知しなければならない。勿論この場合の費用は来訪ロータリアン自身の負担である。

ガバナーは、地区内のロータリアンのため、(i)他国及び(ii)その他の地域のクラブとの出席競争を協定することが出来る。この競争で好成績を得たものに対しては地区大会で適

当に表彰することが望ましい。(理 36—37)

クラブを訪問するロータリアンは、そのクラブで個人的に知られていない場合にはロータリー会員カードを提示することによって自己紹介をすべきである。

クラブ或いは会員に招待された場合を除き、来訪ロータリアンはロータリーの定まった習慣に従い、食券を自分で買わなければならない。(ダラス大会決議、29—12)

詐欺師 (Impostors)

他の町から来たロータリアンだと称する男がクラブや会員個人を訪れることがよくある。彼等は必らず尤もらしい不幸な出来事の話をして金を要求するのである。された方は仲間のロータリアンを助けるのだと思って、金品を与えたり何か世話したりするのであるが、大抵後で「にせ者」だったということがわかる。未知のロータリアンと称する来訪者から援助を求められた場合には、彼が所属すると称するクラブに電話か電報で問合わせるのが一番良い。本当のロータリアンであつたらこのような照会に異存はない筈である。

国際ロータリー理事会

(Board of Directors of R. I.)

国際ロータリーの運営機関は14名の理事から成る理事会である。理事会の構成及び任務は定款第5条及び細則第4条及び第10条に掲げてある。

常任理事会 (Executive Committee)

理事会は、細則第4条第6節の規定により、3名乃至5名の理事より成る常任理事会を任命し、これに理事会の会合なき間、理事会に代って執行又は運営に関する事項を決定する権限を委任する。但しこの権限の行使は国際ロータリーの方針が確定されているものに限る。1968—69年度理事会は、常任理事会を任命し且つ次に示す執務規定を表示した。常任理事会は：

1 理事会の方針が確定されているもの、或は緊急の事態が発生した場合に、その執行又は運営に関する事項を決定する。

2 理事会によって割当が行われている費用の支出に関し必要な決定を行い、且つ、理事会の決定を実行するに必要な費用の緊急割当を行う。

3 非常用予備金から、緊急に必要ありと認められる金額の追加割当を行う。

4 理事会の処理を必要とする事項を調査し、これに関し理事会に勧告をする。

5 事務局の人事慣行に関するすべての事

項について事務総長の勧告と助言によって理事会のための人事委員会として行動する。

イ) 事務次長の選考、任命、又は罷免を行う、且つ

ロ) 事務総長が事務局のアンダー・セクレタリー又は部長を任命又は罷免するに際して、かかる措置に対する承認又は否認の権利を保留しつつ、事務総長に助言並に勧告を行う。

6 委員会の報告を検討し、必要に応じ、本規定(1)に従い、報告中に含まれる事項に関し措置する。

7 国際協議会のプログラムを準備し、地区大会、地区協議会、及び部分的地区協議会に対してプログラムを提案する。

常任理事の内1人でも、常任理事会が考慮した問題に対し文書を以て反対の意を表するときは、同問題は理事会の決定に委ねるものとする。

常任理事会に於て決議された事項はすべて次の理事会に報告すべきものとする。(理 68—69)

郵便による投票 (Ballots-by-Mail)

理事会の郵便による投票は、次の会合まで延ばすことのできない緊急な案件で、新しい方針の設定を含まないものに限定すべきであ

る。(理 32—33)

郵便投票により常任理事会の行う決定は常任理事会全員一致の投票でなければならない。常任理事会に付託された事項に関し郵便投票の結果、全員一致の結果が得られなかった場合には、その問題は理事会に付議しこれを決定するものとする。(理 47—48)

立法議案に関する理事会の方針

(Policy of Board re Proposed Legislation)

決議案或は制定案が理事会によって提出された場合、或は理事会以外から提出された決議案及び制定案に対し理事会が賛成又は反対の決定を行なう時は、

1 理事会がその決定に際して全員一致である場合は、理事会はその主導権を取り、その決定を規定審議会及び大会に於て実現するよう努力する；

2 理事会の決定が賛否二派に分れている場合は、多数派、少数派共に規定審議会及び大会に於て自由に自己の意見を開陳主張し、且つ大会に於て適当に投票し得るものとする；

3 理事会が単に問題を大会の投票に問うために決議案或は制定案を提出し、特にその通過に対し反対も弁護もしない場合には、その旨を大会に於て明らかにし各理事は自由に自己の意見を開陳主張し且つ投票できるものとする。(理 68—69)

会長及び理事の旅行

(Travel of President and Members of the Board)

理事会は下のことに同意した

イ) 理事がクラブ又は地区を繰返し訪問すること、又は他の理事とかち合った訪問することを回避すべきこと；

ロ) 理事が個々のクラブの講演依頼を受諾することは、実行できる場合は、出来るだけ多くのクラブやロータリアンを招待するため都市連合集会を準備しているクラブに限らるべきこと；

ハ) クラブ集会での講演依頼に関する理事の旅費及び私費以外の費用は、かかる依頼をした者の負担とすべきこと。(理67—68, 68—69)

国際ロータリー会長の指名

(Nomination for President of R. I.)

国際ロータリー会長の指名は、会長指名委員会、クラブ若しくはその両者によって行なわれる。

会長指名委員会は11名の委員より成り、毎年7月31日までに設置される。委員会はその会合に於て委員の1名を委員長に選挙する。

委員会は各クラブに対し、会長指名に関し委員会の考慮を求める提案を出すよう招請状を出す。各クラブからの提案は12月31日までに中央事務局に到達しなければならない。

指名委員或は国際ロータリー理事は、指名委員会によって会長に指名される資格を有しない。

指名委員会の会合は毎年1月31日までに開かれる。この会合に於て委員会は会長ノミニーを選ぶ。

委員会の報告は全クラブ宛てのものであり、委員会々議後10日以内に委員長から事務総長に証明される。事務総長は、本報告を受けた後10日以内に、その写しを、各クラブに送付すべきものとする。

委員会による指名の外に、各クラブは、次期大会に於ける会長選挙に対し、クラブの指名決議書を3月15日までに事務総長に提出することによって、1名の会長ノミニーを選ぶことができる。

3月15日迄にクラブによる指名が提出されていない時は、会長は指名委員会の指名する者を会長ノミニーと宣言する。会長ノミニーが唯1名である場合は、大会に於ける選挙人は口頭投票によって、そのノミニーに全会一致の投票を行うよう事務総長に指示することが出来る。

しかしながら、3月15日迄にクラブからのノミニーが提出されており、且つその指名が3月25日迄有効である場合は、会長ノミニーは全部大会に於て投票に付されるものとする。

指名委員会の構成及び会長指名の手続は、国際ロータリー細則第10条第1節及び第2節に詳細に掲げられている。

細則第10条第2節の「各委員に対してその代理者が之に代るときは、かかる代理者は残余の全期間その職務につくものとする」という規定は、本来の委員に代って代理者が指名委員となった場合は、本来の委員はその年度は委員でなくなるという意味である。(理 41—42)

理事会は、国際ロータリー会長ノミニーの選択は、全く会長指名委員会の責任に於てであることを認め、此の件に関する委員会の決定に直接又は間接に影響を及ぼす如何なる外部からの努力にも好意を寄せないのである。(理 62—63)

会長ノミニーが大会に於て投票に付される場合は、順次投票用紙による。各ノミニーについては次の事項を投票に先だてて大会日報に掲載しなければならない。即ち、

ノミニーの氏名及び所属クラブ名
ノミニーを推薦したクラブ名
或は

指名機関の名称

ノミニーの職業分類 (若し職業分類によらない会員の場合には会員の種類)

所属商社名

商社に於ける地位

ロータリアンとしての年数

ロータリーに於ける現在の地位

ロータリーに於ける過去の地位 (理 52, 53, 54—55)

理事ノミニーの選択方法 (Methods for Selection of Directors Nominee)

国際ロータリーの細則は、1962年(ロサンゼルス)国際大会で、指定された地帯、地理的集団又は地域からの理事ノミニーを選択する四つの方法、即ち、1) 国際大会においてクラブの選挙人による投票、2) クラブによる郵便投票、3) 指名委員会手続、4) 国際ロータリー理事会による指名の方法を規定することによって改正された。

改正された細則は、各地帯、地理的集団又は地域におけるクラブのために、その地帯、地理的集団又は地域における理事ノミニー選択にこれら四つの方法の内何れによるべきかを郵便投票によって決定すべきことを規定している。

理事ノミニーの選択方法は各地帯、地理的集団又は地域におけるクラブによって決定されるものである。斯様な方法は細則第10条第3節の規定に従い改正されざる限り効力をもつ。

大会に於ける選挙人会合の招集者

(Conveners for Meetings of Electors at Convention)

国際大会においてクラブよりの選挙人によ

る投票によって理事ノミニーの選択をなすことに関し、細則は、斯様な理事ノミニー選択方法が適用される地帯、地理的集団又は地域に所在するクラブよりの選挙人は、国際大会期間中に理事候補推薦の目的のために集合すべきことを規定している。

国際ロータリー会長は、理事ノミニーの選択手続が国際大会における投票によって行なわれる地帯、地理的集団又は地域からの選挙人の会合の招集者として、その地帯、地理的集団乃至地域に居住する国際ロータリー理事を指名する。もし斯様な理事がその任を遂行し得ない場合には、会長はその地帯、地理的集団乃至地域に居住する現在又は元国際ロータリー役員を招集者に指名する。(理 64—65)

理事の投票 (Balloting for Directors)

国際ロータリー細則は、その理事への候補者の数が2名よりも多い場合には単一移譲投票の方法によるべきことを規定している。(52 頁の解釈文参照)

理事会は、一つの役職に対して2名又はそれ以上の候補者がある場合には、順に投票に付すべきことを決定した。(理 54—55)

カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブの投票 (Voting of Club with Members in Canada and United States)

その区域がカナダ及びアメリカ合衆国の国境に跨り、カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブは、両国のクラブ会員に関する事柄に対し投票する資格を有する。従って国際ロータリー理事の指名投票に於てもこのようなクラブはカナダからの理事の指名に投票すると共に、又クラブの所在するアメリカ合衆国の地帯からの理事の指名にも投票す

ることができる。各クラブの行使し得る投票の数は細則に定められてあるが、これはかようなクラブがすべての投票において行使する数を考慮したものである。(理 41—42)

国際ロータリーの役職候補者に関する 宣伝 (Publicity Re Candidates for Office in Rotary International)

理事会は、国際ロータリー理事候補者の如何なる宣伝活動にも不賛成である。かかる活動は、その役職の権威を損じ、不当な出費をもたらしがちである。(理 41—42, 57—58)

ある地帯、地理的集団又は地域の理事を指名する委員会委員の選択は、ロータリーの原則に基調して厳正且つ責任ある方法を以て行われるべきである。理事指名委員会委員候補者を支持する行動は、委員会の重要な役目と合致すべきものであってその関係地帯、地理的集団又は地域からの理事ノミニーと見做される暗示或は他の行動を以て候補者を個人に関連して拘束すべきではない。関係クラブへ送付のため事務総長より提供される、正規に届出のあった理事指名委員候補者全員を列記した投票用紙以外に、候補者に関する如何なる文献も発行又は配布すべきではない。(理 64—65, 65—66)

国際ロータリーの細則に従って、事務総長は、理事指名委員会委員候補として正規に届出られた者の氏名を列記した投票用紙を用意し、且つ関係クラブに郵送するものとする。細則は、投票用紙には候補者各人の写真及び経歴書を添付すべきこと、並びに、かかる経歴書は、記載事項を統一し、提唱クラブの提出した情報に基づいて作成され、個人的なパンフレットに代えて発表されるべきことを、規定している。(R. I. 細則第10条第3節)。

国際ロータリー理事の選択はロータリーの原則に基調して厳正且つ責任ある方法を以て行なわれるべきである。地帯、地理的集団乃至地域の理事候補者として理事指名委員会へ推薦されたロータリアンを支持する行動は、推薦するクラブが被推薦者の写真並びに経歴書を添付して公式推薦書を提出することにのみ限定されるべきである。

理事指名委員会の指針として、理事会は次の如き意見を述べている：理事指名委員会の判断で、もし推薦された候補者の支援活動が厳正且つ責任ある候補者推薦の規準を逸脱すると考える場合、斯様な推薦候補者の申出を

無視することは委員会の特権事項に属することとする。(理 65—66)

他の団体における役職名の利用 (Use of Title in Other Organizations)

国際ロータリーの如何なる役員と雖も、国際ロータリー理事会の同意なしには他の団体における彼の役職又は会員資格に関連してロータリーの役職名を公表することは許されない。(ダラス国際大会決議 29—12)

職業分類

(Classifications)

ロータリー・クラブは標準クラブ定款第5条に規定された原則に違反しない限り、出来るだけ所在地域社会に認められたすべての職業又は団体からそれぞれ1名の会員を持つようにしなければならない。

ロータリーではこれ等の認められた事業活動を簡単明瞭に示すため或種の用語を使用しこれを職業分類 (Classifications) と称している。

標準クラブ定款 (第5条第3節) には次の通り規定してある。

(i) 本クラブの各正会員は其の職業に従って分類されなければならない。

(ii) 正会員の職業分類は、その所属する商店、会社、団体の主要且つ一般に認められた業務を含むものでなければならない。若し単独で職業に従事する場合にはその職業分類はその人の主要、且つ一般に認められた事業活動を含むものでなければならない。

会社又は事業所の社会に対する主要なる活動又は奉仕は、その会社又は事業所が現に行っている事業であり、従ってロータリーの職業分類の目的にかなうものである。

科学的に準備された職業分類表——充当されたものもあり、空席のものもある——はクラブ発展の理論的基礎である。この表はクラブ所在地の徹底的な職業分類調査を行うことによるのみ出来るものである。その理由はこの表は又クラブの区域限界内の職業活動の正確なる指標でなければならないからである。

国際ロータリー職業分類指針

(Rotary International Guide to Classifications)

理事会は、ロータリーの会員資格に関する方式の適用に関する次の原則を発表し、クラブが職業分類の指針を使用することを承認した:

職業分類の指針 (Guide to Classifications)

ロータリー・クラブにおける職業分類に対する本指針は各ロータリー・クラブが職業分類表を作成する上に役立つ用具として、且つクラブ定款に定められた会員資格の目的と精神にそうように職業分類を決定するための推奨基準として準備されたものである。

用語の説明 (Tips on Terminology)

職業分類とは、商社、会社、公共団体又は、独立の事業乃至専門的職業の主要且つ一般に認められた活動を表現した言葉又は慣用語である。クラブは、職業分類を設定するに当り、この定義の範囲内で自主的に創意考案すべきである。

活動又は奉仕で地位ではない

(Activity or Service—Not Position)

職業分類は、特定個人の保有する地位によって定められるのではなく、むしろその活動即ち社会に対する奉仕によって定められるのであるということをはっきり理解せねばならない。換言すれば、銀行の頭取の場合、彼の職業分類は、「銀行頭取」(Bank President)

ではなく「銀行業」(Banking) である。

斯様な事業場に関係している有資格者に対して設定され、かつ貸与される職業分類を決定するものは、事業または専門業の事業場の主要かつ認められた活動である。例えば、鉄道会社、鉱業会社、製造会社、病院、診療所等の常任電気技師、保険清算人、業務支配人等は、その人が直接担当している特定の仕事の代表者としてではなく、その人が、専門的な業務に専念している事業又は商社の代表者としての会員資格が考慮されるものである。個人経営の専門的職業の場合は、その職業活動が一般公衆を相手にしている場合においてのみ、それに対する職業分類が考慮されるのである。

産業の区分: 大抵の産業は、お互に他の業務とは明らかに異なった四つの部門に分けることができる。即ち

生産 (又は製造) Producing	
	(or Manufacturing)
配布 Distributing	
小売 Retailing	
サービス Servicing	

これら四つのグループの総てをロータリー・クラブにおくことは可能である。

配布: 用語を簡単にし、かつ統一するために、本指針に於ては、次に掲げる市場活動の総てを示す言葉として「配布」(Distributing) という語を使用している。即ち、卸売、仲買、委託販売、ブローカー、輸出、輸入を含むのである。如何なる場合に、上記の言葉の一つを職業分類用語の「配布」という言葉に入れ替えるかは、各ロータリー・クラブの職業分類委員会の賢明な判断によって決定せらるべきものである。

職業分類の調査 (Classification Survey)

各ロータリー・クラブはその職業分類委員

会を通じ、職業別電話帳、その他の事業別名簿を用いて、毎年9月30日までに、その地域社会の職業分類調査を行ない、それによって充填及び未充填職業分類表を作成するよう勧告されている。分類表には又、たとえクラブの区域内である職業分類の業務が行なわれていない場合でも、それを貸与されている会員がクラブの区域限界内に居住している場合にはその職業分類をも記載すべきである。

企業内の独立部門

(Separate and Distinct Divisions of One Concern)

国際ロータリー定款及び細則、標準クラブ定款に於て使用されている「事業」(Business) 「専門的職業」(Profession) 「業務」(Occupation) 「商店」(Concern) 或は「会社」(Establishment) 等の用語を明確にするため、国際ロータリー理事会は次のように解釈している: 即ち

ロータリー・クラブでは、職業分類表を設定するに当って、

- (i) 商業的活動
- (ii) 工業的活動
- (iii) 専門的職業活動
- (iv) 団体活動

の何れをも、常に業務がそれ自身各個に、社会に対して完全な奉仕を行なうものならば、例え二つまたはそれ以上の斯様な業務の財政的管理及び財政方針の最終的決定権が、一つの法人または個人所有に属しておっても、全般的な方針の決定並びに責任遂行上完全に独立している場合、それぞれ「事業」「専門的職業」「業務」「商店」「会社」等として認めることが出来る。

例えば大規模の大学内に、明らかに互に独立した三学部が存在して、各学部毎に学部長と教授団があり、各学部が独自の全般的方針の決定及び、責任遂行上完全に独立している

場合は、クラブは、充填、未充填職業分類表に各独立学部の各々の主要かつ一般に認められた活動を包含する次の如き職業分類を設定すべきである。

教育——医学部
教育——工学部
教育——法学部

大規模の大学内の明らかに独立している各学部の職業分類を設定する際に守られる原則は、また、大規模な法人における別個の、明らかに独立している部門の職業分類の設定に関しても適用される。

職業分類の貸与 (Loaning Classifications)

各ロータリー・クラブは、ある一定の職業分類の下において会員となる資格を有する者は、その商業、工業、専門的職業又は公共団体活動の少くとも60%を、彼の職業分類が示す活動(事業、専門的職業、業務、商店又は会社)に捧げており、且つその地域において、彼が主として当該事業又は専門的職業活動に従事していることが一般に認められていなければならないという規定を採用するよう推奨されている。

均衡のとれた会員組織の維持

(Toward Balanced Membership)

ロータリー・クラブは何れの事業又は専門的職業にも偏らない、よく均衡のとれた会員組織を維持することが肝要である。

その職業分類が関連するか又は同類の事業である場合、或は同一の法人組織又は他の事業主の所有又は管理に属する事業である場合には、アディショナル正会員を含めた正会員数は当該クラブの正会員及びアディショナル正会員の総数の10%を超えないことが望ましい。

クラブが所在する区域限界内の特別な事情により10%以上が正当と認められる場合もあるが、よく均衡のとれた会員組織の原則は維持されるべきである。

充填されている現存職業分類が不均衡な古いクラブの場合は、よく均衡のとれたクラブ会員組織の原則を実行するため、他の職業分類の正会員及びアディショナル正会員の数を増加するよう努力するべきである。

新クラブ結成 (New Clubs)

ロータリー・クラブを結成するに当っては、種々と異なった分野からの会員を網羅することが重要である。従って、関連する職業分類の各グループから、別個な職業分類一つだけを充填することが望ましい。しかし事情によっては、これらの別個な職業分類の中、二つ又はそれ以上を充填しなければならないこともあり得るかもしれないが、クラブ会員の職業分類の均衡維持に注意することが肝要である。

新クラブ結成に必要な職業分類の最少限 (Minimum Number of Classifications for New Club)

将来新たにクラブを結成しようという地方では、ロータリーの職業分類の原則の上に常時少くとも20名の会員を維持出来るよう、最小限40の職業分類を有していなければならない。(理 48—49, 57—58, 61—62)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた後も、相当発展の余地を残しておくために、その地方の職業分類を創立会員(Charter Members)で全部埋めないようにした方がよい。(理 42—43)

職業分類の原則には絶対に反しないこと (Adherence to Classification Principle)

理事会は、職業分類の原則に反しないことが、最も重要であるとする意見に一致している。故に、職業分類設定の手続きは、それぞれ異なった、明確な、独立した、完全な、公共に対する奉仕活動を基礎とすること、又ロータリー・クラブがその会員を分類する手続きは、商社又は団体内における会員個人の仕事とか、地位によって分類するのではなく、会員が関係している商店、会社、団体等の主要且つ一般に認められた活動に基づくものであることを理事会は再確認している。

ある地方で、一人一業の職業分類の原則の下では、ロータリー・クラブの結成又は維持が困難又は不可能と見えるような事実を、この原則の確守から逸脱の理由にしてはならない。

その地域社会に奉仕する、はっきりした別々の奉仕活動即ち仕事があっても、主要な事業を独占している一つ或は極く限られた数の会社が、それらの仕事を統制しているようなところでは、国際ロータリー定款、細則及び標準クラブ定款に使われている「事業」、「専門的職業」、「業務」、「商店」、「会社」等に関して、理事会が国際ロータリー職業分類指針内の「企業内の独立部門」と題する章に記述している如き解釈及び説明に基づいて、職業分類を新設することができる。(本書27頁のその項参照)(理 52—53, 62—63)

会社合併 (Merged Companies)

会社の合併に関連して起る職業分類の問題

を処理するための指針として、理事会は次の項目を採択している。

職業分類：(イ) 許容され得る場合：職業分類は会員が属している工場、会社或は団体等の主要且つ世に認められた業務によるのであるが、これらの事業所が一つ又はそれ以上の合併された会社から成り、資本は一つであってもそれぞれ独立した製造工場と販売所を経営している場合は、(正会員及びアディショナル正会員を選ぶために)別々の職業分類を、合併された会社の各々に対して設けてもよい。但し、それらの会社の各々が、既に会員名簿に載っている職業分類とは全く異なった業務を行っているものでなければならない。

(ロ) 許容され得ぬ場合：——合併された会社が、一つの経営管理の下で一個の製造工場及び販売所に統合された場合は、職業分類は只一つだけしか設けることはできない。而して、この職業分類は合併された一つ一つの会社の業務でなく、合併されて出来た会社の業務を現わすものでなければならない。

(ハ) この指針は新旧役員に適用できる：——上述の指針は新しく会員になる者に対してのみ有効なだけでなく、合併されたそれぞれの会社の主要な業務を現わす職業分類の下で既に以前から会員である人々にも適用されるものである。

(ニ) 職業分類は重複してはならない：——この原則は上述の如く許容された職業分類がクラブ内に存在する他の職業分類と事実上重複しない場合にのみ適用されるのである。

(ホ) これ等の勧告によって既に会員である者が無理にその会員資格を剥奪されるようなことはない。(理 37—38)

クラブの運営

(Club Administration)

クラブ会長の資格と任務 (Duties and Qualifications of the Club President)

国際ロータリー理事会は、次に掲げるクラブ会長の資格と任務に関する説明を承認し、毎年クラブ役員選挙に先だて、この説明を全部のクラブ会長及びガバナーに送付するよう国際ロータリー事務総長に要請している。又、同理事会は適当な時期にこの説明をその雑誌に掲載するように要望している。

資格 (Qualifications)

クラブ会長は：

次のような資格を有する者でなければならない。

クラブに於て立派な資格を保有する正会員、アドビショナル正会員、又はシニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員であって、(正会員、アドビショナル正会員の場合は)その職業分類について疑問のない者。

クラブ全体を指導する能力を有し、且つ同僚たる会員の尊敬と信頼を有する者。

クラブを指導し、クラブの事務を執るに必要な時間と労力を献げ得る者。

自己のクラブの理事、又は一つ以上の委員会の委員又は委員長、或いはクラブ幹事を務めたことがあり、又前年度に会長のために準備される完全な見習修業としての指定任務を果たした者。

1回以上地区大会に出席したことがある者。

自己のクラブの定款及び細則、或いは国際ロータリーの綱領について十分役に立つ知識を有する者。

(なお出来得れば、就任前に少くとも1回は国際大会に出席した経験を有する者であることが望ましい)。

任務 (Duties)

クラブ会長は：

クラブの諸会合に於て議長となること。

各会合が注意深く計画され、且つ開会及び閉会が時間通り行われるよう注意すること。(少くとも月1回開催される)定例理事会の議長となること。

割当てた仕事を遂行する能力のある各種委員及び委員長を任命すること。

各委員会がそれぞれ明確な目標を持ち且つ常にその機能を発揮していることを確かめること。

各委員の任命後、出来るだけ早い機会に第1回のクラブ協議会(Club Assembly)を開催し、以後定例的にこれを開催すること。

地区大会(District Conference)に出席すること。

次期会長として地区協議会(District Assembly)に出席すること。

クラブ内及び地区内のロータリーの諸問題に関し地区ガバナーと協力し、且つ諸通信を速かに処理すること。

例年の会計検査は勿論、クラブ予算の編

クラブ運営

成及び会計事務の完全な履行を監督すること。

地区ガバナーの公式訪問に際し、各委員長より文書による報告が提出されるよう注意すること。

国際ロータリー事務局から得られる情報及び有益な示唆を利用すること。

「国際ロータリー・ニュース」(“R. I. News”)「地区ガバナー月信」(Governor's Monthly Letter)その他国際ロータリー事務局、地区ガバナーからの通信、刊行物等から得られる重要な情報が確実に各会員に伝達されるよう注意すること。

地区大会及び国際ロータリー大会に、クラブから適正な代表者が出ているよう注意すること。

1月にはロータリー年度半期間の業績を検討し、残る半年間の各委員会の活動とその目標を立てること。

6月にはクラブの財政状態及び年度内にクラブが達成した諸目標について、総合的な報告をクラブに提出すること。

退任前に次期会長と会談すること。

クラブの新しい運営を上手に発足させるため、又同時にクラブ運営の継続性を保つため、新旧理事の合同会合を開催すること。(理 46—47, 50—51, 62—63)

クラブ役員選び方

(Selection of Club Officers)

役員が無期限に留任しないように、会長及び幹事の職はもとより、理事、委員長も会員が代るがわる就任するという原則を、かなりの程度まで守ることが出来れば、クラブのためにもこの上なく役立つであろう。(理35—36, 50—51)

クラブ役員は、全般的な方針として、2箇年間続いて同一の職に就くことは奨励すべき

ことでないし期待すべきでもない。しかし、クラブの事情によっては、役員を留任させたり、又暫定的に前役員を再選する方がクラブに有利な場合もあるであろう。(理 42—43, 62—63)

クラブは会員の潜在的指導能力を慎重に調査し、かつ会員たちを委員に任命するのみでなく、時には例会の司会をさせたりして、大いに会員の能力を発揮させることに努めるよう示唆されている。(理 39—40)

クラブ・プログラム (Club Programs)

単なる興味本位、娯楽本位のプログラムをつくるよりは、ロータリーの問題についてのプログラムを準備することを奨励するよう、はっきりした努力をしなければならぬ。かくすることによって、ロータリー・クラブが単なる昼食クラブとなる傾向を是正することが出来るからである。(理 32—33)

各ロータリー・クラブは、その細則中に友好並びに講演又は他の特別のプログラムに対する特別規定と共にその例会の一定した行事の順序を規定することが重要である。(理 62—63)

記念日の儀式 各ロータリー・クラブはその最も近い例会日に、二月二十三日のロータリー創立記念日の適当な儀式を取り行うように勧告されている。(ダラス大会決議 29—12)

講演者への謝礼

(Paying Expenses of Speakers)

国際ロータリーでは国際ロータリーの元役員及び現役員を各クラブに派遣しその費用を国際ロータリーが負担しているが、もし、これ以外に各クラブが国際ロータリーの役員或いは他のロータリアンを招く場合は、そのク

クラブが費用を負担しなければならない。招かれた講演者の方から、費用の支払を請求しなければならないようなことがあってはならない。このような羽目に陥れて当惑させるようなことがあってはならない。このような費用の支弁に疑問の点があれば中央事務局は喜んで相談に乗るであろう。

クラブ例会における祈禱

(Invocation at Club Meetings)

世界中のロータリー・クラブには、色々な宗教的信仰或は理想を持った会員がいる。又、ロータリアンは自己の宗教的信条に忠実であると共に、他人の信仰に対しても誠実で寛容な、変らない尊敬をはっきり示すよう期待されている。各ロータリー・クラブは自治的なものであるから、自己の良き判断に基づいて、会員全部の宗教的信念を尊重するが如き方法で例会を行うべきである。

例会場 (Meeting Places)

例会場の決定は各クラブの自治に任すべきであることを国際ロータリー理事会は認める。しかし、各クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、或はパスト・サービス会員は、いずれも他のロータリー・クラブの例会に出席する権利があるから、各クラブは、世界中のどのクラブのどの会員でも出席出来るような場所で例会を開くことが期待されている。(理 46—47)

例会の廃止

(Cancellation of Weekly Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブは標準クラ

ブ定款中の規定事項を除き季節的又は祭日の理由により例会を廃止すべきでないことを決定したのである。(理 55—56, 62—63)

クラブが他の団体に加入すること (Club Membership in Other Organizations)

国際ロータリーの地方単位として、クラブは他の如何なる団体にも加入すべきでなく、又、他団体の会員としての義務を負うべきものでもない。クラブの役員及委員が他の団体の役員や委員と会議を開くことはよいし、又、そうせねばならぬ場合もあるが、しかし、クラブを束縛する権限はない。(ダラス大会決議29—12, 第2条第1節)

他のサービス・クラブとの連合会

(Joint Meetings of Service Clubs)

ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことは、ロータリーのプログラム及び活動を最もよく発展させる所以ではない。従って、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して毎週の例会を開くことには国際ロータリー理事会は反対である。しかし、ある特別な場合に、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことには必ずしも反対するものではない。(理 42—43)

例会に於ける酒類飲用の可否

(Alcoholic Drinks at Meetings)

ロータリーの会合に於て酒類を供することが正しいことであるかどうかは、各クラブに於て決定すべき問題である。

何年か以前のことであるが、ロータリーの

会合に於て酒類を供することをどう考えるか確めるため、各クラブに質問書を廻したことがある。この解答を表にして見ると、大多数のクラブに於てはクラブ昼食会或は夕食会には酒を出さない習慣であり、又、会員個人もその会の間は酒を注文しない習慣であることがわかった。国際大会におけるクラブ会長の会合で、この問題が討議されたことがあるが、出席者の大部分は、昼食会或は夕食会に酒類を供するのは望ましくないという意見であった。

その後間もなく国際ロータリー理事会は、アメリカ合衆国のクラブではロータリーの昼食会や夕食会に於て酒類を供することに反対の考えが専らであるという意見を表明した。

この問題に関してロータリーは何等公式の方針を持っていないと言われるかも知れないが、長い間の経験と多くのロータリアンが表明した意見によって、少なくとも酒類を、食事の一部として供する習慣のない国に於ては、ロータリーの会合では酒類を供しない方がロータリー運動のために良いであろうと言うことが出来る。

富くじ類による資金募集 (Raising Money by Lotteries or Raffles)

ロータリー・クラブの活動は、会員及び会員でない者の双方にロータリーに対する十分な尊敬の念を持たせる如きものでなければならないとされている。従って、如何なるクラブも、富くじ等によって資金を集めることは、そのような行為が完全に良いことと認められていない国に於ては、避けるべきである。(理 48—49)

クラブの定例理事会 (Regular Meetings of Club Board)

(Regular Meetings of Club Board)

クラブ理事会は少なくとも毎月1回定期的に開催すべきである。(理 41—42)

ロータリー情報 (Rotary Information)

各例会の始めの3分乃至5分間、会員にロータリーに関し真剣に考察をさせ、彼等のロータリーに対する知識と理解を拡げることが、如何にクラブの為になるかという点についてクラブの注意を喚起すべきである。クラブのロータリー情報委員会は、すべての会員、特に新会員のロータリーに対する正しき理解と、ロータリー会員としての特典と責任を納得させるようにするため、同委員会の活動を増強すべきである。年間を通じ少なくとも毎月1回、奉仕の四つの部門のそれぞれについて、ロータリアン個人の知識を増すようなプログラムを提供しなければならない。(理 35—36, 52—53)

新しく入会した会員は、種々の委員会は勿論、屢々、クラブ協議会、クラブ理事会、炉辺会合 (Fireside Meetings)、都市連合会 (Intercity Meetings)、及び地区大会 (District Conference) にも極力出席するよう奨励されなければならない。(理 35—36)

国際ロータリー事務総長は、地区ガバナーが更に多くのロータリー教育の必要性を強調し、そしてこれに関する有益な示唆を常に中央事務局から入手することが可能であることに各クラブの注意を喚起するよう、絶えず提示し続けるよう要請されている。(理 44—45)

何処にあるクラブでも、会員の中に、その地元の新聞社が十分代表されていることが奨励されている。(理 35—36)

クラブのロータリー情報委員会は、広範且つ、重要な調整をする責任をもち、そして全クラブ会員にロータリー情報を提供する責任を持統する最も重要な地位に置かれるべきであり又最適格者をクラブロータリー情報委員

に任命するよう強調されるべきことが推奨されている。又クラブは、一年を通じて定期的にクラブの行事及び活動並びにクラブの問題等に関する討論会に重点がおかれた例会を開催することも推奨されている。(理 62—63)

ロータリー強調プログラム
(Rotary Emphasis Program)

ロータリー・クラブは、クラブ・レベルでのリーダーシップ・プログラムを実施するよう勧奨されている。このプログラムは、「ロータリー強調プログラム」として知られるべきもので、同地区におけるディストリクト・リーダーシップ・フォーラムの後できるだけ早く行なわれるべきものである。(指導者訓練プログラム 71 頁参照)

ロータリー強調プログラムにおいては、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムへの参加者として指名されたクラブ役員や委員達は、同フォーラムで得た情報や意見を、下記の方法を通じてクラブ会員に分け与えるものとする。

- イ) 討論会での討議、又はクラブへ提出する報告;
- ロ) 新会員のためのロータリー情報会議;
- ハ) すみやかに職業分類調査を完了し、充填又は未充填の職業分類表を作成する行動;
- ニ) 炉辺会合; 並に
- ホ) 夫々の委員会の集会。(理 66—67)

国際ロータリーの理事会は

- イ) 次期クラブ会長又は他のクラブ役員がディストリクト・リーダーシップ・フォーラム後三週間以内に、クラブ協議会を開く責任者に指名されることに同意する;
- ロ) ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム後開かるべきクラブ協議会に先

立って、クラブ会長及び理事会は、ロータリー強調プログラムを検討し、次期クラブ会長又は他の指名されたクラブ役員に、クラブ協議会の開催に関する彼の責任を指摘するよう提言する。(理 67—68)

クラブ資金の取扱
(Handling Club Funds)

ロータリー・クラブは主として実業家から成り立っているのであるから、クラブ財政の取扱も事務的に行うべきである。クラブ資金を事務的に取扱うとなると、小切手の支払には副署を要することとしなければならないし、又、毎年会計検査を行わなくてはならない。(理 41—42)

クラブのバナー (Club Banners)

世界を通じてロータリー・クラブ及びロータリアンによるロータリー・クラブのバナー、フラグ及びベナント等々の盛り上がる人気及び普及した使用から生ずる問題を考慮して、理事会はクラブ間で斯様な記念品の交換によりなされる良いそして有益な目的を認識しているが、然しその慣例の誤用及び濫用の益々増加することに関心を以て見ている。

理事会は或る場合には斯様な記念品交換の慣例の誤用及び濫用は、不必要な財政的負担をロータリー・クラブにかけるものであり、そして他の場合にはクラブの基本的活動を妨げ且つそれをしばしば阻害し、斯様な交換の真の目的を打ち破る傾向さえあるという意見を持っている。

理事会は、斯様な記念品の交換に参加する総てのロータリー・クラブ及びロータリアンが斯様な交換を準備するに当っては、思慮、中庸そして慎重なる判断を用ゆることを勧告

している。

理事会はまた、斯様な交換をなすロータリー・クラブはそのクラブがその一部をなす地域社会、国又は地域を明瞭に、適切に、強く且つ表現に富んだものにする心掛けを以て、そのバナー、フラグ、ベナント等々を図案するのに十分な研究をなし、交換プログラムを効果的にする機会を持つべきであるという意見を有している。(理 58—59)

ロータリアンに対する事業上の援助と助言
(Business Advice and Assistance to Rotarians)

ロータリーの親睦に確実な効果を与え、会

員に有益な援助を与える機会を設けるため、クラブは次のことを行うべきである。

(イ) 事業上の助言や援助を必要とするロータリアンに内密に而も親身な援助を与えるため、色々異なった職業分類(Classification)を代表する会員数名を以て委員会をつくる。

(ロ) 広く会員の、主として経済的な問題について討議するため、“Clinics”(企業診断)或は“Forums”(討論会)を開いて会員の利益をはかる。(理 42—43)

国際ロータリーの委員会

(Committees of R. I.)

委員会 (Committee Meetings)

細則或いは理事会の特別な決定——例えば委員会の付託条件或いは運営手続——に別の規定がある場合を除き、国際ロータリーの各委員会は、予定の会合に割当てられた予算を正しく考慮して、会長が承認し且つ指定した日時及び場所に於て開くものとする。しかしながら、特別な事情がない限り、委員会はその過半数が出席するという保証が得られなければ会長は委員会の会合を開くことを認めてはならない。(理 46—47)

例外的な事情の下に於て会長が他の場所で委員会を開くことを認めることもあるが、通常、国際ロータリーの委員会はエバンストンの中央事務局に於て開くものとする。(理 45—46)

通信による投票

(Voting by Communication)

細則、或いは大会又は理事会による特別の決議に基づき規定された場合を除き委員会は郵便、電信、無線電信、電話によって事務を処理することができる。(第14条第17節) その場合如何なる提案に対する投票も、委員の過半数の投票が返送された場合には30日目を以て締切のものとする。但し、委員過半数が賛成又は反対の投票を終えた場合には30日以前でも締切ってよい。(理 52—53)

委員会の規模と機能

(Size and Functioning of Committees)

理事会は、国際ロータリーの委員会を経済的且つ能率的に運営するため、次の各項がのぞましいとする財政委員会の勧告に対し原則的に同意している。即ち、

- (i) 委員会の数は最小限にとどめる;
- (ii) 各委員会の規模は委員会に課せられた責任を果しうる限りに於て出来るだけ小さくする;
- (iii) 各委員会の会合は最小限に止め、成るべく1回がのぞましい;
- (iv) 委員会の会合は、時間を短かくして2度3度と招集する必要を生ぜしめるよりは、寧ろ1回の時間を長くして十分客観的に考え又研究する時間を与え、以て委員会を能率的に運営するようにする;
- (v) 委員会の任務が運営的な性質のものであり、仕事の準備が中央事務局でなし得るような場合は、委員の任命は経費節約をも考慮し、成るべく中央事務局に近い人という点からなすべきである。(理 49—50, 65—66)

委員会報告 (Committee Reports)

理事会はその常任理事会に、理事会の会合のない間理事会に代って諸委員会の報告を閲覧し、もし必要があれば理事会の定める常任理事会の任務規定の範囲内に於て、報告書の事項に関し決定を行う権限を委譲している。

国際ロータリーの委員会

緊急を要する委員会の勧告に

対する措置

(Action on Urgent Recommendations of Committees)

理事会は、現在の制度が、国際ロータリー委員会の行う緊急を要する勧告に関し、効果的な措置を取るのを妨げているとは考えない。しかし、現在の方針の許す範囲内に於て会長及び事務総長は委員会の行う緊急を要する勧告に対して、理事会に代って何等かの措置を行う権限を有することを承認する。但し、これは委員会が開かれた後、かなりの間理事会或はその常任理事会が開られない場合に限られる。(理 45—46)

委員の代理 (Substitute Members of Committees)

正式に任命された委員がその委員会の会合に出席できないときは、会長はこれが代理をおくことができる。但し代理として任命された委員はその会合の間だけ委員であるものとする。この代理として任命された委員は自分が代理する委員の見解を代表するように努力するものとする。然しすべての点に於て委員会の開かれている間は自分の代理する委員と同じ権利と責任をもつ委員である。(理 37—38)

委員会に関する検討

(Review of Committees)

細則の規定は、特定委員を除くすべての特

別委員の任期はその任命せられたロータリー年度の終りに終了するものと定めている。特定委員の任期は、そのために特定委員が任命された特定の目的が果されるか、又は理事会によって委員会が解任された時に終るものとする。

理事会は、慣例上毎年ロータリー年度後半の会合に於て現存の特別及び特定委員会全部について検討し、之らに関し理事会として次期の会長及び理事に如何なる勧告を行うべきかを決定する。

会長及び理事会によって任命される特別及び特定委員会は、特別の目的を果すために設置されるものであるから、如何なる特別委員会も、その目的を果すに必要である以上に長く之れを存続することを避けるため、各委員会の目的は、毎年之れを検討するよう絶えず注意を払うべきである。

会長及び事務総長は各常任委員会に対し、その設置された本来の目的に関係のある事項を付託するよう常に注意を払うべきである。特別委員会は単に特殊の事情ある場合に限り設置すべきものである。

事務総長は毎年、退任せんとする会長及び就任せんとする会長と共に、1943年7月の理事会において記録された次の示唆事項に対し、特別の考慮を払うよう注意を喚起しなければならない。即ち、新たに就任せんとする会長は退任せんとする会長に対し、次期の委員候補者の名簿を求めるのであるが、新たに委員を任命するに当っては、この候補者名簿に限定する必要はないのであって、この名簿は退任せんとする会長がその在任中に得た経験と交際に基づいて作成された参考になる名簿として受取るのである。(理 46—47)

社会奉仕

(Community Service)

ロータリーは、個人々々を啓発することに務め、この啓発を通じてその人が社会に於ける自己の地位を見出し、その地位に於て奉仕を行うことができるように、又、その人が、世界、国家及び社会との関係に於て自己の市民たる身分を考え、且つ自己の職業を奉仕への途と考えさせるように努力している。

社会奉仕活動に対する方針 (Policy Toward Community Service Activities)

社会奉仕に対するロータリーの方針は、1923年国際大会に於て採択され、その後の国際大会に於て改訂された決議23—34に述べられている。

決議23—34の本文

(Text of Resolution 23—34)

ロータリーに於て社会奉仕とは、すべてのロータリアンがその個人生活、職業生活、社会生活の別なくこれに奉仕の理想を適用することを奨励且つ育成するにある。

この奉仕の理想の適用を実行するに當って、会員に奉仕の機会を与えるため、種々の社会奉仕活動を展開しているクラブが多くある。ロータリアン及びロータリー・クラブの指針とするために、又、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を設定するために、次の諸原則が合理的であり、又管理に便利であると認められ且つ受け入れられている。

1 根本問題として、ロータリーは、自己

のために利益を得ようとする欲望と、他人に奉仕しようとする義務感と、それに伴う衝動との間に常に起る争を和解させようとする人生の哲学である。この哲学は奉仕即ち「超我の奉仕」の哲学であり、「最も良く務めるものは最も多く報いらる」という実践倫理の原理に基づいている。

2 元来、ロータリー・クラブは、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つの事項を実行することを目ざしている代表的な実業家及び専門家の集りである。即ち、第一は、職業及び人生に於ける成功と幸福の真の基礎として奉仕の理論を集合的に研究すること、第二は、その理論をロータリアン自身及びロータリアンの属する社会に対して集合的に実証すること、第三は、その理論を、個人として各自の職業及び日常生活に於て実践に移すこと、第四は、個人的に又集合的に、現実的な教訓と実例によって、ロータリー会員は勿論、ロータリー会員でない人をも、理論的にも実際的にもこれを受け入れるようにすることである。

3 国際ロータリーは、(1)奉仕の理想を守り、推進し、世界中に普及するために、(2)ロータリー・クラブを設立し、奨励し、援助し、且つ運営上の監督を行うために、(3)各クラブの問題の研究のため、又、強制ではなく有益な示唆を与えてクラブの運営を標準に合せ、且つ社会奉仕活動の内、既に多くのクラブによって良いということが証明され、そして国際ロータリーの定款に定められたロータリーの綱領から逸脱せず且つこれを不明瞭にすることのないような社会奉仕の活動を標準化するための、一種の情報交換所として存在する

団体である。

4 奉仕するものは活動しなければならないのであるから、ロータリーは単なる心の持ち方のみでなく、又、ロータリーの哲学も単に主観的なものではなくて、実際的な行動に移さなければならない。従って、個々のロータリー会員もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践しなければならないのである。

それ故に、ロータリー・クラブの団体的活動は次の条件の下に推奨されている。総てのロータリー・クラブはなるべく毎年異なったそしてその会計年度内に完了出来るように各会計年度に主要な社会奉仕活動を提唱することが望ましい。此の活動は地域社会が事実必要とすることに基くものとしクラブ全員の協力を要請すべきである。これは、そのクラブ会員が地域社会における個人的社会奉仕活動を行うよう奨励するクラブの継続したプログラムに加えらるべきである。

5 個々のロータリー・クラブは、自分のためになり又所在都市にも適した社会奉仕活動を選ぶに當って、絶対的な自主権を有している。しかし、如何なるクラブも、ロータリーの綱領を不明瞭にしたり、ロータリー・クラブが組織されている本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。また、国際ロータリーは、全般的活動を研究し、標準化し、推進し、且つそれらについて有益な示唆を与えるが、特定のクラブに対し、特定の社会奉仕活動を命令したり禁止したりすることはしない。

6 個々のロータリー・クラブが、その社会奉仕活動をどのように選ぶかについては、別に規定はないが、指針として次の基準が示唆されている。

(i) ロータリーの会員数は限られているのであるから、他に都市全体のために代弁し、行動する適当な市その他の団体が存在しない都市に於てのみ、ロータリー・クラブは、全市民の支持がなければ成功しないような全般

的な社会奉仕活動を行うべきである。又、商業会議所が存在する場合には、ロータリー・クラブはその役割に立ち入ったり、横取りしたりしてはならない。しかし、個人として奉仕の原理を実行し且つ訓練されているロータリー会員は、商業会議所の会員としても活発に活動すべきであり、又、市民として他の善良なる市民と共にあらゆる一般的な社会奉仕活動に関心を持つべきであると共に各自の能力の許す限り、金銭上及び実際行動においてその分を尽くすべきである。

(ii) 一般論として、ロータリー・クラブは、どんなに立派な計画であっても、クラブがその成功の責任の全部又は一部を執る用意と気持があるのでなければ、これを是認すべきではない。

(iii) ロータリー・クラブがその活動を選ぶに當って広報を第一目標としてはならないがロータリーの感化を拡大する手段として、価値あるクラブ計画が完全に実行されたものについては適当に広報がなされるべきである。

(iv) ロータリー・クラブは、その努力の重複を避けるべきであり原則として他の機関によって既に立派に行われている事業に従事すべきでない。

(v) ロータリー・クラブはその活動に於て、むしろ現存の機関と協力すべきであるが、現存の機関の設備では不十分であってその目的が遂げられない場合には、必要に応じ新しい機関を設けてもよい。

ロータリー・クラブにとっては、新たに重複する機関をつくるよりも現存の機関を改善する方がよいであろう。

(vi) ロータリー・クラブはその全活動に於て、宣伝者として最も巧みに行動し、最も多く成功している。ロータリー・クラブは、その活動を必要とする事態を発見はするが、その責任が全都市の責任である場合には、単独でそれを救済することを求めず、他の人々をしてその救済の必要に目ざめさせるように努

力しその責任をロータリーだけにおかず、本来その責任を負うべき都市全体におくよう、都市全体がその責任を自覚するようにすべきである。ロータリーは、或る事業を始めそれを指導してもよいが、関心を持たなければならぬ他の団体全部の協力を確保するよう努力すべきであり、ロータリー・クラブ自体の当然の功績をば最少限度に減じて、その協力者に全功績が与えられるようにすべきである。

(h) 全ロータリー会員の個人的努力を求むる活動は概してクラブの集団行動だけを必要とする活動よりも、ロータリーの精神に一層多く合致するものである。なぜならばロータリー・クラブの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員を、奉仕という点で訓練しようとする実験としてのみ考慮せらるべきであるからである。(セント・ルイス大会決議 23—34, デンバー大会決議 26—6 によって改訂; アトランティックシティ大会決議 36—15, 及びアトランティックシティ大会制定 51—9, トロント大会決議 64—43, デンバー大会決議 66—49)

「奉仕活動」への参加奨励 (Participation in "Service Activities" Encouraged)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、更に活発に社会奉仕活動に従事すべきであり、又、地域社会におけるロータリアンが社会奉仕として何をやっているかに関し、新聞その他を通じて、公衆に知らせることを嫌ってはならない。(理 41—42)

或る地域社会の必要に応じ政府及び民間機関が活動するにも拘らず、地域社会に於て効果的に又重複せざる奉仕をなし得る多様な取組むべき機会がロータリー・クラブ及びロータリアンに残されている。

効果的な社会奉仕活動をなすための基本としてクラブは次の諸点を強調すべきである。

(i) 社会奉仕委員会によりその関係する地方の特殊事情の徹底的調査と分析によって地域社会の必要とすることを確認すること。

(ii) 地域社会が必要とすることを見出すために、個人的並びに職業的見地からクラブ地域を研究することにより斯る調査と分析を補足し又強化するよう各クラブ会員を奨励すること。

(iii) 会合が可能であり、必要とされ且つ設定した方針と調和して実行できる場合には意見の検討と交換の目的を以て他の社会奉仕団体と集会をもつこと。

(iv) 有望な会員候補者として考慮する場合の要件として地域社会の必要なことに積極的な関心をもち、又、精通している事実を裏証できることを含めること。(理 63—64)

社会奉仕会議の運営手続 (Rules of Procedure for a Community Service Council)

都市内の色々な奉仕クラブ或いは他の団体の役員が、それぞれの団体の社会奉仕に関し、討議を行い、且つ意見を交換するため、時々会合する必要を認める場合には、ロータリー・クラブの代表者は、次の運営手続に従ってこれに出席することができる。

会議は、それぞれの団体によって実行されているか或いは考慮されている社会奉仕に関する問題について、討論を行ってもよいが、それぞれの団体が独立の団体としての行動の自由を失うことを意味する決定は行わないものとする。

問題の如何を問わず会議がとるべき措置は、出席者の意見の表明と会議の意見を各所属団体に報告することを出席者が承諾することだけにとどむべきである。

会議は、その代表者が会議に参加している団体を、如何なる点に於ても拘束するような意見を表明する資格も権限も与えられていな

い。但し、各団体自体が前以てそれぞれその問題を考慮し、且つその問題に対する態度を決め、その代表者に対し会議においてこの立場を示し他の代表者と同調することを指示し、且つ委任した場合はこの限りでない。

都市内の団体全部の共同行動を必要とすると考えられる問題がある場合には、各団体にとるべき措置に関する決定は先ず各団体自体に於てなされるべきである。その決定ができた後に、その問題を特別に考慮するため会議を特に招集すべきである。そしてこの会合には、各団体は、自己の団体のために代弁し、且つ加入に意見が一致した共同行動の責任を負う権限を正式に与えられた代表者を派遣すべきである。

ロータリー・クラブが自己の態度をはっきりさせる前に、会議に対する意見を新聞その他に発表することは、もしそれが、会議に代表を送っている種々の団体がその意見によって束縛されることを意味するのであれば、なすべきでない。

これらの運営手続の目的とする処は、このような会議に於て各自の考えを自由に交換し、意見の展開を育成することであり、又、同時に、会議に代表を送っている諸団体の地位、特に団体相互間、或はそれぞれの団体からなる大団体或は都市全体に関連しての地位を、決して害することがないことを確実にすることである。(理 32—33)

地方市民行事に国際ロータリーの参加 (Participation of R.I. in Local Civic Events)

国際ロータリーは、都合上及び慣例上、行列その他の地方市民行事に対しては、それが如何に立派なものであっても、これに参加するために経費を支出することはできない。(理 41—42)

国際ロータリーの資金は、全くそれ自身の

目的のためにその加盟クラブによって提供せられたものである。従って、他の組織の事業に寄付することはできない。同時に、国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、各個人ロータリアンがその地域社会における立派な奉仕事業を支持し且つ個人的に参加することを奨励している。(ロータリーと他の団体に関する方針の声明, 138頁参照)

国際ロータリーは特別の決議によりその承認事項を積極的に推進することが出来るものでなければ如何なる企画や運動も承認しないであろう。(ダラス国際大会決議 29—12)

ロータリーと商業会議所 (Rotary and the Chamber of Commerce)

商業会議所が存在する所においては、ロータリー・クラブは、その役割に立入ったり、横取りしたりしてはならない。しかし個人として奉仕の原理を実行し、且つ訓練されているロータリー会員は、商業会議所の会員としても活発に活動すべきであり、又良き市民として、あらゆる一般的な社会奉仕活動に関心を持ち、能力の許すかぎりこれに貢献すべきである。

身体障害児童の救済事業 (Crippled Children Work)

国際ロータリーは加盟クラブに対し、それぞれの都市に於て人道的奉仕を行う機会を与えるものとして、身体障害児童にして治療を必要とするものに対して整形、外科治療及び教育を施す事業を行うよう薦めている。(ダラス大会決議 29—12, 第2条第5節)

国際身体障害者救済会 (International Society for Welfare of Cripples)

国際ロータリーは、国際身体障害児童救済会¹ (I.S.C.C.) の目的と事業を認め、この種の事業に共鳴するロータリー会員がその協会の事業に参加し、これを支持することを薦める。

国際ロータリーは、加盟クラブが国際ロータリー以外の如何なる団体の加盟クラブにもなるべきでない²と考えるし、且つロータリー・クラブはその会員の全部又は一部を、彼等の同意なしに I.S.C.C. の会員にしようとはならない。更に又、ロータリー・クラブは I.S.C.C. の会員の会費をクラブ資金から払うようなことをしてはならない。

国際ロータリーは、ロータリー会員が個人として I.S.C.C. に加入し、会費を払い、その運営に参加することに反対しない。国際ロータリーは、その会員全部が I.S.C.C. の会員であるロータリー・クラブが I.S.C.C. の事業のための会合を持つことに反対しない。しかし、クラブ会員全部が I.S.C.C. の会員でない場合には、国際ロータリーは、I.S.C.C. に加入していない会員は、たとえそれが道義的勸告であっても I.S.C.C. への参加を強制されることがあってはならないと考える。

国際ロータリーは、世界各国の身体障害児童問題が重要であることを認め、各ロータリー・クラブの各会員が何らかの形で身体障害児童救済の事業に関係することを喜ぶであろう。しかし、国際ロータリーは、気のりのしないロータリアンにこの種の事業に関係することを強制することは望ましくないと信じている。国際ロータリーは又、ロータリー・クラブやロータリー会員が、身体障害児童救済事業のような立派な仕事でも、これに全く夢中になったために、ロータリー・クラブの真の役割が忘却され、ロータリーの基本的で特

色ある目的が見失われ又は忘れられるならば、それは望ましいことではないし、又ロータリー福祉の為にもならないものと考えている。(理 22—23)

1924—25年に国際身体障害児童救済会は、資金の必要を説明し、且つ各クラブに身体障害児童救済事業のために寄付する希望があればその機会を与えるという趣旨の書翰をクラブの役員に対し出すとこのことを希望して来た。これに対し理事会は次の措置をとった。

理事会は、主としてロータリー会員から成る国際身体障害児童救済会がロータリー・クラブの間で非常に立派な、利己的でない仕事をして来た事実はこれを認める。しかし、如何なる団体といえども国際ロータリーの加盟クラブに回状を送ることを認めることは本国際ロータリー理事会の方針ではない。(理 24—25)

癌研究 (Cancer Research)

全世界のクラブに対し、それぞれの国家に於て、もし機会があれば、癌の原因を確めるためになされつつあるすべての努力に対し激励を与えることを勧奨する。(理 38—39)

交通安全 (Traffic Safety)

各クラブは、社会奉仕委員会の小委員会として交通安全委員会を任命し、交通安全の問題を研究すると共に都市の交通安全委員会と、できる限り協力するよう考慮すべきである。(理 46—47)

成人無学者 (Adult Illiteracy)

成人無学者の問題は依然として世界各国に於て主要な問題とされている。成人の読み書

き出来る能力の育成に当っている政府並びに他の機関と競争することは賢明なことではないが各ロータリー・クラブによりなし得ることは多いのである。このためには、ロータリアンは現実に存在する必要事項に應ずるため、何が完成されつつあるかを十分に認識すべきである。斯くしてこそ全会員が此の分野の奉仕面で可能な活動又は計画を展開するための基礎として成人無学者問題の本質と範囲に就いて理解することができるのである。

農村都市関係振興

(Rural-Urban Relations Promotion)

全世界の都市及び農村の住民の間に一層良い友好関係を促進することは、クラブにとっては国際ロータリーの目的を達成する一助にもなる立派な運動である。この問題に対してはクラブの側に十分な関心があれば、中央事務局はこれをクラブの確立した活動と認め、且つその問題に関する情報交換所としての、役割を果すことに十分な関心を持っている。(理 25—26, 55—56)

募金運動への参加 (Participation in Fund Raising Activities)

募金計画或は他の運動に参加又は提携する

場合、クラブは、クラブの威信の強化向上に貢献しないような品位のないやり方に陥らないよう常に注意を払うべきである。(理 46—47)

ロータリー・クラブの活動は、ロータリアン及びロータリアンでない人の双方に、ロータリーに対して最高の敬意を起させるような活動でなければならないと考えられる。従って、富くじ等が全く好意を以て見られていない国に於ては、いかなるロータリー・クラブもこの種の方法によって金を集めない方が良くいとされている。(理 48—49)

道路標識 (Road Signs)

事務総長は、クラブ所在都市に既にロータリーの道路標識を設置、或は設置しつつあるクラブ全部に対し、それらの道路標識を完全な状態に整備しておくことの必要について、注意を与えるよう指示されている。貧弱な道路標識はクラブのみならずその都市自体の不名誉になると信ずるからである。(理 35—36)

¹ 1939年 I.S.C.C は改組され、International Society for the Welfare of Cripples が創立された。米国に於ては、National Society for Crippled Children and Adults が I.S.C.C の後身である。

定款に関する事項

(Constitutional Matters)

国際ロータリー組織上の規定である国際ロータリー定款及び細則は 1910 年の大会で採択され、以後の大会に於て改正乃至修正されて来たものである。定款及び細則の本文は 203—251 頁に掲載してある。

国際ロータリー定款及び細則によれば、規定審議会に付議すべき改正案は、規定審議会の開催されるロータリー年度の 8 月 1 日までに国際ロータリー事務総長へ送付され、且つその写しが同審議会及び国際大会が議案を審議するロータリー年度の 11 月 1 日までに事務総長によって各クラブ幹事宛に郵送されなければならない。

正式に提出された改正案の本文は、斯様な提案を審議すべき規定審議会の開催されるロータリー年度の 8 月 1 日又はそれ以前に国際ロータリー中央事務局事務総長の手許にしなければならない。

1922 年改正定款第 4 条第 4 節は「国際ロータリー加盟証状が交付され且つこれを受理する各ロータリー・クラブは、法律に違反しない限り、国際ロータリーの定款及びその細則、並びにその改正案によって総て拘束され、且つその規定を忠実に遵守することを茲に承認、批准且つ同意する」と規定している。

クラブ定款 (Club Constitution)

国際ロータリー細則 (第 1 条第 2 節) は次の事を規定する：

- (i) 標準クラブ定款。
- (ii) 1922 年 6 月以後に加盟を承認されたクラブは、すべて標準クラブ定款を採択

すること。

- (i) 1922 年 6 月以前に加盟を承認されたクラブは、この標準クラブ定款及びその改正規定に準拠する以外その定款の条項を変更しないこと。
- (ii) 標準クラブ定款を改正するためには国際大会の決定を必要とすること。
- (iii) かくの如き改正はすべて自動的に、標準クラブ定款を採択したクラブの定款の一部となること。

国際ロータリー細則に於ける以上の規定は、基本的な規定を各クラブ間に於て同一にすることを目的としたものである。

標準クラブ定款の本文は 255—264 頁に掲載してある。

国際ロータリー細則第 1 条第 2 節 (i) には又、特別な事情の下、又は国、州又は県の条例及び習慣に従う必要のある処では、理事会は、三分の二の多数理事の参集する理事会において、標準クラブ定款に一致していないクラブ定款における規定及びその改正案を、国際ロータリー定款及び細則に抵触しない限り承認することができるものと規定してある。

国の法律が、ロータリー・クラブの定款に資金募集及び不動産の所持の権限を規定することを要求する場合、斯様な権限を欲するクラブは国際ロータリー細則第 1 条第 2 節 (ii) の条文に従って規定を作り、地方的要求に適合するようその定款改正について理事会の承認を求めなければならない。(理 57—58)

第 1 条 (名称) 及び第 2 条 (区域の限界) は、それぞれのクラブによって異なるものであるから標準クラブ定款には空欄として残されている。この 2 箇条はクラブが国際ロータリ

定款に関する事項

一に加盟を許され、国際ロータリー理事会の承認を得て完成するものである。同様に、この 2 箇条を以後改正せんとする場合にも国際ロータリー理事会の承認を受けねばならない。

R. I. B. I. の定款は、国際ロータリー国際大会で承認された通り、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島におけるロータリー・クラブのための標準定款を、同連合会が採択し規定するよう規定している。この標準クラブ定款は、国際ロータリーの定款及び細則に違反せず、又、R. I. B. I. 定款の改正に関する規定に従って改正されるものとする。

クラブ細則 (Club By-Laws)

クラブの細則は、クラブの決議によって採択し且つ改正することができる。国際ロータリー理事会は細則を推奨している。この本文は、267—275 頁に掲載してある。この細則は、採択前に於ても採択後に於ても、その変更がクラブ定款及び国際ロータリー定款並びに細則に矛盾しない限り各クラブによってそのクラブの事情に適合するよう変更することができる。但し、もし改正案に疑義がある場合には、これを国際ロータリー事務局総長に提出して国際ロータリー理事会の審議を受けるようにすべきである。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、R. I. B. I. の理事会が、当領土別単位内のクラブが用うべき標準クラブ細則を規定している。

単一標準クラブ定款 (Only One Standard Club Constitution)

1. 現行の国際ロータリー細則 (第 1 条第

2 節) は、以後¹加盟を許されるクラブはすべて標準クラブ定款を採択すべきこと、及び現行国際ロータリー細則採択当時存在せるクラブ定款は新しい標準クラブ定款と一致させる場合を除き変更してはならないことを規定している。

2. 以前には如何なる“標準”クラブ定款があったにせよ、現在に於ては標準クラブ定款は一つであり、ロスアンゼルスで採択されたものがそれである。1921 年、1920 年、1919 年、或いはそれ以前にせよ、当時“標準”とされていたクラブ定款の下に活動しているクラブは、同定款の下に活動しているもので、標準クラブ定款の下に活動しているものと考えてはならない。言葉をかえて言えば、このようなクラブは、現行の標準クラブ定款に関連しては、以前に採択された定款の下で活動している他のクラブと全く同一の位置にいるわけである。

3. 標準クラブ定款の下に活動するクラブは、国際大会の決定なくしてその定款を変更することはできない。他の定款の下に活動するクラブは理事会に於てその変更がクラブ定款を標準クラブ定款に一致させるものと考えられる場合に限り、国際ロータリー理事会の承認を得てその定款を変更することができる。理事会は、この種の変更が全面的なものでなくとも、クラブ定款を一步でも標準クラブ定款に近づけようとする改正案には恐らく好意的考慮を払うであろう。(理 22—23)

ロータリー・クラブの法人化 (Incorporation of Rotary Clubs)

1. 理事会は、ロータリー・クラブを法人化することは、地方事情によってクラブの決定すべき問題であるという意見を持っている。理事会は、クラブが法人の条文の中に現

¹—1922 年 6 月 6 日以後

行及び今後改正されることのあるべき国際ロータリーの定款及び細則に忠誠と服従を誓う文句を挿入する限り、ロータリー・クラブを法人化することに反対することはない。

2. 理事会は、法人としての条項に対し次の如き一般的な規定を承認している。

本法人の名称は、

法人____(州)____(市)ロータリー・クラブとする。

本法人は利益の追求を目的としない法人とする。その目的とする処は慈善と仁愛にあり、且つ、国際ロータリーの綱領を励行、促進し拡大すると共に、国際ロータリーの加盟クラブとしての関係を保持するにある。本法人が組織された処の____州の法律の規定の許す限りに於て、本法人は国際ロータリーの管轄に属するものとする。

本法人は、定款に列挙せる目的と矛盾せず又、本法人がその規定の下に組織されている____州の法律とも矛盾しないような細則を採択する権限を有するものとする。

3. 新しく組織された法人は国際ロータリーと調和のとれたものとするために、その細則に、国際ロータリーが加盟クラブのために設けた標準クラブ定款及び細則のあらゆる関係規定を採択すべきである。

4. 法人の組織に関する条項には勿論、その規定の下に本法人が組織された州の法律の要求するその他の申立陳述等を含まねばならない。

5. ここに示唆された規定は、法人化されたクラブが国際ロータリーの加盟クラブでありたいという明らかな目的にあらゆる点に於て、矛盾せざる限り変更してもよいものである。

6. 現在のクラブがこれらの条件に従って法人として組織された場合、同クラブは、国際ロータリーとの関係に於ては何等変化なく、以前のクラブの継続にすぎないことを認めるべきである。

7. 事務総長は、理事会に代って、すべての法人化申込に対し裁決を下し、更に方針を明らかにする必要がある特殊な状況の場合には、これを常任理事会に付議するよう要請されている。(理 40—41 ; 57—58)

クラブ活動の法人化

(Incorporation of Club Activity)

理事会は、ロータリー・クラブがクラブに法律上の負担のかかるような特殊な活動をなす場合には、クラブそのものを法人化するよりも、寧ろその活動を法人化した方が良いという意見をもっている。(理 57—58)

国際ロータリーの印章

(Corporate Seal of R.I.)

事務総長は国際ロータリーの印章を保管するものとする。事務総長は理事会によって正しく承認された国際ロータリーの加盟認証状全部に対し、又、その他国際ロータリーの正規役員の名ある書類で捺印を必要とするすべてのものに対し印章を押す権限を有する。事務総長は、国際ロータリー会長の承認を得て、本決議中に規定されている権限の一部又は全部を文書によって随時事務次長に、或いは文書を以て彼の指名した事務次長代理或いは事務補佐に委任する権限が明白に与えられている。(理 32—33, 39—40, 59—60)

クラブ定款の権限の限界 (Limits of

Constitutional Authority of Clubs)

事務総長は、国際ロータリー定款及び細則或いは国際大会の決定によって特に禁ぜられていないという理由で、その会員を他の団体

定款に関する事項

に加入させたり或いは加入することを義務づける権利があると信じている或るクラブの事態を提起した、そして

事務総長は、「クラブがこのような行為をなさざるために一々禁止条項を設けなければならないか、」という質問を理事会に発した。依って、

ロータリー・クラブはその行動の範囲について、クラブ定款及び細則の規定により、又、国際ロータリー定款及び細則の規定により、更に、クラブ及び国際ロータリーの定款及び細則に調和する国際大会及び国際ロータリー理事会の決定並びに判定によって制限を受けるということに意見が一致した。換言す

れば、ロータリー・クラブは之等の文書から、ロータリー・クラブとしての行動をなす権限を得るのであり、これらの文書によって、直接、間接にクラブに与えられる権限のみを有している。従ってクラブは、これらの文書或いはその解釈の中に見出されない行動をなす権限はないのである。更に、ロータリー・クラブの定款及び細則が会員の義務に関する規定を有する以上、それ以外の義務を会員に課することは、このような付加義務の負担を許すことができるように、前以てその定款及び細則の改正を行わない限り、たとえ過半数の投票によっても、できないのである。(理 24—25)

国際大会

(Convention)

国際大会は毎年5月又は6月に(理事会は緊急又は特別の事態に応じて変更することができる)理事会の決定した日時及び場所に於て開催される。(国際ロータリー定款第8条、細則第7条)

国際大会は次の如き決議を採択している:

1929年5月テキサス州ダラスに於て開催された第20回国際ロータリー大会は、1931年又は1932年の国際大会をアメリカ合衆国外に於て開催し、爾後は少なくとも4年目に1回は国際大会をアメリカ合衆国外で開催することを決議したことに基き、

この決議事項は、1939—1945年にわたる戦争及びその結果によって実行されなかった1943—1947年を除き其の後実行されておることに基き、

国際ロータリー会員が125ヵ国に11,500以上のクラブ数を以て構成され成長した事実の認識に基き、

アメリカ合衆国外の国際ロータリーの成長が今やアメリカ合衆国内の発展を凌いでいる事実を同じく認識することに基き、又

国際ロータリーは、1965年の国際大会開催地をアメリカ合衆国、ニュージャージー州、アトランティックシティ; 1966年はアメリカ合衆国コロラド州、デンバー、1967年はフランス、ニース、1968年はメキシコ、メキシコシティ及び1969年はアメリカ合衆国、ハワイ州、ホノルルに決定したことに基き、

国際ロータリー第55回年次国際大会に於て1929年テキサス州ダラスに於ける、上記の決議を茲に改正し下記の如く新たな規定を採択することを決議した:

国際ロータリー第55回年次国際大会は、1970年に開催される年次国際大会後は同一国に於て3年連続して国際大会を開催することは出来ないものと決議する。(トロント大会決64—42)

大会の招致

(Invitations to Hold Convention)

その所在都市に於て国際ロータリー大会を開催することを希望するクラブは、先ず中央事務局より大会招致申込書を手に入れなければならない。

理事会は国際大会を招致せんとするクラブからの委員とか代表を受入れることはしないが、事務総長に郵送された文書による国際大会招致申込書を受取った後に、もし必要と考える場合には招致希望のあった都市を調査するために誰かを派遣する。(理 24—25)

準備手続 (Procedure for Preliminary Arrangements)

理事会が国際大会の開催される都市を決定後、出来るだけ早く、国際大会事務局長はその都市に赴き、開催地クラブの協力を得つつ、国際ロータリーに代って、集会場に関して市当局或は私的団体と契約を進め、同時に、出席予定者全部を収容しうる適当なホテルと交渉することになっている。

もし理事会が、国際大会開催都市を決定したときに大会の日時を明示しなかった場合に

は、執行委員が日時を決定する権限を有する。

国際大会事務局長は開催地クラブ理事会と連絡し、共に国際大会運営の計画を検討し、そしてこの国際大会に関してはその前年に行われる国際大会の終了までは宣伝を避けることの重要性を強調する。

大会事務局長は、開催地クラブから、同クラブが開催地クラブとして国際ロータリーに協力し、来訪ロータリアン及び来賓を迎え、且つ国際大会の成功を確保するために開催地クラブ及び国際ロータリー大会委員会との間に、相互的に同意をえた色々な方法で援助するという熱意を示した、正式にクラブによって採択され署名された決議文の写しを受取る。

この手続は、最後まで有効であるが、常任理事会により、又、緊急の場合は状況に応じ、会長がこれを変更することもある。(理 46—47)

会場 (Meeting Places)

国際ロータリーは、開催地の都市が国際ロータリーに費用をかけることなしに、国際大会の総会に相当且つ便利な講堂及び他の色々な会合に必要な集会場を提供することを期待している。

それは国際ロータリーが使用する国際大会々場の賃貸料はその都市のクラブが支払わねばならないというのではなく、その都市が一団体としてそのような設備を提供するか、或いは、市役所、商業会議所、実業家或いはホテル業者の団体が会場に対し必要なならばその資金を出すべきであるというのである。

この決定は国際ロータリーが大会々場の賃貸料を支払ったり、或いは臨時に必要な費用の負担を受諾することを妨げるものではない。(理 32—33, 47—48)

国際大会

国際大会運営事務

(Convention Operational Functions)

理事会は次の如き方針を表明している。「国際ロータリー理事会は国際大会に関する全般的な方針を決定し、国際大会委員会は公式のプログラムを作成し、且つ当該大会に関し特定の方針を決定するものとする。事務総長は、理事会及び国際大会委員会の決定に対しその細目にわたる実行と大会事務の組織運営に関して負担を負うものとする。

国際ロータリー細則第14条第8節——国際大会委員会——は国際大会準備事務について特に次の如く述べている:

国際大会委員会はその指定された国際大会の開催に必要な準備を行う責任を有するものとし、本細則或いは理事会によって特に他の役員、又は委員会に委嘱されたもの以外の、国際大会に関するすべての事項を取扱うものとする。

公式のプログラム及び議事日程の起草を除き、以上の事務は、委員会及び理事会に対して責任を有する事務総長によって行われる。これらの事務の細目に関して註釈すると次の如くである。

公式プログラム及び議事日程 国際大会委員会は主として全般的なプログラムの作成、国際大会の主題(もしあれば)の決定、討議、集会、余興、番組、交歓の家、次第書、合唱指揮者の選択、招待すべき名士に関して開催地クラブとの協力、観光旅行、等々の準備に対して責任を持っている。

事務総長は、上述の各項に関し国際大会委員会と協力し、同委員会の決定を遂行するに当っては細目的に之れを実施する。

宣伝 事務総長は、国際大会委員会及び開催地クラブとの協力の下に、国際大会の宣伝に関し委員会及び理事会に対し第一の責

任を有する。

運営及び接待費 事務総長は、過去の経験及びこの大会の特殊事情をもとにして国際大会の運営及び接待に要する費用の算出及びその後の財政的監督に関して、委員会及び理事会に対し第一の責任を有する。接待費の算出は、大会委員会の勧告にもとづいて理事会の承認する予定登録数及び登録料によって左右されるであろう。

国際大会々場の選択と設備 プログラム上の必要条件国際大会委員会の勧告、及び国際ロータリー大会正規の必要条件に合致せしめる大会々場及びその他必要な集会場の選択、設備及び契約に関し、事務総長は委員会及び理事会に対して第一の責任を有する。大会々場には下記のものを含む。

大会総会場

交歓の家

若い人々の交歓の家

特別集会場

規定審議会場

代議員会会場

特別協議会場

討議会場

事務所及び仮設場

会長室、会長ノミニー室、事務総長室、本部、理事会室、大会委員会室、大会マネジャー室、規定審議会事務室、ロータリアン誌室、レビスタ・ロータリア誌室、新聞記者室

出席の勧誘 事務総長は、大会委員会より示唆や勧告を受けつつ、出席奨励の予定表を作成且つ実行することに関して、委員会及び理事会に対し第一の責任を有する。

登録 事務総長は、登録委員会に対し、必要とする援助を与えることによって、その仕事を容易ならしめることに関し、委員会及び理事会に対し第一の責任を有するものとする。

その他の事項 事務総長は、大会の準備に

関連するその他すべての運営事務に関し、委員会及び理事会に対し第一の責任を有する。即ち開催地クラブの国際大会体制の展開に関して同クラブに協力、開催地クラブの任命する諸種委員会を監督、大会日報及び大会説明書等の準備、信任状作成の監督、通訳及び翻訳者等の確保等々である。

結論 以上の事務分担によると、結局国際大会委員会はその任命された特定国際大会の準備に関係ある面のみを行い、毎年国際大会に共通な細かい事柄は事務総長に任ず。斯くして、中央事務局の専任職員経験の集積と責任の委譲は、運営上の経済となり且つ委員に対する要求を少なくする結果となる。(理 47—48, 48—49)

国際大会の輸送手配 (Convention Transportation Arrangements)

1. 理事会が、その決定せんとする国際大会開催地の地域以外からロータリアンを運ぶ(例えば北アメリカ以外で開催される国際大会に北アメリカのロータリアンをそこに運ぶごと)必要のあるような処に国際大会開催地を考慮する場合には、理事会はその関係する輸送機関の調査を事務総長に請求しなければならない。此の調査報告は国際大会開催市を選定する時までに理事会に提出されねばならない。

2. 理事会がその開催地を選ぶ場合には、単に必要な会場場所、ホテルその他が、その市内において必要な手配を完了したということ許りでなく、理事会が決定するような特別輸送手配が国際ロータリーによってとられ完了するという条件の下においてのみその決定を行わなければならない。

3. 斯様な手配を援助するために、理事会は会長に輸送委員会(例えば19—年国際大会の北アメリカ輸送委員会の如き)を任命す

る権限を与えなければならない。斯様な委員会は委員長1名と、出来る丈団体旅行の手配に知識と経験を有する2名の委員を以て構成し、国際大会後、最終報告書を提出し、理事会によって解嘱せられるまでその任務に当るものとする。

4. 輸送委員会は、汽船会社、航空会社、交通公社その他交通及び観光の計画をたてるに必要な機関と交渉に入り、理事会に対して、その輸送及び観光の取扱い方及びその目的達成のための契約について勧告をしなければならぬ。事務総長は、理事会によって委任せられた斯様な契約を施行しなければならない。

5. 事務総長は、理事会及び輸送委員会の決定を実行する義務を有し、且つ輸送事務について輸送委員会及び理事会に対し主要責任を持つものとする。(理 57—58)

国際大会に於けるクラブの代表 (Club Representation at Convention)

国際大会に於けるクラブの代表に関する規定は、国際ロータリー定款第8条及び細則第7条にある。

各クラブは国際大会毎にその代議員を出席せしめて投票に参加するか、或いは資格のあるものに委任状を与えて代行せしめる義務がある。

各クラブは国際大会に代議員を送るよう勧告されているが、それが不可能な場合には、四つか五つのクラブが財政的に協力して1名の代議員を送り、その代議員は他のクラブにとってはオブザーバーとなつて、国際大会の模様を後でそれらのクラブに伝えるようにしても良い。(理 35—36)

各代議員(補欠代表及び委任状による代理人)の資格は信任状によって証明されなければならない。クラブが国際大会に出席することを公式に認めさせるために、その代議員は

信任状を大会開催地の信任状委員会に提出し、その投票カードに査証して貰わなければならない。如何なる代議員も、その登録料が支払われてあるか或いは支払われる迄、そしてその信任状が信任状委員会によって承認される迄は投票することを許されない。

信任状の用紙は、代議員の出発前に記入署名を終えて本人に渡すことができるよう、十分の余裕を見て各クラブの幹事宛郵送せられる。

自由代議員の信任状は、国際ロータリー事務総長によって信任状委員会に提出せられる。

投票委員会

(Balloting Arrangements Committee)

各国際大会に於て会長は、選挙人の中から、会長の決定した5名以上の選挙人から成る、投票委員を任命する。この委員会はすべての投票の準備、投票用紙の印刷と配布及び投票の集計の任にあたる。此の任務は他の必要な投票はいうまでもなく、国際大会で投票が必要になった場合にも適用される。

国際大会に於ける投票

(Voting at Convention)

正当に有資格と決定した代議員、委任状保持者、及び自由代議員が国際大会の投票体を構成するものとしして選挙人と称される。投票は国際ロータリー細則の定める処によらなければならない。(R.I.定款第8条第5節)

投票方法

次に示す場合及び役員推薦及び選挙に関し細則において別に定められた場合を除き、国際大会における投票は口頭法によるものとする。

(1) 選挙人からの要求又は議長より起立投票を命ぜられ各起立人を一票と数える場合。

(2) 国際ロータリーの方針に影響し又は斯様な制定又は決議に改正を加えんとする制定案又は決議案に対し次の如き事情の存在する場合。

(イイ) 理事会の過半数又は規定審議会の過半数が問題は記名投票を正当と認め得る重要性を予め言明している場合、又は出席している選挙人の過半数が斯様に言明した場合。

(ロロ) 会長又は議長が口頭投票又は起立投票の結果、記名投票を必要と認め之れを宣言した場合。

(ハハ) ある選挙人がその名前とクラブ会員であることを証明して記名投票を要求し、そして前記規定に記名投票に関する規定がないことを知らされ、且つその要求の正当性に関する議長の意見を聞いた後も、なおその要求を主張し、かつ20の他のクラブからの20名の選挙人がその身分を明かにしてその要求に加わることによって彼の要求を支持する場合。

会長又は議長は、起立投票の結果を必ずしも数えることなく宣言する権限が与えられており、そして彼の宣言は、直ちに起立数を数えることの要求が20名の選挙人の賛成の下に行われぬ限り最後の決定とする。

如何なる提出制定案又は決議案又はそれに対する提出改正案の記名投票に対する手続も、その記名投票用紙の他に提出制定案、又は決議案及び未解決の総ての提出改正案を伴わなくてはならない。投票用紙は、提出制定案又は決議案及びそれに対する未解決の提出改正案を最終的に処理できるよう必要な質問と共に立案され且つ記述されていなければならない。

記名投票並びに、役員の名指及び選挙に当

っては、選挙人は彼が所有している代議員証明書及び委任状の数だけ投票する権利を持っている。但し自由代議員は単に国際大会全体に提案された件のみについて投票することができる。(R. I. 細則第8条第1節(=)及び(≠))

総ての役員選挙は無記名投票とする。候補者が2人よりも多い場合には単一移譲投票の方法によるものとする。然しながら、役職に単に1人の候補者しかない場合には、投票は口頭投票により国際大会の事務総長をして斯様な各被指名者に対し、合併した投票をなすよう指令することができる。(R. I. 細則第10条第7節(ロ))

単一移譲投票 (Single Transferable Ballot)

理事に対して2名以上の候補者があるか、或いは大会に於て選挙せられるべき役員に、2名以上の候補者がある場合には、これらの候補者に対する投票には、単一移譲投票が用いられる。斯様な候補者名は投票用紙に記載されなければならない。(理 54—55)

単一移譲投票の実施方法

2名以上の候補者がある場合、各選挙人は1票の投票権を有する。その投票は次のように「ふりかえ」られる仕組になっている。

(イ) 選挙人は、投票用紙に記載された候補者の氏名に隣接する空欄に1という数字を記入する。この欄に1という数字を書いて行われた投票が「第1選択投票」である。

(ロ) 同選挙人は、前項に認められた1という数字の外に、彼が二番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に2という数字を記入し、第三番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に3と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選し

た場合、選びたいと思う順序に従い候補者に番号を付して行くのである。従って選挙人は候補者の数と同数だけ自分の選択希望を表明することができるわけである。

1回で過半数を得られない場合には再投票を行わず第2、第3と順次選択投票を考慮し、過半数の投票を得た候補者を、当選として発表する。

投票の数え方の一例を挙げれば次の如くである。

A, B, C, Dと4名の候補者があり、その内1名が選挙されることになっている。第一選択投票をA, B, C, Dの四つに分けて数える。この第1回の計算に於ては誰も総投票数の過半数に達しない。しかし4名の内、Cの得票が一番少いのでCを除外する。Cの得票中数字2がつけられた氏名によって、残った3名の候補者の得票に加えて行く。

しかし、このように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、第2回目の計算で最下位になったBを除外する。従ってBの得票をAとDの得票にそれぞれくり入れる。C候補は既に除外されているからこの場合は無視し、次にAとDとどちらを選択しているかを見る。この移譲即ち第3回の計算の結果Dが明らかに多数を得た。

全部の選択を示していない投票は、記された選択の分だけ数えることにし、それ以外のものは移譲できないから無視することにする。

“x”は第1選択の表示と看做される。一つの投票用紙に“1”又は“x”を一つ以上の氏名に付してあるものは無効とする。

得票が同数になった場合。何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択の数とその相関的価値によって結果を求めることになる。即ち、第2回目の計算に於ては第1選択の数の一番少い候補者、第3回目の計算に於ては第1及び第2選択の数の一番少い

候補者という順序で除外して行けばよい。

登録料 (Registration Fee)

国際ロータリー細則の規定によれば、大会に出席する16歳以上の者は必ず登録の上、登録料を支払うことになっている。登録料は国際ロータリー理事会によってその都度定められる。選挙人は、登録料を支払わざる限り投票することができない。

理事会は、毎年開催する国際大会の計画に関連して国際大会登録者が国際大会に関係する地元の交通乃至その他の特別活動に関して支払うべき追徴金を国際大会登録料に加算すべきものか、または除外すべきものかを、決定すべきである。

ホテルの割当 (Hotel Assignments)

事務総長、事務次長又は事務次長代理は、国際ロータリーに代り、又は、国際ロータリーの名に於て、会長或いは副会長が行うのと同じ効力を以て、国際大会に関連して理事会から委任された、ホテルの予約その他ホテルに関する事項につき契約、書類作成、或いはその他の取決めを行う権限を有する。(理 36—37)

元役員の座席 (Reserved Seats for Past Officers)

毎年度国際大会に於て、国際ロータリーの元役員、元理事及び元地区ガバナー、及び国際ロータリーの国又は領土単位の元会長及び元地区委員長(但し現在でも加盟クラブの会員)には、各自の前職を示すバッジを与え、それによって、会場内の代表者の席に着席で

きるようにし、且つ議場内の特権を行使できるようにしなければならない。以上は第18回年次大会に於ける国際ロータリーの決議である。(オステンド大会決議 27—16)

懇親宴会 (Fellowship Dinners)

理事会は、事情が許し正当な理由があれば年次国際大会において懇親的宴会の開催に対する準備をなすことに同意した。すべて斯様な国際大会における懇親宴会は、その規模において国際的でなければならない。理事会は事務総長に対し、大会委員会及び国際懇親宴会の準備責任者と協力し、且つ国際ロータリーへの出費を最小限度に留めるよう必要な手段を講ずることを指示した。(理 61—62)

元国際ロータリー役員の場合 (Meetings of Past R. I. Officers)

国際大会委員会は、毎年次国際大会の都度、規定を設けて、パスト・ガバナー或いはその他の国際ロータリーの全会員を招いて会合を開き、且つ昼食会その他の社交的な催しを計画するよう指示されている。但し、これに要する費用は参加者個人が負担すべきもので、国際ロータリーが支払うものでないということを了解しておくべきである。このような会合を開く目的は、かつて国際ロータリーのために働いた人々が、公式の資格で旧交を暖め、再会の機会を作ることである。もし十分の人数が出席している場合には、年度別に会合を開くのもよい。さもなければ数年度分ずつまとめ、或いは全部いっしょに会合してもよい。(理 41—42)

特別協議会 (Special Assemblies)

理事会は、理事会で許可した場合、国際大会において特別協議会が国際ロータリー細則第8条第2節の規定に従い開催せらるべきことに同意した。(理 60—61)

年次報告書 (Annual Reports Booklet)

事務総長年次報告、国際大会への会計報告、及びロータリー財団管理委員会報告等を載せた印刷報告書は国際大会において代議員に提供せられる。¹(理54—55, 59—60, 63—64)

国際大会議事録 (Convention Proceedings)

第31回国際ロータリー年次大会は、国際ロータリー理事会の監督の下に国際ロータリーの各国際大会の議事録を作成すること、又、この記録は国際大会議事の逐語的記録である必要はないが、すべての改正された条文、役員選挙、その他国際大会の事務的決定事項に関しては事実で正確な記録でなければならないことを決議した。

更に、この記録は理事会監督の下に正しく編集、印刷製本されるべきこと、又、その場合理事会は自己の判断に基づいてこの記録の中に(1) 国際大会プログラム、講演、討論、報告等加盟クラブが興味を感ずると思われる事項を組入れ、そして(2) 国際ロータリーの方針及び行動にふさわしくないと理事会が判断した講演、議論、討論又はその一部を記録より除外すること、更に、

この印刷製本された国際大会議事録を一部宛無料で各加盟クラブ及び理事会の決定する国際ロータリーの役員及びその他の人々に送

1. 1967—68年度の年次報告書は、1967—68年度の会長の報告も含んでいる。

付すること、但し、この無料配付する議事録とは別に、理事会の定める価格を以て理事会の指定する人々に販売するために余分の冊数を用意することが出来ることを決議した。(ハバナ大会決議 40—11)

編集・理事会は事務総長に対して、国際大会議事録の中に次の各項を掲載するよう指示している：即ち、国際大会の簡単な説明、すべての条文改正案と決議案の原文及びそれらに関する国際大会の決定、国際大会に於ける事務的事項、及び国際ロータリー事務総長及び会計の年次報告、並びにロータリー財団管理委員会報告。以上各項の内容は決議40—41

に合致していなければならない。(理 53—54, 54—55, 59—60, 63—64, 66—67)

版權：国際大会議事録は、営利会社が複製することがないよう版權所有とし国際ロータリーを保護しなければならない。(理 27—28)

印刷及び配布：国際大会の議事録は各加盟クラブへ無料送付、及び事務総長が必要とする人々に贈呈するに足る部数を印刷しなければならない。売却すべきものは、議事録印刷に要した実費をつぐなうに足るよう、事務総長によって決定された価格で配布すべきである。(理 50—51)

国際大会

国際ロータリーの国際大会

(Conventions of R. I.)

年度	場所	月日	出席者数
1910	シカゴ (イリノイ州)	8月15日~17日	60
1911	ポートランド (オレゴン州)	8月21日~23日	149
1912	デュルース (ミネソタ州)	8月6日~9日	598
1913	バッファロ (ニューヨーク州)	8月18日~21日	930
1914	ヒューストン (テキサス州)	6月22日~26日	1,288
1915	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	7月18日~33日	1,988
1916	シンシナティ (オハイオ州)	7月16日~20日	3,591
1917	アトランタ (ジョージア州)	6月17日~21日	2,583
1918	カンサスシティ (ミズーリ州)	6月24日~28日	4,145
1919	ソールトレイク シティ (ユタ州)	6月16日~20日	3,038
1920	アトランティック シティ (ニュージャージー州)	6月21日~25日	7,213
1921	エディンバラ (スコットランド)	6月13日~16日	2,523
1922	ロスアンゼルス (カリフォルニア州)	6月5日~9日	6,096
1923	セントルイス (ミズーリ州)	6月18日~22日	6,779
1924	トロント (カナダオンタリオ州)	6月16日~20日	9,173
1925	クリーブランド (オハイオ州)	6月15日~19日	10,216
1926	デンバー (コロラド州)	6月14日~18日	8,888
1927	オステンド (ベルギー)	6月5日~10日	6,412
1928	ミネアポリス (ミネソタ州)	6月18日~22日	9,428
1929	ダラス (テキサス州)	5月27日~31日	9,508
1930	シカゴ (イリノイ州)	6月23日~27日	11,008
1931	ウィーン (オーストリア)	6月22日~26日	4,296
1932	シアトル (ワシントン州)	6月20日~24日	5,182
1933	ボストン (サマチュセッツ州)	6月26日~30日	8,430
1934	デトロイト (ミシガン州)	6月25日~29日	7,377
1935	メキシコシティ (メキシコ)	6月17日~21日	5,330
1936	アトランティック シティ (ニュージャージー州)	6月22日~26日	9,907
1937	ニース (フランス)	6月6日~11日	5,790
1938	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	6月19日~24日	10,432
1939	クリーブランド (オハイオ州)	6月19日~23日	9,241
1940	ハバナ (キューバ)	6月9日~14日	3,713
1941	デンバー (コロラド州)	6月15日~20日	8,942
1942	トロント (カナダオンタリオ州)	6月21日~25日	6,599
1943	セントルイス (ミズーリ州)	5月17日~20日	3,851
1944	シカゴ (イリノイ州)	5月18日~22日	403
1945	シカゴ (イリノイ州)	5月31日, 6月 5日-12日-19日	141
1946	アトランティック シティ (ニュージャージー州)	6月2日~6日	10,958
1947	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	6月8日~12日	14,678
1948	リオデジャネイロ (ブラジル)	5月16日~20日	7,511

1949	ニューヨーク (ニューヨーク州)	6月12日~16日	15,961
1950	デトロイト (ミシガン州)	6月18日~22日	6,949
1951	アトランティック シティ (ニュージャージー州)	5月27日~31日	8,453
1952	メキシコシティ (メキシコ)	5月25日~29日	6,804
1953	パリ (フランス)	5月24日~28日	10,107
1954	シアトル (ワシントン州)	6月6日~10日	8,015
1955	シカゴ (イリノイ州)	5月29日~6月2日	14,312
1956	フィラデルフィア (ペンシルバニア州)	6月3日~7日	10,003
1957	ルサールン (スイス)	5月19日~23日	9,702
1958	ダラス (テキサス州)	6月1日~5日	14,035
1959	ニューヨーク (ニューヨーク州)	6月7日~11日	15,475
1960	マイアミビーチ (フロリダ州)	5月29日~6月2日	11,345
1961	東京 (日本)	5月28日~6月1日	23,366
1962	ロスアンゼルス (カリフォルニア州)	6月3日~7日	22,302
1963	セントルイス (ミズーリ州)	6月9日~13日	10,779
1964	トロント (カナダ)	6月7日~11日	14,661
1965	アトランティック シティ (ニュージャージー州)	5月30日~6月30日	9,363
1966	デンバー (コロラド州)	6月12日~16日	12,929
1967	ニース (フランス)	5月21日~25日	19,362
1968	メキシコシティ (メキシコ)	5月12日~16日	11,840

地区の運営

(District Administration)

地区設定に関する方針

(Policy Governing Creation of District)

理事会は運営の効果を一層上げるために加盟クラブを集めて地区 (District) を設ける権限を有する。地区の設定に関する方針は次の通りである。

次に示すことは、国際ロータリー理事会の判断と決定である；

1. 運営の効果を一層上げるために、加盟クラブは究極的には全部地区に所属せらるべきである。
2. 国際ロータリーの運営は理事会の責任であり、地区は運営の一部面であるから、地区設定の発議権は理事会が執るべきである。
3. 地区は、その設定が国際ロータリー及びその地区内に入るロータリー・クラブの最大の利益となりうると思われる場合においてのみ、設定せらるべきものとする。
4. 地区の構成は一定数のクラブ又は地域の大きさによるものではないが、新しい地区は次に示す事情を考慮して、慎重な調査の上においてのみ創設しなければならない。

- (イ) 地域の広さ(平方マイル)；
- (ロ) 現存クラブ数及びその地域内に将来出来る可能性あるクラブ数；
- (ハ) その地域内の交通及び通信機関の利便と施設、旅行の場合その見地から地域管理の可能性；
- (ニ) 地域の住民を特徴づける、人種及び国家的要素；
- (ホ) 地域の政治及び経済的狀態；
- (ヘ) 住民の言語；
- (ト) 地域の結集力；
- (チ) 若しありとすれば——州連合、県連

- 合、又は国際地区設定の機会；
- (イ) その地区の分割又はその地区のクラブと他地区との合併の可能性；
- (ス) その地域にあるクラブと現存する地区のクラブとの関係；
- (ル) 現存するクラブのロータリー運営単位としての記録；
- (ヲ) 財政的考慮。(理 27—28；34—35；51—52；57—58)

地区の設定 (Districting)

理事会は新しく地区を設定し、又現存地区の境界を変更することができる。但し、地区境界の変更はそれによって影響を受ける地区の過半数のクラブの反対を冒して行われてはならない。

国際ロータリー細則の規定(第14条第9節)によると、常任地区設定委員会(Standing Districting Committee)は細則第13条第1節に規定する地区の境界とその設定並びに発表について理事会及び会長を助けることになっている。

地区設定委員会は理事会の採択した地区設定の方針に従って次の如く行動する。

1. 国際ロータリーの地区設定委員会は、国際ロータリー会長が必要と認められたならば、1月に行われる理事会以前、成るべく10月又は11月中に開催しなければならない。
2. 地区設定委員会はその会合において、予測しうる将来に地区設定を要すると思われる地方にある地区の事情を検討しなければならない。斯様な検討は、当該地区に関連して確保した事実の情報の上に行うものとする。此の検討を基礎として委員会は、特別の研究

を要すると思われる地区を選び、次の国際協議会会期中、その選ばれた地区のガバナー・ノミニーを地区設定委員会と協議するよう勧誘しなければならない。斯様なガバナー・ノミニーには、その人達それぞれの地区内における地区設定に関する事柄について、予め準備するよう要請しておくべきである。

3. 地区設定委員会は国際協議会会期中に会合し、地区ガバナー・ノミニーとそれぞれの地区内における地区設定問題に関連して協議できるようにしておかなければならない。選ばれた地区のガバナー・ノミニーとの協議のため特別な準備をなし、出来うれば、その人達に予めその会合の時と場所を通知しなければならない。

4. 次期地区ガバナーは、国際協議会からその地区に帰った時に、地区内クラブの組換えに関する計画遂行に関連して、地区内のクラブ会長その他適当なロータリアンと協議すべきである。必要と認められた場合には、彼は地区内に地区設定委員会を設けて、クラブの組換えに関する明確な計画をたてる責任を持たせても良い。

5. 地区ガバナーは、クラブ公式訪問の際とかその地区内のクラブ又はロータリアンとの接触の際に、簡単に地区設定の問題を話し合うべきである。地域設定に関する斯様な接触の目的は、その地区に関する地区設定問題について、クラブとかロータリアンに良く知って貰い、その結果これらクラブで受入れることのできるクラブ組換えの計画を、国際ロータリー地区委員会に提出することを容易且つ速かにするためである。

6. 或る範囲のクラブ組換えが2又はそれ以上の地区に影響する場合には、関係地区ガバナーは会合して、必要ならばその範囲に入るクラブの組換え計画をたてるため、それらの地区からの代表で連合委員会を設置すべきである。

7. 地区ガバナーは、現在の地区を運営し

て行く上の諸問題を述べ、次に挙げる諸点を明確に示して、国際ロータリー地区設定委員会に、地区としての計画を提出すべきである。

- (イ) 関係範囲と提案地区の境界を示す地図；
- (ロ) 現在のクラブ数、各クラブの会員数、及び各提案地区における拡大の可能性；
- (ハ) 各提案地区における地区大会開催都市に関する情報；
- (ニ) 各提案地区内の交通機関；
- (ホ) 政治及び経済事情。

8. 国際ロータリー地区設定委員会は、地区ガバナーよりの提出計画をその委員会の開催期において、成るべく10月又は11月、或は通信によって研究審議し、考慮のためその勧告案を理事会に報告しなければならない。

9. 若し国際ロータリー理事会が、考慮されている地区又は地区群におけるクラブを組換えすることを決定したならば、国際ロータリー細則第13条第1節の規定により、国際ロータリー会長は、その地区又は地区群のクラブにその決定された事柄について通知しなければならない。

10. 地区又は地区群に影響を受けるクラブの過半数が、国際ロータリー理事会の示す期間内に異議を申立てない場合には、国際ロータリー事務総長は、その地区ガバナー及びクラブに、理事会の決定は確定したことを通知しなければならない。(理 54—55)

理事会は、国際ロータリーの全役員及び地区大会における、国際ロータリー会長の全代理が、ロータリー・クラブの運営能率を一層向上させる目的を以て、地区設定委員会が理事会に与えた勧告を基にして、理事会が唱導した如の地区設定に関する一般原則を、支持することを期待している。(理 48—49)

地区設定に関して統一あるやり方を確立するため、地区間の境界の修正が効力を発生す

る日は、1月1日及び7月1日の内、臨機都合の良い方を選ぶものとする。(理 42—43, 62—63)

理事会は新たに設定された地区の境界が決定発表されてから1箇年間は、同地区の境界の修正を考慮しないものとする。(理 48—49)

或る新しいクラブが、現存の地区外の土地で、国際ロータリーへの加盟を許されたときは、それをクラブ地区に編入すべきか、それとも、地区無所属クラブ群の中に入れるべきかについて、決定が行なわれるものとする。効果的な運営を行うために、全ロータリー・クラブは、究極において、地区に所属せらるべきものとするという既定方針に従って、地区無所属クラブ群は、できる限りすみやかに、地区に編入さるべきものとする。(理67—68)

地区内のクラブ数

(Number of Clubs in a District)

地区を構成するクラブ数の最大限及び地区の地理的な面積に関しては厳格な規定はあり得ない。地区は国際ロータリーに対して財政的に不当な負担をかけるような大きさであってはならないし、又、地区が大きすぎてガバナーがその任務を正しく遂行するのに過労となってもいけないというのが原則である。これらの両極端の中間に於て、地方地方の事情がそれぞれ決定要素となるであろう。(理 31—32)

国家間に跨る地区

(International Districts)

言語、風習及び距離が許す場合に、国家間に跨る地区を新たに設定することは原則として望ましいことである。しかし現存の地区の境界を改編して2以上の地区或は、地区の一

部を結合し国際的な地区を設定することは、関係クラブにとっても、又、国際ロータリーの全般的運営にとっても望ましいことではない。かくの如き国家間に跨る地区の設定は十分の考慮を以て行われねばならない。(理 46—47)

地区ガバナー (District Governor)

組織された地区における地区ガバナーの直接管理下でのクラブの運営は、健全な手続であり且つ継続さるべきものである。地区ガバナーの任務の運営に関する国際ロータリーの現在の方針及び手続は満足すべきものである。

その地区における国際ロータリーの役員として地区ガバナーの職に選ばれたロータリアンは、その義務及び責任について良く知らされており、注意深く選ばれ、健康上その他でその義務及び責任を喜んで果しうらうということが、地区ガバナー制度の効果的運営に必須である。地区ガバナー・ノミニーの選択に当っては、地区ガバナー職の資格及び必要条件が明かに理解され且つ十分に考慮されることが必要である。(理 61—62)

地区は、地区ガバナー・ノミニーの選出を、就任する前々年中に行なうよう奨励されている。(理 66—67)

理事会は次のことを勧告する。

地区ガバナー・ノミニーが、その就任2年前に選出された地区においては、彼はその就任の前年中に、

1. 地区ガバナーから、その地区の各種委員会又は地区組織に関し、特別の責任を与えられること、

2. 参加者として別に指示されていないすべての地区集会、特にディストリクト・リーダーシップ・フォーラムに、オブザーバーとして出席するよう、地区ガバナーから招待され

ること。

3. 地区協議会のプログラムに参加するよう、地区ガバナーによって考慮されること。

理事会次はの事項に同意した。

(イ) 地区ガバナーの制度は望ましく又実際的であることが経験によって証明されている。何か改良することが必要であるならば、この制度の運用方法の範囲内に於て改善を行うべきである。

(ロ) 地区ガバナーの職につくべき最良の候補者を確保するため、地区ガバナーは毎年、所管地区内のクラブに対し入手できる資料の調査を要請し、且つ適当なガバナー候補者を推薦せしめるよう、勧告されている。

(ハ) 地区ガバナーは、地区大会 (District Conference) に先だつて所管地区内の各クラブに対し、ガバナー候補者としての被推薦者の履歴及び資格について伝達しなければならない。

(ニ) 毎年、地区ガバナーの身分、資格及び任務についての説明書を用意し、これを各クラブに配布して、地区ガバナー被指名者として推薦された者或は推薦しようとするものがガバナーの任務について知ることができるようにすべきである。(理 29—30, 39—40)

理事会は、国際ロータリー定款の職業分類及び会員資格の規定に従って、彼を会員に選挙したそのロータリー・クラブでの会員資格に、完全に該当しない人を、地区が、地区ガバナー・ノミニーとして選ぶ行為に、重大な関心を持っている。(理 61—62)

地区内の全クラブが行う地区ガバナー・ノミニーの選択は、ロータリーの原則に調和した厳肅な、信頼のできる方法で実施さるべきものである。地区ガバナー候補者の支援活動は、地区ガバナーの重要さ及びその重大な任務内容と一致すべきものである。地区ガバナー候補者支持の文献の内容は、写真及び彼のロータリー活動、市民としての、そして事業又は専門的職業活動の説明に限定さるべきで

ある。そして彼の立候補を助成推進する如何なる処置も講ぜらるべきではない。(理 64—65)

上述のことに關し次の如き説明書が準備されている。

身分 (Status)

地区ガバナーは

国際ロータリーの役員である；
地区内のクラブによって指名され、国際ロータリー大会によって選挙される。
7月1日に就任し、1箇年間或は後任者が選挙せられ、資格が確定するまでその任にあるものとする。

資格 (Qualifications)

地区ガバナーは

指名を受ける地区に属するクラブの名望ある正会員、シニア・アクチブ、又はパスト・サービス会員でなければならない；
関係規定の厳格なる適用において、その会員資格に完全に該当しなければならないと同時に彼の職業分類が適正であるべきことは論を俟たない；

地区ガバナー被指名候補者として彼が推薦される前会計年度の終りに、国際ロータリーに何等未決済の負債を持たない、良い立場にあり、活動しているロータリー・クラブの完全な資格のある会員でなければならない；

彼が指名される時に、通算5年以上一つ又はそれ以上のロータリー・クラブの会員であったものでなければならない；

クラブ会長又は幹事を務めたものでなければならない；

肉体的及びその他の点で、規定せられている地区ガバナーの職務に対する義務と責任を喜んで完遂し得るものでなければならない；
彼は選挙せられる直前の国際協議会には全会期を通じて出席し同協議会終了直後の7月1日までに彼の地区に帰らなければならない。
国際大会への出席は大いに望ましい；
所属クラブの尊敬と信頼を得ていなければなら

らない；
その人自身の事業又は職業の経営において発揮した実行力を持つ職業上令名ある男子でなければならない；

ロータリーの仕事を遂行するのに必要な時間が得られるように自己の事業又は職業の業務をうまく編成しなければならぬ；
本人並びにその近親者の品行が申し分のないものでなければならない；

ロータリーとその目的、綱領及び規則をよく心得ており、国際ロータリーに対して忠実であることを認められたロータリー会員でなければならない；

信服させ得る方法で、ロータリーの如何なる面についても論ずることが出来、自己の所信を私的にも、公的にも簡単、直截、且つ真剣な言葉で表現出来なければならない。必ずしも雄弁家である必要はない。

任 務 (Duties)

地区ガバナーは

理事会の全般的な支配と監督のもとに働く国際ロータリーの役員である。彼の地区内クラブを直接監督する責任を遂行するに当り、特に国際ロータリーの綱領の推進という特別な任務を負わされている。そして自ら：

地区内の新クラブ結成を監督する；
地区内の現存クラブの強化を援助する；
地区内のクラブの間に又これらのクラブと国際ロータリーとの間に友好的な関係を増進する；

担当地区大会並びに地区協議会を計画、運営且つ主宰する；

出来るだけ年度の初めに地区内の各クラブを公式訪問する。(この訪問は急いでではない。ガバナーが有意義なクラブ協議会を開いて協議し又ロータリーに関する包括的な講演を行えるよう充分な時間をかけるべきである)；

地区の各クラブ会長並びに幹事にマンスリー・レターを出す；

会長又は理事会が要求する事項を速かに国際ロータリーに報告する；

後任ガバナーに地区内のクラブの状況に関する完全な情報と一緒にクラブ強化のための勧告案を提供する；

後任のガバナーに一連の地区書類を引渡す；
地区における国際ロータリーの役員としての責任に伴っている他の義務を果す；

但し、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は、理事会の指示の下に、同地域における伝統的慣行に従い、且つ、R. I. B. I. の定款及び細則に従って、遂行さるべきものとする。彼は又、会長又は理事会の要求あるときは、速やかに、国際ロータリーに報告すべく、又、同地区内における国際ロータリーの役員としての責任上生ずべき他の義務も遂行するものとする。

ガバナーの実行が期待されている事項には以下の如きものがある；

常にクラブの健全な状態を推進することに努力しながらクラブの問題についてはこれを援助する；

ロータリアン誌(或はレピスタ・ロータリア)、国際ロータリー・ニュース(R. I. News)、事務総長書翰、その他国際ロータリー中央事務局からのすべての公報、文献類、及び地区内クラブの出版物等に目を通す；

各クラブに対し、少くとも毎年一回は都市連合会 (Inter-city meeting) に参加するよう奨励する；

地区内に更にロータリー・クラブを結成するよう斡旋し且つこれを監督する；
地区内のロータリー会員の大会開催の準備をする；

国際ロータリー大会への出席を勧奨する；
必要があればクラブ会長及び(又は)幹事の特別会合を開催する；

毎月地区内のクラブの出席報告の摘要を作成し、この地区報告を国際ロータリー事務総長

に送付する。

理事会は、国際ロータリーの細則に定められている通りの地区ガバナーの任務は、特に、地区における国際ロータリーの役員としての責任上生ずべき義務も自ら遂行するものとするとの規定は、会長や理事会によって定められているプログラムや活動を実行する責任をも含むことに同意した。

指名に必要な資格の取得 (Qualifying for Nomination)

地区ガバナー被指名候補者は、細則に規定してある地区ガバナーの資格、任務及び責任を了承し心得た上で地区ガバナー・ノミネーとしての資格を得るために、規定の地区ガバナーの資格、任務及び責任を明確に理解しており自分はその職の適格者であり、且つその任務と責任を引受け忠実に実行出来る旨の署名入り文書を事務総長を通じ、国際ロータリーへ提出すべきものとする。

国際ロータリー細則は、同細則に規定された地区ガバナーの資格並びに必要な条件に適合しない如何なる地区ガバナー・ノミネーの指名も却下され、選挙のため事務総長によって国際大会に提出されないものであると規定している。斯る場合事務総長は却下されたこと並びにその理由を当該地区ガバナーに通告し、地区ガバナーは前記ノミネーにその旨通告すべきものとする。時間的余裕がある場合にはその地区は細則の規定に基き、地区ガバナー指導のもとに地区大会或は郵便投票の何れかにより他のノミネーを選出すべきものとする。万一その地区が地区ガバナーとして満足すべき適格なノミネーを選ぶことに失敗した場合は、国際ロータリー細則第13条第5節(イ)項の規定に従って選出されるものとする。

国際協議会へ地区ガバナー・ノミネーの出席 (Attendance of District Governor Nominee at International Assembly)

長い経験に基づき、且つ定められた方針と手続とに基調して、理事会は、地区ガバナー・ノミネーが国際協議会に出席することは、地区水準における国際ロータリーの効果的運営上最も重要であると考えている。

猶お、理事会は、各地区ガバナーが、その地区における国際ロータリーの代表者として効果的に行動し、且つ国際ロータリーの役員としての地区ガバナーに期待されているその地区内クラブの指導、指揮及び助言をなさんとするには、国際協議会に参加することから得られる基本的経験と訓練を受けなければならないものであることを不動の信念として堅持している。

理事会は、各地区ガバナーが地区ガバナー候補者全部及び地区内の全クラブに対し、ガバナー・ノミネーが地区ガバナーとしての必要な用意をなすため国際協議会に出席することの必要性と、候補者が国際協議会にその全期間出席でき且つ事実出席するのだから指名が受諾されないということを強調するよう要請している。

如何なる理由の下においても、地区ガバナー・ノミネーが国際協議会に出席することが出来ないとするれば、その人自身及びその地区のクラブに対して、且つ世界を通じての国際ロータリーの最善の利益のために、その人は他に、国際協議会に全期間出席が出来且つ事実出席する被指名者の選択が出来るように、直ちにその指名を辞退することが期待されている。

経 費 (Expenses of District Governor)

国際ロータリーは各ガバナー・ノミネーに対し国際協議会に出席するに要した費用を適

当額報償することになっている。地区ガバナーで再び指名された場合には2回目の国際協議会に出席することができる。その人の1回以上の出席に対する費用は国際ロータリーにおいて弁済しない。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける19名の地区ガバナーを除き、国際ロータリーは、又、各ガバナーに対し地区内の各クラブに対し1回ずつ公式訪問を行うに要する旅費、通信費、各クラブ役員へ送付するマンスリー・レターの発行費、地区大会及び地区協議会への旅費等の費用を計算し割当てている。国際ロータリーはこのような出費に対し、単にこの割当の範囲内で各ガバナーに弁済する。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーがその任務遂行上生じた費用は、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー加盟クラブが国際ロータリーに納入した人頭分担金からR. I. B. I. に割当てられ且つR. I. B. I. が保有する資金により地域単位 R. I. B. I. によって、支払われる。

地区ガバナーの職務運営に関する方針 (Policy on Administration of Office of Governor)

理事会は、地区ガバナーの職務運営についての次の方針を採択している。

理事会は、地区ガバナーの職務運営に関するこの方針の一部として、国際ロータリーの定款並びに細則が次の通り規定することを承認する：

イ) 理事会は、運営を一層効果的にする目的で、クラブが集中している地域を地区に分割する権限を持っている。

ロ) クラブの運営は、構成地区の地区ガバナーによるクラブに対する直接監督と並行し

て、理事会の一般監督の下に行われる。

ハ) 地区ガバナーは、理事会の一般管理並びに監督の下に活動する地区内の国際ロータリー役員である。地区内のクラブを直接監督する責任を遂行するに当り、地区ガバナーは、国際ロータリーの綱領を推進する特別任務を負わされている、そして自ら：

- 1) 地区内の新クラブ結成を監督する；
- 2) 地区内の現存クラブの強化を援助する；
- 3) 地区内のクラブ間並びにそれらクラブと国際ロータリー間に友好的な関係を増進する；
- 4) 担当地区大会並びに地区協議会を立案、実施、かつ主宰する；
- 5) 出来るだけ年度の初めに地区内全クラブを公式訪問する；
- 6) 地区内の各クラブ会長並びに幹事にマンスリー・レターを発送する；
- 7) 会長または理事会の要求事項は速やかに国際ロータリーに報告する；
- 8) 後任ガバナーに地区内のクラブの状況に関する完全なる情報と一緒に、クラブ強化のための勧告案を提供する；
- 9) 後任のガバナーに一連の地区の書類を引き渡す；
- 10) 地区に於ける国際ロータリーの役員としての責任に伴っている他の義務を果たす。

理事会は、地区の運営方式が満足すべきもので、かつ効果的なものであることが証明されたこと、従って存続すべきものであることを再確認する。

地区ガバナーの職務運営関係者に対する情報と指針として、理事会は、この方針の一部として次の声明を記録に留める。

(イ) 地区ガバナーは、地区内の各クラブの会長並びに幹事に、小型印刷または謄写印刷回覧用マンスリー・レターを毎月15日又はその前後に発送するよう期待されている。こ

のマンスリー・レターの内容は、地区内クラブが特に関心をもつ記事、例えば、新クラブの結成、地区協議会、地区大会、国際大会、地区内クラブの異例の成果について、及び多くのクラブの注意を喚起するような諸問題を載せるべきである。

(ロ) 地区ガバナーは、地区内に於て認められている国際ロータリーの唯一の運営役員ではあるが、地区内のクラブ数及び、地区の地理的範囲に応じて地区内の隣接クラブを2乃至それ以上の地域に区分して、各地域にガバナー代理として適格なロータリアン(直前クラブ会長を優先的に)を任命すべきである。斯様な代理は、日常の運営事務についてガバナーを補佐し、その地区内のクラブ及び地区ガバナーに対し非公式の助言者として行動するものである。地区ガバナーは、又、その監督の下に、地区内のロータリー計画を推進する地区諮問委員を1名乃至数名任命することが出来る。

次に示す解説は、分区代理又は地区諮問委員会を設けんとするガバナーの参考に供するものである：

1) ガバナーの分区代理：

何か：地区内に於て予め決定した分区にあるクラブの運営を援助するための非公式なガバナー代理。

これらの代理は、その分区内のクラブ会長とガバナー間の連絡員で、何等の権限も有しない。

ガバナーは、これらの分区代理に彼の職務の何ものも委任しない。

誰か：元会長；所属クラブに於て、その運営者として、特に成功した人々。

何時：大抵のガバナーは、公式訪問を終わって地区内の諸問題に精通するまで待機するが、あるガバナーは就任早々に任命するものもある。

如何に：地区は、その地理的状態及びその広さにより、最少3クラブ、最高7クラブの

規準で区分される。

代理の一般的任務：分区内のクラブに、年2回か3回位非公式の訪問をする。これらのクラブ内の進展状況をガバナーに知らせる。分区内の都市連合会を結成する。分区内又は他の分区との出席競争を準備する。非常事態の発生した場合は、特別訪問を行う。講演者の斡旋その他有用な援助をクラブ役員に与える。地区ガバナーの要請事項や勧告事項の実行を推進するようクラブを督励する。クラブの充填未充填職業分類作成に助力する。クラブが会員数を徐々に確実に増加するためには上手に立案されたプログラムを作成することがクラブにとって大切なことを役員並びに、必要ある場合は、会員にも理解させるのに協力する。地区大会のプログラム委員会の一員として活躍する。

経費：クラブ間の距離が接しているため、経費は普通あまりかからないので、通常各代理は自己負担とする。

長所：未来のガバナーを養成できる。ガバナーの資格で出席することが好ましくないような場合に、非公式に援助できる。分区代理のいない場合よりも多く都市連合会を開催できる。出席率を高める。分区内のクラブの一般的運営が改善される。地域社会に於ける価値あるかつ認められた事業並びに専門的職業活動の真の横断面をクラブ内に実現するために上手に立案され、かつ運営される計画の利点を分析検討するようクラブを督励できる。ガバナーに援助と、同情と、感激を与え、かつ地区内に健全な道徳を樹立する助けとなる。

2) 地区諮問委員会：

此の委員会は、ガバナーの直接監督と指導の下に行動し、委員のうち、1名は地区に於けるクラブ奉仕、1名は職業奉仕、1名は社会奉仕、そして1名は国際奉仕とそれぞれ奉仕促進の任務に当る。可能な場合には、青少年奉仕促進の任に当る委員を1名追加する。

もし希望があれば、クラブ奉仕、職業奉仕、

社会奉仕、国際奉仕、青少年への奉仕に関する諮問委員会またはその他の諮問委員会が同一の目的のために任命されても差支えない。

3) 一般

ガバナーは、単に1ヵ年だけ地区を運営する役員であるから、こうして任命される分区分代理または地区諮問委員も、その人達を任命するガバナーの任期中のみその任務につくものとする。ガバナーは、その地区内クラブに関する何等の権限及び責任をも軽減されることはない。彼は、分区分代理または地区諮問委員会が存在しない場合の如く、各クラブを訪問し、クラブの報告を受ける等々のことをしなければならない。国際ロータリーは、分区分代理または地区諮問委員会の仕事に付随する経費の請求には応じない。理事会は、地区ガバナー自身によるクラブの直接監督と言う一般に認められた方針を乱すような副ガバナー、代理ガバナー、地区幹事、或は他の如何なる組織の設定をも承認しない。

事情が許せば、ガバナーは、地区内の弱体クラブを強化するため慎重に選考された補佐(元国際ロータリー役員その他)の奉仕を活用すべきである。分区分代理または地区諮問委員会が既に任命されている場合は、弱体クラブの強化に当ってガバナーを援助する補佐を上記の分区分代理または地区諮問委員会委員中より任命されても差支えない。

国際ロータリー理事会により随時特に勧告され、そしてその示された方法により構成された委員会を除き、次期ガバナーの権限または責任を如何なる方法でも弱める結果となるような、継続的役員、組織、または委員会の如きものを地区内に作ってはならない。

(イ) 国際ロータリーの年間予算には地区ガバナーが、地区内に於てその責任と任務を遂行する際負担する妥当かつ必要経費を報償するための支出金が計上されている。その支出金の総額は、次の経費承認諸項目を賄う割当相当額とする。

- 1) 必要な場合の事務並びに速記のパート・タイマー；
- 2) 小型印刷または謄写印刷したマンスリー・レターの発行並びに地区内クラブ会長並びに幹事宛郵送費；
- 3) 必要な一般通信費；
- 4) ガバナーに、国際ロータリーよりの支給品以外の文具や事務用必需品；
- 5) 必要な場合の電話並びに電報料；
- 6) 地区内の各クラブへの公式訪問一回、地区大会の準備と、その指導、次期地区ガバナーとして並びに地区ガバナーとして地区協議会への出席準備と、開催準備のための旅行についての既定方針に基づく旅費及び日当。

地区ガバナーは、その地区内の弱体クラブを二回以上訪問するよう勧奨されている。もしかかる追加訪問が必要でしかも地区ガバナーの予算内で実施できない場合、又は、インターアクトに関する活動其他最初の予算に計上していないロータリーのプログラムのため、追加予算が必要な場合には、かかる追加経費は支弁されるものとする。但し、かかる追加予算の請求は、地区ガバナーによって、事務総長を経て理事会へ提出され、且つ、かかる経費の支出以前に、承認された場合に限るものとする。

新クラブ結成と認証状伝達に関連して、ガバナーが必要とする旅費の報償は、ガバナー予算の前記割当額には含まれていないので別に、国際ロータリーより支給される。新クラブ結成並びに認証状伝達に関係のある、加盟金の半額を越える経費を必要とする場合、ガバナーは、その経費が得られるか否かを確めるために、事務総長と協議すべきである。(理 65—66)

国際ロータリーの資金は、地区委員会に係る如何なる経費にも使用してはならない。(理 46—47)

ガバナーの記録及び書類

(Records and Files of Governor)

(イ) 退任するガバナーはその後任者に対し、その地区に於て最もロータリーの為になるように、その任務を遂行するのに参考になると思われる情報は、すべてこれを引継ぐよう要請されている。

(ロ) ガバナーは、地区内の各クラブに関する詳細な情報、及び資料を記した記録を保持する義務はないが、地区内におけるクラブの状況に関し、成るべく完全な情報を、最も便宜な形式で編集して持っていなければならない。(理 46—47)

地区ガバナーは継続している一連の地区書類を全部後継者に引継ぐべきものとする。

(国際ロータリー細則)

地区ガバナーの半期報告 (Semiannual Reports of District Governor)

地区ガバナーは年2回報告書を提出する。第1回報告は、7月1日より12月31日の期間にわたるもので、ガバナーはその中で、地区内のロータリー運営に関しての批判、観察及び示唆を提示して、国際ロータリー会長に提出する。此の報告は3通作成し、1通は国際ロータリー会長事務所に、1通はガバナーに関係深い事務局に送り、そして1通は地区ガバナーの綴込みに入れるものである。

第2回、即ち6月1日付の最後の報告は、国際ロータリーに提出されるもので、地区の一般状況、及び地区内の特種活動及び立場について記載し、且つ一般的な批判、観察及び示唆を提供する。此の報告の1通は国際ロータリー事務総長に送り、1通は次期ガバナーに送り、1通は地区ガバナーの綴込みに入れて保管するのである。

ガバナーのマンスリー・レター

(Governor's Monthly Letter)

ガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリー会員に送るためには国際ロータリーの資金は十分でない。地区の費用でガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリー会員に送ることにするかどうかは、各地区に於て決定すべきことである。(理 33—34)

ガバナーのマンスリー・レターは、各クラブの会長、幹事だけでなく全会員がこの書翰に書かれている地区の活動その他に関する知識を得られるよう、毎月クラブ理事会でこれを読むと共にその1部をクラブ例会でも読むようにすることを全クラブに対し勧告する。(理 34—35)

理事会は、地区ガバナーがそのマンスリー・レターで、クラブ会員数の増減を報告するときは、前月の報告との比較増減の代りに、或はそれに加えて、本ロータリー年度7月1日以降の会員の増減を示す数字を入れるよう勧奨する。(理 67—68)

ガバナーのクラブ訪問

(Governor's Visit to Club)

ガバナーは自己の地区内全クラブに対して公式訪問をしなければならない。この訪問は急いで行ってはならず、十分な時間をかけて、効果的なクラブ協議会を催したり、或はクラブに対し広範囲にわたる、ロータリーに関しての講演を行ったり、或は又、クラブ内にロータリーに関する知識を普及強化する目的でクラブフォーラムを開いたりする機会を持つようにすべきである。(理 46—47, 49—50)

直前ガバナーが、その任期の最後の3ヵ月に加盟した新クラブを訪問することには異議はない。但し、之れは先ず以てガバナーの承認を受けた場合のことである。(理 44—45)

ガバナーが所管地区内の外国に法律上入国できない地区に於ては、国際ロータリー会長は、ガバナーと相談の上、理事或は他の適当なロータリー会員をしてガバナーに代ってこれらの国のクラブを訪問させる権限を持っている。(理 49—50)

地区出席競争

(District Attendance Contests)

理事会は、各地区ガバナーがその地区内のクラブ間に出席競争を行なわしめること、及び、クラブよりガバナーに提出される月例の出席報告に基づき、そのマンスリー・レターにおいて、かかる競争の結果を発表することを要求する。(理 67—68)

活動の同格部門三点 (Three Point Co-Equal Avenues of Activity)

ロータリーが最も広い影響を与えることができるようにするために、ガバナーは自己の地区に於て次に示す活動の同格部門である三点を執行すべき責任に重点をおくべきである。

(i) 何処であろうとクラブが成功裡に維持され得る見込のある、あらゆる都市にロータリー・クラブを結成。

(ii) 各クラブ職業分類をできるだけ多く充填。その場合最良の候補者を確保することに重点をおく。一つの職業分類に於て総ての条件が同一である場合には、若い方の候補者を選ぶ、斯くしてクラブの平均年齢を下げる。

(iii) 国際ロータリーの計画及びロータリーの綱領に関してロータリアン各自を啓発することを強調。(理 45—46)

地区協議会 (District Assembly)

ロータリー教育及び情報の提供と地区活動の調整の目的を以て、地区内の全次期クラブ会長及び幹事、次期地区ガバナー及び理事会が指定するその他のロータリアンから成る協議会が、毎年4月、5月又は6月中にガバナーの決定する時と場所において開催されなければならない。特別の事情の下に、理事会は、(i) 茲に定められた日付以外に開催することを認め、或は(ii) 斯様な協議会をやめさせることができる。

ロータリーは考案することも実践することも年と共に急速に進歩する。国際協議会はこの考案と実践を最新のものとするために計画されたものである。従って国際協議会に出席したガバナーが地区協議会を統制すべきである。地区協議会に於て発表する時ガバナーを補佐する人々を選考するに当って、地区ガバナーは地区内の最も適格なロータリアンを選ぶものと期待されている。そして彼等が割り当てられた各主題に関し最新の情報を得ているかどうかを確かめるため、地区協議会に先き立って各個人と会談するものとする。(理 54—55)

地区ガバナーは、地区協議会のプログラムから娯楽及びレクリエーションをすべて除外するよう勧告されている。(理 52—53)

次年度会長及び幹事に決定した会員が所属する各クラブは、彼等に対し就任前に地区協議会に必ず出席する旨を誓約するよう要求すべきである。その費用はクラブ又は地区が支払うよう勧告されている。(理 63—64)

ガバナーは、次年度のクラブ会長及び幹事が地区協議会に出席することの重要性を、特に強調しなければならない。又、クラブ役員にロータリーの計画に関する知識を与えて、感激と決意をもってクラブに帰るようにさせ、そして、個々のロータリー会員に関する限り、クラブ協議会を通じて、ロータリーの

計画が一層効果的なものとなるようにさせることに特に努力を払わなければならない。(理 48—49)

地区の面積が非常に広大で旅行の都合上単一の協議会にクラブの代表が全部出席できない場合には、ガバナーは、必要とする数のグループ、或は部分的協議会を開くよう奨められている。(理 42—43)

地区大会及び地区協議会への出席に問題のある地区においては、事情が許せば、地区協議会及び地区大会を4月、5月又は6月中に引続き開催しても良いが、必ず別な会合とし、且つ各会合の特色に十分な注意を払い、各会合の時間を短縮してはならない。(理 57—58)

次期会長並びに幹事の地区協議会出席を奨励すること並びに彼等が必ず出席するようクラブの役員選挙を早目に行うことをクラブに勧告するのは地区ガバナーの責任である。(理 57—58)

地区大会 (District Conference)

各地区のロータリー会員の大会は毎年、地区協議会、国際協議会又は国際大会に選ばれた日以外で、ガバナー及び地区内過半数のクラブ会長が賛成した時と場所に於て開催されることになっている。

地区は、次の地区大会を開催する期日の少くとも1年前、地区大会が非常に早期に行われるよう計画されていない限り、成るべく、前地区大会において次の大会日と場所を選ぶよう奨励されている。

ある種の地区大会委員会は、出来るだけ早期にガバナー・ノミネーによって設置されるよう示唆されている。然しながら、その最後の決定は国際協議会の終了後まで保留すべきである。(理 56—57)

連合地区大会の開催：国際ロータリー細則は国際ロータリー理事会が二つ又はそれ以上の地区の連合地区大会の開催を認めることが

出来る規定している。

可能な場合二つ又はそれ以上の地区の連合大会の開催が奨励されている。(理 63—64)

2箇年間続けて地区大会を連合で開くことは望ましくない。(理 43—44, 56—57, 61—62)

大会プログラム：大会の期間は2日より少くなくようにすべきである。大会のプログラムを準備するに当ってガバナーは、ロータリーの話が主となるようにし、ロータリアンでない講演者がプログラムに出る場合には、彼等の話の主題をロータリーの目的に直接関連させるよう努力しなければならない。(理 42—43, 58—59)

地区ガバナーは地区大会を計画するに当り、地区ロータリアン並びに来賓が経済的理由から大会出席を思い止まることのないよう経費を最小限にとどめることが得策であることを考慮に入れるよう奨励されている。(理 63—64)

只1日限りの大会プログラムをガバナーに提供してはならない。もしガバナーから1日だけのプログラムが要求された場合には、事務総長はそのようなプログラムを作成することについてガバナーを援助するであろう。しかし、事務総長はガバナーに対し、1日だけの大会では、ロータリーのプログラムを満足に遂行することはできない、というのが理事会の意見であるということを伝えるよう命ぜられている。(理 47—48, 48—49)

大会のプログラムの立案と実行は、ガバナーの責任であり、又、ガバナーだけがプログラムの完全な統制を掌握すべきである。(理 48—49)

大会の出席率を良くし、最大の効果をあげるため、ガバナーは次の如く行動すべきである。

(1) 新たに結成されたクラブ全部の全会員が大会に出席するよう特に努力する。

(2) 地区のほぼ中心に位置する都市で大会を開催するよう努力する。

(3) クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の各協議会を開くよう準備する。

(4) 大会プログラムの立案に当っては、不必要な娯楽的接待及び競技類をやめ、主題を厳格にロータリーの議事日程に限るようにする。

(5) 婦人及びその他すべての大会参加者が、本会議の全部に出席するよう強調し、婦人達に対する接待も本会議出席をさまたげないような時間に於てのみ行うよう準備する。(理 42—43, 47—48, 48—49)

ガバナーは、地区大会プログラムの立案に当って、昼食及び宴会を除いて総計9時間を本会議並びにグループ討論会に充当するようにしなければならない。(理 46—47)

会長代理の地区に対する挨拶は、最も重要なものである。従ってこの挨拶はプログラム中最も重要な地位を与えられるべきである。しかしながら、会長代理の挨拶を大会プログラムに組み入れる前に、ガバナーはプログラムへの参加に関し会長代理の意向を質すべきである。(理 48—49)

ガバナーは、大会番組の一つとして少くとも1回ロータリーに関する討論会或はタウンミーティングを開催すべきである。(理 49—50)

可能な場合地区内に居住する国際ロータリーの元役員であるロータリアン及びその夫人達のために、何等かの社交的な集い、宴会、昼食会、或は歓迎会の如きものを開くのがよいと思われる。このような集いは親睦と社交の為のみに限るべきであって、ガバナー或は他の国際ロータリー元役員が地区大会の仕事や方策を支配するような会を作ったりしてはならない。(理 41—42)

国際大会の立法：ガバナーは、国際ロータリーの立法案を地区大会に於て正しく発表するよう準備しなければならない。ガバナーは、もし可能ならば、地区大会において、立法案に関して地区の考えを纏め又これが審議会

に公正に代表されるよう規定審議会(Council on Legislation)への地区代表者と、地区内各クラブの国際大会代議員との接触をはかるべきである。(理 38—39)

会長の代理 (President's Representative)

その地区に於ける、国際ロータリーの代表者としてのガバナーは常にそれとして認められ、強調されねばならない。従って、各地区大会に於ける国際ロータリーの代表者は地区ガバナーその人であるべきである。そして、現在「国際ロータリー代表者」として知られているものは「会長の代理」と呼ばれなければならない。

会長の代理は、地区大会への会長の個人的代理として、会長によって選ばれるべきものであり、その資格に於て彼は、有用な示唆や事実を載せたハンドブックと共に会長から与えられるべき細かい指示や要綱を基としてつくった挨拶を述べることによって会長を代理すべきである。

会長の代理は、彼のロータリーに関する知識並びに彼が効果的に会長を代理し、ロータリー、その計画、その活動、その機会、その世界的な責任及びロータリー会員各自のそれに関する重要性を強調する演説によって、大会出席者に感銘を与える才能によってのみ選ばれるべきである。地区大会に於ける会長代理の効果は、彼がロータリーの計画を発表すると共に、会長を代理してロータリーの方針を説明且つ解釈し、聴衆の心に自分はロータリー会員であるという誇りと責任の観念を起させる力にある。従って、ある人が単に之れまで会長の代理を数回つとめたというだけの理由では決して彼が今後何年もこの役をつとめることの妨げとすべきでない。その上、現在又は過去の国際ロータリー役員であるという事実が必ずしも会長代理の資格を与えるもので

あると考えてはならない。(理 46—47)

理事会は、如何なる事情があっても地区大会に於て会長代理に対し金銭を贈ってはいけないという見解をとっている。(理 46—47)

地区大会が会長代理にとって外国で開かれる場合には、可能な限り、大会の直前又は直後に同地区内の数クラブを訪問できるように計画すべきである。但し、会長代理がその地区のロータリアンの使用する言語を知っていることが必要であり、又、訪問するクラブはガバナーが選択すべきである。(理 48—49)

理事会は、地区大会へ派遣する会長代理の任命は会長の決定事項であることを認めると共に、会長代理を他国の地区大会へ派遣し代理の資格で特別講演を行わせたいとの要望があっても経済上の理由又はそのことの適否を考慮して斯様な任命や講演の取決めが実現出来ぬこともあることを認めている。(理 60—61)

理事会は、国際ロータリー細則に従って地区大会がその地区における重要問題についての勧告を採用することを承認する。但し斯様な行為は国際ロータリー定款及び細則に従うものであり、且つロータリーの精神と原則に一致しなければならない。従って地区大会で採用された決議は国際ロータリーの規則と国際ロータリー理事会の決定を反映する国際ロータリーの既定方針に調和しなければならないのである。(理 58—59)

指導者訓練プログラム (Leadership Training Program)

理事会は国際ロータリーのプログラムの一部として、地区並にクラブレベルでの指導者訓練プログラムを設定した。訓練プログラムは下記に従って実施されるものとする。

地区レベルで

1) ロータリー年度の最初の4カ月中に、ロータリー推進の目的のために、ディス

クト・リーダーシップ・フォーラムが、各地区において開かれるものとする。このロータリーの推進は、討議、全奉仕部門における活動の計画化、クラブ会員の資質の強化向上、クラブ、地区及び国際レベルにおけるロータリーの指導力の発展、並に地区協議会や地区大会とは別に開催されるべきディストリクト・リーダーシップ・フォーラムを通して、行なわれるものである；

2) ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムは国際ロータリーの元役員によって指導されるものとする。彼は「ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム・モデレーター」として指名され、国際ロータリー会長によって任命されるものとする；

3) ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム・モデレーターは4又は5地区のディストリクト・リーダーシップ・フォーラムで奉仕するよう任命されるのであって、自己の地区では、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムのモデレーターとしては、奉仕しないものとする；

4) ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム・モデレーターは、エバンストン又はチュエリッヒ又は其他で事務局によって開かれるべき3日間の「フォーラム・モデレーター・セミナー」において訓練を受けるものとする。このセミナーにおいて、モデレーターは、各年のディストリクト・リーダーシップ・フォーラム・プログラムの課題の外、集会施設及び環境の良否について検討するものとする。

5) ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム・モデレーターは、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムにおける自己の役割として、本会議での講演及びフォーラムの目的の概要作成を引受けるものとする。

6) ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムへの指名参加者及びフォーラムのためのプログラムの強調点は、国際ロータリーのプログラム及び要求の変化を考慮して、毎

年、理事会によって決定されるものとする。

クラブ・レベルで：

1) ロータリー・クラブは「ロータリー強調プログラム」として知らるべき、クラブ・レベルでのリーダーシップ・プログラムを実施するよう、勧奨されている。かかるプログラムは、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム後、成るべく早急に実施されるべきものとする。

2) ロータリー強調プログラムにおいては、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムへの参加者として指名されたクラブ役員及び委員達は、フォーラムで得た情報や意見を、下記の方法によって、クラブ会員に伝え、これを分かち合うものとする。

イ、討論委員会の討議形式、又は、クラブへの説明の形式をもってする、フォーラム参加者の報告；

ロ、新会員のためのロータリー情報集会；

ハ、職業分類調査を速やかに完成し、充填又は未充填の職業分類表を作成する行為；

ニ、炉辺会合；及び

ホ、夫々の委員会の集会。

理事会は、地区ガバナーが、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム及びクラブ・レベルでのロータリー強調プログラムについて、下の如き2通の報告書を事務局に提出するよう期待されることに同意した。

1) ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムへの参加出席の記録に関する報告；及び、

2) クラブ・レベルでの指導者訓練プログラムにおけるクラブ参加の範囲に関する報告。

理事会は、地区並にクラブ・レベルでの指導者訓練プログラムにおけるプログラムや指導者について記述するに当っては、下の字句を用うべきことに同意した。

フォーラム・モデレーター・セミナー……ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムを運営する指導者を訓練する国際レベルにおける集会。

ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム……地区ガバナーが招集し、理事会の指名した参加者の集まる1日の地区集会。

ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム・モデレーター……ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムを指導するよう、国際ロータリー会長によって任命された、元役員

の称号。
ロータリー強調プログラム……ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムで問題を討議した結果、クラブ・レベルで行なわれる指導者プログラムの名称(理 66—67)

地区集会の日程

(Scheduling of District Meetings)

地区大会、地区協議会及びディストリクト・リーダーシップ・フォーラムは、各々特定の目的のためにあるのであるから、夫々の集会は夫々別個に、関連なしに、開かれるものとする。

但し必要ある場合は、

もし地区大会がロータリー年度の当初4か月中に開かれるならば、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラムと地区大会を継続した集会として開くよう考慮が払われてよいであろう。

もし地区大会がロータリー年度の最後の3か月中に開かれるならば、地区協議会と地区大会とを継続した集会として開くよう考慮されてよいであろう。

但し、このように二つの集会を継続して開くときは、地区大会を第二番目の集会として開くこと、又、各集会は別個の集会として各集会に必要な時間を削減することなしに、又、各集会の本質的特色を十分に重ん

じて、開くよう考慮するべきである。(理 68—69)

数地区合同会議

(Multi-district Meetings)

ロータリーのプログラムを推進するために、2乃至それ以上の地区の合同提唱による数地区合同会議にはなんら反対するものではない。但し、斯様な会合は地区大会或は地区協議会とは別個のものに限る。(理 65—66)

地区におけるロータリーの後援する諸活動

(District Rotary-Sponsored Activities)

理事会は、地区ガバナー並にクラブの指導のために、地区におけるロータリーの後援する諸活動という課題について、次の声明を採択している：

1 又はそれ以上の地区内の全クラブが参加するロータリーの後援する諸活動及び計画は、下記条件の下に、奨励されるものとする：

イ、かかる活動又は計画の性質及び規模は、地区内のクラブ及びロータリアンが、クラブ・レベルでロータリーのプログラムを発展せしめようとするクラブ活動の規模及び有効性を妨げ、又は毀損することなしに、これを成功裡に遂行する能力の範囲内にあるべきこと；

ロ、その活動又は計画は、地区内クラブの過半数によって承認された時のみ実施されるべく、又、年をこえて、財政上その他の義務又は誓約を一切負わないものとすること；

ハ、この活動又は計画は、財政的援助よりも(又はそれに加えて)、ロータリアン並にクラブに、個別的参加の機会を提供するものであること；

ニ、ロータリー・クラブ並に(又は)各個々

のロータリアンが、かかる活動や計画に参加することは、自発的に行なわれるべく、又、その参加の費用は最少限度に止めらるべきこと；

ホ、その活動又は計画に対するクラブ又はロータリアン個人の財政的援助は、自発的に行なわれるべく、暗黙裡にせよ直接的にせよ、人頭分担税又は割当其他クラブ又はロータリアンに強制力をもつ形の義務とならないものとする。

ヘ、活動又は計画に対する寄付の要請は、この寄付が自発的なものであり、如何なる意味においても公認の徴税又は割当でないことを明瞭に示すような形式で行なわれるべきこと；

ト、1 又はそれ以上の地区のクラブの参加する活動又は計画の監督、並にかかる活動又は計画のため寄付せられ又は募集されたすべての資金の保管は、たとえ関係地区内のロータリアンの中より委員会が設置され、かかる活動、計画並に関係資金の管理を行うとしても、地区ガバナー、又は関係地区ガバナー達の責任とする

こと；
チ、4をこゆる地区のクラブが参加する活動又は計画は、関係地区ガバナー達が前もって、この声明の規定に従って、その活動又は計画を実施すべしという、理事会の特別の認可を得たのでなければ、共同の活動又は計画としては実施されないものとする。

共同の活動又は計画において2以上の地区内のクラブの参加が望ましく且つ必要と思われるときは、その活動又は計画並にクラブの参加は、関係地区ガバナーの直接の監督下におくという規定を含めて、その活動又は計画を適当な限度内に止めおくように、留意するべきである。かかる活動又は計画は、扱いきれないほどに大きく、又は関係地区並にクラブがロータリー・プログラムを推進しよう

する通常の活動並に努力を直接又は間接に妨げるほどに大きくあってはならない。かかる活動や計画に関しては、事前に、関係地区ガバナーの承認を得るのなければ、クラブは回章を廻らすことを一切行なわないものとする。(理 66—67)

地区資金 (District Funds)

地区内に於て集め、管理さるべき資金に関しては、定款、細則の何れにも規定されていない。地区によっては、会員の人頭割寄付によって地区資金を集めるというやり方をしてゐる処もある。

地区資金をつくるという問題は、専ら地区各個の問題であり、地区資金の分担は、自発的なものでなければならず、人頭分担税の形において会員個人或はクラブに強制してはならないこと、及びロータリーにおける会員の費用は最低限度に保たなければならないということになっている。以上の理由で、理事会は、ロータリーの適切な運営と発展に、地区資金が必要と思われる地区に於ては、次のような方法をとるのが望ましい、と勧告している。

地区運営に必要な経費を調査研究する、3名から成る委員会を設置することを地区が決定したならば、ガバナーは1名を任期1年、1名を任期2年、1名を任期3年の委員に指名する。その後は、毎年任期中のガバナーが1名を任期3年の委員に指名して空員を埋めるようにする。この委員会はガバナーに協力して地区経費の予算を作成し、これを地区協議会の際、次期会長の会合に提出する。地区資金の如何なる分担要求も出席の次期会長4分の3以上の承認があって後、初めて行うべきである。(理 29—30, 41—42)

理事会は更に、地区資金への如何なる分担要求も、絶対に公認の会費ではないというこ

とが明確に了解される形式によって行うべきであると勧告する。ガバナーはその任期中、地区資金の管理者となり、会計検査済みの計算書を後任者に引継ぎ、同時にその写しを国際ロータリー事務総長に送付すべきものとする。(理 29—30, 41—42)

理事会は、地区資金を有する地区の各ガバナーに対し地区資金は地区の財産であり、特定のロータリー会員の個人的財産でないことを明記した銀行預金として保管し、その会員が死去した場合などに地区を保護することができるように、考慮を払うよう示唆する。(理 44—45)

名誉ガバナー及び後援者

(Honorary Governors and Patrons)

名誉ガバナーの称号を授与したり、その国に於けるロータリー運動の後援者を指名する希望を有する地区に於ては、このような称号の授与は、政府の行政長官及び王室の人々のために留保しておくものとする。(理 37—38)

元ガバナーの利用

(Utilizing Services of Past Governors)

元ガバナーの奉仕は可能なときには如何なる場合でも利用すべきである。例えば、地区協議会、地区大会及び拡大の仕事において元ガバナーを利用すべきである。(理 26—27)

ガバナーはその地区に於ける国際ロータリーの公式の代表である。ガバナーの任務或は運営上の権限を幾分なりとも元ガバナー又はその他に譲ることは賢明でない。(理 39—40)

クラブに元ガバナー或は他の国際ロータリー元役員が居るような時には、彼等のロータリーの仕事に対する経験と能力との故に、クラブの難問題、或はクラブ会長がクラブの機

能発揮に困難を生じたような場合には、彼等を利用する可能性のあることについて各クラブ会長の注意が喚起されている。(理 41—42)

地区の元ガバナーは、利用できる才能と経験の一大貯蔵所であるという事実、ガバナーの注意が喚起されている。ガバナーは、成しとげにくい仕事に遭遇した場合、これらの元ガバナーを利用して自己の努力を補うのがよい。地区ガバナーは、弱体クラブの強化を計る際に、補佐(元国際ロータリー役員及びその他)の任務を注意深く選定し、かつ賢明に活用するよう奨められている。その補佐には、地区内の弱体クラブを訪問して、プログラムの材料を提供したり、財政について彼等に助言を与えたり、委員会の結成及びクラブの正規の機能を果す上に、援助して貰ったりすることを依頼してもよい。又、ガバナーは、クラブに対して元ガバナーを招いて、訪問して貰うよう示唆してもよく、或は、クラブに対し、元ガバナーの訪問を歓迎するかどうかを問い合せてもよい。(理 41—42; 62—63)

理事会は、地区ガバナーが、地区の元国際ロータリー役員を、諮問委員会やロータリーの特殊部面関係のその他の委員会に関連して、大いに利用することに賛意を表し、且つ、「ガバナー諮問機関」「ガバナー諮問委員会」「顧問審議会」其他類似の元地区ガバナー達のグループが、ロータリー・プログラム及び地区ガバナーの援助に大きな貢献をなしうることを認めている。但し、かかる元国際ロータリー役員等の公的な組織は、地区ガバナーの指揮監督の下にあるべく、且つ、如何なる面においても、地区ガバナーの権限又は責任を軽減しないものとする。(理 67—68)

地区組織 (District Organization)

如何なる地区においても、恒久的地区組織を設け恒久的地区幹事をおくことは賢明なことではない。適当な範囲の地区は、1人のガ

バナーにて運営できるものである。援助を要するときには、ガバナーは何時たりとも、非公式に元ガバナーや他のロータリアンの助力を乞う特典を持っている。(理 25—26; 37—38)

地区内において運営される公式の地区機関とか組織は、ロータリー世界を通じて何処でも推奨すべきものでなく又効果的なものでもない。(理 57—58)

理事会は、種々の地区委員会の委員長の人選に際し地区ガバナーは、経験豊かなロータリアンを任命すべきこと、又地区委員会組織は、地区ガバナーが地区におけるロータリー・プログラムの効果的推進に必要と考える場合にのみ拡大するべきであるということを決めた。(理 66—67)

地区の刊行物 (District Publications)

1. 地区の刊行物は、アメリカ合衆国及びカナダ以外の地区に於てのみ必要、或は望ましいものである。

2. 全地区を通じて、ロータリーの名称を付した如何なる刊行物も必ず、国際ロータリーの支配下にあるのであり、且つその地区に於ける国際ロータリー代表であるガバナーの直接の監督を受けなければならない。

3. ガバナーが地区刊行物を出版する環境におらず、しかも地区内のクラブが地区刊行物を欲している場合には、ガバナーの直接監督の下に刊行することのできるロータリアン個人に、国際ロータリーから出版許可を与えるものとする。

4. 既に公認されているもの以外の、かくの如き刊行物を出す場合には、それに対して許可が与えられる以前に、地区内の全クラブで投票を行い、地区刊行物を持つことを過半数の会員が欲しているかどうか、如何なる種類の雑誌が望まれているか、或は、財政をどうするか等を調査すべきである。(理 22—23)

ロータリーの拡大

(Extension of Rotary)

国際ロータリー理事会は世界各地に於けるロータリーの拡大に必要な事項をすべて遂行する義務を負っている。

各地区ガバナーは、国際ロータリー理事会の一般的監督の下に自己の地区内に於ける新クラブの結成を監督する特別な任務を託されている。

地区ガバナーは、拡大に関連する諸事項について援助をうるため地区内に住む元地区ガバナーまたはその他適格なロータリアンを任命するよう要請されている。

地区拡大委員会

(District Extension Committees)

もし地区ガバナーが有益と考えた場合には、自己のロータリー拡大の仕事を手伝わせるために、地区拡大委員会を任命してもよい。地区ガバナーは、地区拡大委員会の継続性を何かの形で規定することが得策であることに注意を払うよう要請せられている。(理 50—51)

新クラブ結成の方針 (Statement of Policy for Organizing a Club)

1927—28年度国際ロータリー理事会はロータリー・クラブ結成に当っての方針を決定しこれを明示した。1935—36年に於て理事会は事務総長に対し、この方針を改訂し理事会の決定する政策に反せざる限り将来に於てもこれに変更を加える権限を与えた。理事

会及び事務総長の改訂した方針は次の如きものである。

一般方針 (General Policy)

ロータリー・クラブは、ロータリーの計画を推進し且つその綱領を達成するための仲介者である。従ってロータリーが最も大きな感化力を発揮し得るようにするためには、ロータリー・クラブが結成されれば必ず成功すると思われる処に、世界中何処にでも又何時でも、新しいロータリー・クラブを漸次に結成して行くべきである。

如何なる処でも、ロータリーの基本的原則が自由に守られる処であればロータリー・クラブを結成することができる、それには次のことが理解されていなければならない。

(イ) ロータリー・クラブのない国家又は地理的地域へのロータリー拡大は、理事会の判然とした承認の下に行われること。(ロ) ロータリー・クラブは単に、その会員組織が主としてその土地固有の職業人又は、当該地域社会において永久的に基礎の出来ている職業生活を代表する人々からなっておること、及び(ハ) 新クラブは、クラブ及びその会員がその組織に容易に同化出来るような位置と会員組織でなければならないこと。

クラブの区域 (Territory of a Club)

クラブは或る一定の“Locality”「地方」⁽¹⁾

(1) この“Locality”「地方」という言葉には、市、町、自治町村等の種々の名称で呼ばれているものがすべて含まれている。又、大都市の各部分、或は二つ以上の小さい町村の隣接したものも含まれている。米國に於ては“Community”（社会、都市町村）という言葉がクラブの区域を示す場合に使用されるがその場合はLocalityと同意義である。しかし、Localityという言葉には、地理的な領域と位置を示す意味があるが、Communityには共通の利害を有する人々のグループという意味もある。これらの用語は、他の似寄りの用語と同じく、廣々相互に置換えて用いられることがある。

ロータリーの拡大

に結成され存在しなくてはならない。国際ロータリーは、社会への奉仕に活発に従事しており、且つその事業所又は住所がお互に接近して、ロータリー・クラブとしての機能を発揮できるような、十分な数の事業家及び専門的職業人が存在する適当な広さの地域をこのような地方と認めるであろう。このような地方にクラブを結成するに当っては、国際ロータリーに於てクラブの区域の限界を定めこれを定款に記載し、その後は、国際ロータリーとクラブ双方の同意がなければ変更出来ないようにするのである。クラブは、国際ロータリーの同意を得て、新たに別のクラブを結成するためにその地域を割譲することが出来る。

ロータリー・クラブの区域限界は、行政上又は自然の境界と同様、かかる境界が設定され、現存通りの街路又は道路によって決定される。仮クラブが、現存クラブから譲渡される区域に結成されようとするときは、事務局は、要求あらば、その関係資料を提供し、提唱クラブの区域譲渡計画を助けるよう、手引してくれるであろう。(理 67—68)

(理事会は、クラブの区域限界が、その地方の行政上の限界と一致すると記されるとき、かかる地方の行政上の限界が拡大される場合には、クラブの区域は、これに応じて自動的に拡大せず、ロータリー・クラブの区域限界の修正に関する国際ロータリー定款文書の規定に従って、クラブ手続を取る時まで、変更されることなく存続することに、同意している。)(理 67—68)

将来クラブを結成するのに有望な地方 (Prospective Localities for Clubs)

未だクラブが結成されておらないところで、有用且つ一般に認められた事業の経営主、共同経営者、会社役員又は支配人であつて品性高潔な男子が多数居り、ロータリーの職業分類の原則の下に少くとも20人の会員

を以て立派なロータリー・クラブを永く持続し得る可能性を確保するために、最小限40の職業分類を有する場所は、(住民数の如何に拘らず)すべてクラブの結成に有望な処であると考へてよいであろう。

ある都市が、クラブをうまく持続して行くことが出来そうだと考えられる場合、早くクラブを結成すればする程、クラブのためにも又その地方のためにもよいのである。その地方がロータリーを欲しているという気持を外に示すまで待つというのはよくない。ある地方にロータリーを欲する気持をつくり出すのがロータリアンの義務である。ロータリアンは、与える為にロータリーを拡大するのであって、それによって自分が得ると言うのではない。ロータリーをつくらないように控えるよりは、つくってみてうまくゆくかどうか試みる方がよいのである。

しかしながら、或る孤立した地方にクラブを結成せんとする時には、その地方の人々からはっきりとクラブの欲求が示されるまで試みないようにすべきである。

二つ又はそれ以上の極めて近接した地域社会を抱く地方に仮クラブ(Provisional Club)が結成され、国際ロータリーに加盟を申込んだ場合には、国際ロータリーの規定に合致している限り加盟は承認されるが、かくの如き申請は個々の場合によって考慮されることになっている。

調査 (Surveys)

地区ガバナーは、出来るだけ早く、なるべく前半の6ヵ月間にその地方にクラブを結成すべしと行くかどうか、又その土地のためになるかどうかを決定するために、人口千人以上であつて、未だクラブを有しない都市の調査を行ない、且つその結果を記録しておくべきである。もしクラブがその年度中に結成されない場合は、その調査記録は、後継地区ガバナーに引きつぎ一任すべきものとす

る。(国によっては小都市の経済的性格を考慮して、この人口数を更に多くしてもよい。)

合衆国、カナダ及びバーミユダ(USCB)に於けるロータリーの存在しない都市に対しては、人口数に拘らず、結成の仕事に着手する前に、この種の調査がガバナーによって行なわれ且つ承認されていなければならない。

新クラブの結成に際してはその以前にガバナーがその土地を訪問して、果してクラブを維持出来るかどうかを確かめることが望ましい。その都市の人口が5千人以下の時は特にそうである。このような訪問に余り費用と時間がかかりすぎる場合には、その地方の事情をよく心得ている、1、2の信頼の出来るロータリアンから勧告や調査、報告等を徴してそれによってクラブ結成の斡旋に当たってもよろしい。

特別代表 (Special Representatives)

あらゆる機会を利用して新しく立派なクラブを結成しようとするのはガバナー全部の義務であり、又この仕事を援助するのはあらゆるクラブ及び総てのロータリアンの義務でもある。

地区ガバナーが自ら新クラブ結成の仕事に指導出来ない場合には、近隣のクラブからか、なるべく提唱クラブから十分事情を心得ている会員1名をガバナーの「特別代表」に任命して新クラブ結成の任に当らせる。

このガバナーの代表は勿論ロータリーの理想に精通してはならないし、この理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を他人に伝える力がなくてはならない。又ロータリー・クラブの組織と機能について、実際に役立つ十分な知識を持つことも必要であるし、この仕事をなすのに必要な時間を献げることもできる人でなくてはならない。

特別代表は、クラブの結成に到るまでの細目に就いてガバナーを代表して事を行なう権

限を有している。時には、(常にとは限らないが)最後の創立総会に代って出席するようガバナーから要請されることもある。できる限り、加盟認証状(Charter)はガバナーが自ら伝達すべきである。

ガバナーは退任に際しては、次期ガバナーに対し彼が任命した特別代表のリストを引渡すべきである。これらの代表は新ガバナーが就任後30日以内にその任命を更新しない限り自動的にその任を終わることになっている。

ロータリーの用語に於て、特別代表“Special Representative”とは、スポンサー・クラブの会員であって仮クラブの結成に当ってガバナーの代表者になるものを意味する。

地区ガバナーの拡大補助者

(Governor's Extension Aide)

地区ガバナーの拡大補助者という用語は、クラブ結成の仕事に経験があり、特別代表が援助なくしては任された地域のクラブの結成を完成することが出来ないように思われる場合、及びガバナーが必要な援助を与えることができない場合に、近くの特別代表に援助を与えるよう、ガバナーから任命された者を意味する。特殊な場合には、この「補助者」だけでクラブを結成した方がよいと思われることもあり得る。

しかし、クラブが結成されつつある都市の各々に対して異なった「補助者を」任命せよというのではないし、又補助者が任命されたからといって、ガバナーが自己の地区の全部又は一部に於て、その拡大に関する責任を移譲してしまうというわけのものでもない。

拡大補助者の必要且つ適度の実費はガバナーの申請によって国際ロータリーによって支払われる。¹⁾

1) ガバナーが、新しいクラブの結成及び認証状の伝達等に関して合衆国通貨50ドル以上の経費をつかい又はつかうよう許す前に、ガバナーは資金があるかどうかを確認するために事務総長と相談する。(理 40-41)

スポンサー・クラブ (Sponsor Clubs)

特別代表の属するクラブが、新しいクラブのスポンサー・クラブとなって次の如き責任をとるのが普通である。

(1) 特別代表を助けて新しいクラブの結成を成功に導くよう計画を立てる。(2) 新クラブの初期のプログラムを計画する。(3) ロータリー運動の一単位として新クラブが発展して行くよう之を指導する。

提唱クラブを選定するに当っては、可能な限り、新ロータリー・クラブ結成のための提唱クラブとして指定しうる適正資格を有し、効果的なロータリー・クラブの機能を発揮し、少なくとも、新クラブ結成のために必要な会員数を有し、国際ロータリーに対して何等未決済の負債がなく、ロータリー奉仕の完全なプログラムを実行しているロータリー・クラブか否かを確かめることに注意が払われなければならない。

仮クラブ (Provisional Club)

国際ロータリーの加盟員としての正式な申込書が、国際ロータリー中央事務局によって受理され且つ確認された、少なくとも20人の会員より成る結成集団は、それが国際ロータリーの加盟クラブに認められるまでは“仮ロータリー・クラブ”と呼ばれている。

根本的特色

(Fundamental Characteristics)

仮クラブはその結成の時に於て、必ずロータリーの根本的特色を有していなければならない。(「ロータリーの根本的特色」137頁参照。)

標準クラブ定款

(Standard Club Constitution)

仮クラブは標準クラブ定款及びそれに調和する細則を採用しなければならない。

クラブの名称 (Name of Club)

仮クラブは、それぞれ、名称にその所在地を表わす名を付け、これを定款の中に入れていなければならないが、この名称は予め国際ロータリーの承認を得なければならない。一旦承認を得た上は、国際ロータリー及びクラブ双方の同意がなければこれを変更することはできない。

毎週の会合 (Weekly Meetings)

仮クラブは標準クラブ定款の規定に従い毎週定期的に会合を開くようにしなければならない。標準クラブ定款にクラブの例会を毎週開くように定めた主な理由の一つは、ロータリーの親睦と友情が、もし2週間に1度の例会で十分に進められるものであるなら、毎週例会を開けば更に高度の結果が得られる筈だという点にある。1年間に26回仲間のロータリアンと接触する機会を得るだけでは、年に52回彼等に接する程には彼等を知り、ロータリーを体得し、国際ロータリーの目的を推進すると共に、各クラブが関心を有する社会奉仕を進めて行くことはできないであろう。しかも、年に52回例会を開いたとしても、会員の時間を不当に費すというものでもないのである。このことは実際の経験によって既に証明されている。

前述の点が真実であることを認めて、1922年度大会は、爾後各クラブが採用すべきものときめた標準クラブ定款の中に、各クラブは毎週1回例会を開くよう規定した条項を入れることにした。

クラブ結成の仕事或はその監督を委任されている国際ロータリーの全代表は、もしクラブが毎週1回例会を開くことに同意しない場合は、国際ロータリーに加盟することはできないのであるということを得ておくべきである。

創立会員 (Charter Membership)

35名を最大限とし、少くとも20名の創立会員から成る、満足すべき名簿を提出しなければならない。但し、人口10万以上の都市に於ては最大限50名迄許される。⁽¹⁾

国際ロータリーに加盟して後も、なお発展の余地を残しておくように、職業分類の全部を創立会員で充ててしまうことは望ましくない。

仮クラブの創立会員の内に「アディショナル正会員」または「シニア・アクティブ会員」が含まれていても、「正会員」の数が少くとも20名あれば差支えない。

創立会員は、職業上の関心という観点から見て、多種多様であることが大切である。故に新クラブ結成のときは、できる限り、関連のある一群の職業分類中の或る一つの、はっきりした業種だけを充填することが望ましい。特別の場合には、これらの、はっきりした2-3の分類を充填することも必要になるかもしれない。

或る職業分類に2人の入会候補者があつた場合は、他の条件がすべて対等であれば、クラブの平均年齢を引下げたため、若い方を選ぶべきである。

年長者又は隠退した人が多い地域に関して、事情の正当であることを認めた場合、理事会はその裁量で25名の最小限の創立会員中、シニア・アクティブ会員が12名以下のクラブの国際ロータリー加盟を承認することが出来る。国際ロータリー加盟が承認された時、そのクラブの創立会員であるシニア・アクティブ会員は、同時に他の如何なるクラブの正会員、シニア・アクティブ又はパスト・サービス会員資格を保持することは出来ない。

新クラブの国際ロータリーへの加盟を承認するに当り国際ロータリー理事会は、既存の

(注1) 特別の場合には、加盟承認委員会はその自由裁量に於て創立会員が20名以下のクラブの加盟を承認することがある。(理 48-49)

クラブに見られる違反逸脱行為や又は誤解の為に止むを得ず認めている特別な妥協の前例を顧慮することなく、クラブ内の会員資格に関する規定を厳守しなければならないし、又厳守するであろう。もし地区ガバナーやその特別代表がそのように努力しない場合には、創立会員の何名かが会員資格の規定に従わないで選ばれているという理由で、クラブの加盟が拒否されたり、延引されたりするような困った事態が生ずるのである。

クラブの加盟申込書の一部として国際ロータリー理事会に提出された会員一覧表は、クラブの完全な創立会員名簿とみなされる。加盟に関して国際ロータリー理事会の決定が下されない間は、この名簿に載っている以外に新しく会員を入会させることはできない。

入会金及び会費 (Fees and Dues)

合衆国及びカナダに在るクラブで、少くとも\$20の入会金、\$25の年会費を徴集しないクラブは理事会としてその加盟を認めない。他の国々に於ては、地区ガバナーが、合衆国及びカナダの新クラブに対して理事会が決定した金額とそれぞれ同等の購買力のある金額を新クラブの入会金及び年会費とすべきである。

加盟金 (Charter Fee)

仮クラブから国際ロータリーへの加盟申込書には\$100(米国内貨)の加盟金を添えねばならない。

加盟認証状 (Club Charter)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた時には、国際ロータリー会長、事務総長及び地区ガバナーの署名のある加盟認証状(Charter)が中央事務局から各クラブへ発行される。この加盟認証状は大切に保存しなければならない。なるべく額に入れてクラブの本部か例会場或は幹事の事務所の目につき易い処に掲げておくのがよい。

理事会によって国際ロータリーに加盟を許された日からクラブは国際ロータリー内の公式の構成単位クラブとなるのであって、これは認証状が伝達された日とは関係がない。

スポンサークラブ (Sponsor Clubs)

国際ロータリー加盟後の初めの数ヶ月間は新クラブに援助を与えることが非常に重要だとされておるのでスポンサー・クラブは少くとも一年間は、新クラブを援助するよう勧告されておる。

新クラブのプログラム

(Programs for New Clubs)

地区ガバナー、或は他のクラブ結成の任にあたる者は、新クラブの最初の8週間乃至10週間の例会のプログラムを隣接のクラブを通して或はその他の方法によって、出来るだけ用意してやる責任がある。といっても、それでスポンサー・クラブとして絶えず新クラブの世話をしなければならない責任を免ぜられたわけではない。このことは特に、ロータリーが設立途上の国々のクラブに適用されるものである。(新クラブ結成方針説明の終り)

大都市に追加クラブ

(Additional Clubs in Large Cities)

既にロータリー・クラブのある大都市に更にクラブを結成することに関して国際ロータリー理事会は次のような決議を採択した。即ち:

国際ロータリー細則に、若し都市、自治区又は市域が、その行政上の限界内に、一又はそれ以上の、境界をはっきり決めうるいくつかの地域があり、しかもその各地域が、少くとも新クラブ結成に必要な職業分類の最低限度数をもっているときは、各地域出身の会員に、追加クラブを認めることができる。但しこの場合、かかる追加クラブが結成されよう

とする地域のクラブは提案された追加クラブの結成並に新クラブの結成される区域を割譲することを、承認するものとす、との規定があり、更に、

国際ロータリー細則にはロータリー・クラブがその区域内に新たに一つ又はそれ以上のクラブの結成を承認する場合には、既存のクラブは新しいクラブの区域内からその事業の執行任務乃至専門的職業の活動範囲が全市域に及ぶ会員を入会させる権利を保持するという条件があり、又この制限は新しく出来る一又は二以上のクラブを拘束する、という規定があり、更に、

国際ロータリー理事会は、既存の大きなクラブの区域内に含まれている地方にクラブを結成することは、ロータリーの利益の為に極めて良いことであるとの意見を持っているが故に、

国際ロータリー理事会は、必要以上に広汎であるか或は不明確な区域を有するクラブは、すべからずその区域の一部を割譲して、ロータリーの会員となる特典をその地域社会の更に多くの人に享有させるようにすべきであることを決議する。更に、

国際ロータリー事務総長はこの決議に対し関係各クラブの注意を喚起すべきであることを茲に決議する(理 48-49, 58-59)

理事会は、ロータリー界の変動する人口分布が必ず大都市中心部に集中する結果になることを認識し、既存クラブから譲渡された区域内の地域にクラブを結成するのが賢明であることは、新たに結成されたクラブの成功、活動力により明かにされ又それに応じて、既存クラブの活気ある発展、ひいてはロータリー全体の増強をもたらす事により立証されると考えている。

そこで理事会は、既存クラブの区域にある地方にクラブを結成するのがロータリーにとって最も有利であるということに決定し、地区ガバナーに対し、実行可能な場合には既存

クラブによる区域の譲渡のうえ斯様な区域に追加クラブの結成を奨励するよう要請している。(理 63—64)

理事会は、大都市のロータリー・クラブから譲渡された区域でのクラブ結成を奨励するよう、又この既存クラブ、市町計画家、技師又は同種の職員と、地区ガバナー又はその代表者との間に、新クラブ結成のために2又はそれ以上の地域に市を分割することができるか否かを決定するための予備的な計画検討会議を準備するよう、かかるクラブに提案することを、地区ガバナーにすすめている。更に、かかる会議に関連して、討議、地区ガバナー又はその代表者を助けるために：

- イ. 他の都市のクラブが作った区域譲渡計画を、この会議に提供すること
- ロ. 引続いて、何年かの中に、更に区域を譲渡する計画をもっている他の都市の最初のクラブの発展状況を示す数字を引用すること

を、すすめている。

地区ガバナー又はその代表とクラブとの間において、上記の事を実行するについての交渉が妥結に至らないときは、理事会は、理事会又は理事会のために行動している会長が、経験ある元理事又は他の元役員を任命して両当事者と交渉せしめることに同意している。(理 67—68)

理事会は又、ロータリー・クラブがただ一つしかない大都市のロータリー・クラブには、区域譲渡計画があるべきであると信じており、且つそのために理事会は、かかるクラブが国際ロータリーの役員に、その区域内の地域の譲渡方式を作る目的で、相談すること、並に、継続して発展的に、追加クラブ結成用の区域を譲渡すること、及びかかるクラブの注意が、理事会の発展的區域譲渡方式に関する政策に向けられるよう、勧奨している。(理 67—68)

(都市境界変更がロータリー・クラブ区域に

及ぼす影響については 175 頁参照)

理事会は既存クラブが不必要に地域限界を拡大することを好ましくないと考えている。(理 62—63)

区域の割譲及びその場所へのクラブ結成は、国際ロータリーの規則の關係事項とクラブ結成に関する理事会の一般方針に注意深く且つ良心的に従って行われなければならない。(理 59—60)

その市の主要な商業又は取引の中心から離れて市の行政圏内に二又はそれ以上の「商業上の中心」があり、その何れの中心も強力且つ活動的なロータリー・クラブに必要な多種多様の会員を持ち得ない時は、かかる中心二ヵ所又はそれ以上を含む譲渡地域に、1クラブを結成することができる。これらの中心は合併されれば、国際ロータリー細則第1条第1節(ロ)項に規定されている地域を形成するのである。

国際ロータリー細則第1条第1節の規定の下に所在市の行政圏外の区域を割譲するクラブは、事業の執行任務又は専門的職業活動の範囲が全市、区、又は他の市域にわたる会員をその割譲した区域から入会せしめる権利を保有することが出来る。(理 59—60, 64—65 ; 66—67)

理事会は、既存のクラブが区域を割譲することによって、大都市に追加ロータリー・クラブを結成することの利点を強調し続けることに決定し、かつこのため、一つ以上の地域に明確に区分することができ、又その各地域が、新クラブ結成に必要な最少限度の職業分類を持っている場合は、左様な地域を含んでいると思われ又は含んでいるかも知れない都市、自治区、其他の市域にあるクラブは、その注意を、「かかるクラブは積極的な措置をもってかかる地域の範囲を決定し、適当な場合には、ロータリー・クラブの結成に着手すべし」という理事会の願に、向けるよう要求している。(理 65—66)

ロータリーに代って行うことになっている。

ロータリー・クラブの存在しない国又は地理的地域にロータリーの拡大をなす承認を与えること、及び戦争のためにさきにその加盟が解消されたクラブを国際ロータリーに再加盟させることに関しては、国際ロータリー理事会は特に国際ロータリー会長にその任務を委嘱している。

クラブ加盟承認委員会の権限と任務 (Terms of Reference for Admission of Clubs Committee)

本委員会の委員は仮クラブから提出された国際ロータリー加盟申込を一定の方針及び手続に従って審査し、承認を与えるか与えないかのいずれかを決定する。

クラブの加盟申込に対し委員が2名共賛成の場合は、事務総長はこの決定を理事会の決定として公表し、理事会は次回の会合に於てこれを批准する。クラブ加盟承認委員会が、申込不承認を決定する場合は、クラブ加盟承認委員会の権限と任務に従って事務総長はこの旨の報告を受け、本件を国際ロータリー会長に移し、その指示を求めるものとする。

委員の内1名がクラブの加盟申込に関し決定を与えることができない場合は、事務総長は問題を会長の手に移し、その指示を仰ぐ。

仮クラブの定款が標準クラブ定款に合致しない場合は、国際ロータリーへの加盟は本委員会に於て決定せず、国際ロータリー細則第1条第2節(ロ)項の規定により、理事会の決定に委ねられる。但し、標準クラブ定款よりの逸脱が或る地域に対する理事会の既定の方針と一致する場合は、本委員にかかる申込を承認する権限が与えられている。(理 68—69)

クラブ結成について高い基準を維持し、よりよきロータリアンをつくるという方針を厳格に守るよう強調すべきである。このため

仮ロータリー・クラブの結成 (Organizing Provisional Rotary Clubs)

もともと他のクラブから割譲された区域内に所在するクラブによって更に割譲された区域に仮クラブを結成するに当たっては、スポンサー・クラブ又は地区ガバナーは元のクラブから文書を以て新クラブ結成承認の意志表示を受取ることを、そして斯様な意志表示は新クラブの申込書類に添付することが望ましい。

他のサービスクラブのある地域社会 (Communities with Other Service Clubs)

或る地域社会にロータリー・クラブを結成せんとする試みがうまく行かない場合の主要な原因として、既にその地にサービス・クラブがあるという事実が挙げられる例が少くない。然し地域社会に既にサービス・クラブが存在するという事は、その地域社会がロータリー・クラブを保持出来ないということを決する要素とはならない。(理 45—46)

クラブ加盟承認委員会 (Admission of Clubs Committee)

国際ロータリー理事会はその理事の内2名を、理事会に代ってクラブの国際ロータリーへの加盟承認の任に当る、加盟承認委員に任命する。欧州内に居住する理事1名は、欧州、北アフリカ及び東地中海地域のクラブ加盟承認を理事会に代って担当し、他の1名の理事は英本国及びアイルランドを除く残余の地域を担当する。しかし、英本国及びアイルランドのクラブの加盟に関してはグレート・ブリテン及びアイルランド国際ロータリーが国際

に、理事会は本委員会に対し、加盟申込を審査する際には創立会員の職業分類を十分批判的に調査するよう警告している。(理 47—48, 48—49, 65—66)

国際ロータリーへの加盟

(Admission to Membership in R. I.)

加盟申込の書類が正しく出来ているかどうかを調べるのは地区ガバナー(地区ガバナーが結成式に出席しない時は特別代表)の責任である。

国際ロータリー理事会は国際大会即ち全ロータリー・クラブに対して、加盟を許された各クラブが基本的な加盟条件を全部充しているかどうかを注意する責任がある。従って理事会は何処までもこれらの条件の厳守を主張しなければならない。

クラブが加盟を承認されると直ちに事務総長から地区ガバナーに対し通知が送られ、更に地区ガバナーからクラブに対し国際ロータリーに加盟を認められた旨を通告することになっている。

加盟申込書が事務総長の手を経て理事会に提出されるのと同様、加盟認証状(Charter)も事務総長の手を経て地区ガバナーに送付されるのである。地区ガバナーがこの加盟認証状に署名した後、地区ガバナー若しくはその特別代表から加盟祝賀の特別会合に於てクラブに伝達されるのである。

英本国及びアイルランドのクラブに対する加盟認証状は、グレートブリテン及びアイルランド国際ロータリーに送付され、その会長及び事務長が署名した上各クラブに伝達されることになっている。

クラブに対して発行される加盟認証状は、理事会が国際ロータリーの公式用語として認めている英語を以て書かれることになっている。(理 53—54)

国際ロータリーに加盟を認められた時にクラブに加盟認証番号(Charter Number)を与える方式は1951年7月1日を以て中止せられた。(理 50—51)

新クラブが地区ガバナーの居住地から遠距離の処にある場合には、加盟認証状伝達書を彼の公式訪問と同じ時に行うとか、或は特別代表若しくはスポンサー・クラブの他の会員が地区ガバナーの代理をつとめることによって、国際ロータリーの資金を節約するよう留意しなければならない。(理 35—36)

国際協議会と拡大

(Extension at International Assembly)

新クラブ結成の問題を、それについて十分知識があり又熱意を有する者が国際協議会(International Assembly)のプログラムに上程することは重要なことである。このような企画に於て、地区内の新クラブ結成を促進するためにガバナーの利用し得る様々な手段、即ち、拡大地区委員会、特別代表、地区ガバナー拡大補助者などの任命を特に強調すべきである。なおこの外に、国際協議会に於ては中央事務局と地区ガバナーとが個々に接触して各地区に於けるロータリー拡大の可能性を論ずるにすべきである。(理 45—46, 50—51)

新クラブへの激励

(Encouragement to New Clubs)

新クラブが国際ロータリーに加入した際には近隣のクラブ及び地区内にいる国際ロータリーの元役員に対しこの旨通知し、もしかかる元役員及び近隣クラブ会員の訪問を受けるならば、新クラブへの激励になることを示唆すべきである。(理 35—36)

財政問題

(Financial Matters)

国際ロータリー定款及び細則は、理事会が国際ロータリーの事務及び財政を管理し、且つ毎会計年度の予算を決定しなければならないことを規定している。

財政委員会 (Finance Committee)

細則は又、会長によって任命さるべき財政委員会について規定している。此の委員会は理事会に対し年間予算を提出し、国際ロータリー財政に関する総てを管理し、且つ理事会に対し之れが処理について進言する。

財政委員会への委託条項は、国際ロータリー細則に定められてある。(第14条第10節)

国際ロータリーの財政問題に関する如何なる決定も、正規機関を通してのみなすべきものであり、そして非公式の財政取極めは、財政委員会による再検討に付し且つ後に必要に応じて理事会に進言しなければならない。(理 46—47)

財政に関することで理事会に提出すべき総ての事柄は、理事会によって最後の決定が行われる前に、その審議と、そして理事会に対し勧告させるためこれを財政委員会に付託しなければならない。(理 46—47)

国際ロータリー資金の投資

(Investment of Funds of R.I.)

理事会は、国際ロータリー資金の投資及び再投資に関する方針及手続を次のようになすべきことを決定した。

投資の方針 (Investment Policy)

(1) 理事会は当座の目的に不必要な金で長期一般資金投資のため別にしておく金額を時時明示しなければならない。それに関しては、新しく指定された金額は以前に長期一般資金投資のため購入された証券の売却より生じた収入を除くものであり且つ、斯様な収入は別に理事会の指定をまたず長期一般資金投資に使用することができるものであるということなどが了解されている。原則として、国際ロータリー資金の長期投資及び再投資は、その組織が法人化され且つその登録されている事務所のある国において行われるべきものとする。

(2) 国際ロータリーの一般資金投資有価証券帳簿価格の50%及び市場価格の66 $\frac{2}{3}$ %を超えざる程度まで、そして国際ロータリー本拠建築物置換資金有価証券帳簿価格の50%及び市場価格の66 $\frac{2}{3}$ %を超えざる程度までは、信用の高い銘柄株券とすることができ、そして残部の有価証券は優良な国債、市債又は公債でなければならない。

(3) 前記第2項の規定に従うことを条件として、財政委員会の中から会長が指名する3名よりなる小委員会は、投資顧問と協議した後上記委員会過半数の同意があれば、国際ロータリーを代表して債券を売買又は譲渡する権限を有する。但し、投資顧問は、国際ロータリーを代表して投資有価証券を売買することに関し、投資小委員会の休会中に、機敏な取引を行なうことが国際ロータリーにとって最も有利と判断した場合は何時でも、彼は投資小委員会の事前承認なしに斯様な取引を行なうことができる。但し、この場合投資顧

間は、斯様な処置が取られた理由を含む詳細な報告を、国際ロータリーを通じて投資小委員会に回付されるよう、直ちに国際ロータリーへ提出しなければならない。国際ロータリーの投資有価証券に関する総ての取引は直ちに財政委員会及び会長に報告され、委員会によって次の理事会に報告されなければならない。(理 56—57, 57—58, 59—60, 61—62, 62—63; 65—66)

国際ロータリーの会計年度

(Fiscal Year of R.I.)

国際ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終る。人頭分担金及び購読料金の集金は、7月1日より12月31日迄と1月1日より6月30日の二半期に分かれてゐる。

国際ロータリーの歳入

(Revenue of R.I.)

国際ロータリーの歳入の重要財源は、加盟クラブよりの人頭分担金、国際大会登録料、新クラブよりの加盟料金、機関雑誌の購読料及び広告料、並びに投資に対する利益金等である。

人頭分担金 (Per Capita Dues)

各クラブは国際ロータリーに、そのクラブの各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員1人当り年額8ドルの分担金を、毎年7月1日及び1月1日に、当日の会員数に基づいて分納する。

細則は理事会が正当と認める人頭分担金の一部を何れのクラブに対しても返せしめるこ

とを規定している。

細則は又、如何なる国の通貨でも、その国のロータリー・クラブが国際ロータリーに対するその負担を果すに、自国通貨を過剰に支払わなければならない程度に下落した場合には、理事会は、その国のクラブよりの支払額を調節することができることを規定している。

新加盟クラブ：支払期直前の5月15日又はそれ以前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付で人頭分担金を支払うよう要求されている。同様、支払期直前の11月15日又はそれ以前に加盟した新クラブに限り1月1日における会員数を証明し、その日付で人頭分担金の支払を要求されている。

払戻又は比例割当：半期に入ってから後に退会した会員に対する人頭分担金については、クラブは国際ロータリーから払戻を受けることはできない。一方クラブは、半期間に入会した新会員に対しては、比例割当人頭分担金を支払う必要はない。クラブ及び国際ロータリーの会計年度は同様、即ち7月1日より6月30日であるため、時としてクラブは(クラブがその会費を徴収しない前に)7月1日及び1月1日に支払うべき人頭分担金及びロータリアン誌購読料を早期に立替え払いし、後に至りその期間の会費を支払わないで死亡、退会或は会員資格を喪失した会員の国際ロータリーに対する人頭分担金及購読料を支払っていたということを発見することがある。斯様な場合、理事会は国際ロータリー事務総長にその事情に応じて必要な調節をなし払戻をなす権限を与えている。

ロータリアン誌の購読

(Subscriptions to The Rotarian)

THE ROTARIAN の購読料は、合衆国、

カナダ、キューバ、及びその他最低郵便料金を採用している国においては、合衆国貨幣で年2ドル50セントその他総ての国においては合衆国貨幣で年3ドルである。

合衆国及びカナダにおける各クラブではその各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員は THE ROTARIAN の料金を支払った購読者となるべきことを、会員資格の条件にすることが要求されている。(国際ロータリー細則第19条、第2節)

レビスタ・ロータリアの購読

(Subscriptions to Revista Rotaria)

雑誌のスペイン語版、レビスタ・ロータリアの購読は自由である。レビスタ・ロータリアの正規の購読料は3ドル75セントである。国際奉仕用の年間購読料は3ドル50セントである。

国際ロータリーの経費

(Expenses of R.I.)

理事会：理事は、国際大会、国際協議会、指定せられた地区大会、定例及び臨時理事会及びその常任理事会、事務局への公式訪問、及び理事会が承認した特別の旅行、並びに国際ロータリーに請求すべき事務所費及び事務員の費用等の諸経費は報償せられる。

理事会は次の決定をした。即ち、

(イ) 毎年「国際ロータリー会長ノミニー」が1名の場合には、次年度の理事として、最後の理事会、国際協議会及び国際大会に出席するに要する彼の経費は国際ロータリーによって支払われる；

(ロ) 2人以上の会長ノミニーがある年には、次年度の理事として、暫定理事会及び国際大会に出席するに要した経費は毎年国際ロ

ータリーによって支払われる；

(ハ) 国際ロータリーは、何れの理事ノミニー及び無競争理事候補者が最終理事会、国際協議会並びに国際大会に出席するのに必要な経費を支払う。すべての理事ノミニー並びに無競争理事候補者は最終理事会へ出席するよう奨励されている；

(ニ) 国際大会前に、地帯、地理的集団乃至地域からの理事ノミニーが判明しない場合、斯様な地帯、地理的集団、乃至地域より選出された理事が次年度理事の暫定理事会及び国際大会へ出席するのに要した経費は、国際ロータリーによって支払われる。(理 60—61; 63—64)。

委員会：国際ロータリーの各委員長は委員会の業務遂行に必要な事務諸経費、及び、事前に理事会の承認を得た場合、国際大会並びに国際協議会への出席に要する個人的経費を報償される；又、理事会が承認した特別旅行或は年度中の委員会の業務遂行に関して理事会から出された指示中に含まれた特別旅行の費用、及び委員会の会合準備並びに出席に要する費用で理事会の承認を得た場合は報償される。

委員会の委員は、理事会の承認を得れば、委員会の会合へ出席するのに要する経費及び委員会の業務遂行上必要とする事務費を報償せられる。

国際ロータリー理事会又は会長が特にその出席を要求し且つその費用を承認しない限り、仮令招待せられたとしても、国際ロータリーの委員が他の組織の会合に出席するための費用を支払うことは、国際ロータリーの方針に反する。(理 44—45)

地区ガバナー：各ガバナーにはその任期の初めに、任務を遂行する経費を賄うために、理事会で承認された予算が交付される。例えば、クラブ訪問、地区協議会及び地区大会出席等に要する旅費、月信発送、事務費、文房具、郵税、電信電話等の費用である。事務費

は地区内クラブ数に基いて見積られる。

旅費の見積は、地区内クラブ数、旅行距離及び経費に基いて行われる。国際ロータリーは単にその地区内の旅行に要するガバナーの個人的経費のみを支払う。ガバナー・ノミニーとして国際協議会に出席する経費を除いては、国際ロータリーはガバナーの所管地区以外の旅行費は一切支払わない。

地区ガバナーが第2期に指名せられた場合国際協議会に2度目の出席は差支えないが、2度目の協議会への出席費用は国際ロータリーによって支払われない。(理 55—56, 57—58)

理事会は次の方針を採択した。

(イ) ガバナーに対する予算割当は、全クラブに公平且つ十分の貢献の出来るような割合の予定表に基づいて行われなければならない。従って、理事会は予算を採択し、割当を行うに当っては、各種活動の相対関係に基いて経費を分配する。理事会は、斯様な分配の基礎は各地区内において年々大なる変化をなすべきではないとの意見を堅持している。というのは、激烈なる変化は之等の活動の均衡を破るものであるからである。

(ロ) 国際ロータリーによって支払われるガバナーの経費は、ガバナーの予算割当の総額を超えてはならないということが必須条件とされている。若し不慮の事情の為、追加費用を要する場合には、斯様な経費を必要とする以前に、理事会の承認を得るため追加割当請求を提出しなければならない。(理 41—42)

国際協議会：国際ロータリーの経費で協議会に出席するよう国際ロータリー理事会によって承認された人は旅費及びホテルの費用を報償される。

国際協議会は、国際ロータリー運営上最も重要な国際的会合である。そして1948年に初めて提案されたように2箇所以上の地域別協議会に分けるよりも寧ろ常に単一協議会として開催し十分に力を入れる必要がある。猶

協議会は国際大会都市近接地というよりも、寧ろガバナー・ノミニーの数及びその居住地の見地から便利で経済的な場所に開かれなければならない。

理事会は次のことを決定した：

情状酌量の存在する場合に（不可避の旅行の遅延、病氣その他）会長が一般規定に対して除外例を承認した場合以外、参加者その他国際協議会に列席するものの経費支出は全期間出席する基礎の下においてのみ承認されている。(理 53—54)

同一役に2度目に指名された被指名役員は、その役名において2度目の国際協議会に出席することが出来るが、その人の出席費用は国際ロータリーによっては1回分より以外には支出されない。(理 55—56, 57—58)

理事会は、原則として、又、実行可能な限り、地区ガバナー・ノミニーが、国際ロータリー資金が預託されている国から、国際協議会に出席する場合の費用は、すべて、かかる資金から、国際ロータリーによって、支給されることに同意する(理 67—68)

他の経費は、協議会において職務を命ぜられた事務局職員、翻訳係、接待、印刷及びその他の雑費を含む。

国際大会：此の費目は、国際ロータリーの費用で国際大会に出席するよう国際ロータリー理事会によって承認された人達の旅行費及びホテル費等と共に、国際大会に必要な総ての運営及び接待費等を含む。

同一役に2度目に指名された如何なる被指名役員も、その被指名役員としての出席費用は1回の国際大会の分よりも多く国際ロータリーによって支払を受けることはできない。

新クラブ結成：此の経費は、新クラブ結成に関係してのガバナー又は拡大補助者の旅行費を含む。

新クラブ結成における特別代表の費用は除外例の場合、即ちガバナーが予め国際ロータリーの事務総長又は会長から斯様な支払の

許可を得た場合においてのみ支払われるものである。(理 37—38)

理事会は次の件を決定した：

ガバナーが新クラブ結成及びチャーター伝達に関して合衆国貨幣50ドル以上の経費をかけ又は経費をかけんとする以前に、ガバナーは、その経費がえられるかどうかを事務総長に相談する。斯様な場合、国際ロータリー事務総長が“新クラブ結成のため地区ガバナーその他の旅費”に対する割当の中からの資金の利用度を決定する責任を有することが定められている。斯様な決定をするに当り、事務総長は、その使用期間にその割当から流用しなければならない総てのありうる要求を考慮に入れなければならない。(理 40—41)

前記事項は、新クラブ結成に関連して50ドルの経費が許されているということを規定しない。若し50ドル又はその一部が、新クラブ創立に用いられなかったとしても、その金額は、ガバナーがその他の経費に充当することは出来ない。

ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域における特別代表の経費支弁承認をすることについては、理事会は、事務総長をして彼に代りその名においてその任に当る者にその地域の事務次長を指名する権限を与えている。(理 37—38)

会長：会長事務費及び旅行費は、若し自分の市に事務所があればその事務所の借料、文房具、消耗品、郵税、電信電話料、必要な秘書及び事務員費、並に別段の規定のない会長の旅費を賄うものである。

国際ロータリー会長として順序良く且つ満足に退職するに必要且つ適当な経費は報償せられる。(理 60—61)

被選会長：会長としての職務につく準備に要する必要で適当な経費は毎年会長ノミニーに報償される。(理 60—61)

地区又は地域大会に於ける国際ロータリー会長代理：実行可能な限り、理事会の一員又

は他の国際ロータリー会長代理が、各地区及び地域大会に出席するよう指名され、その旅費は国際ロータリーによって支払われる。若しその人が夫人を同伴する場合には、夫人の費用も国際ロータリーによって支払われる。

地区大会出席中の会長代理並に同夫人の宿泊費及び大会出席諸経費は、地区大会の負担とすることが望ましく又、期待されている。

現及び元役員の見問：此の費目は、国際ロータリーの要求によって、クラブを訪問し、話をする現及び元役員（及び特別の場合他の有資格ロータリアン）の旅費を含む。これはガバナー以外の国際ロータリーの役員又は代表の訪問をめつたに受けることのない多数のクラブに対して有用な奉仕である。

事務局：アメリカ合衆国イリノイ州エバンストン及びスイス国チューリッヒにある事務局費用は、職員の給料、エバンストンにおける国際ロータリー中央事務局の建築物管理、及びチューリッヒにおける事務所借室料、文房具、用品、郵税、速達料、電信電話、謄写料、印刷料、無料配布小冊子類、家具類及び設備品の償却及修繕、保険及税金、監査、雑費その他を含む。

ロータリアン誌及びレビスタ・ロータリア：ロータリアン誌及びレビスタ・ロータリアの費用は、職員の給料、文房具、用品その他、原稿、在庫用紙、印刷、郵税及びその他雑誌発行に普通必要な経費を含む。

監査報告の配布

(Distribution of Auditor's Report)

理事会により承認された前会計年度の経理状況について、監査人の報告を要約したものはこれを印刷に付し、年々各クラブ幹事宛、現及び元国際ロータリー役員及び委員等、国際ロータリー・ニュース発送名簿にある人々に配布すべきものとする。(理 49—50)

国際ロータリー資金の支出
(Expenditures of R.I. Funds)

一般手続：以下は、国際ロータリーの資金支出に関する一般手続の簡単な要綱である：

理事会は、その支出について責任を持つガバナー及びその他の人によって支出せらるべき予算配布（又は債権）を可決する責任を持つ。斯様な予算配布（又は債権）は国際ロータリーによる年間予算編成を通じて作られる。此の予算には、来るべき年度の総ての見積経費が盛り込まれる。理事会が予算を承認したときには、それぞれの予算配布額（又は債権）が決定されるのである。予算の各費目は「その必要と思われる部分」を基礎とし、それに対して配布せられるものであると了解されている。換言すれば、各項目は最大限度として配布したもので、若し誰かがその最大限以下の支出で仕事を遂行するならば、それだけ国際ロータリーの資金が節約されることになる。

一方（これこそ明確に諒解されなければならないことであるが）如何なる目的であっても、配布された予算（又は債権）以上の支出は予め理事会の承認なしでは行ってはならない。

支払役員である事務総長及び財務長にとって又会長及び理事会にとっても、斯様な支出に対して何等の予算（又は債権）も現存していない場合に、支払要求をされると当惑するものである。

若し支払行為者が常に支出を既定予算（又は債権）内に留めるようにし、追加支出は、もしそれが認められている場合、予め追加予算を提出して理事会の承認を得る迄は支出をしないようにすれば、支出当事者も理事会も当惑することはない。

或予算が特定目的のために作られている場合には、例えばガバナー・ノミニーの国際協議会出席の経費の如きは、予め理事会の承認なしでは他の第三者に譲渡してはならない。

支出報告 (Expense Statements)

理事、ガバナーその他は、彼等の支出を書きつけておいて、月末にその簡単な報告書を事務総長に提出することによって国際ロータリーの資金の中から支払を受ける。

国際ロータリーの用務に従事する時の国際ロータリー役員及委員の経費支払は、その費用が国際ロータリーで定められた範囲を相当超過している場合には、国際ロータリー会長及び事務総長の承認をえなければならない。此の際「相当の変更」の判断は事務総長の決定による。(理 51—52)

国際ロータリー旅費
(R.I. Travel Expenditures)

国際ロータリー理事会が、国際ロータリーにおける旅行費の説明として1965—1966年に採択し、其後改正した方針は次の如くである。

一般方針
(General Policy)

国際ロータリーの用務で旅行する時の、国際ロータリーの役員、委員会委員等々の旅費を支弁することは、国際ロータリーの方針である。国際ロータリーの費用で旅行する人は、適度に心地よい旅行をし、かつ個人的用事の時間にも不自由せずに、あらゆる方法で国際ロータリー資金節約に助力するものと期待されている。

単に、個人輸送の実費のみが報償されることになっている。従って、下記の表に規定された料金より少い費用で旅行する場合には、規定最高額ではなく、その旅行に要した少い料金しか報償されないのである。

弁償経費
(Reimbursable Expenses)

輸送
(Transportation)

イ. 飛行機。次の条件付きで、利用した等級の運賃が支給される。

1等以外の航空サービスが行なわれていない所での二地点間の旅行、又は、如何なる部分を取って見ても二時間以上の継続運行となる旅行に対しては、1等運賃が認められる。もし途中での宿泊寄港がなければ、航空機の寄港又は乗換があっても、運行は継続していると見なされる。

二時間未満の運行については、1等だけしかない場合を除き、1等より安い等級の運賃が承認される。

ロ. 船。最短コースの1等航空料金を最大限度として、輸送実費並びに雑費が弁償される。交通費、ホテル代、食費、及び途中雑費に対する弁償額合計は1等航空料金を越えないものとする。斯様なホテル代、食費並びに途中雑費は飛行機旅行の場合の如く運賃の中に含まれるものである。但し経費総額が上記最高額を超過しない場合、船中経費は1日当り米貨4ドル、乃至1航海に対して米貨30ドルの何れか多い方が弁償される。

ハ. 鉄道。鉄道旅行は最短距離の1等料金、或は寝台車の個室の如き普通寝台車の基準で弁償される。

ニ. バス。バス旅行の場合は支払われた運賃実費が弁償される。

ホ. 自動車。合衆国内の場合には、ガレージ使用料を含め、自動車旅行に伴うすべての経費を賄うものとして、1哩当り10セントの基準で弁償される。最短距離の旅行の適当なホテル代、食費、雑費が弁償される。

他の経費
(Other Expenses)

合理的な値段の一流ホテル室代実費。適当額の食費並びに雑費。旅券料金実費、払戻しのきかない入国税等。もし、国際ロータリーが国際協議会或は国際大会のために、特別輸送を準備する場合、理事会特別決議によって、斯様な特別輸送機関利用者に対し輸送実費の基準で弁償するものとする。

途中及び会議出席中の日数
(Time En Route and Attendance at Meetings)

すべての旅行は、途中並びに目的地において要する適当で最少の日数で然も公務を満足に遂行することを基準として見積られ且つ弁償されるべきものとする。但し、本人が招かれた一つ又はそれ以上の会議の全会合に参加した場合に限る。

弁償
(Reimbursement)

普通、上記の弁償経費予定額を指針として用い、国際ロータリーは本人の署名した経費計算書を受理次第、その個人に支弁する。

個人が国際協議会及び国際大会出席以外のロータリー用務で旅行するために前渡旅費を請求する場合、事務総長は上記予定額を指針として計算した経費の概算を前渡しする権限を与えられている。斯様な前渡金は、旅行完了直後本人から提出される経費計算書により証明されるべきものである。

個人が国際協議会及び/或は国際大会への前渡旅費を請求する場合、事務総長は前渡支払の権限を与えられている。但し、

- (イ) 予め個人から、選んだ旅行方法と等級の書いてある予想旅費の証明書を受取ること；
- (ロ) 事務総長は予想旅費が上記予定額に規定された最高額を超えざることを確認し、且つその費用が一般料金と符合していることを確めること；

事務総長は、この予想費に、それぞれ必要で適当な額を概算の上、ホテル代、食費、及び要求があれば雑費を加えなければならない。

これらの事情のもとに前渡金が渡された場合には、経費計算報告の提出は要求されないものとする。

この基本声明に規定された金額を超える如何なる経費も各個人の責任とする。

理事会は副会長及び理事がロータリー用務で旅行する費用について、国際ロータリーによる支払の方針を次の如く定めた。

1. 年間予算には次の場合に生ずる適当で必要な理事の経費が割当られる。
 - (イ) 在任期間に開催せられる国際大会及び国際協議会への出席。
 - (ロ) 定例及び臨時理事会及び理事会の委員会への出席。
 - (ハ) 必要な国際ロータリー本部公式訪問。
 - (ニ) ロータリー用務の下に特別に認められた旅行。
 - (ヒ) 指定せられた地区大会又は地域大会

(注：国際協議会及び又は国際大会のみへの旅行のため、夫人同伴の個人が、そのために、前述の予定額より低い輸送料金で旅行したこと、そしてその規定の最高予定額との差額はそれに最も近い相当額を夫人の旅費に充当するため規定の最高予定額の弁償を希望する旨明示すればその規定額が弁償される。但しその弁償旅費はその個人と夫人との合計分として実際に支払われた金額を超えてはならない。又前渡支弁の場合、斯様な個人は予め此の規定適用の意向を事務総長に証明しなければならない。何れの場合でも、地区ガバナー・ノミネーは、この手配に基づく彼の旅行計画が、就任直前に所属地区協議会並びに大会へ出席するのを妨げなかったか、或は妨げないものであることを証明しなければならない。)

出席に夫人を伴う旅行。

- (イ) 自己の見解で必要と認めるクラブ訪問及び他のロータリー職務上の訪問、但しその費用は年間理事1人につき400ドルを超えることは出来ない。

2. 上記(イ)項にいう特別に認められた旅行は、理事会に代って会長又は事務総長によって、国際ロータリーの利益のためと、それに対する予算処置のとられた資金の範囲内において要求せられたものでなければならない。

3. 理事は、特別の規定が作られない限り上記に規定せられたもの以外、如何なる経費の負担も国際ロータリーにかけてはならない。

4. 以上は、理事の旅費の国際ロータリーによる支払に関し、これと異なるこれまでの如何なる理事会決定にも代り且つ以前の決定を無効にするものである。(理 40—41, 42—43)

上記の方針はその実行と効力において継続すべきものである。国際ロータリーの費用で旅行するものの旅費概算を作成し提出するに当っては、中央事務局は理事会において決定した旅行基本方針に従って計算しなければならない。(理 42—43)

旅行のための国際ロータリー資金 (R.I. Funds for Travel Purposes)

如何なる国にある国際ロータリー資金も公式に開かれた会合に、国際ロータリーの費用で旅行するロータリアンに対して報償するために、之れを利用して差支えない。如何なる国における国際ロータリー資金も、その人がロータリアンであろうとあるまいと、通貨両替その他の為に之れを提供することは、国際ロータリーの方針ではない。但し、奉仕活動に関連して、諸外国のロータリー・クラブの協同活動に関し理事が明確に規定する場合は例外である。(理 47—48, 58—59, 65—66)

保険 (Insurance)

理事会は、自動車旅行に関連する不慮の責任保険について次の如き決定をなした。

理事会は、国際ロータリー各役員、理事、ガバナー、委員、職員等で自動車を運転するものは財産損害保険の適当な金額と、火災、盗難その他の損失に対する保険を良い保険会社と契約しているものと考え且つ予期している。

理事会は又、各役員が生命及び傷害保険、火災、盗難、衝突その他の原因による自動車の損失に対する保険を個人でかけていなければならないという意見を記録にとめている。国際ロータリーは斯様な損害には役員に対し報償しない。

理事会は、国際ロータリーの役員は、事務総長を除いては、国際ロータリーの雇人ではないということに一致している。彼等は国際ロータリーの目的のために旅行している間もその事故に対して国際ロータリーによって個人的な保険をかけられてはいないし、また、国際ロータリーは彼等の保険掛金に対して報償もしない。国際ロータリーは如何なる間接的負担にも責任を持たない。然しながら、地区ガバナー及び他の国際ロータリー役員は、彼等自身の費用において、斯様な事故のために保険をかけることを欲するであろう。(理 39—40, 45—46, 59—60)

団体旅行用貸切飛行機 (Chartered Air Transport for Group Travel)

国際ロータリーを直接乃至間接に拘束するか又は関与させることになる契約を結ぶことは地区ガバナーの越権行為である。明らかに、地区ガバナーは貸切飛行機旅行の手配に関し国際ロータリーからその契約に署名する

か又は国際ロータリーを拘束したり、又は国際ロータリーの代理行為者となる権限は与えられていない。(理 65—66)

支出に対する承認

(Authority for Expenditures)

請求せられた支払が、国際ロータリー理事会によって正式に決められた予算割当を超えず、且つ斯様な割当を行なうに当って理事会決定の指示書乃至意向の範囲内にあることについて事務総長及び(又は)会計監査官が満足しない限りそれに支払をしないこと及び確かに支払われていないことを財務長に証明することは、国際ロータリー資金の支出役員たる国際ロータリー事務総長及び(又は)会計監査官の義務であり且つ責任である。又、事務局の事務総長及び(又は)会計監査官は斯様な支払が、その請求された支払をなすための予算を割当てるに当っての理事会指示書或は意向の範囲内にあると考える旨を証明でき且つ証明するのなければ、事務総長並びに財務長は国際ロータリー資金を支出することは厳重に禁じられている。如何なる支払要求しても事務総長が之れを証明することができない場合には、その事情を理事会に報告して承認又は否認を求めなければならない。(理 31—32, 51—52)

理事会が斯様な目的のために必要な予算処置を取るか或は取ったものでない限り、如何なる活動に対しても理事会において支払を承認してはならない。(理 31—32)

国際ロータリーの計画遂行に剰余金の支出 (Expenditure of Surplus to Promote R. I. Program)

国際ロータリー理事会は、若し彼等の判断

で必要と認めたらば、国際ロータリーの剰余金の中から、100,000ドルを超えない範囲において、必要な金額を、特別の奉仕を必要とするクラブに対して奉仕するためと、世界中のロータリー計画の減退を防止するために支出する勧告案が第24回国際ロータリー大会において決議されている。(ボストン大会、決議 33—46)

国際ロータリー活動以外への国際ロータリー資金の寄付 (Contributions of R.I. Funds for Other Than R.I. Activities)

国際ロータリーの資金はその加盟クラブにより、それ自体の目的のために提供せられたものである。故に他の団体の活動に対して寄付することはできない。同時に国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、各自ロータリアンが個人的にその地域社会における有用な奉仕活動に参加し支持することを奨励する。(国際ロータリーと他の団体に関する方針文書 138 頁参照 理 54—55)

国際奉仕

(International Service)

国際間の友誼にみちた、正しく且つ平和的な関係を推進し維持するためには、少くとも次の二つの力が必要である。

(i) 関係当事者の権利を定め、人間関係に常に起る意見の相違を調整する法律的な制度。この力は勿論政府によって且つ政府の間に発達させなければならないものである。

(ii) すべての国民に対する、国際的な理解と善意の重要性を正しく認識した広い見聞に基づいた世論。

この理解と友誼を、ロータリー会員及び一般の人々の間に推進することが、ロータリーに於ける国際奉仕の特に行うべき仕事である。(理 51—52)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、常に国際ロータリーの既定方針に従い、いやしくも平和の獲得及び維持を妨げ、誤解を招き、又は悪意を生ずる原因となるような、如何なる行動、発言、通信又は出版物を嚴重に避けて、世界中の国民に対する理解と好意の増進を奨励且つ育成するため努力するよう勧告されている。

方針概要 (Outline of Policy)

理事会は下記方針を採択した：

「国際奉仕に於ける国際ロータリーの方針」
狙い：

ロータリーに於ける国際奉仕の狙いは、第4の綱領に明らかな通り、

「奉仕の理想に結ばれた職業人の世界的親交によって、国際間の理解と友情と平和を促進する」

ことを奨励し且つ育成するにある。

ロータリーの奉仕の理想が、最もよく表現されているのは、個人の自由、思想、言論、集会の自由、信仰の自由、迫害と侵略からの解放、及び、欠乏と恐怖からの解放が認められているところに於てである。

自由、正義、真理、誓言の神聖及び人権の尊重はロータリー主義に固有のものであり、又国際間の平和及び秩序の維持、更に人類の進歩にとって不可欠のものである。

個々の会員の責任：

各ロータリアンは、奉仕の第4部門に固有の理想の達成に個人的に寄与することが期待されている。

ロータリアンは、自己の国家に対し忠誠且つ献身的な国民たるべく、自らの日常生活、及びその職業活動を処置することが期待されている。

各ロータリアンは、個人として何処に働くにせよ、広い見聞に基いた世論を作り出すことに協力しなければならない。かくの如き世論は、国際間の理解と親善の促進に関する政府の政策に当然影響を及ぼすものとなる。

世界精神を抱くロータリー会員として

(i) 彼はせまい愛国主義を越え、国際間の理解と親善と平和の促進に対する責任を分担していることを自覚する。

(ii) 彼は国家的乃至人種の優越感によって行動する傾向に反対する。

(iii) 彼は他の国民と共に協調するための一致点を求め、且つ開拓する。

(iv) 彼は個人の自由を保持するため、法と

秩序の規定を守り、以て、思想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、及び、欠乏と恐怖からの解放を楽しむことができるようにする。

(h) 彼は、何処かの貧困は全部の繁栄を阻害することを認識し、世界中の国民の生活水準を改善する運動を支持する。

(i) 彼は、人類に対する正義の原則は、根本であり、又世界中に行われなければならないことを認識して、その原則を支持する。

(j) 彼は国家間の平和を推進することに常に努力を傾け、この理想のためには、個人的犠牲を払う覚悟をする。

(k) 彼は、国際間の親善への一歩として、他人の信仰を理解するという精神を力説、実行し、それによって、より豊かな、より充実した生活が確保されるような、道徳的・精神的な基本水準の存在することを認識する。

ロータリークラブの責任：

ロータリー・クラブは、政府や世界問題或は国際間の政策に影響を与えるような団体的な行動をとってはならない。むしろ、個々の会員に対して、これらの問題についての知識を与えるようにつとめ、それによって、会員に啓発された建設的な心を育成するようにすべきである。

ロータリー・クラブでは、討論会を開催して、公共の問題を論じ、それによって、第4部門に示された奉仕を育成することができる。もし論争点のある場合には、双方の主張が十分に発表されることが肝要である。

ロータリー・クラブに於て、国際的問題が論ぜられている場合、論者は他の国の国民を攻撃するようなことは、避けるように注意されなければならない。又会合に於て表明された個々の論者の意見に対しては、ロータリー・クラブは必ずしも責任をとるとは限らないことを明らかにしておかなければならない。

ロータリー・クラブは、国際問題に関係を

持つ特殊な計画に関する如何なる決議をも採択してはならない。或る国のクラブから他の国のクラブ、国民或は政府に対して、何かの行動を執ることを要望してはならないし、又、或る特定国際問題の解決に関する計画案や意見書を配布してはならない。

それぞれロータリー・クラブを有する国家間の関係が緊迫している場合には、関係国及び他の国々のクラブは、最大の注意を払わなければならない。然らざれば、如何なる行動もかえって悪意や誤解を増す恐れがある。

国際ロータリーの地位：

国際ロータリーは、多数の国に存在する幾多の見解をもつクラブから成立してある。故に、政治問題に関しては、国際ロータリーは何等団体的行動をとったり意見を述べたりはしない。(理 51—52, 53—54)

世界事件 (World Affairs)

理事会(1961—62)は次の声明を採択した：

世界事件と国際ロータリー (Rotary International in World Affairs)

国際ロータリーは、世界に広がっているその加盟クラブを通して、国家間の平和の基礎として人類の間に国際理解と親善を奨励且つ育成する。ロータリーの奉仕の理想と国際理解を増進せんとする献身的な誓約は、破壊的な反対勢力が猖獗を極めている現代に於て、絶対に、必要かく可からざる力となるものである。

ロータリーの理想に固有なものは個人の品位と自由である。故に、その理想を永続強化することは個人個人のロータリアンに義務と

してかかっている。ロータリーの効果は制度によるものでもなければ、団体として意志表示をすることによるものでもない。それは、常に各ロータリー・クラブの各会員が、ロータリーの存在のため、そして自由社会、正義、真実、約束の神聖、及び人権尊重を守るため、必要な原則を進展させるよう、個人的な、強烈でそして建設的な行動をとるといふ、手段のみにより達成せられる。

加盟クラブの会員である職業指導者中に潜んでいる、効果的行動への偉大なる潜勢力を認識して、国際ロータリーは、各ロータリアンが、自国の忠実なる奉仕の国民として、彼の影響力を発揮し、全人類の安寧の基盤となる、自由と真実と正義の原則を保全し且強化する様、彼の力を行使し、そしてその組織を、国際理解の達成に一層有効な道具たらしめる方法として、奉仕の理想を、個人が実行する様、呼びかける。

国際ロータリーはその平和と正義の原則への執着を再確認し、全ロータリアンが、出来ることならば、武力によらず寧ろ平和的交渉によって国際上の難問題を解決する上に、彼等の影響力を行使するよう勧奨する。

原子力使用に関する提案 (Proposals Regarding Use of Nuclear Energy)

理事会は、平和目的のための原子力利用より生ずる人類への利益及びそのための原子力の絶えざる発達の重要性を認めるものである。然しながら、ロータリー・クラブが斯様なことにおいて政府を動かすため協同動作に加わるとか、特定の国際問題の解決のための行動又は計画に対する提訴を発起することなどは国際奉仕に関する国際ロータリーの既定方針と一致しないものである。(理 61—62)

国際連合 (United Nations)

国際ロータリーは、国際連合憲章の規定や国際連合の決議及び法規に対して是認も否認もしないが、ロータリアンが世界平和の促進を旨とする国際連合の活動に精通することを奨励する。

事務総長は、世界平和の促進に資する国際連合の憲章及び活動の研究に関連するプログラム資料及びその他の援助について、クラブの注意を喚起するよう命ぜられている。

国際連合及びその専門機関の会合に出席する国際ロータリーのオブザーバーの報告は常にこれを公表するものとする。

ロータリー会員にして、国際連合或はその専門機関のいずれかに関して、申出をなさんとする場合には、必ず自国政府の正規の手続によってつくられた機構を通じて行うべきである。(理 51—52, 52—53, 53—54, 55—56)

国際連合に関する国際ロータリーの 刊行物

(R. I. Publications re United Nations)

理事会は、国際連合の初期に於ては、国際連合及びその専門機関の事業及び業績に関して情報を伝播する必要が大いにあったこと、並びに、この必要を充すために、理事会が、“From Here On”「此処から」“In the Minds of Men”「人々の心に」“The World at Work”「活動する世界」及び月刊“Report on U. N. by Rotary International”「国連に関する国際ロータリー報告」等の国際連合に関する刊行物を国際ロータリーが出版し頒布することを承認したことを、確認する。

理事会は、上記の刊行物は有用な目的に資する処が多かったが、現在では国際連合自体がその施設を通じてこのような情報の伝播を

行っており、又、国際連合に関する情報も広く入手できる状況にあると考えている。

従って、理事会は、数箇国語版による「国連に関する国際ロータリー報告」の刊行は遅くも1952年6月30日には停止すること、及び、国連に関する国際ロータリーの他の刊行物（「此処から」、「人々の心に」、「活動する世界」等々）の現在の在庫品が尽きた場合には、これ以上版を重ねないことに決定した。（理 51—52）

国連旗の掲揚

(Display of United Nations Flag)

ロータリー・クラブのある国が必ずしも全部国際連合の加盟国であるとは限らない事を考え、ロータリー・クラブがロータリー旗及び国旗を掲げる場合、或は必要によって外国の旗を掲げる場合と同じく、国際連合旗の掲揚は、ロータリー・クラブその他の自発的な措置に任すべきである。（理 50—51）

国の法律習慣に対する批判

(Criticism of Laws and Customs of a Country)

理事会は次の如き方針の声明書を採択した。

ロータリー会員の間に、理解と親善を促進するに当って、或る国に於て非合法とされていることが他の国に於ては合法である場合が多数あること、又、或る国に於て慣習となっていることが他の国に於てはそうでない場合もあることを、認めなければならない。従って世界各国のロータリー会員は、或る国のロータリー会員が、他の国の法律・慣習を批判することは気をつけてこれを避けるべきであり、且つ又、或る国のロータリー会員が、他の国の法律習慣に干渉するが如き如何なる行

為もこれを慎しむべきであるということを確認しなければならない。（理 32—33）

ロータリー会員とその国家との関係

(A Rotarian's Relation to His Country)

ロータリー会員とその国家に対する関係についてのロータリーの立場は、決議 43—14（本書135頁）に明らかにされている。

世界社会奉仕

(World Community Service)

世界社会奉仕は、ロータリー・クラブが世界社会の他の部分に在るロータリー・クラブやロータリー地区から、その社会奉仕計画についての援助を受けるプログラムである。

理事会は次のことに同意している：

1. 特別の世界社会奉仕活動に関連して、財政的其他の協力や援助を求める地区又はクラブからの要求は、かかる要求が、1又は極少数の地区又はクラブに対して行なわれ、全般的な要請回章として行なわれていないときには、決議、29—12（131頁）にある大会決議による財政援助の懇請に加えられた制限の範囲内に止らないものとする；
2. 地区の世界社会奉仕委員会は、地区内クラブが報告した世界社会奉仕の必要を検討し、簡単な説明を事務総長に送付し、ロータリアンの間における、このプログラムへの関心をつなぐ手段として、時々公表して貰うよう、すすめられている；
3. 地区の世界社会奉仕委員長は、次の責任を負うべきである：
 - イ. 地区内での可能な世界社会奉仕計画の調査をまとめ、その報告を地区ガバナーに提出すること；
 - ロ. 税関、関税、各官庁部局の規則、検疫、

輸入禁止品目、施設運営のための技工の入手、社会又は宗教の分野での禁止事項、其他、世界社会奉仕計画を実施するに当って、その成否を左右する諸要素を考慮に入れて、地区内での世界社会奉仕計画の実施に関する諸条件について調査をまとめ、且つ地区ガバナーに報告すること。（理 66—67）

理事会は、各地区ガバナーが、地区内での小企業相談所の活動を含めて、世界社会奉仕計画を推進し且つ協力するために、ロータリーの国際奉仕計画の一部として、世界奉仕委員会を設けるよう、要求している。（理 65—66）

中小企業相談所

(Small Business Clinics)

開発途上国のロータリアンは、その国の小企業家の運営能率向上を助けるため、小企業相談所を設ける。他国からロータリアンの顧問が来て、数週間、相談所の事業開始を手伝う。

国際的基礎において国際ロータリーのできる職業奉仕活動として、国際ロータリーが小企業相談所を、新しい開発途上国の必要な地域に設けることに、理事会は賛意を表している。かかる地域に於いて、小企業に従事し又は従事せんとする人々の利益のために、ロータリーの奉仕の原則に基調し、小企業の能率的且つ成功的運営について教示指導を提供しようとする計画に協力する意思のあることを表明するロータリー・クラブが、その地域にあるか否かによって、決定されるものである。（理 61—62）

理事会は、小企業相談所計画は継続さるべきものであり、且つ、ロータリー・クラブ会員のもつ事業経験を、地元の小企業競争者に分け与えるために、ロータリー・クラブが、その地域社会内の部外者の援助なしに、小企

業相談所を試験的に設立することが実際上でできるように努力しなければならないという点について、同意している。

ロータリー海外奉仕篤志家プログラム

(Rotary Volunteers Abroad)

1966—1967年に、理事会は、社会、保健、教育、技術、事業並に専門的職業の分野で致命的な必要があり、又とない奉仕の機会を提供している、自国以外の国で奉仕するために、時間と努力とを進んで捧げんと欲し又捧げることのできる有能有資格のロータリアンの篤志的な奉仕を活用するプログラムを考えた。理事会は、世界の数多くの地域に、退職したと否とを問わず、その時間、努力、更に又いくらかの個人的な創意をも、自国以外の国、特に開発途上国での個人的な奉仕に進んで捧げようとし、又捧げることのできる、有資格のロータリアンがいることを信じていた。

更に本問題を考究して理事会は、1967—68年に、教育、保健、事業、農業、社会並に農村開発の分野における多種多様の計画のために、中年並に退職したロータリアンの中から得らるべき龍大な予備能力を活用する計画の実行案及び手続を、原則的に承認した。この計画はロータリー海外奉仕篤志家プログラムとして知られており、ロータリアンをして、通常低開発国の人々に、その事業家又は専門的職業人としての経歴から得た熟達や達成を、分け与えることを得しめるものである。

理事会は、ロータリー海外奉仕篤志家プログラムの下にクラブが提出する計画の評価基準を、次のように設定した：

- イ. 要請が公的機関からであろうと私的機関から出されたものであろうと、その国又は社会にとって、その計画が広い社会的意義をもっていること；

- ロ. 要請が真剣であること；
- ハ. 奉仕篤志家の勧告を実行するという、要請機関並に要請を後援したロータリー・クラブの保証。

同一職業分類を保持する人々との世界的交歓
(World Contacts with Men in Same Classification)

理事会は、ロータリアン全部に対して、理解と感化の社会を創り、国際的協力をすすめるために、世界中の国々の、同一の職業分類を保持する職業人の国際的交歓を促進するよう奨励する。(理 46—47)

世界理解週間
(World Understanding Week)

理事会は、毎年3月20日を含む週を「世界理解週間」として設定し、此特別の週にクラブは、世界平和に重要な理解と親善を特に強調したクラブのプログラムその他の活動を提供するよう勧告している。(理 57—58)

地区及びクラブ水準における国際学生交換
(International Student Exchange at District and Club Level)

理事会は、ロータリー財団大学院課程奨学金計画は、地区及びクラブ水準における国際学生交換計画によって補足されるべきものであるという、ロータリー・クラブ或は地区により財政を賄われている国際学生交換計画を調査する特別委員会の勧告に同意している。かかる補足的努力は、ロータリー財団に対する継続的財政援助の用意ができてから後においてのみ行なわれるべきものである。その上で、ロータリー会員は、地区及びクラブの計画を考案し、推進し、又それに参加すべきである。事務総長は、地区及びクラブ水準における国際学生交換に関する現在の計画について

の情報を、全クラブ及び地区に伝達し、それによって、彼等自身の国際学生交換を推進するよう、クラブ及び地区に奨励することを要請されている。事務総長の伝達する情報においては、次のことに注意を払わなければならない。即ち、クラブ及び地区水準における国際学生交換計画を確実に成功させるためには、クラブ及び地区が、ガバナー事務所及び中央事務局より入手出来る情報及び経験を利用することが出来るように、前記諸計画は、地区ガバナーの指導、事務総長の助言の下にのみ着手されるべきものである。(理 51—52)

多くのクラブが推進する国際学生交換計画は、大学院の学生を対象とするロータリー財団奨学金計画と区別するため、大学生を対象とするように奨励されている。理事会は、地区及びクラブ水準における前記交換学生計画の推進を援助する目的で、地区ガバナーが、地区内より3名のロータリアンを任命して、地区委員会を構成し、内1名を委員長に任命することを提唱した。委員会に継続性を持たせるために、初年度の運営に当っては、それぞれ1年、2年、3年と任期別にした委員を任命しなければならない。以後引き続き毎年、自動的に生ずる欠員を補充するため委員1名を任命し、かつ委員長は、ガバナーの指名するところとなる。(理 53—54 ; 56—57)

国際学生交換計画の大学水準における学生の選考に当っては、クラブ及び地区で、最終学年の大学生活を同級生と共にする機会を、学生に与えるため、最終学年の前学年に入学する学生に優先権を与えるよう示唆されている。(理 57—58)

青少年の国際的交換
(International Exchange of Youth)

理事会(1930—31及び以降)は、青少年の国際的交換に関し大要次の如く意見が一致し

た。

青少年の国際的交換——16歳乃至19歳の青少年が望ましい——は原則として承認されている。このような交換はもし正しい条件のもとで完全に行われるならば、ロータリーの世界を通じて、国際的な理解と親善を促進するのに役立つ立派な活動として推奨されるであろう。

職業に関係ある青少年の国際的交換を一括して行なうことは、これを大規模に行なうことのできる他の機関があるから、国際ロータリーの扱う範囲には入らない。

その目的の全部又は一部を青少年の国際的交換の促進においている現存団体がある場合には、ロータリーの最善の援助は個々のロータリアン、特に大学等に於て「教育」という職業分類を保持するロータリアンが斯様な団体に支持を与えることである。

このような事業を行なう団体がない場合には、交換に関するあらゆる取決めは、地区ガバナーの監督の下にクラブによって行なわれるべきである。

理事会は、国際理解を増進する機会として、青少年の交換を増進することを考慮して、地区ガバナーが可能な場合地区青少年交換係又は青少年交換委員会を任命し、年度の始めにこれ等係又は委員長の住所氏名を事務総長に提出するよう奨励されている。事務総長は、青少年交換係又は地区交換委員長全員並びに1つの国の2つ以上の地区又は全地区に奉仕している全青少年交換係並びに青少年交換委員長の一覧表を年々出版する。そして地区ガバナー並びに同一一覧表中に含まれている人々に送付される。(理 64—65)

報酬を受ける労働の問題が含まれる場合には、各国の労働雇傭規則の関係上、ロータリーが職業青少年の国際的交換を行うことは、個々のロータリアンが、青少年の国際的交換のこの部面を担当するのに相応しい機構をもった団体に援助を与えて行く以外は実行不可能

である。

国際ロータリーは、学生或はロータリアンの子女に対して資格証明書或は紹介状の類を発行することはない。このような資格証明書及び紹介状は、国際ロータリーの用務で旅行する人々のみ発行するのが国際ロータリーの方針である。

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域の全ガバナーは、次に述べる青少年交換計画に活発に参加するよう奨められている。

(1) ロータリアンが自己の子供或は他の青少年をして交換計画に参加させたいと考える場合は、地区ガバナーの定める期日までに申込書を地区ガバナーに送付する。申込書には身体検査書を添付する。

(2) 地区ガバナー——或はガバナーの任命する委員会(望ましいが強制ではない)——は、他の関係地区のガバナー又は委員会に連絡する。

(3) 連絡を受けたガバナー(或は委員会)は、自地区の申込者リストを調べ、最初のガバナー(或は委員会)と共に交換すべき青少年の組合せをきめる。

(4) 各地区ガバナーは、国際ロータリー欧州事務次長に対し、青少年交換について連絡すべき自地区の委員会所在地を通告する。次に、欧州事務次長は、全委員会の所在地一覧表を CENAEM 地域の各ガバナー及び R. I. B. I. 事務局長に送付するものとする。

(5) 個々のクラブが、密接な関係にある他のクラブと直接交換を行ってもよい。しかしこの場合は、各クラブは取決めた交換に関し、その地区ガバナーに対し必ず通告しなければならない。(理 51—52, 52—53, 54—55)

欧州大陸、北アフリカ及び東地中海以外の地域における地区も同様の青少年交換計画を採用することが推奨せられている。

理事会は、青少年交換に活発に参加している地区の地区ガバナーに対し、地区青少年交換委員会及び地区のクラブに、青少年交換プ

プログラムに参加する青少年は16歳以上とすること；及び青少年交換の協定に当っては以前に青少年交換プログラムに参加しなかった国に若人を送るのに努力することを示唆するよう強調する。(理 60—61)

教育機関に於ける国際奉仕

(International Service in Educational Institutions)

理事会(1930—31年度及び以降)は、教育機関に於ける国際奉仕について大要次の如く決定した。

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、学校及び大学に在学する学生が国際間の理解と親善を促進するため教育機関を利用するよう、彼等を援助することを奨励されている。

このことを実行するには、次のような方法がある。

—他国からの学生が在籍する大学の教務担当者に、世界各地における国民及び国情の理解改善に焦点をおいた、全教科課程、学生活動及び地域社会のプログラムをつくるよう奨励する。

—学生に自国はもとより他国の言語・歴史・政治学及び経済学を研究することを奨励する。

—他国からの著名な訪問者であって、地元の教育機関で教えている言語の一つを母国語とする者を講演、教室会議、或は学生との会談に利用すること。

—海外に留学すると思われるロータリアンの子女を援助すること。及び、

—地元の学校に在学している他国からの学生を、クラブの例会に招待し、例会のプログラムに参加せしめる。そして

—地元の教育機関で勉強している見習生及び研修生を含む学生、特に新開発国からの人達をロータリアンの家庭に招待する。

アメリカ合衆国の小学校の低学年にスペイン語を教えるという案が、それぞれの土地の事情によってよいと思われるかどうか考慮するよう、同国のロータリー・クラブに示唆が与えられている。

これらの活動に従事するロータリー・クラブ及びロータリアンは、地区ガバナーの指導のもとにこれを行うべきである。

研究集団 ((Study Groups)

緊迫を示している国々の国民間及びその他の国々の人々の間の事情及び関係を改善することについての問題を検討し且つその機会を求め、且つ更にお互いの知識を広げる目的を以て、ロータリアンと他の人々との会合が研究集団として奨励されている。(理 57—58)

国家間の連合会 (Intercountry Meetings)

国家間連合会は、ロータリアン誌、国際ロータリー・ニュース及び地区及び地域の刊行物に成功した連合会の例を発表することによって、奨励されるべきである。このような会合を行なうにあたっては、十分な注意が必要であり、且つ、必ず関係地区ガバナーの承認を得て行わなければならない。(理 32—33)

理事会は、国家間の理解と親善を進めようとする如何なる示唆にも共鳴するものであり、且つ、他国との間のクラブ及び地区連合会が益々多く開かれるようになって来たのを喜んで注目している。理事会は、熟慮の上の方針として、他国との間のクラブ及び地区の連合会が出来るだけ頻繁に開かれることが望ましいと考えており、それが結局は、国際地区の設定にまで進むことを望んでいる。(理 45—46)

理事会は、知己と友情を深めるための、激励の性質の会合に出席するロータリアンは、

彼等のクラブ或は彼等の地区内のクラブを公式に代表しているものではなく、又、彼等の国のロータリアンを代表しているのでもない、従って、このような感激的の会合に出席した人々によって採択された決議は、国際ロータリー理事会によって、たまたま出席したロータリアンの所属国のクラブ、地区或はロータリアンの意志表示とは見做されないものであることを、指摘している。(理 48—49)

理事会は、欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーに対し、彼等の地区内で2箇国以上に亘るロータリーの会合を開く場合には、通貨の外国持出し禁止によって生ずる困難解消の一方法として、又、会合の開かれる地区のロータリアンと、他の国からの来会者との間に、永遠の友情をつくり上げるため、他国からの来会者を、会合開催都市のロータリアンの自宅に宿泊せしめるよう、考慮すべきことを示唆している。勿論、どの国の通貨に関する規則にも違反しないよう常に注意を払うべきことは当然である。(理 48—49)

国家間の訪問 (Intercountry Visits)

1. ロータリアンの集団によって、国家間訪問の計画を立てたならば、関係各ガバナーに相談し、ガバナーは又相互に相談して、お互に受入れることができるか或はその旅行が妥当かどうかを協議するものとする。

2. このような旅行がたとえガバナーの間で妥当である意見が一致した場合であっても、この旅行は国際ロータリー又はその役員が責任をとる如何なる意味の公式な旅行と見做されることはなく、又、訪問する方もされる方も、明確にそのように指示、或は了解されているのでなければ、その属する地区或は国家を代表することを意味しない。

3. 国家間訪問旅行の価値が認められていることを考慮して、ガバナーは卒先これを推

奨してもよく、又、そのために、2国家以上にわたる委員会或はその他のロータリアンの集団に援助を求めてもよい。(理 35—36)

外国訪問旅行は大いに望ましいことである。ロータリアンは、可能な時にはいつでも、旅行の機会を利用すべきであり、又、これに関連して、地区ガバナーを通じて或は国際ロータリー中央事務局の援助を得て、旅行のコースに当るクラブと連絡を取り、訪問するよう努力すべきである。(理 41—42)

国際共同委員会

(Intercountry Committees)

国際共同委員会は、いくつかの国家のクラブとロータリアンとの間の接触を確立する助けになっている。別々の国のクラブの間で互に訪問しあったり、又講演者を交換したりすることを奨励する仕事は、この委員会の活動であるといつてもよいであろう。(理 35—36)

理事会は、異なる国々の人々の間の理解と友情を促進するという点に於て、ロータリー世界の他の地域同様に欧州・北アフリカ・東地中海地域に於ける国際共同委員会の重要性を認め、且つその継続と発展を奨めている。

未だこの種の委員会をもたぬ隣接地区或は、道徳的文化的又は物質的関心を同じくする地区のガバナーに対し、早く設置するよう勧奨されている。但し、国際共同委員会は、国際ロータリーからの財政的援助なしに活動すべきものと了解されている。しかし、理事会はこれらの委員会の設置及び活動は、ロータリー・クラブ及びロータリー地区の独自の活動であると考え；従って、この委員会に関する財政上の責任は関係クラブ又は地区で負担するものとする。(理 37—38, 50—51, 52—53, 53—54, 57—58)

理事会は国際共同委員会が運営されている

地区のガバナーに対し、斯様な委員会を組織するに当って、国際共同委員会の委員は連続4年以上留任せざるものという規定を設けるよう示唆している。(理 58—59)

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーは、その地区内のクラブの多くが他国のクラブとの接触を保持するために現に行っている良き事業を更に継続し且つ促進し、各クラブに奨励するよう要請されている。理事会は、このような接触を結ぶに当って各クラブは、同じ位の大ききで同じ程度の産業文化をもつ町のクラブを相手に選ぶべきであり、又、重複を避けるために、選んだ相手に通告する前に、地区ガバナーに相談すべきであることを示唆している。このような接触から、できるだけ良い結果を生ずるようになるため、関係両クラブの全会員或は一部の会員が、実際に相会するよう精々努力を払うべきである。

理事会は、欧州大陸・北アフリカ及び東地中海地域所属のクラブで既にこのような他国のクラブとの交歓を行っているクラブを推賞し、そしてすべての国のクラブも同様な活動に考慮を払うことを薦めている。(理 48—49)

1960年に国際大会は次の決議を採択した：

第51回年次国際大会に参集した国際ロータリーは、隣接国家間に理解と親善を進展せしめるため、特に国境に近接して両側にあるロータリー・クラブの連合会及び、他の活動及び接触に関連して、国際共同委員会の活動を増進すべきことを決議する。(国際大会決議 60—43)

理事会は地区ガバナーに次のことを示唆している。

イ) 国際共同委員会の存在する処或は設置すべく提案せられている処では、関係している国又は1団の近接地区の地区ガバナーは、自国と近接国間の国際共同委員会の活動を監督し且つ推進する上に、且つまた自国のクラブと他の国のクラブ間の接触を準備する

上の援助者として有資格ロータリアン一名の指名を考慮すること；及び斯様なロータリアンの指名に当っては、斯様な国際共同委員会の仕事に継続性を保証するため、3年又はそれ以上の任期を与えることを考慮すること。

ロ) 実行できる場合には、非常に離れている国家間に国際共同委員会を設立し、クラブ間に連絡をつけるよう考慮を払うべきである。且つ斯様な国際共同委員会の委員は“パートナー”国への訪問を考えているロータリアン中から指名さるべきであること。

ハ) 国際共同委員会の設立された国又は1団の近接地区における各々の地区大会においては、年間の委員会活動に就て委員長の報告がなされ、その報告は地区の経費を以て出版し地区の全クラブ及び中央事務局に送付すること。(理 60—61)

国際国境善隣会議 (International Borderline Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブ並びにその他のものが、国境線会議を開いて、平和協議会を催し、自国と隣接の国々の市民の間に理解ある態度と善隣関係を推進する活動を開始するように奨励している。(理 64—65)

国際ロータリーの他団体への参加 (R.I. Participation in Other Organizations)

国際ロータリーは、そのクラブの活動が歴々他の組織の活動に似ていることを認める。然しながら、国際ロータリーの方針は、他の組織の有用な活動に関心をもち之れを認めるものであるが、如何にその事が立派なものであってもその事にそのまま、国際ロータリーは一致して積極的に参与したり裏書することはしない。特に次のようなことは国際ロータリー又はその加盟クラブの範囲内でないとい

うことが決定されている。

- (1) 他の組織の会員になること。
- (2) 仮令オブザーバーの形であっても他の組織の活動に共同的に参与すること。
- (3) 他の組織にクラブ又はロータリアンの一覧表を提供し文献を配布すること。
- (4) 他の組織の計画又は活動を裏書すること。(国際ロータリーと他の団体に関する方針の声明書138頁参照)

暦の改革 (Calendar Reform)

暦を変更することは、世界中の人々の関心事である。従って、すべての国の代表者が相会して、いかなる新しい暦(もしあれば)を採用するかを決定するまでは、暦を改革するという手段をとることは、望ましくない。(理 45—46, 47—48)

世界各国に関する文献 (Literature Re Various Countries)

世界の各国に関する歴史的或は技術的知識を載せた小冊子或はパンフレットの類を編集することは、国際ロータリーのなすべきことではない。というのは、このような知識は、既に他の権威ある筋から発行されているし、大抵の国に関する適切な説明は図書館でわかるからである。国際ロータリーは各国に於けるロータリー活動、或は、ロータリー活動の遂行に必要であって而かも他では入手できない情報の蒐集、編纂、配布に当ることに限定すべきである。(理 34—35, 59—60)

補助言語 (Auxiliary Language)

1933年、ボストン国際大会は、次の決議を

採択した。

第24回年次国際大会に於て、国際ロータリーは、理事会が適当とみとめれば、理事会に、次の目的のために、世界会議を召集するか、或は少くともその召集を促進する計画をたてる権限を与えることを決議する。

1. 補助言語として如何なる言葉を広く世界中で使用することにすべきかを決定する。

2. すべての国が公式に、この選ばれた補助言語を学校で教えることを規定するか或は奨励することをすすめる計画をたてる。(ボストン国際大会決議, 33—25)

理事会は、或る国のロータリー会員が、ロータリーのある、或はロータリーが進展しつつある他の国の言葉を理解することができないことから生ずる困難を認めて、この示唆は更に一層深く研究すべきであって、特に、ニューヨークの国際補助言語協会 (International Auxiliary Language Association) の如き団体によって、既にいかなる研究が行われているかに関して調査を行うべきであるという見解を取っている。(理 33—34)

1936年、アトランティック・シティー国際大会は、次の決議を採択した。

第27回年次国際大会に於て、国際ロータリーは、国際ロータリーが国際補助言語協会 (International Auxiliary Language Association) の目標と科学的精神に基づいて行われている研究に関心を表明することを決議し、且つ、

国際ロータリーの会員が、それぞれの社会に於て、我々の国際生活の論理的発展として国際補助言語の考えに関心をひきおこす努力をなすべきことを決議する。(アトランティック・シティー国際大会決議, 36—37)

1943年5月、理事会は国際補助言語協会 (International Auxiliary Language Association) と相談するための特別委員の任命を停止し、同委員会の効果的な活動が行われるようになるまでの間、事務総長が連絡係となる

よう指示を与えた。

1946年1月、理事会は、次のような決定を下したが、この決定は、1948—49年度理事会によって再確認された。

理事会は、世界の諸国民の間に広い範囲にわたる理解が一層必要とされていることを認め、現在の諸言語を一層広く学ぶこと、現在の諸言語を広範に应用すること、国際補助言語をつくり上げること、或は、既につくられた言語を更に広く使用すること、以上のいずれの方法によるにせよ、この目的のためにあらゆる努力を傾けるべきことを薦めている。

事務総長は、国際補助言語協会 (International Auxiliary Language Association) と接触を保ち、何か措置をとる必要があると思われる場合には、理事会に報告するよう、指示

されている。

ユネスコに於ける国際ロータリーのオブザーバーは、この決定の第1節に理事会によって表明された考えを心に留め、ユネスコの会合に於て起るこの問題に関するあらゆる重要な事柄はすべて会長に通告するよう要求されている。(理 45—46, 48—49)

事務総長は、国際補助言語を考案する種々の努力に関して得られる情報を、ロータリーの文献を通して、ロータリー・クラブへ伝達することを継続するよう要請されている。(理 53—54)

国際間の理解を進める上で言語の大切なことは認識するが、理事会は国際ロータリーが国際補助言語の問題に関し研究に取り組む立場にないことを決定した。(理 55—56, 59—60)

国際大会における立法

(Legislation at Convention)

国際大会は国際ロータリーの立法機関である。国際大会に参集したクラブの選挙人がこの団体の規則と方針を決定するのである。立法に関する事項についての国際大会の決定は、条例制定 enactments と決議 resolutions の形をとる。

条例制定 (Enactments)

国際ロータリー定款及び細則若しくは標準クラブ定款の規定改正は条例制定という形をとる。条例制定を提案し得るものは、クラブ、地区大会、理事会又はグレートブリテン及びアイルランドの国際ロータリーの大会、規定審議会及び国際ロータリー理事会である。

国際ロータリー定款又は細則、又は標準クラブ定款に改正を加えんとする如何なる提案も、規定審議会が開催されるロータリー年度の8月1日までに事務総長に送達されていなければならない。事務総長は、その写を規定審議会及び国際大会が立法案を審議するロータリー年度の11月1日までに各クラブの幹事に郵送し、そして正式に提案された改正案を審議会に直接伝達すべきものとする。(国際ロータリー定款及び細則及び標準クラブ定款)

国際ロータリー定款及び細則並に標準クラブ定款条項に照して、理事会は、規定審議会が開催されるロータリー年度の8月1日以後に事務総長によって受取られた(例えば斯様な改正案を事務総長に送付したということ)を8月1日以前に郵便、電報、無電又は電話で通知があったとしても)国際ロータリー定款及

び細則並に標準クラブ定款に対して提出された如何なる改正案も、国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の規定に従って正当に提出されたものではなく、そして事務総長によって次の規定審議会又はかかる審議会において考慮されるよう国際ロータリー加盟クラブに移牒してはならないことを承認した。

正当に提出された改正案の文書は、斯様な提案が審議される規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日、或はそれ以前に国際ロータリー中央事務局の事務総長の手許になければならない。(理 54—55)

種々の提案や書類の特記の日付に関し国際ロータリーの規定文書に用いられている「事務総長に提出」「事務総長に送達」その他類似の語句は、発送者は提案なり書類が明示された日付までに事務総長によって受理せられ且つ彼の手許にあるように時期と方法を考えて発送せねばならぬという意味に解されている。(理 63—64)

決議 (Resolutions)

単に大会の意見を表明し、或は国際ロータリー定款及び細則若しくは標準クラブ定款を改正することなしに方針又は手続を設定若しくは取消す処の国際大会の決定は、決議という形で行なわれる。

決議案を提案し得るものは、クラブ、地区大会、理事会又はグレートブリテン及びアイルランドの国際ロータリーの大会、規定審議会、国際大会々期中に開催される特別協議

会、若くは正式に承認された会議、国際大会委員会及び国際ロータリー理事会である。

すべての決議案は、文書を以て国際ロータリー事務総長に提出されなければならない。決議案を提出する際に前以て予告するのが習慣となっている。然しこれは定款及び細則の規定によって要求されている訳ではない。

緊急立法 (Emergency Legislation)

国際ロータリー細則(第6条、第2節は)、理事会全員三分の二の投票によって発表された理事会の意見で緊急事態が存在する場合には、

(1) 国際ロータリーの定款を改正しない制定案又は決議案を国際ロータリー細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められた方法によることなく、奇数年の国際大会において議決することができる。但し時の許す限りそこに示された手続に従うものとする。

(2) 国際ロータリーの定款を改正しない制定案で偶数年の国際大会当時又は以前及び規定時日以後に受取った議案を、国際ロータリー細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められた方法によることなく、偶数年の斯様な国際大会において議決することができる。但し時の許す限りそこに示された手続に従うものとする。

(3) 偶数年の国際大会で受取った決議案を、国際ロータリー細則第9条に定められた方法によることなく、斯様な国際大会において議決することができる。但し時の許す限り、斯様な緊急決議案は大会に付議する以前に規定審議会に提出すべきものとする。

緊急の際における大会によって議決される制定案又は決議案の採用には、投票用紙を用い出席投票人の三分の二の票決を必要とする。

「立法案集」

(Booklet of Proposed Legislation)

理事会は、制定案及び決議案を載せた小冊子を一部ずつ、各加盟クラブの会長及び幹事、国際ロータリー全役員及び全委員、及びその他「R. I. ニュース」受領者全部に対し、配布することを承認した。各クラブ及び地区大会に於ても申込次第入手できるし、又国際大会々期中にも利用できることになっている。(理 38—39)

事務総長は提出立法案の小冊子を英語で出版し全クラブへ一部ずつ配布すること及び英語以外の国語を使用するクラブに役立つよう出来れば他の国語版の提案概要と一緒に配布する権限を与えられている。(理 63—64)

理事会は、制定案或は決議案に関連して提案者その他から寄せられる補足的説明は、「立法案集」刊行に対して背景的知識として理事会に役立つものと認めてそれを受付けるが、必ずしもそのまま同冊子の中に発表するとは限らない。(理 53—54, 56—57, 60—61)

加盟クラブ及び規定審議会代表者が提出された立法案について精通できるようにするため、立法案提出者は、定款及び細則委員会が斯様な提出立法案の文書に不備な点を見出した場合には、審議会の会合以前に加盟クラブに、その改正せんとする意向を伝えることができるように、規定審議会に提出しようと考えている改正案について事務総長に通知することが要請されている。斯様な情報は、加盟クラブに通知するため、その立法案を審議すべき国際大会の日取に先だつ1月1日までに中央事務局の事務総長によって受理されなければならない。

規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は国際大会の一部として毎偶数年に開催されるもので、国際ロータリー細則第9条の規定により約325名の議員から構成される。本審議会は、すべての立法案を審議し、それらに対する処置についての勧告案を国際大会に報告する。

理事会は、地区が、地区のクラブ代表として規定審議会で奉仕せしめるために、有資格者中より、最適の最も経験豊かなロータリアンを選抜することに賛意を表している。(理 67—68)

理事会は、規定審議会が提案された制定案及び決議案を「修正の上採択されたとして」国際大会に勧告することができ、又大会は、「修正の上採択されたとして」斯る提案の動議に対して議決するという既定の手続は、国際ロータリーの細則規定に合致するものであることに意見が一致し、従って斯る手続の下に大会が審議会に於て修正された提案を可決する時大会は実際にその原案について議決したのとしてそれは正当なる手続であることに意見の一致を見た。(理 57—58)

規定審議会の運営手続 (Rules of Procedure for Council on Legislation)

国際ロータリー細則第9条第7節(1)項は、規定審議会の各会合に対し其の審議進行を規制するのに必要と思惟される運営手続を採用することを規定する。但し斯る手続は、細則の他の総ての規定と調和せねばならない。1968年国際大会に於て規定審議会は、国際ロータリー理事会の勧告により審議会に適用され、国際ロータリーの他の会合に関しても用いられる審議の進行を規制するため運営手続を採用した。(157—163頁 理事会により勧告された規定審議会の運営手続参照。)

議事録 (Record of Proceedings)

国際大会における立法

審議会議事録の逐語的記録は、中央事務局に図書館の参考用として所蔵されており、如何なるロータリアンにもそれを検討し又は読むために提供せられている。ロータリアン又はロータリー・クラブが規定審議会の議事録の逐語的記録の一部分又は全部の写しを必要とするならば、事務総長は、事務局内での写真複写の作成実費として、1頁当りの単価で計算して複写を希望するロータリアン又はロータリー・クラブへ提供する。(理 56—57, 62—63)

立法案提出の方法

(Method of Proposing Legislation)

立法案はすべて国際ロータリー定款及び細則若しくは標準クラブ定款の規定に合致したものでなければならない。又、現存の定款の規定或は今なお効力を有する国際大会の決議の規定と重複してはならない。

クラブが国際大会に対し立法案を提出せんとする場合は次の手続に従うようにする事：問題は先ずクラブ例会に於て理事会によってクラブに提出されなければならない。もしこの制定案或は決議案がクラブによって採択されたならば、この案が何月何日の例会において正式に採択されたものであるということを証明するクラブ会長及び幹事の署名した書翰を添えて国際ロータリー事務総長に送付する。もしこの証明書に、この立法案を提出するに至った事情についてその理由や事実をくわしく述べ、注意深く作成された説明書がついていれば大いに役立つであろう。

地区大会に於て、国際大会に対し制定案或は決議案を提出することに意見が一致した場合は、ガバナー及び地区大会幹事が国際ロータリーに対して行う地区大会公式報告の中にそれを含ますようにしなければならない。

R. I. 細則第9条は、すべての制定案は、事

務総長によって審議会に伝達されなければならない、但し国際ロータリー理事会はすべての制定案を審査し且つ定款及び細則委員会の助言の下に、如何なる制定案の如何なる不備についても之を提案者に助言しなければならないと規定している。

国際ロータリー細則には又(第9条)、「国際ロータリー理事会は、すべての決議案を審査し且つ理事会が国際ロータリーの体制の範囲内にあると認めたそれらの決議案を審議会に送達するよう事務総長に命令するものとする。理事会が定款細則委員会の意見を徴した上、国際ロータリー体制の範囲内にあらずと決定した場合には、審議会開催以前にその旨提案者に通告し、その提案者がその決議案を審議会及び国際大会で審議することについて審議会員3分の2の同意をうるにあらざれば、斯様な決議案は審議会に伝達されないものとする。」と規定している。

理事会は、会長及び国際ロータリー事務総長に対し、理事会に代って、国際ロータリー細則に規定せられた前掲の手續に則り、すべての立法案を調査する権限を与えている。(理51—52)

国際大会に於て審議されるため提出される提案の原文を、適切な書式と内容を備えた制定案或は決議案に準備することは、提案者の責任である。理事会は、細則の規定に従い、国際ロータリーの定款細則委員会の勧告の下に、提案者に対し、その制定案原文の如何なる不備な点についても、提案者が必要且つ望ましいと考えるような方法でその提案原文を調整するのに役立つ程度の助言をなすことができる。然しながら、理事会、定款細則委員会、及び事務総長は何れも、提案者に代って、理事会以外の出所から発案提出された立法案の原文又は修正原文を起草する権限はない。(理 65—66)

様式 (Form)

立法案は次のような様式で提出する習慣になっている。

制定案

(簡潔に提案の目的を書く) _____

提案者 _____

第____回年次国際大会に参集せる国際ロータリーは、_____(定款細則等改正すべき主題を示す)、第____条、第____節の規定、____、を第____条、第____節の_____という字句を削除し次の字句を入れることによって改正することを提案する。(新原文挿入)*

決議案

(簡潔に提案の目的を書く) _____

提案者 _____

第____回年次国際大会に参集せる国際ロータリーは次の如く決議する。

(以下決議案文)*

理事会に対する提案

(Memorial to Board)

クラブ或は(地区)大会は、国際大会に対し制定案若くは決議案を提出する代りに、問題を理事会に提起し理事会をして適当と認められる決定を行なわしめることによって目的を達することができるのである。

*注意：制定案及び決議案にはその提案の背景及目的の説明書を添えるべきである。

1910年から1942年に至る国際大会

決議の状態 (Status of Convention Resolutions, 1910—1942)

クリーブランド国際大会に於ける決議の成文化：1925年現在に於て、1910年から1924年に至る間に国際大会で採択された決議は数百に及んでいた。

1925年(クリーブランド)国際大会は決議25—17を採択したが、その中これらの決議の内約25を列挙し、それらの決議は「国際ロータリー定款及び細則に組入れられている基本的な規則を解釈し且つ補足することに当って十分の効力を発する」ものであることを宣言し、又、同時に、これ以外の187の決議はすべてその目的を果たしたものであって最早国際ロータリーの役員若くはクラブに対して拘束力を有しないものと考えられる旨宣言した。

ダラス国際大会に於ける決議の成文化：1929年、ダラス国際大会は決議29—12を採択し、クリーブランド国際大会の決議25—17に於て有効なものとして列挙された約25の決議の原文を取消し、その代りとして、その決議の概要又は集成を用ゆることにした。

国際大会決議の調査

(Survey of Convention Resolutions)

1941年、デンバー国際大会は次の決議を採択して、理事会が随時、或る種の国際大会決議を既に有効ならずと決定することができるようにした。即ち、

「第32回国際大会に参集せる国際ロータリーは、今後国際ロータリー理事会が随時、国際大会で採択せられ現に有効な決議の中で、どの決議が儀礼的なもの或は一時的なものであると考えられるか、或はどの決議が後の立

法によっておきかえられ、もはや有効であると考えられる必要がないか、或はその決議が採択せられた国際大会の議事録以外には手続要覧或は他の国際ロータリーの刊行物に発表する必要がないかどうかを決定しうる権限を認める。然し、かくの如き決議に基づく理事会の決定事項の報告は会長若くは事務総長によって、この決定事項の行なわれた年度の終末に於ける国際大会に対する報告書で加盟クラブに報告を行なうものとするを決議する。」(デンバー国際大会決議、41—8)

1941—42年度理事会は、前記の決議41—8に則り、国際大会立法の調査を行った上、事務総長に対し、事務総長年次報告に次の各項を含めることによって、理事会の決定事項を1942年(トロント)国際大会に於てクラブに注意を促すよう要請した。

理事会(41—42)は、1941年デンバー国際大会の決議41—8に従い、現に有効な決議中で、どの決議が儀礼的な或は一時的なものと考えられるか、或はどの決議が後の立法によっておきかえられたと考えられ、もはや有効であると考えられる必要がないか、或はその決議が採択せられた国際大会の議事録以外には手続要覧或は他の国際ロータリーの刊行物に発表する必要がないかどうかを決定するために国際大会決議の調査を行った。

この有効な決議の調査を行った結果、理事会は、これらの決議中で約25の決議は、まだ十分に実行されていない決議であるか、若しくは、国際ロータリー定款及び細則或は標準クラブ定款に示されている国際ロータリーの基本的な規則を解釈補足する方針或は手続を確立するものであり、従って今後とも有効な決議であることと決定した。理事会は事務総長に対し、かくの如き決議の原文を手続要覧(パンフレット35号)に発表して、加盟クラブの啓蒙と指導に資するよう指示を与えた。

調査した決議の中若干は国際ロータリーの定款の改正を是認、又はR.I.B.I.の定款の改

正を承認しているので有効である。しかし理事会は、それらの決議はそれが採択された国際大会の議事録以外には発表する必要はないと決定した。

調査中の残余の決議は約50あるが、いずれも、儀礼的な或は一時的な決議であるか、若しくは採択後の立法によって十分に実行されているか或はおきかえられている決議であることが理事会で発見された。従って、理事会は、これらの決議が既に目的を達成しており、もはや有効であるとは考えられず、従って、それらの決議が採択された国際大会の議事録以外には発表する必要がないものと決定された。

国際大会決議調査の全文は、この調査で研究した決議全部の番号と共に、1942年6月の国際ロータリー理事会の記録及び手続要覧(1942年10月発行のもの)に載っている。

理事会(1945—46)は、「国際ロータリー役員及び中央事務局係員のロータリー・クラブに対する事務奉仕についての説明」を採択した決議42—16は一時的な性質のものであり、且つ既にその目的を達成したものであると決定した、従って決議42—16はもはや有効でない旨を宣言した。

理事会(1951—52)は、決議40—15「世界紛争渦中のロータリー」及び決議42—28「世界戦争中のロータリー」は国際ロータリーの如何なる印刷物にも発表する必要がないということに意見が一致した。そして一時的なものを除きこれらの決議の主旨を含み且つ肯定する国際奉仕における国際ロータリーの方針を採用した。決議40—15及び42—28はこれを決議した年の大会報告に全文がのっている。(理55—56) (国際奉仕における国際ロータリーの方針95頁参照)

ロータリー・クラブの会員資格

(Membership in Rotary Clubs)

標準クラブ定款(第5条)には会員の種類は、正会員、シニア・アクティブ会員、パストサービス会員及び名誉会員の4種類とする旨規定されている。

会員資格及びその継続、会員選考委員会及び会員推薦委員会の任務、会員選考の方法等についてはクラブ定款及び細則にその規定が見られるであろう。

理事会は事務総長に対し、各クラブが国際ロータリー定款及び標準クラブ定款に示されている会員資格及び職業分類の必要条件を充していない人を入会させることについて、屢々警告を発するよう要請している。

会員の事業又は住居はクラブの区域内になければならない (Business or Residence Must Be Within Territorial Limits)

クラブの各正会員は、クラブ区域限界内に事業所をもつか、又は、居住して、そのクラブで分類された事業又は専門的職業に、自ら、積極的に、従事するものとする。

追加クラブの会員 (Membership in "Additional" Rotary Clubs)

国際ロータリー細則第1条第1節の規定に従い、或るクラブが追加クラブ結成を許すためその所在する市行政圏内の区域を割譲し、そしてその元のクラブが追加クラブの区域内からその事業、執行上の任務又は専門的職業の活動が市、区又は他の行政区の全範囲にわたるものを会員として入会せしめる権利を保有し且つ行使する事情の下においては、追加クラブもその地域内において、全市、区又は他の行政圏にわたる事業を持つものを含めて、追加クラブの区域内に事業所又は住居を有する如何なる有資格者をも、適当な職業分類の下に、その会員に選ぶことができる。斯様な場合には両クラブ共国際ロータリー細則第3条第5節の規定に十分注意して、同一人が1クラブ以上の正会員、シニア・アクティブ会員、又はパストサービス会員にならないようにしなくてはならない。(理59—60)

二重会員 (Dual Membership)

如何なる人も、同時に一よりも多いクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員の資格を持つてはならない。(国際ロータリー細則第3条、第5節)

会員資格は個人のもので会社のものではない (Membership Individual—Not Firm)

ロータリーの会員資格は飽くまで個人々々のものと考えられるべきであって、個々の会員が代表している共同企業体 (Partnership) 又は法人 (Corporation) のものではない。(ダラス大会決議、29—12、第3条第1節)

他の団体の会員

(Membership in Other Organizations)

ロータリー・クラブ会員は他のサービス、クラブに入会して、その関心と精力を分散することは遠慮すべきである。(ダラス国際大会決議、29-12、第3条第4節)

ロータリー・クラブにおける会員の責任を果たすためには、ロータリアンは他の奉仕クラブ又は同種の団体の会員となつてはならない。(理 60-61)

他の奉仕クラブ又は類似団体においてロータリアンが会員であること、及び如何なる会員も、理事会が十分な理由ありと認めた時は、クラブ理事会によってその会員の資格を終結せしめることができるという標準クラブ定款の規定についての国際大会の処置及びクラブ自身が取ったこれまでの処置を考慮して、ロータリー・クラブの理事会は、理事会の考えで、所属クラブ会員で他の奉仕クラブ又は類似団体においてもその会員を続け、所属ロータリー・クラブに対する義務を果さないということは、その会員の資格を終結せしめるに十分な理由となると考えることができる。(理 60-61)

外交官及び領事 (Diplomatic and Consular Representatives)

外国政府代表者の仕事が比較的重要な地方に於ては、外交官及び領事等を名誉会員として入会せしめることによってクラブ内にその業務を十分に代表させるのがよい。(理 42-43)

公職者の会員資格 (Membership of Public Office Holders)

特定期間、公職に選挙又は任命されたクラブの正会員は、その選挙又は任命の直前に、クラブで代表していた職業分類下における正会員として、かかる公職に在る期間、留まることができる。(国際ロータリー細則第3条第8節)

名 工 (Skilled Craftsmen)

標準クラブ定款の枠内に於て、そこに規定された条件に合致する技術のすぐれた名工をロータリー・クラブに入会させる規定は出来ているのである。従つて、その技術以外の点に於て入会の資格を十分有する名工をクラブに入会させるために、この規定を修正する必要はない。(理 45-46)

「移籍会員」 ("Transferred Members")

ロータリー・クラブの会員がその会員資格を或るロータリー・クラブから他のロータリー・クラブに移籍できるという規定は何処にもない。

一つの都市から他の都市に移転する会員が、ただ移転したという事実だけによって、移転先の都市のクラブの会員たり得るといふ所謂「移籍会員」といふ会員資格を確立することは、各クラブの会員選挙に関する自主性を冒すものであり、又職業分類による会員資格の原則に反して、職業分類が二重になる結果を来す場合が多い。理事会は職業分類の重複を生ずるようなロータリー・クラブにおける会員の如何なる規定にも賛成しない。(理 38-39, 61-62)

国際ロータリー細則並びに標準クラブ定款には、ロータリー・クラブは其の職業分類を保持している会員の承諾を条件として、職場がそのクラブの区域限界内にあり、且つ会員

としての他の資格を持っている何れかのロータリー・クラブの元正会員をアディショナル正会員に選ぶことが出来る。但し新しく選ばれた如何なる会員も彼が元所属クラブにおける職業分類下でそのクラブ区域限界内にて実際に活動を止めたという唯一の理由により会員資格が終結したものでなければならないと規定している。然しこれは「移籍会員資格」を規定するものではないのであって、この規定によるアディショナル正会員の選挙はあくまでも彼を選挙し得るクラブの意志によるものである。

クラブの区域限界外へ移転する正会員に対しては、移転先の地域社会にあるロータリー・クラブを訪問し、そのクラブの人々と知合いとなるために、クラブ理事の承認により、二ヵ月を限り、特別賜暇が与えられる。但し同種の職業分類で継続して活動し、出席其他ロータリー会員としての他のすべての義務を守ることが条件である。会員資格の終結は、許可された賜暇期間の終了時においてのみ、効力を生ずるものとする(ロータリー・クラブ定款第8条第2節(イ))

地域社会に元ロータリアンが移転して来ており、かつ彼が標準クラブ定款第5条第5節(ロ)項の規定又はその他により会員に選挙され得る有資格者であることを当該地域のクラブが知ることができるよう、各クラブの役員は、適当と思われる場合、判明している元会員の移転先の地域社会のクラブへ斯様な元会員に関する情報を提供するように奨励されている。(理 65-66)

国籍を異にする人々からの会員

(Membership for Men of Various Nationalities)

理事会は、国籍の違った人々のグループ(外国で生れた者又はその子孫)が存在する都市のクラブが、その都市内のそれらの人々

を同化する手段として、これらのグループからロータリアンたる資格を十分に備えている人々を入会させるよう考慮を払う方がよいとの示唆をしている。この目的とする処は、彼等をクラブに入会している国籍の異なる人々により親しくせよ、彼等のグループの他の人々に対しても有益な影響を与えるように激励して、彼等がその仲間内の交際に限られないで、彼等の住む国の全体を構成する上に不可欠な分子となるようにするにある。

このことを行うための手段はロータリー・クラブの会員資格に関する規定の中に既に含まれているから、特別な規定を設ける必要はない。只都市内に住む国籍を異にする人々から会員を求めることが望ましいという点にクラブの注意を向けたというのが理事会の考えである。(理 44-45)

名誉会員 (Honorary Membership)

各クラブは名誉会員の資格をロータリーの理想推進に著しい功績のあった者だけに限り、これを濫用しないようにすべきである。名誉会員の地位はロータリー・クラブが与え得る最高の榮譽であり、従つて特別な場合にのみ与えられるのでなければならない。もし名誉会員を勝手にどんどんつくるようなことがあると、ロータリーの会員選挙の規定を如何に完全に守ろうとしても意味のないものにならう。(理 52-53)

ロータリー財団学友に対する会員資格

(Membership for Rotary Foundation Fellowship Alumni)

職業分類による会員資格の基本原則の範囲内において、元ロータリー財団奨学生が適当な時期に彼の職業上の基礎の下にロータリー

一・クラブの会員としての資格が生ずること
は十分期待できることである。然しながら、
ロータリー財団学友のために斯様な名の下に
特種の会員制度とか職業分類を設定すること
はロータリーの職業分類の原則と一致しない
が故に望ましくない。(理 58—59; 61—62;
66—67)

ロータリー財団奨学生を奨学生たるの故を
以て名誉会員に推薦せんとすることは甚だ望
ましくない。(理 52—53; 58—59)

**同一のクラブで同時に正会員及び名
誉会員になること** (Active and
Honorary Membership in Same Club)

同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を
兼ねることは、他の正会員や名誉会員の権
利、特典、責任を決定するに当ってクラブ内
に常に混乱を引起す因になる。しかし、標準
クラブ定款、又は国際ロータリー細則のい
ずれにも、同一のクラブで同時に正会員と名
誉会員を兼ねてはならないという規定はない。
けれども、その細則の意図する処はこのよう
な二重会員となつてはならないことを明らか
に示しているように思われるのである。(理
38—39)

名誉会員の特典
(Privileges of Honorary Membership)

クラブ会員に有望な候補者を推薦する特典
を名誉会員が持つことは、国際ロータリー定
款の規定の精神に悖るものと考えられている
ので、その特典を名誉会員に与えることは許
されない、そして各ロータリー・クラブは、
有望な会員候補者の推薦はクラブで立派な資
格を持つ正会員、シニア・アクティブ会員又は
パスト・サービス会員によってのみなす

という規定を設けるように、その細則を改正
するよう示唆されている。(理 60—61)

シニア・アクティブ会員
(Senior Active Membership)

理事会 (1954—55) 並びに 1964 年国際大会の
決定事項を表明している次の声明は国際ロー
タリー細則及び標準クラブ定款のシニア・ア
クティブ会員資格に関する規定をクラブが適用
するに際し参考となり且つ手引となるもので
ある。

1. シニア・アクティブ会員資格に関する国際
ロータリー細則及び標準クラブ定款の規定は標準
クラブ定款を採用したクラブに対して強制的な
ものである。然しながら、標準クラブ定款の下
に運営されていないクラブに対しては強制的
ではないがそれらのクラブも此の規定を採用
することが期待されている。
2. 若し正会員(職業分類をもつ)がシニア・
アクティブ会員になった場合には、その人の
アディショナル正会員は自動的に正会員とな
るものではないばかりでなくそのアディショ
ナル正会員の資格は終結する。但しクラブが
その人を直ちに入会せしめることを選ぶな
らば勿論その人は直ちに入会せしめられる。
3. 若しアディショナル正会員が正会員にな
った場合(その人の元の正会員がシニア・
アクティブ会員になった後)にはその人のア
ディショナル正会員として同一事業体から他
の人を推薦する権利を有する。
4. アディショナル正会員はシニア・アク
ティブ会員になれる。斯様な場合、元の正
会員はそのまま正会員として職業分類を継
続保持して行くものであり、クラブは他の
資格ある者を同一職業分類のアディ

- ショナル正会員に選ぶことが出来る。
5. シニア・アクティブ会員の資格条件の中
に示された「15 又はそれ以上」「10 又は
それ以上」又は「5 又はそれ以上」の年数
は連続的であるということは必要とされ
ていない。
6. シニア・アクティブ会員がその職業から引
退したということはその人のシニア・ア
クティブ会員資格の立場に何等影響しな
い。
7. 正会員がシニア・アクティブ会員となり、
その後他のクラブ正会員の保持している
職業分類と同一職業に変わったとしても、
その人は規定上シニア・アクティブ会員と
してのクラブ内の会員資格を維持する権
利がある。
8. シニア・アクティブ会員に選ばれるには、
ロータリー・クラブの元会員は嘗つてシ
ニア・アクティブ会員であったか、或はそ
の人が会員資格がなくなった時に既に国
際ロータリー細則又は標準クラブ定款に
定められた規定によってシニア・アク
ティブ会員としての資格を持っておらな
ければならない。
9. 自動的に、或いは自分自身の希望によ
ってシニア・アクティブ会員になった人は、
出席条件及び他の会員としての義務を果
す限り、何処に住居を持つに至ってもシ
ニア・アクティブ会員になったクラブにお
いてその会員資格を続けることができる。
(本文書終)

シニア・アクティブ会員の制度を利用するこ
とに関連したクラブ活動を奨励するため、地
区ガバナーは次の諸事項を行うべきである。

- (1) 国際協議会 (International Assembly)
に於て得たシニア・アクティブ会員の問題に
関する情報の摘要を地区ガバナー月信 (Month-
ly Letters) に公表する。
- (2) この問題を地区協議会 (District As-
sembly) に提唱して、シニア・アクティブ会員

に関する定款の規定をなお一層よく利用す
ることによって得らるべき利益について説明す
る。

(3) 正会員がシニア・アクティブ及びパスト・
サービス会員になったために空席となった職
業分類を充すことによって、地区内のクラブ
が如何にその会員を増加することが出来たか
についての情報を、年間を通じて地区ガバ
ナーの月信に発表する。

(4) 地区ガバナーの公式訪問に際してクラ
ブ協議会 (Club Assembly) にこの問題を提
唱する。(理 50—51)

**シニア・アクティブ及びパスト・サー
ビス会員のバッジと職業分類**
(Classification on Badge of Senior
Active or Past Service Member)

理事会はシニア・アクティブ及びパスト・サ
ービス両会員のバッジには、「シニア・アク
ティブ」又は「パスト・サービス」の文字の下
に、括弧で囲んだ(前職業分類_____)と
いう欄を設け、その会員がシニア・アク
ティブ又はパスト・サービス会員になる直前まで、
保持していた職業分類を書きこむようにし、
更にこの職業分類をクラブ会員名簿やその他
氏名・職業分類を必要とするクラブ記録類に
書き入れておくよう示唆を与えている。(理
45—46)

**英本国及びアイルランドに於ける前
役員とシニア・アクティブ会員 (Senior
Active Membership of Past Officers
in Great Britain and Ireland)**

理事会は、R. I. B. I. の理事会がシニア・ア
クティブ会員に関する国際ロータリー細則第 3
条第 3 節の規定の言葉づかいに対して下した

解釈——即ち、「……現に国際ロータリーの役員であるか或は嘗て役員であった……クラブの正会員は、本人の希望により、そのクラブのシニア・アクティブ会員になることができる」という条項は、英本国及びアイルランド地方に関しては、R. I. B. I. 理事会の選挙による役員及び英本国及びアイルランドの地区ガバナーであって1938年7月以降退職した者も意味することに同意する。(理 41—42)

国際ロータリーでの過去の役職に言及するときは、如何なる事情の下にあって、地区ガバナーとしての元の奉仕に対する言及は、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー代表としての、元の奉仕を含むものと解さるべきものとする。(理 66—67)

再建されたクラブに於けるシニア・アクティブ及びパスト・サービス会員
(Senior Active and Past Service Membership in Re-Established Clubs)

理事会はシニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員の資格に関する定款の規定を変更する機能を有しないことを認めるが、戦争のため国際ロータリーへの加盟が取消されたクラブの有する障害のための緊急の措置として、これらのクラブが再建された場合、もし希望があれば、そのクラブが国際ロータリーに加盟していなかった期間をもシニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員の資格を定める際に加算して考慮してもよい。(理 45—46)

会員数の最小限
(Minimum Number of Members)

理事会は以下の如き方針を確立している：
ロータリー年度の最初の月に於てロータリ

ー・クラブが会員数20名未満と報告した場合には、地区ガバナーは同クラブと連絡して会員数減少の理由を説し、再興について如何なる手段が講ぜられているかをたしかめるべきである。

地区ガバナーは、その調査の結果を国際ロータリー会長に報告し、会員数の問題の解決に対して、如何なる援助をクラブに与えたかを示さなければならない。(理 53—54, 62—63)

クラブの内部的拡大
(Extension Within the Club)

国際ロータリー事務総長及び役員はクラブの内部的拡張の重要性に重点を置くように要請されているが、特に次の諸点が強調されている：

- (1) 会員選考及び職業分類両委員会のメンバーはその任期に継続性をもたせる事が望ましい。
- (2) クラブ所在都市内の有益にして且つクラブに代表を送るにふさわしい事業の調査を屢々行い、これと関連して永久的且つ最新の充填及び未充填職業分類表(Record of Filled and Unfilled Classifications)を保持できるようにする。
- (3) 空席の職業分類(Unfilled Classification)は一度に多数でなく、数個ずつクラブに発表するようにする。(理 39—40)

均衡のとれた会員組織
(Balanced Membership)

事業又は専門職業の分類が片寄らないよう、そして同時に地域社会の事業及び専門職業の実態を代表するように良く均衡のとれた会員組織を維持しようと努力する場合、事業又は専門職業の分類の一又は極限された数に

片寄っている地域社会のクラブは、関連している職業分類の同一のグループに入るはっきりした職業分類に入会せしむべきアドレシヨナル正会員を含む正会員数の限度を決定するのに困難を感じることもある。兎もあれ、色々と変った事情の観点においては、斯様な事情にあるクラブによって採用されなければならない制限の範囲は、その関係クラブによって決定されなければならないもので、一般に適用できるような限度は国際ロータリーで設定することは出来ないし又してはならない。(理 59—60)

各ロータリー・クラブは、標準クラブ定款に規定された職業分類並びに会員選考の原則に従い、出来るだけクラブの所在地域社会にあるすべての認められた事業、専門職業又は団体の代表者をそれぞれ一名会員に持つようにしなければならない。

各ロータリー・クラブは毎年所在地域の職業分類調査を行い、それによって事業及び専門職業の真の、広範囲な横断面たる均衡のとれた会員組織をつくるための確実な基礎として充填、未充填職業分類表を作成しなければならない。(理 62—63)

クラブ内に代表的会員 (Representative Membership Within Clubs)

各ロータリー・クラブはその所在する地域社会の職業活動の真の横断面でなければならない。そのためには、各地域社会においてロータリーの綱領が達成されるように全ロータリー・クラブがその潜在的な能力を十分に活用するよう益々努力すべきである。(理 60—61)

アドレシヨナル正会員
(Additional Active Members)

アドレシヨナル正会員に関する規定はロータリーのあらゆる分野を通じて強調されなければならない。各クラブはこの規定を利用して、より多くの人々をロータリーに引き入れロータリーの特典を享受せしめると共に会員数の増加につとめるべきである。各クラブは又、アドレシヨナル正会員の資格は正会員のそれと同一であること、及びかかる資格を有する者のみが正会員にせよアドレシヨナル正会員にせよ、ロータリーに入会を考慮されるのであるということを記憶しなければならない。(理 52—53)

ロータリー・クラブは、他の地域社会へ移転するロータリアンにその会員資格を持続せしめ、かくて、所属クラブ地域外へ移転のために会員資格を喪失するロータリアンの数を少なくする方法として、標準クラブ定款第5条第5節(ロ)項の規定によりアドレシヨナル正会員を選挙できることに注意されるべきである。(理 65—66)

国際ロータリーの細則第3条第2節(ロ)及び標準ロータリー・クラブ定款第5条第5節(ロ)の「アドレシヨナル正会員」に関する規定については、理事会は、この場合「ロータリー・クラブ」、「その元のクラブ」と言っているのは、会員候補者が元正会員であったところのクラブを含め、あらゆるロータリー・クラブを意味するものと解している。(理 66—67)

会員候補者のクラブ例会への招待
(Inviting Prospective Member to Club Meetings)

クラブが入会予定者を、入会申込カードに署名する前に、数回のクラブ例会に招待する習慣を採用することに対して理事会は賛意を表している。(理 49—50)

新会員の入会式

(Induction of New Members)

(イ) 事務総長は絶えず各クラブに対し、新会員のクラブ入会式を、それぞれ独特の威厳あるやり方を考案して行うよう示唆を与えるべきであると指示されている。

(ロ) 基準となる統一的な入会式が準備され又は各クラブに示唆されることはない。

(ハ) 事務総長は絶えず各クラブに対し、新会員を直ちに一つ又はそれ以上の委員に任命して、その委員長が彼を同化させる責任を持つという方法を、クラブに示唆するよう指示されている。

(ニ) 事務総長は、地区ガバナーが更にロータリー教育を盛んにすることの必要を強調し、この問題に関して利用し得る資料が中央事務局から入手出来ることを、各クラブに注意するよう示唆すべきである。

(ホ) 地区ガバナーは、地区内から1クラブを選んで地区協議会に際して10分間、クラブ例会に於ける新会員の威厳ある入会式を実演させるようにすべきである。

(ヘ) 事務総長は、もしガバナーから依頼があった場合には、指針として、1, 2の入会式のやり方を送付しなければならない。(理 44—45)

名を呼び合う習慣

(First Name Custom)

ロータリー会員が仲間の会員に姓ではなく、名 (first name) で呼びかけるのは単なる習慣である。クラブがこの習慣を採用するかどうかは自由である。或る場合にはこの習慣がそのクラブの存在する国の人々の一般の習慣と一致しないこともあり得る。

1931—32年度 理事会は 国際ロータリーの

公式刊行物にはニック・ネームを使わないことに同意した。

婦人は会員資格がない

(Women Not Eligible to Membership)

国際ロータリー定款 (第4条第3節) は、「ロータリー・クラブは次に定められた資格を有する男子よりなり……」及び「彼等は成年男子で、人格者であり且つ職業上名望ある……」とはっきり述べている。

国際ロータリー細則第3条第6節は、「クラブの区域内に現に居住し、又は嘗て居住しており、且つその地方又は他の地方でロータリーの理想の普及に功労のあった男子をクラブの名譽会員に選ぶことができる。」

若い人を入会させる準備をすること

(Providing Membership for Young Men)

各クラブはあらゆる努力を傾けて若い人を会員とすべきである。特にアディショナル正会員の規定を利用し、又、正会員がシニア・アクティブ会員になったため空席となった職業分類を若い人で補充することが望ましい。(理 42—43)

地区ガバナーは、より若い人々をロータリー・クラブに引入れるための手段としてアディショナル正会員及びシニア・アクティブ会員の規定を大いに利用するよう各クラブに強調することを要請されている。(理 49—50, 50—51)

大都會の中の判然たる商工業の中心に更に別のロータリー・クラブを結成することはロータリー・クラブがより若い人々を確保する一方法として奨励されている。(理49—50)

不本意な元ロータリアン

(Involuntary Past Rotarians)

定款にも細則にもかくの如き事態に対する規定がないのであるから、不本意ながら元ロータリアンであった人々の団体を、国際ロータリーと何等かの関係のある団体として認めることは理事会として明らかに不可能なことである。特に、実際にも存在せず、又国際ロータリー定款及び細則がそのように変更せられるまでは、存在する筈もない国際ロータリーとの関係を示すような名称の使用をある団体に許すこと、或はこれを奨励することは、理事会として不可能なことである。(理 24—25, 49—50, 62—63)

元ロータリアンのグループ

(Groups of Former Rotarians)

理事会は、元ロータリアンの団体を組織することを奨励する基本として、その創設に関する次の声明書を採用した：

元ロータリアン・グループの組織化

(Organization of Groups of Former Rotarians)

知己を広め、友好を厚くし、他人への奉仕に対する個人の積極的関心を増進する目的で結成される元ロータリアン・グループに対しては好感を持つものである。以下の手続に基づいて結成され、活動する限り、斯様なグループの創設に対し、何んら異議はない。

1. 元ロータリアン・グループの組織化の首唱は、関心を持つ元ロータリアンによって企図されるべきものとする。

2. 元ロータリアン・グループは、その会員の適性資格を確認する方法を決定し、かつその会員にロータリーの現会員または、ロー

タリアンの経歴の全然ない者を含めないこと。

3. 元ロータリアン・グループは、以下の条件の限度内に於ける決定に基き結成並びに運営すべきものとする。

イ) 元ロータリアン・グループの会員は、個人的に又グループとして「元ロータリアン」または「パスト・ロータリアン」として証明の出来ること。

ロ) 元ロータリアン・グループは、その名称乃至出版物に、「ロータリー」、「ロータリー・クラブ」、「ロータリアン」(前項「イ」の場合を除いて)又は「国際ロータリー」という語を使用せざること。また斯様なグループまたは会員個人は、ロータリーの徽章またはその変形乃至その他の類似の徽章を使用せざること。

ハ) 元ロータリアン・グループは、国際ロータリーの加入クラブであるとか、如何なる意味に於ても公式的に、国際ロータリーの一部であるとか、国際ロータリーから承認されているとかを直接、間接に暗示してはならないこと。

ニ) 元ロータリアン・グループの目的は、会員相互間に知己と親睦を広め、各会員に奉仕活動に参加する機会を与えることにあるものとし、グループのプログラム及び活動は、斯様な目的と一致させること。

ホ) 元ロータリアン・グループは、政治問題に関し或は国際ロータリー乃至加盟クラブの組織、運営、活動に関し団体として公的言動をなさざること。

ヘ) 元ロータリアン・グループは、如何なる問題についてもロータリー・クラブ乃至ロータリアンに回章する権利は有せず、かつ斯様な行動は慎むべきものとする。

ト) 本来、元ロータリアン・グループの会員は、ロータリー・クラブの会合或は国際ロータリーの会合に出席する権利を持

たないし、又そうでなくとも、当然国際ロータリー又はその役員、ロータリー・クラブ乃至その役員又は国際ロータリー公式名簿を含め国際ロータリーの出版物にも接する手段を持っていない。

チ) 何れの元ロータリアン・グループに対しても国際ロータリーによる財政的援助は提供さるべきではなく、また斯様なグループは国際ロータリー又はその加盟クラブに対し、財政的援助を求むべきものではない。

リ) 元ロータリアン・グループの会合は、ロータリアンの出席成績の基準とはならない。

元ロータリアンたちは、前記の手續並びに条件に従い、グループを結成するよう奨励されている。但し斯る奨励は、そのグループの提唱又は公式承認を成立させるものでないことと了解すべきである。(理 64—65)

不本意ながらクラブが解散した後の会員の地位 (Status of Rotarians Following Involuntary Dissolution of Clubs)

理事会は、不本意ながら解散したロータリー・クラブの会員のその後の地位に関し、次の如き措置を講じている。

自国から避難して来たロータリアンを新たに事業或は専門的職業に従事しようとする都市にあるロータリー・クラブの会員に選ぶことができるし、又選ばれた例が屢々ある。尤もそれは定款に従ってクラブ自身が決定することであると理事会は指示している。

ロータリアンである処から生ずる深い友好と奉仕の機会を楽しむためにロータリーは会合するのであるが、そのクラブ所在都市の生活に同化することが出来るのでなければロータリーに入っても無益であるように思われる。理事会はこの問題を提起させることにな

った動機を理解すると共にこれに対し深い同情を感じるものであり、自分の落度でもないのに真に不本意ながら一時的にロータリーの友好を奪われた人々の心の中に、ロータリーは依然として残っていると考えるのであるが、自分の良く知っている都市以外の都市のクラブで形式的に会員の地位を与えられることによって、失ったロータリーの友好が償われるとも考えられない。のみならず理事会は、彼等のロータリーとの正常な関係が復活したときに元ロータリアンに面倒な事態が生じた実例を知っているのである。(理 39—40)

クラブ例会への学生招待

(Students as Rotary Club Guests)

各クラブは大学その他の学校の学生に関心をもち、学生達がロータリーの理想や原理をよく知っているかどうか確かめることを奨励されている。理事会は、各クラブが、その昼食会に学生をお客として招く計画に同感であり、クラブがこのようなお客を招くことを奨励したのであるが、学生は、学生としてはロータリー・クラブの会員にはなり得ないのである。ロータリー・クラブは定款細則に明示された種類の会員しか持てないからである。(理 26—27)

会員カード (Membership Cards)

1910年、国際ロータリーの国際大会に於てロータリアンに対して会員カードを発行する準備を行う権限が理事会に与えられた。

理事会(1912—13)は一定形式のカードを採用し、これを全クラブが使用することを薦めた。このカードが会員証明票として知られているものである。

ロータリー財団への寄付に関し、入会の条

件とするか又は斯様な条件を表明した言辞を入会申込カードに書き入れてはならない。理事会は、国際ロータリー財団に寄付することを入会条件とする規定を設けること及びその条件をロータリー会員証明カードに表記するようクラブ細則を改正することは、これを阻止する。(理56—57)

ロータリアンが個人的に知られていないクラブを訪問するには必ずこの会員カードを提示して自己を紹介しなければならぬことになっている。(ダラス大会決議 29—12)

ロータリー会員でない者に対する証書その他の発行

(Credentials, etc. for Non-Rotarians)

国際ロータリーのためにロータリーの用事で旅行する者以外に、証明書、身分証明書、或は紹介状を発行することは国際ロータリーの方針に合わないものである。国際ロータリーはこの方針に従って、学生、或は旅行するロータリアンの子弟に紹介状を発行して、個々のロータリアンやクラブの役員に対し身分証明又は紹介に役にたてることはしない。(理37—38)

ロータリー・クラブは原則として自己のクラブの会員以外の者に対して証明書、身分証明書或は紹介状を発行すべきではないと理事会は信じている。ロータリー会員はすべてそのクラブに属するが故にその会員証明カードを所持しているものである。(理 41—42)

名称及び徽章

(Name and Emblem)

Rotary という名称は、最初のクラブに於て、その会合を会員の事業所で交互 (in rotation) に開いた処から始つたのである。この言葉は国際ロータリー (Rotary International) という名称や「彼はロータリーに於ける最年長者である」という文章に於けるように名詞としてロータリーの全組織を示すのに使用されるのが最も多い。又、「ロータリー」のおかげで彼は立派な市民になった」という文章に於ける場合の如く、ロータリーの理想や原理を意味している場合もある。Rotarian という言葉は、名詞としてロータリアンのことを言うか或は「ロータリアン誌」という名称に使われるだけである。如何なるロータリー・クラブも、個々のクラブとしても又集団としても、それらが国際ロータリーの定款に従つて設立されていることを示す処のロータリーという名称以外の名前を付けてはならないし、又、ロータリーという名称以外の名前の下に活動してはならない。尤も各地区は国際ロータリー (Rotary International) の名称を用い、それによってロータリーの理想、原理及び目的の普遍性を示すことになっている。

徽章 (The Emblem)

1905年か或はそれより少し後にシカゴ・クラブによって考案され採用されたロータリーの最初の徽章は車の輪の形を現わしていた。他のクラブが結成されるに従つてこの徽章も段々と修正され、時に歯車が使用されたこともあった。そして1912年の大会に於てこの

歯車を現わす徽章が採用されたのである。

1919—20年度国際ロータリー理事会は、1912年に採用された徽章の説明が明確を欠くという議論が多いのを認め、2名のロータリアンが提出した図案を受け入れ、更にこの徽章を使用する場合には、そこに記された文字を変更してはならないし、又その他一切の変更を加えてはならない旨を規定した。この理事会の決定は1921年の大会に於て確認されている。

1922年の大会に於て採択された国際ロータリー細則改正条文には次のように規定されている。即ち「国際ロータリーの目的と綱領の達成を助長するため、理事会はすべてのロータリアンの専用とその利益のために、国際ロータリーの徽章、襟章及びその他の標章を制定し、且つ之を保護する」

しかし、1922年の国際ロータリー定款及び細則の改正条文の採択以来、この細則に規定された徽章の採用に関しては理事会は何等の措置も講じていないことが指摘せられた。そこで、国際ロータリー理事会 (1923—24) は国際ロータリーの公式徽章の記述を採用した。そしてこれは1929年度大会に於て採択された大会決議29—12によって確認された。

国際大会で確認された徽章の公式記述は次の通りである。

国際ロータリーの公式徽章は、6本の輻と24の輪歯及び一つの楔穴のある歯車である。1個の輪歯が各輻の中心線上にあり、輻と輻との中間には3個の輪歯がある。歯車は次表に示す寸法の比例で造られている。「Rotary International」の二つの文字は輪縁のくぼんだ処にある。輪を縁で立てて見ると、

名称及び徽章

“Rotary” の文字は上部の窪みに輪歯5個分の長さに現われ、“International” の文字は下部の窪みに輪歯約9個半の長さに見える。両側にこの二つの窪みの間に位して文字のない窪みがある。これら四つの窪みの内、どの二つの間隔も下記比例に従つて2単位であり、又、窪みと内外の輪縁との間隔は $\frac{1}{2}$ 単位である。輻は先細で断面は楕円形である。輪が“Rotary” の文字を上にして立っている時は、向い合った二つの輻の中心線は輪の縦の直径を形造り、回転最高所に達した楔穴を両断することになる。輪歯の両側面は外側に少々ふくれている。従つて輪歯と輪歯の間の空間は略々機械的に正確である。正確な設計の比例は次の通りである。

	単位
全体の直径	61
中心から輪歯の基部まで	26
輪縁の輻(内端)から輪歯の基部まで	$8\frac{1}{2}$
こしきの直径	12
軸の直径	7
輻	
輪縁と合する点に於ける輻	5
軸の中心における輻	7
楔穴の垂直断面	
輻	$1\frac{3}{4}$
深さ	$\frac{7}{8}$
輪歯	
基部の輻	$4\frac{1}{4}$
先端の輻	$2\frac{1}{4}$
高さ	$4\frac{1}{2}$
文字	
窪みの輻	$5\frac{1}{2}$
文字の高さ	4

輪を一層奉仕の象徴たらしめるため上の記述に楔穴が加えられたことに注意すべきである。その上、輻の位置も定められている。このロータリー輪の記述の変更は、既に発行した許可書には影響しないことになっている。

然し、許可書は出来るだけ速かに楔穴を入れるよう変更しなければならない。襟ボタンの場合は小型であるため楔穴をこの中に入れる必要はないことと了解されている。

ロータリーの色は徽章の中に次のように取り入れられなければならない。即ち輪全体として金色でなければならぬが、輪縁の四つの窪みの部分は濃紺青色とする。窪みの“Rotary” と “International” の文字は金色で表わし、中心と楔穴は空白のまま残しておくものである。(ダラス国際大会決議 29—12)

役員バッジの使用及び徽章の変更は認められない (Officers' Badges and Modification of Emblem Not Approved)

ロータリアンがそのロータリーに於ける役員としての地位を示すために独特のバッジ、宝石或はリボンなどを使用することは、国際ロータリー職業人の会にはふさわしくないと理事会は信ずる。故に斯様な徽章は地方的習慣として用いる国以外においてはその使用を否認する。但しロータリーの国際大会や地区大会等で使用される簡素な一時的な名札或はリボン等はこれの中に含まれないものである。

又、国際ロータリー理事会では (ロータリー徽章の製作者を含めて) 関係者全員に対し、徽章を使用する国際ロータリーの全構成単位は如何なる場合にもこの徽章に何等変更を加えずして使用するよう強調している。

更に国際ロータリー理事会では、各ロータリー・クラブ及び製作者が、当分これを佩用する権利のある人々に対するロータリーの襟章の配布及び保持を十分慎重に行なうよう要望している。(理 28—29, 55—56)

名称及び徽章の保護

(Protection of Name and Emblem)

Rotary という文字は如何なる辞書にもある文字であるから国際ロータリーといえどもこの文字を独占して使用するわけには行かない。しかし、国際ロータリーがこの文字に新しい意味を与えたことは一般に認められているのであるから、もし Rotary という文字が他の人々に使われて彼等が国際ロータリーに関係しているような印象を与える恐れのある場合は断乎これを止めさせなければならない。

1919年米国特許局は「ロータリー・シャツ製造会社」と称する一会社がロータリーの名称と徽章を自己の商標として登録せんとしたことに対して国際ロータリーの行った異議を正当と認めている。

又、1928年に、同じく米国特許局は、アイルランドのベルファストにある Gallaher なる会社が或る種の煙草製品の商標としてロータリーという言葉を用いて登録せんとしたことに対して提起した国際ロータリーの異議を正当と認めている。又、テキサス州ヒューストンの Theo. Keller 会社が1913年に取得し、Gallaher 会社がその譲渡を求めた煙草製品に対するロータリーという商標の登録を抹殺することを求めた国際ロータリーの請願も同じく米国特許局によって正当と認められたのである。

英国及びアイルランドのクラブも、国際ロータリーが Rotary という文字に特別な関心を持っており、もし誰かが Rotary という文字を含んだ商標を登録せんとした場合には特に配慮して国際ロータリーに異議を唱える機会を与えてくれるよう英国の特許局に了解を求めてある。

1954年にロータリーの徽章は、米国特許局の登記原簿に奉仕団体のマークとして登録さ

れた。又米国においては商標並びに集団の会員制度のマークとしても登録されている。ロータリーという名称も米国特許局の登記原簿に登録された。斯様な登録により最近国際ロータリーは他の者がロータリーの徽章を使用出来ないようにすることに成功しており、又ロータリーと無関係の者がロータリーの名称を使用し、ロータリーと関係があるように見せたり、思わせたりして社会を混乱させるような場合にはロータリーの名称を使用させぬようにすることが可能になった。

1962年、登録によりロータリー・クラブ所在国におけるロータリーの名称並びに徽章の特許権侵害及び誤用を防止する目的のプログラムが始められた。このプログラムの最終目標は、それ等の国が、現在アメリカにおいて国際ロータリーが保護されているのと同様の保護を得ることである。努力が成功して名称、及び徽章が登録された国もあり、登録方法が手間取ってはいるが登録申請済み又は申請中の国もある。

この登録プログラムがその目的を達した時には、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリーの名称及び徽章の専用並びに利益を守るため国際ロータリーは、世界で有利な立場に立つことになる。

同様に、ロータリー・クラブがインターアクト・クラブを提唱した諸国においては、インターアクトの名称及び徽章を侵害や誤用から守り、これをロータリー・クラブ、インターアクト・クラブ並にこれらクラブの会員の用に供するために、インターアクトの名称及び徽章を登録しようとする計画が、始められている。

徽章の使用認可

(Authorization to Use Emblem)

国際ロータリーに対しロータリーの徽章

(襟章、バッジ、装飾、道路標識、その他の如きもの)を付した物品の製造販売を出願する個人や商社は多数に上っている。1919—20年度国際ロータリー理事会では次のような意見に一致した。即ち、令名ある個人或は会社から正式の申出に接した場合、国際ロータリー事務総長は自己の判断に基づいて、国際ロータリーとしては申出の徽章の使用が、若し適当と思われた場合異議はないが、万一それがロータリーの徽章を営利化せんとするものであると思われた場合にはその使用を断乎拒絶すると共に、このような徽章の誤用には強く反対である旨を明らかにした。

許可証は或る規定と条件を守ることに同意した商社又は個人に交付した。

理事会(1961—62)は、全ロータリアンの専用と利益のため、国際ロータリーの徽章を維持且つ保存すべき責任において、そして法的地位に関し且つ同様徽章の正確な複製及び許可された使用の持続に関して此点を強化する見解のもとに、ロータリーの徽章を製造、販売及び使用せんとする商社及び個人のために免許料及び使用手続の設定に同意した。

理事会は、承諾並びに許可の書式を含む免許料及び使用手続を作成し、以てロータリーの徽章又はロータリーの徽章をつけた品物の製造、販売及び使用を商社及び個人に国際ロータリーが許可し、その商社及び個人に、その使用に対する免許料としてロータリー徽章商品の年間販売総額の免許料及び年次使用料を国際ロータリーに支払わせるようにするため、事務総長にその権限を与え且つ指示した。

ロータリー徽章の製造、販売又は使用を認可するための免許料及び使用料手続の設定に伴い、国際ロータリーによってこれまで発行されていた総ての許可証は、それについての条文に従い取り消された。

ロータリー徽章を製造、販売又は使用する免許状交付を申込みとするには、関係商社又は個人は次の規定及び条件に同意しなければ

ならない:

- (1) ロータリー徽章のすべてのダイス型、庄断機、カットその他の型は、茲に添附してある写及び証拠書類“A”に示されている、ロータリーで承認され且つ採用された記述に全く合致しなければならない。ロータリーの徽章は如何なる方法においても不完全なものにしてはならないし、また無関係の標章と一緒に使用してはならない。ロータリー徽章の襟章の中心に宝石及び/又は役職又は会員の種類を嵌め込んであるものは、ロータリー・クラブの会員の使用のみに、そして免許された製品として、免許契約書に特別に承認され且つ目録に載せられた時にのみ、製造され且つ/又は販売され、そしてロータリー徽章型を歪めるとか、その本質的尊厳を落すことのないように造らるべきである。ロータリー徽章の斯様な襟章の製造及び/又は、販売は此の規定及び条件に従ってこれを遵守すべきものである。
- (2) 二つ以上の色で印刷される場合の徽章は、ロータリーの公式色即ち濃紺青及び黄金色のみで印刷することができる。
- (3) 徽章は他の如何なる徽章又は名称と組合せて製造したり使用されてはならない。
- (4) 免許されたマークは(免許されたマークの使用ができるロータリー及びロータリーの加盟クラブを除き)如何なる方法においても如何なる人、商社、又は企業体の商用便箋又は商用名刺に印刷され又は使用されてはならない。
- (5) 徽章はその商標として如何なる人、商社又は企業体によっても使用されてはならないし、又“ロータリー”又は“ロータリアン”という言葉は、その製造又は販売する商品の商用名又は商標として或はその記述に、如何なる人、商社又は企

業体によっても用いられてはならない。

(6) 免許されたマークは、ロータリーの考えて、不道徳、誤魔化し又は不面目なものからなり又は含んでいるとか、人間、公共団体、信仰又は国家の象徴の名誉を傷つけ又は誤解させるもの、或は彼等を侮辱又は悪評に導くような如何なる製品にも或はそのようなものと一緒に使用されてはならない。

(7) ロータリーは上記規定及び条件を変更し、改訂し、削除し又は追加する権利を保有する。そして被免許者は時々行われるべき変更、改訂、削除又は追加された通りの規定及び条件に従うことに同意する。

(8) 被免許者は、免許されたマークの使用はロータリー、ロータリー・クラブ、ロータリー・クラブ会員及びロータリーの他の被免許者のみに認可されたものであるということを認知する。被免許者は、認可されていない如何なる人、商社又は企業にも免許された製品を意識して販売しないことを約束する。(理 61—62)

会社又は個人も、インターアクト及び(又はローターアクト)の名称及び徽章を製造し、販売し、又は使用する免許を申請することができる。かかる免許は、ロータリーの名称及び徽章の使用免許に対する一つの追加として免許されるものである。ロータリー徽章の免許公認された使用に関する規則や条件は、インターアクトやローターアクトの名称及び徽章の使用にも適用される。

名称及び徽章の正しい使用及び不正なる使用 (Proper and Improper Uses of Name and Emblem)

クラブの会員は、ロータリアンとして国際ロータリーの徽章、襟章及びその他の標章を

着用することができる。(国際ロータリー定款第11条)

国際ロータリー及びクラブの名称、徽章、襟章、及びその他の標章は、何れのクラブ或はクラブ会員もこれを商標又は特別の商品又は如何なる商業上の目的にも用いてはならない。国際ロータリーはその名称、徽章、襟章及びその他の標章をロータリー以外の名称又は徽章と組合せて用いることを認めない。(国際ロータリー細則第17条第2節)

国際ロータリーの如何なる役員も国際ロータリー理事会の承諾なしに、如何なる他の団体における彼の公式地位又は会員との関連において彼のロータリーの役職名の印刷を許してはならない。

ロータリーの徽章の正しい使用とはどういうことであるかという問題については既に多くの議論がなされている。ダラス大会の決議29—12はこの問題に関する特別な規定を次の如く示している。

次の物にロータリーの徽章を使用することが認められている：

- (i) 国際ロータリー若くはその加盟クラブの使用するすべての用紙又は印刷物。
 - (ii) 公式のロータリー旗。
 - (iii) ロータリー国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いる徽章、旗、装飾並びに印刷物、国際ロータリー及び加盟クラブの備品並びに造作物。
 - (iv) 加盟クラブの道標。
 - (v) ロータリアン及びロータリーに関係のある婦人の着用する襟章。
- 次の如き場合は誤用である：
- (i) 商品の商標或は特別の品質を表示するための使用。
 - (ii) 他の徽章或は名称と組合わせて使用する場合。
 - (iii) ロータリアン個人の商業用便箋或は名刺に使用する場合。
 - (iv) その他商売の為に使用する場合。

次の如き徽章の使用は認められてはいないが許され得るであろう：

ロータリアン及びその家族の個人的に使用する物品及び彼等の差出す季節の挨拶状に使用する場合。

次の如き使用は阻止する：

ロータリアンの事務所の戸や窓に使用する場合。

仮ロータリー・クラブ (Provisional Rotary Clubs)

少くとも会員20名より成りその正式の国際ロータリー加盟申込書が、国際ロータリー中央事務局で受領され且つ確認された組織集団は、正式に加盟を承認されるまで仮ロータリー・クラブ (Provisional Rotary Club) と呼ばれる。クラブは国際ロータリーに加盟して初めてロータリークラブになるのであるから、仮クラブの会員はクラブが正式に国際ロータリーに加盟されるまではロータリーの徽章を使用する資格を有しないのである。(理 35—36, 48—49, 62—63; 64—65)

団体による公認されない名称の使用 (Unauthorized Use of Name by Groups)

仮ロータリー・クラブに関する場合を除き、如何なる団体もロータリー・クラブであるとか乃至ロータリー・クラブ或は国際ロータリーの関連団体たる状態を表わすような方法を以て、ロータリーという文字を使用することは公認されておらず、従って許されないものとする。このようなロータリーという文字の公認されない使用を防止するため、国際ロータリー理事会は事務総長に対し実際的で可能な手段を講ずるよう指示している。(理 47—48; 62—63)

定款及び細則又は年次国際大会或は国際ロ

ータリー理事会の決議によって認められたものでなければ、“Rotary Club”, “Rotary International”, “Rotary” 或は “Rotarian” 等の文字の使用は禁止されている。従って総ての加盟クラブ及び個々のロータリアンは皆この規定に従わなければならない。

加盟クラブは地方クラブ印刷物の名称の一部として “Rotarian” という言葉の使用を遺慮すべきである。(ダラス国際大会決議 29—12)

理事会は、何らかの理由で各自の所属クラブ会合に出席或いは参加不可能な会員達が、友好とロータリーの接触を保つために組織された種々のグループに加わりたいと思う気持は理解出来るし同情はするが、斯様なグループがグループ名義で、或いはその他直接間接にロータリー・クラブであるか国際ロータリーの支部と見られる又は思わせるような方法で「ロータリー」或は「ロータリアン」という言葉を使用することは認められぬものと言明している。(理 62—63)

単一のクラブ又は一団のクラブの活動の名に連結しての「ロータリー」という言葉の使用は、その事業が直接斯様なクラブ又は一団のクラブに関連すべきもので、国際ロータリーに直接にも間接にも関係させてはならない。「ロータリー」という言葉の使用は、ロータリークラブ又は一団のロータリー・クラブの完全なる管理の下にない如何なる活動の名前に関連させ、又は、その会員にロータリアンでない人々又は団体を含む如何なる団体の名称に関連させることも許されない。(理 60—61)

理事会は、ロータリアン達が、既定のロータリーの方針に反しない諸活動により知己を広め交友を深める目的で、グループとして交わるよう有意義な娯乐的、趣味的、または職業的諸活動に相互に関心を持ち分かちあうよう奨励している。但しロータリーの名称及び徽章は、このようなグループの、多少とも既定

の方針に反する諸活動に関連して使用されないこと、かつ何れのグループの運営並びに経費も自己負担とすべきものであると了解すること。(理 65—66 ; 67—68)

ロータリーの色 (Rotary Colors)

国際ロータリーの色は濃紺青及び黄金色である。(ダラス大会決議 29—12)

ロータリー旗 (Rotary Flag)

ロータリーの公式旗は、白地でその中心に組織の公式徽章を飾ったものである。

輪全体は金色、縁の窪んだ四つの部分は濃紺青でなければならない。窪みの“Rotary”及び“International”の文字は金色、中心と楔穴は白色である。

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字を又、輪の下部に都市、州、省或は国家の名称を記入することができる。(ダラス国際大会決議 29—12)

建築関係に名称の使用

(Use of Name in Building Ventures)

直接間接に国際ロータリーがかかり合いにならないよう、如何なるロータリアンの集団或はロータリー・クラブの集団又は国際ロータリーの如何なる地区も、家屋或はその他の建物の建設或は購入に当って、それに関連して「国際ロータリー」の名称を使用すべきではないと国際ロータリー理事会では考えている。更に、国際ロータリー理事会は、このような関係で会員に割当てて資金を集めるべきでないと考えている。(理 44—45)

ロータリーの営利化

(Commercializing Rotary)

ロータリアン同僚の間の商業関係に関するロータリーの方針は次の如くである。即ち、ロータリアンはその仲間の会員から彼が取引関係を有している他の実業家に対する場合よりも多くの利便を期待してはならないし、ましてこれを要求するようなことがあってはならない、寧ろ遙かに少いものを期待すべきである。

ロータリアンが、取引関係にある他の実業家には普通与えないような特典を仲間のロータリアンに(ロータリアンであるという理由だけで)与えるのは、競争業者に対するロータリアンの責任に反することであるし、又、ロータリーの職業奉仕の原則にそむくことである。真の友人というものはお互に何物をも要求するものではないし、利益の為に友人間の信頼を濫用することはロータリーの精神から遠く遊離したものである。

彼がロータリーでかちえた友情の当然の結果として、ロータリアンが新しく商売を獲得し又は商売が殖えたような場合は、これはロータリーの内外を問わず、何処にでも起り得る普通の発展と考えてよいのであり、ロータリー会員たるものの信条に何等違反するものではない。(理 33—34)

ロータリークラブと配布

(Circularizing Rotary Clubs)

国際ロータリー理事会の方針は、如何なる団体にも国際ロータリー加盟クラブに対して広告を配布する権利を認めない。(理 24—25)

その所在地のロータリー・クラブに代表が出ている米国のある印刷会社で、国際ロータリー前会長が同市のクラブで行った講演を基

にして、ロータリーの教育的パンフレットをつくり、販売の目的を以て世界中のクラブに配布した。R.I.B.I. はこれにつき、国際ロータリー理事会に対し正式の苦情を申立てている。依って理事会では次のような決定を採択した。

(イ) 理解と親善の見地から、英国及びアイルランドのロータリー・クラブに対して何か刊行物を送る場合には、予め R. I. B. I. 理事会の承認を得べきである。

(ロ) 当印刷会社は、他国のロータリアンに対してファースト・ネームで呼びかけた書面を出すべきではなかった。

(ハ) 営利を目的とする商社は、手紙に「Yours Rotarily」と記してはならない。

(ニ) 国際ロータリー或はロータリー・クラブ以外の処から発行されているパンフレットに、国際ロータリーの徽章を付することは適当ではない。

(ホ) 「公式名簿」の序説には「国際ロータリーの公式名簿は、全ロータリアンへの情報として毎年出版せられている。ロータリアンはこれを商用の郵送名簿として用いてはならないし、同様の目的のために他人に使用させてもいけない。

従って、ロータリアンが自己の商売関係に於て、ロータリーの役員名簿を利用することは正しい用い方ではない。(理 29—30)

この広告配布の問題に関しては、国際ロータリー理事会に於て次のような方針を声明している：

国際ロータリー公式名簿にせよ、地域或はクラブの会員名簿にせよ、ロータリアン或はクラブ又は地区等が、これらを広告配布のために使用してはならないということが通則となっている。

しかし、国際大会の決定或は国際ロータリー理事会の勧告によって定められる限界内に於て、営利に関係のない事柄に限り、他のロータリー・クラブに配布することは許されて

名称及び徽章

いる。

大会の決定によって定められた限界については、1929年ダラス大会に於て採択された決議 29—12 の第2条第2節及び第3節にのせてある。(理 36—37)

決議 29—12、第2条、第2及び第3節は次のように規定している。

第2節 如何なる事項に関しても、他のロータリー・クラブの協力を得んとする加盟クラブは、先ずそれぞれの地区ガバナーに対して、その目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。

第3節 如何なる加盟クラブも、先ず国際ロータリー理事会の承認を受けるまでは、他のロータリー・クラブ或は個々のロータリアンに財政的援助を求めてはならない。

ロータリー・クラブ及びロータリアンの名簿 (Lists of Rotary Clubs and Rotarians)

国際ロータリー事務総長は、商業上の目的にせよ他の目的にせよ、どの職業分類による会員の一覧表でも、理事会の承認を得ることなしに他に洩らすことはしない。(理 20—21)

国際ロータリーの保管するロータリアンの一覧表に関しては、国際ロータリー理事会では次のように意見が一致している。

各クラブは、その会員一覧表を中央事務局に託しているが、その理由は、第1にクラブ会員総数に関する半期報告を確認するため、第2に「ロータリアン誌」發送用名簿として、第3に、住所氏名を確めるため或は会員変更の調査等事務的の必要のためであって、これ以外の目的に使うためではない。

中央事務局は、クラブ会員一覧表を、そのクラブの承諾なしにクラブ以外のものに渡す権利は持っていない。

クラブ会員の覧表を入手したいと思うも

のは、そのクラブ自身から入手するか、或はクラブから中央事務局に対し会員一覧表を渡してよいことを確認した書面を、先ず手に入れない。

地区ガバナーが、国際ロータリー事務総長にその地区内の全会員の一覧表を請求した場合は、事務総長はこれを与える。但し、地区内の全クラブがこのことについて同意したということを、ガバナーは保証しなければならない。(理 37—38)

クラブ一覧表或はクラブ役員又は委員の名簿は、ロータリー以外の機関に渡されることはない。但し、政府機関より非常緊急の場合法律上の要請がある場合、或は国際ロータリー理事会又はその常任理事の同意がある場合はこの限りではない。(理 40—41)

他の団体に対してクラブ又はロータリアンの一覧表を提供したり、或はロータリー文献を配布することは、国際ロータリー又はその加盟クラブの仕事の範囲内にあるということとは考えられていない。(理 54—55, 国際ロータリーと他の団体についての方針声明138頁)

クラブ幹事が、自己のクラブの会員名簿を商売上の目的の為にこれを渡すことは普通あり得ることではないし、又、クラブ会員名簿を会員以外に頒布する時は、幹事からクラブ理事会の承認を得るようにするのが、賢明な仕方である。

職業分類に基づく婦人クラブ

(Women's Classification Clubs)

婦人の為のロータリー・クラブの問題は、ロータリーの初期から既に理事会の問題となっている。国際ロータリー理事会(1914—15)では、婦人の事業家及び専門職業人から成る職業分類によるクラブに対してロータリーの名称を付けることを禁止することに決定したが、もしこのような婦人クラブが他の名称を

付けることにすれば、彼等がロータリーの精神を以て運営することには何等異存はないとしている。

定款はロータリー・クラブが男子を以て構成されることを明らかに規定している。これまで種々の婦人の団体が、婦人ロータリー・クラブとしてロータリーから承認を得ようとしたが成功しなかった。これについてロータリーの意向は次の如きものであると考えられる。即ち、ロータリーとしては、婦人の事業家及び専門職業人が多数ある都市に於て職業分類による婦人クラブを結成することに対しては好意を持ち、これと友好的に協力しながら種々の援助を惜しまないのであるが、ロータリーという名称をこれらのクラブに付けたら、或はこれ等のクラブを国際ロータリーに加盟させたり、又は、国際大会その他の運営に参加させることを欲しないのである。(理 23—24)

婦人の補助団体

(Women's Auxiliary Units)

国際ロータリー理事会(1918—19)は、「ロータリー」又は「ロータリアン」という文字を使用する婦人補助団体を有するクラブがあるという情報に対し、このような組織をつくるに当って「ロータリー」又は「ロータリアン」の文字を用いることを好ましくないとすると共に、ロータリー・クラブはこのような団体が「ロータリー」という名称或は「ロータリアン」という文字を使用することを阻止すべきことを決定した。

1934—35年度及び1946—47年度国際ロータリー理事会は次のような決定をしている。

理事会は1918—19年度に採択した決定をここにくりかえし、役員及び加盟クラブに対し、ロータリーという名称を付けている婦人団体にはそれを中止させると共に、現在結成

中の婦人団体にはロータリーなる文字を入れた名称を採用しないように努力することを要望する。ロータリアンの婦人の親族を以てクラブを結成することが望ましいか否かについては理事会は何等の決定も行わないが、もしこれ等の婦人団体がロータリーという名称を使用しないならば、関係者全部の最大の利益となるであろうことを信ずるものである。(理 34—35, 46—47)

理事会はロータリーの婦人補助クラブは合法的に承認されることはないということに意見が一致した。(理 49—50)

理事会は、世界の各地にある婦人団体が、その名称にロータリーという文字を使用している場合にも、又いない場合にもロータリーに関係があるような印象を与えている事実を考慮に入れている。これまでロータリー会員の婦人親族がロータリー・クラブ及びロータリアンの社会奉仕及びその他の奉仕活動に於て、個人的にも又団体としても、大いに協力されたことについて、理事会は大いに感謝し且つ賞讃すると共に、今後とも引続き協力を歓迎するものであるが、国際ロータリーの定款にはロータリー・クラブは男子の事業家及び専門職業人を以て構成するとあり、ロータリー・クラブの補助たる婦人クラブ或はロータリアンの婦人親族を以て結成する同種のクラブに関しては、何等の規定もないという事実には注意せねばならぬ。従って理事会はこのような婦人団体に対して公式の承認を与えようとする国際ロータリー役員、加盟クラブ等は国際ロータリー定款の規定の枠内で行動していないこと、及びかかる承認はこれを中止すべきであることを勧告するものである。(理 50—51, 51—52)

理事会は、ロータリアンの夫人がクラブ、地区及び国際水準においてその主人のロータリー活動に参加することによってなしつつある著しい貢献を考慮し、「超我の奉仕」というロータリー原則の精神を例証するのに大なる

援助となったことに対して、その夫人方に1949—50年同様再び感謝の意を表する。

然しながら、1949—50年同様、理事会は国際ロータリーの既定方針に従わない行動に対する苦情を受けた事実にもとづき理事会の関心を繰り返す必要のあることを見出した。それ故に理事会は、国際ロータリーはロータリアンの夫人がその主人のロータリー活動に協力することを高く評価し且つ奨励するも、その定款の規定及びその伝統の両面からして、国際ロータリーはロータリアンの親族であろうとあるまいと、如何なる集団又は会にもそれ自体の目的のためにロータリーの名称、ロータリーの徽章、ロータリーの公式名簿、又は如何なる公式のロータリーの集りをも利用することを承認することはできないということにロータリアン及びその親族が覚えておくことを力説する。(理 49—50, 61—62)

青少年クラブ及び同種の団体による名称徽章の使用

(Use of Name and Emblem by Boys Clubs and Similar Groups)

多くのロータリー・クラブが青少年クラブに関心を持っており、中には直接ロータリー・クラブが後援しているものもあること、又、このようなクラブの名称には後援クラブとの関係を示すために「ロータリー」或は「ロータリアン」の文字が入っている場合もあること、更に又、これらのクラブの中にはロータリーと関係のあることを示すような徽章や標章を使用したがついていっているものもあるということに理事会は承知している。すべてのロータリー会員たるものは、此種団体に対して同情あふれる援助と激励を与えるべきである。しかしながら、この種の団体の目的が如何に立派なものであっても、国際ロータリーはこれらの団体がロータリーの名称と徽章を使用す

ることを許すわけにはいかない。ロータリーの名称と徽章はロータリー会員が自分達のためにのみ使用するものであるからである。といて理事会は、ロータリー・クラブの模範を見習おうと努力しているこの種の団体を、落胆せしめようというつもりではなく、それら団体によってロータリーの名称や徽章を侵害する恐れのない適当な名称や徽章が考案されうると信じるものである。(理 39—40)

ロータリーは、個々のロータリー・クラブが正当な青少年活動を活発に支持し、且つ引き続き援助することを求めるものである。

しかしながら、ロータリーは、如何なる青少年団体をも国際ロータリーの正当な下部組織とは認めないし、「ロータリー」又は「ロータリアン」という文字の使用も又ロータリーの徽章或は、これに類似の徽章の使用をも認めない。(理 49—50)

ロータリーの標語 (Rotary Mottoes)

1950年のデトロイト大会に於て次の如き決議が採択された。

「超我の奉仕」“Service Above Self” とか「最も良く奉仕するもの、最も多く報いられる」“He Profits Most Who Serves Best” という言葉は、40年の間ロータリーの根本的な理想を効果的に表現しているモットーとして国際ロータリーに依って広く又常に用いられて来た。

その結果、これらの言葉はロータリーの原則と綱領の一部として公衆及びロータリアン

の心にはっきりと印象づけられて来た。

ロータリーはその職業奉仕活動に於て、——それが物質的報酬であろうと又、精神及び感情の健全と満足であろうと——奉仕は報償の基本であるという根本的な真理を教えて来た。

これらの言葉は40年間も使われて来たため事実上モットーとなっているが、国際ロータリーは正式にこれらをモットーとして採用したことはなかった。従って

第41回大会は、「超我の奉仕」及び「最も良く務めるものは最も多く報いられる」の二つの語句を、ロータリーの刊行物その他に於て使用出来るロータリーのモットーとして指定することを決議する。(デトロイト大会決議 50—11、及び、アトランティック・シティ大会の立法 51—9による訂正)

1950年のデトロイト大会は更に別の決議(50—14)に於て、ラテン語を以てロータリーのモットーを創作する案が採択され、最もよい案を51年のアトランティック・シティ大会に提出することになった。(決議 50—14の全文については1950年大会議事録 136頁を参照)

或るラテン語の語句をロータリーの唯一の公式のモットーとするため提出された決議案(51—15)は、1951年アトランティック・シティ大会に於て、「更に研究を重ねるため撤回と見做される」ことになった。国際ロータリー理事会(1951—52)は、1951年大会の決定に従い、更に研究を重ねた結果、ラテン語でロータリーのモットーをつくることに關してはこれ以上の措置を講じないことに決定した。

国家への奉仕

(National Service)

ロータリアンと国家の関係

(Rotarian's Relation to His Country)

第34回国際ロータリー年次国際大会は、決議 29—13を廃止して次の事項を茲に決議する：

国際ロータリーは、思想、言論及集会の自由、信仰の自由及び迫害からの解放に対し個人の自由を明白に認めている。

国際ロータリーは、各ロータリアンはその属する教会又は宗教社会の忠実な信者であり、その宗教の教義をその行動によって身を以て例証することを期待する。

猶お、国際ロータリーは、各ロータリアンがその日常の個人生活、及び職業上の活動において、自國に忠実であり且つ奉仕的市民であるように務めることを期待する。(セントルイス国際大会決議 43—14)

国事に関する方針の声明書

(Statement of Policy in National Affairs)

時々、国際ロータリー役員は、国際ロータリー又は一定国におけるロータリー・クラブは、経済上又はその他の困難の解決に関する政府又は国家的計画の遂行、又は或他の国家的計画に賛同し、又は奨励し支持すべきではないかという質問に接する；そして

国際ロータリーは、国際的組織であり、その役員は世界を通じての運動の奉仕者であって、その運動の国家的部門ではない；そして各ロータリー・クラブは、その会員の啓蒙

について考慮すべき事柄は、クラブ自身で決定しなければならないということが、ロータリー組織における運営の基本的規定の一つである；そして

如何なる政府又は国家の計画に賛同し又は奨励することは、之れに直接関係のある国人以外のロータリアンには受入れ難いことがありうる。或は同国人であっても、提案された政策に対して良心的に賛成出来ない立場にある人を当惑せしむることもありうる；依って、

第25回国際ロータリー年次大会は、何時たりとも斯様な質問が国際ロータリーの役員によって受取られた場合には、その質問をした責任者に、国際ロータリーの方針の説明として本決議を送り、関係国のクラブに対し本件取扱の事情及びその理由を通告し、特に本決議前文と斯様な事柄に対し個々のロータリー・クラブの方針として定められた標準クラブ定款第9条第1節及び第2節に注意を払うようにすることを茲に決議する。(デトロイト国際大会決議 34—16)

国事に際しての団体行動

(Corporate Action in National Affairs)

クラブの注意が、公事に関する標準クラブ定款の規定(第9条)に対して喚起されている。そして論争のある問題の討論については両方の意見が相当提示され、クラブが如何なる論争ある社会法案に対しても団体行動を遠慮しさえすれば、此の原理の侵害にはならない。(理 41—42)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、その国の新帰化人の教育に対し積極的かつ継続的な様な個人的関心を持つこと、そして、若し未だ様な教育施設のない場合は、国又は地方政府の教育機関にその施設を奨めるよう運動することが勧奨されている。(理 48—49)

国家有事中のロータリー活動 (Rotary Activities During a National Emergency)

如何なる国においても国家有事の際に、その国のロータリー・クラブが他国のクラブと平常通りの接触を保つことが不可能となるか、或は不適当となった場合には、その国籍を持つ現ガバナー又はガバナーズ、及び又は全パスト・ガバナーズは、ロータリアンは常にその国の忠良なる愛国者であることが第一の義務であるということ認識して、国家有事の期間ロータリーをその国内に保存するに可能性あり適当であると考える方策を取る義務を有するものとする。(理 37—38)

ロータリーの計画

(Program of Rotary)

ロータリーの計画は、国際ロータリー定款第3条及び標準クラブ定款第3条に述べられている綱領の中に示されている。即ち：

ロータリーの綱領は、尊ぶべき事業の基準として奉仕の理想を奨励且つ育成し、特に次の事項を奨励育成するにある：

第一 奉仕の一つの機会として、知り合いを拡めて行くこと；

第二 職業上の高き道徳的基準；総ての有用な職業の価値あることの認識；そして社会に奉仕する好機としての各自の業務を、各ロータリアンにより権威あらしめること；

第三 各ロータリアンは、その個人生活、職業生活、社会生活の別なく常にこれに「奉仕の理想」を適用すること；

第四 奉仕の理想に結ばれた職業人の世界的親交によって国際間の理解と友情と平和を促進すること。

1932年シヤトル国際大会で次の決議が採択された：

国際ロータリー理事会は、毎年次年度の国際ロータリー計画を作成し、之れを提出して大会代議員の承認を受けねばならないという1925年国際大会の決議は、目標と目的に対する計画の採用によって当然廃止され無効になった、そして

国際ロータリーは、今では継続的計画を持ち年々の改訂を要しないので、之れに関する前記の決議を“実施中の有効な決議事項”の目録から除かなければならない、依って、

第23回国際年次大会は、後日何等かの手段が講じられるまでは、国際ロータリーの計画は目標と目的¹委員会によって作成され、国際ロータリー理事会の承認をえた小冊子に

発表されるものとする。そして前記決議は“実施中の有効な決議事項”の目録から除かれることを茲に決議する。(シヤトル国際大会決議 32—26)

ロータリーの基本的特色

(Fundamental Characteristics of Rotary)

国際ロータリー理事会(1962—63)はロータリーの基本的特色について次のような声明を採択した。

1. ロータリーは世界中の人々の間に、奉仕の理想に基づく理解、親善及び平和的關係の発展、奨励及び育成に関係しているのである。
2. ロータリーは、個人に重きをおく奉仕の理想を個人的並びに集団的に実行する目的のため、ロータリー・クラブ組織下に結ばれた事業及び専門的職業人の世界的友好団体である。
3. ロータリー・クラブはその会員を、各個人の事業又は専門的職業活動の本質及びその事業所の所在地に応じて職業分類に基づいて選ぶものである。
4. クラブ例会への出席は会員資格を継続するために設けられた最小限度の義務として必要である。かくして相互間の知りあいを深め、友好関係が永続的友情への第一歩として発展するであろう。
5. ロータリー・クラブは会員が個人的及び事業或いは専門的職業活動に於ける高

¹ 後に(1951)プログラム企画委員会、(1966)企画委員会と変更

き道徳的水準の認識を深め且つ実証したいという希望を助長する機会を会員に提供する。

6. ロータリアンの宗教及び政治的信念は彼等自身の問題であると考えられている。ロータリアンは彼の信仰する宗教に誠実で、彼の祖国に忠誠であるべきことが期待されている。

ロータリーと他の団体 (Rotary and Other Organizations)

次に示すものは、国際ロータリーと他の団体とに関して理事会によって採択された方針の声明書である：

国際ロータリーは、総てが当然尊重されなければならない異なっている政治、経済、社会並びに宗教的見解を持つ多数の国家及び地理的地域にあるロータリー・クラブの連合会である。

その定款に規定された国際ロータリーの目的は、世界中のロータリーを激励、発展、拡大且つ管理し、そして国際ロータリーの活動を調整し且つそれを一般的に指導するにある。

従って、国際ロータリーは広範な奉仕計画を持ち且つ各クラブの活動を通じて此の計画遂行のため、その精力と資力を提供する。

国際ロータリーは、クラブの活動が他の団体と類似していることを認識する。然しながら、国際ロータリーの方針は他の団体の有用な活動に関心を持ち之れを受入れるものであるが、如何にその活動が立派なものであっても国際ロータリーそのものとしてその活動に参加し又はそれを確認することはしない。特に、次のようなことは国際ロータリー又はその加盟クラブの活動範囲内にあると考えられていない。

1. 他の団体の会員となること。
2. 仮令オブザーバーの形においても、他

の団体の活動に参加すること。

3. 他の団体に、クラブ又はロータリアンの名簿を提供したり、又、他の団体のために文献を配布すること。
4. 他の団体の計画又は活動を認めること。

国際ロータリーの基金は、その加盟クラブによって、それ自体の目的に制限して提供されたものである。従って、他の団体の活動に寄付する訳にはいかない。同時に、国際ロータリーはその加盟クラブを通じて、個人としての各ロータリアンが有用な地域社会の奉仕活動を支持し且つ個人的に参加することを奨励している。

国際ロータリーの如何なる役員も、国際ロータリー理事会の承認なしに、如何なる他の組織における彼の公式地位又は会員との関連において、彼のロータリーの役職名の印刷を許してはならない。(ダラス国際大会決議 29-12)

地域的ロータリー研究会 (Regional Rotary Institutes)

理事会は、国際ロータリーの現在、元、及び次期の役員が地域単位で、ロータリーの集会をもつ手続を、原則的に承認している。これらの集会は、国際ロータリーの現在、元及び次期の役員のための地域的集会として企図されたもので、理事会承認の下記の手続に従って、開催されるべきものとする。

国際ロータリーの多種多様な地域又は地帯に住む国際ロータリーの理事は、その地域の地区ガバナーと協議の上、地域的なロータリー研究会の必要の有無を決定し、もし必要があれば、理事会の承認を得て、集会を開くことができる。

参加見込のある者にとって旅行距離が長か

ったり、言語上の困難があつたりして、只1回の集会だけでは、情報や討議についての所期の目的を達成し難い地域や地帯においては、国際ロータリー会長は、より多くの現在、元並に次期の国際ロータリー役員が参加できるように、そこに居住する理事に、2回以上の地域的研究会を開催することを、認めることができる。

各地域的ロータリー研究会については、非公式の報告を、その地域又は地帯に居住する理事から、国際ロータリー会長並に事務総長に提出し、理事会々員に廻付されるものとする。

理事会は、ロータリー・プログラム推進の手段として、すべての地域又は地帯内の国際ロータリーの現在、元、並に次期役員のために、地域的ロータリー研究会が開かれることに、賛意を表している。更に理事会は、国際ロータリーの目標やプログラムを達成するためには(これらは、会長、理事会並に事務総長の決定や指導力によって発議され、又は、継続されるものであるが)、国際ロータリー会長、理事会並に事務総長は国際ロータリーの現在、元並に次期の役員からの完全な、且つ、よく事情を知った支持や協力を必要とすることを認め、且つ、地域的ロータリー研究会は、かかる支持、協力並に理解のための重要且つ有用な交流の手段として、役に立つと信じている。(理 64-65; 65-66; 67-68)

理事会は、地域的ロータリー研究会の日程を作成する責任のある人々がロータリーの対社会関係の問題並にその重要性を、日程に加えることを考慮するよう、すすめている。(理 67-68)

理事会は、米国内の地帯で開かれる地域的ロータリー集会は、その地帯内にある全地区からの参加者を招待するという基本条件に基づいて開催されるべきことに、同意している。(理 65-66)

都市連合及びクラブ・ゼネラル・フォーラム (Intercity and Club General Forums)

ロータリー情報及び教育に備える手段として、都市連合ゼネラルフォーラムは実際的で且つ有効な手段である。そしてロータリー・クラブはその集団の中心地に全会員を招き、経験ある司会ロータリアン、普通国際ロータリー現役員又は旧役員、と共に午後か夜にロータリーの一般性格や計画等について研究討議するフォーラムを開催することが奨励されている。

理事会は、ロータリー情報を広める手段として、出来る丈多くのロータリー世界の土地に、都市連合一般討論会を開き、国際ロータリー会長によって選ばれた有資格指導者によって司会されることに同意した。(理 49-50)

予定出席者数が国際ロータリー会長指名のリーダーの下に行う完全プログラムを保証できないような場合には、地区ガバナーは、都市連合ゼネラル・フォーラムを夜か、午後と夜の集会にして、国際ロータリーに費用をかけずにリーダーをその地区又は近隣地区から求めて行うよう奨励されている。(理57-58)

理事会は又、クラブ単位において、ガバナーの公式訪問の際及びロータリー年度を通じ他の適当な時期に、クラブ討論会を開きロータリー情報の広報強化を行うべきことに同意した。(理 49-50)

クラブに計画資料の送付 (Sending Program Material to Clubs)

理事会は、クラブ会長が、ロータリー計画の特別のものに責任をもち又は関心をもつクラブの委員長其他のクラブ会員に、如何なる資料を直送すべきかを決定する権限を有する

ことを認めている。

しかし、クラブ会長が、事務総長の直接接
触に同意しているクラブの場合は、クラブの
委員長其他クラブ会員に、事務総長から直接
資料を送付することが認められている、(理
46—47)

意義ある業績賞

(Significant Achievement Award)

理事会は、すぐれたロータリー・クラブ計
画を認めて、下の基準に基いて表彰する表彰
計画が樹立され実施されることに同意した。

1. 各偶数年に、国際ロータリー理事会は「意義ある業績賞」を設け、各地区内でこの偶数年の直前二カ年間に、この表彰計画のため設けられている基準に照して、最もすぐれた計画を創始した一つのクラブに、これを授与するものとする。同様な賞が、世界中の無地区のロータリー・クラブの中で、同じ期間に最もすぐれた計画を創始した2つのクラブに授与されるものとする。
2. 各奇数年の9月1日までに三名の委員からなる選考委員会が、本計画に参加する各地区の地区ガバナーによって設けられるものとする。直前の地区ガバナーがこの委員会の委員長に任命されることが示唆されている。地区内クラブからの応募書をすべて受理し審査し「意義ある業績賞」基準に最もよく合致した一つの計画を選定することは、選考委員会の責任である。
3. ロータリー・クラブからの「意義ある業績賞」応募書並に付帯資料は、各奇数年の11月1日までに地区選考委員会の手許に届けられなければならない。
4. 地区選考委員会は、選考し、これを地区ガバナーに提出し、ガバナーはこれに署

名して国際ロータリー事務総長に、偶数年の1月1日までに届くよう、送付するものとする。かかる資料には、クラブから提出された応募書並に補足資料と共に「意義ある業績賞」授与に指定されたロータリー・クラブ名を、含めるものとする。かかる応募書並に補足資料は、すべて、国際ロータリーの所有物となるものとする。

5. 各無地区クラブは「意義ある業績賞」応募書を提出することができる。応募資料は各奇数年の11月1日までに事務総長の手許に届けられなければならない。
6. 国際ロータリー会長が任命した三名以内のロータリアンからなる委員会が無地区クラブからの応募書を審査し、本計画のために設けられた基準に照して最もすぐれた二つの計画を選定し、これを各偶数年の1月1日までに事務総長に送付するものとする。
7. 理事会は、地区選考委員会並に無地区クラブのために設けられた選考委員会からの「意義ある業績賞」の推薦受賞者名を受理し、「意義ある業績賞」を受くべきロータリー・クラブを決定するものとする。
8. 本賞は賞状又は飾板より成り、地区ガバナーを通じて各地区の受賞クラブへ、又国際ロータリー会長から無地区の受賞クラブへ伝達されるものとする。
9. ロータリー・クラブ又は地区が、共同計画で応募することはできない。
10. 「意義ある業績賞」の選考委員会は、下記の基準に照らして、すべての応募計画を評価し、最優秀クラブ計画を決定するものとする：
 - イ. ロータリー綱領の1以上の部面を実現する助けとなるもの。
 - ロ. ロータリー・クラブ、地域社会、国家、又は世界における重要な必要事項の解

決の助けとなるもの。

- ハ. ロータリー・クラブ会員の大部分が、直接参加する必要がある計画。
- ニ. 計画が良く樹立され、成功裡に継続され又は完成されるという合理的な保証がなされていること。

本計画による第1回の授賞は、1967—68年に理事会が受理した推薦者に基づいて、1968年に行なわれるものとする。(理 66—67)

理事会は、「意義ある業績賞」計画の1部として、クラブが国際理解につくすぐれた貢献を認める計画も、樹立するべきであり、この計画は「意義ある業績賞」計画のために設けられた基準にもとづき、下の追加規定によって実施されるべきことに同意している：

1. 各偶数年における「意義ある業績賞」計画に関連して、理事会は一つの国際奉仕プログラムを指定し、国際理解へのすぐれた貢献に対する表彰に関連して強調せしめるものとする。
2. 「意義ある業績賞」を受賞したクラブ計画の中から、理事会の指定したプログラムに関連し、又、国際理解に最もすぐれた貢献をしたと判定される3つの国際奉仕計画を選び、各計画に夫々1,000弗の賞金を国際ロータリーより授与されるものとする。但しこの賞金はその計画の目的を拡大するために使用することを条件とする。そのためにこの賞金が授与されるのである。
3. 追加賞1,000弗を受くる3計画は、「意義ある業績賞」決定に当って理事会に代って

行動するよう任命された委員会によって選ばれ、又授賞されるものとする。

4. 国際理解へのすぐれた貢献に対して受賞した計画は特にカラー・スライドプログラムに編集され、クラブの購入、上映に、特に、世界理解週間に関連して上映するよう、提供されるものとする。

理事会は、この国際理解へのすぐれた貢献に対する表彰計画による第1回の授賞は、1969—1970年度に「意義ある業績賞」計画として提出された計画にもとづいて、1970年に行なわれることに同意し、又、これに関連して、世界社会奉仕は国際奉仕の中のプログラムたるべく、クラブの計画は、1970年の授賞を考慮されるための資格を得るためには、このプログラムに関連すべきものであること、並に、応募は下の基準によって、評価判定されることを決定した：

1. 世界社会奉仕計画には、他国のロータリー・クラブの協力を受くべきこと；
2. その計画は多数の人々の、認められている困窮を軽減すべきこと；
3. 計画達成には、多数のロータリアンの直接の奉仕を要すべきこと；
4. 援助するクラブは、ロータリアンでない個人並に団体の参加を求むべきこと；
5. 計画の性質が、他のロータリー・クラブでも見習うようなものであること；
6. 必要な期間、この計画が支持され、その運営が継続されるという保証があること。(理 67—68)

国際ロータリーの文献

(Publications of R.I.)

文献委員会 (Publications Committee)

国際ロータリー細則(第14条)は、文献委員会を国際ロータリーの常任委員会として規定している。この委員会の任務は機関雑誌も含め、国際ロータリーのすべての文献に関し国際ロータリー理事会と協議することである。

機関雑誌 (Official Magazine)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの機関雑誌である月刊雑誌を刊行する。雑誌は理事会の命ずる処により数版刊行される。現在は2種類の版が発行されている。即ち基本版である英語の THE ROTARIAN 及びスペイン語版の REVISTA ROTARIAがそれである。

編集方針

理事会は次の事項を決議した：

雑誌編集方針

雑誌は、各ロータリアンにロータリーの綱領及び奉仕の理想を注入することを推進し且つ努めなければならない。それは、国際的特質を強調しつつロータリーの既定計画を支持し発展せしめなければならない。斯様な方針は、大会及び理事会の決定事項を反映し、且つ四つのテストによって判断されなければならない。雑誌が斯様な記事を書けるにあたっては、ロータリアンをして奉仕の総ての部門における活動を改善せしめ、ロータリアン以外の人をしてロータリーの綱領及びその理想

を一層良く理解せしめるような扱い方をしなければならない。

広告方針

理事会は次の事項を決定した：

雑誌の広告方針

I. 一般方針

雑誌は、価値ある商品と奉仕で信用ある広告主から高級広告を積極的に勧誘しなければならない。

広告文は、雑誌の編集方針に合致するものでなければならない。

雑誌は、各ロータリアンに、ロータリーの綱領、及び奉仕の理想を注入することを推進し且つ努めなければならない。それは国際的特質を強調しつつロータリーの既定計画を支持し、発展せしめなければならない。斯様な方針は、大会及び理事会の決定事項を反映し、且つ四つのテストによって判断されなければならない。雑誌は、斯様な記事を書けるに当たっては、ロータリアンをして奉仕の総ての部門における活動を改善せしめ、ロータリアン以外の人をしてロータリーの目標及びその理想を一層良く理解せしめるような扱い方をしなければならない。

注意深い判断が、広告をとる上に払われなければならない。結局において、雑誌に、雑誌の購読者であり同時にその持主であるロータリアンが、広告が良心的に又品位的に不快なものであるとか、又は広告が実物と違ったものであるというような理由の下に異議の申立が合理的に出来るようなものはこれをのせないようにすべきである。

国際ロータリーの文献

理事会(1962—62)は次のような広告受入れの指針を採択した：

ある条件付きで受け入れられる広告

貯蓄(及び)融資組合(国が保証している場合)

保険(受諾し得るベスト方式保険率の場合)

受け入れ難い広告

雑誌は次のような広告を受けてはならない：

酒類

薬品(信用ある製薬会社の信用獲得を目的とした広告を除く)

婦人下着類

促進段階にある企業への投資申込み又は市場内報に関する広告を出す金融機関

賭博

束物類

安物の札入れ

星占家、易断者及び手相鑑定者

書道家

好ましくない性に関する書籍

言語障害者の非公認学校及び類似の団体

宗教団体

政治団体

商取引上での交渉を欲する他国のロータリアンの仲介者になることを申込むロータリー・クラブ又はロータリアン

資金募集の目的のための商品販売

ロータリアン誌上での広告

(Advertising in The Rotarian)

理事会(1967—68)は、下の如く合意した：広告の勧誘、掲載に当たっては、国際ロータリーは、既定方針に添うよう、慎重に判断して来たし、又判断するものである。

国際ロータリーは、誌上に掲載された広告主、商品又は営利的申し出を保証したことなく、又、保証するものではない。

国際ロータリーは、雑誌の広告欄をもって

ロータリアンが夫々の事業及び専門的職業上の利益のために互いに競争するのは止むを得ぬことと認めるが、斯様な競争を理由に合法的な広告を拒否してはならないことも認めている。

II. 広告受入れの基準

販売される物品又は業務の価格は正当に表示されたものであり、且つ、国、州等の許可規定に反しないこと。

価格を特定のものの又は広く一般のものとは比較してはならないこと。

製品、業務、広告文、さし絵は、名声ある雑誌に期待される趣味の良さ、美的感覚という点で受け入れられるものでなければならない。

団体又は集団の広告は、国際ロータリーの確定したプログラムに貢献するものであるかどうかを基準にして考慮されること。

商品又は役務の広告を受け入れるか否かの問題は、信用ある事業或は専門的職業団体又は信用調査機関との協議により決定すべきこと。

III. 無料広告

国際ロータリー以外の無料広告の依頼は、之れを謝絶しなければならない。

IV. ロータリー徽章の使用、ロータリー加盟、ロータリー・クラブ用品

ロータリー徽章使用に関する国際ロータリーの一般規定は又広告にも適用せられる。その広告の中に広告主がロータリーに加盟しておるといふようなことを書く事は許してはならない。

ロータリー・クラブ用品の取扱業者の広告を受取った場合には販売せんとする製品は許可製造業者によって製造せられたものであることを確かめなければならない。製造業者の広告の場合には、業者が国際ロータリーの与えた免許の下に製造しているか否かを確かめなければならない。(理 53—54, 59—60, 62—63)

提供された商品や役務に関して、財政的責任又は義務を引受けたことなく、又、引受けるものではない。

レビスタ・ロータリアの顧問 (Advisers of Revista Rotaria)

会長は、ロータリー・クラブの存在するスペイン語を話す国及びポルトガル語を話す国の各々に在住するロータリアン1人を指名し、その在住国においてレビスタ・ロータリアの編集者と接触を保ち且つレビスタ・ロータリアの運営に対して通信により助言する職務に当らしめる権限を与えられている。その様に指名されたロータリアンはレビスタ・ロータリアの顧問として知られ、且つ会長の要求によってガバナーにより推薦されたものの中から選ばれる。その人達の任期は1年間とするが、2年間その職務に当るよう指名せられることもある。(理 55—56)

雑誌への読者の関心

理事会は事務総長に対し、実際的と思われる方法によってガバナー、クラブ役員及びその他のものに、次の如き提議について注意を払わしめるよう要求している：

- (i) 新会員がクラブに入会した時に、ロータリーにおける雑誌の持つ役割を説明して雑誌を与え、毎月それを熱心に読むよう奨励すること。
- (ii) 各幹事は雑誌が到着した後の最初の例会に之れを演卓又は演壇の上におくこと。
- (iii) 各ロータリー年度の初め、又は、その後出来る丈早く、クラブ会長は、各月雑誌到着後最初の例会において、3分乃至5分間雑誌の論評をする処の「評論家」として12人を指名すること。
- (iv) 雑誌記事を出来る丈プログラムに取入れること。
- (v) クラブに町及び学校図書館、クラブ読

書室、陸軍基地、軍艦その他へ寄贈するために購読するよう推奨すること。

(vi) クラブは、名誉会員及びそれぞれの地域社会におけるロータリアン以外の有名な人のために雑誌を購入し、以て前者にはロータリーと接触を保つように、又後者にはロータリーについて一層良く知って貰うようにすること。

(b) 総てのクラブ、殊にアメリカ合衆国、カナダ及びバーミユダのクラブは、国際奉仕の企画としてレビスタ・ロータリアを購入し之れをイベロ・アメリカのガバナーその他から推薦されたイベロ・アメリカにおけるロータリアン以外の各有名な人に送ることを考慮すべきこと。(理 43—44)

結局において、雑誌に一層国際性を持たせ、且つ世界的に一層喜ばれるものとするために、理事会は合衆国以外からの記事を歓迎し、且つ一般的な雑誌改善に対する意見を懇請する。(理 53—54)

地区問題プログラムと雑誌

理事会は、雑誌が総ての地区大会及協議会のプログラムに相当の紙面をさくことの重要性和と様な発表に必要な資料を雑誌は喜んで提供するという事実注意到注意をよんでいる。(理 34—35)

理事会は、ガバナーに対し、地区協議会及び地区大会のプログラムの中にクラブ雑誌委員会の仕事に関する発表をする機会を作るよう、そして雑誌委員会のために大会部門別協議会を設けることを勧奨する。(理 44—45)

ロータリーの雑誌週間

毎年1月最後の全週間が「ロータリーの雑誌週間」に指定され、クラブはその週間で雑誌に関するプログラムを発表することを要求されている。斯様なプログラムの作成に有用な資料は中央事務局雑誌部から提供せられる。

雑誌に概要を掲載すること

理事会は、国際ロータリー発行の雑誌に使

われている言語以外の言語でその概要を国際ロータリーの公式出版物に掲載することは先ずないと考えるが、地域的刊行物を出している地区においては、それに「ロータリアン」誌及び「レビスタ・ロータリア」の記事を転載又は概要を掲載することを考慮するよう勧めている。(理 63—64)

国際ロータリー・ニュース (R. I. NEWS)

国際ロータリー・ニュースは、国際ロータリー中央事務局から各クラブ会長及び幹事宛に毎月発送せられる印刷した通信文である。本通信の目的は、クラブ役員に対し公式通信及び他の一般的なものや、時期的な関心事のニュースを伝えるにある。

各クラブの会長及び幹事に一部宛発送されている。40名以上の会員を有するクラブは40名を越える20名毎に一部の追加が貰える。クラブはその追加の分を無料で郵送されるべき会員を指名すべきである。

事務総長は、クラブ会長又は幹事から要求があれば、無料で国際ロータリー・ニュースを、クラブ会長又は幹事の指定するクラブ主要委員会の委員長に発送する権限が与えられている。(理 44—45)

国際ロータリー・ニュースは総ての国際ロータリー役員及び委員に送られている。猶おそれは多くの元国際ロータリー役員及び委員長にも送られている。斯様な部数はクラブ割当の中には含まれていない。

国際ロータリー・ニュースは一般的に配布するよう企だてられたものではない。クラブの会員個人が購読を欲するならば、その購読料は年2弗である。

国際ロータリー・ニュースは、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、スペイン語及びスウェーデン語で出版されている。

名簿 (Directories)

各ロータリー年度の始めに国際ロータリーは、全クラブ一覧表、その会長及び幹事の姓名及び住所、例会場及び集会曜日及び時間、国際ロータリー役員及び委員の姓名及び住所、並にかかる印刷物にふさわしい他の情報を載せた公式名簿を発行する。

此の名簿は、クラブ役員、国際ロータリー役員及び委員の使用及び旅行する時のロータリアンの便宜に供するために印刷されたものである。此の名簿はロータリアンでない人に配布するために作られたものではない。ロータリアンが之れを商用に利用することは不穏当である。

新版が出たならば各クラブの会長及び幹事宛各1部宛無料で発送される。40人以上の会員を有するクラブに対しては、40人を越す20人毎に1部の追加部数が送られる。

公式名簿は版權所有となっている。

旅行するロータリアンのため、公式名簿の一部として印刷してあるものに、一部のロータリアンによって所有又は経営されているホテル、或はロータリー・クラブの例会場又は事務所のあるホテルの広告がある。又、ロータリーの徽章のついた商品を購入するような場合があるかもしれないクラブ幹事其他のための情報として、この名簿には、ロータリーやインターアクトの名称や徽章をつけることを、国際ロータリーによって特に認められた物品の製造又は販売の免許を受けた会社の一覧表を含めてある。

欧州、北アフリカ及東部地中海におけるロータリー・クラブの名簿は、チューリッヒ事務局で発行され、その地域のクラブに提供されている。

グレート・ブリテン及アイルランドの国際ロータリーがその地域のクラブのために、当該地域にあるロータリー・クラブの名簿を発

行する習慣になっている。

地区又は地域で、その地区又は地域内のロータリアン名簿を欲すれば印刷して差支えないが、その経費は、国際ロータリーの費用以外でまかなわなければならない。(理 55—56)

如何なる地区、地域又はクラブも、ロータリー名簿を発行するにあたっては、その名簿の中に必ずロータリアン以外の人に配布するものでない事、又商業上の発送名簿として使用してはならないことを、明記しなければならない。(理 35—36)

印刷物 (Pamphlets)

職業奉仕及び社会奉仕活動、会員選考及び職業分類の問題等の如き、特別な題目に関する色々な印刷物が国際ロータリーによって発行されている。その完全なる目録として国際ロータリー事務局から入手出来る全印刷物、用紙類及びその他の補給品等が価額を付して掲載されてあるパンフレット19、「カタログ」及びペーパー100、「ロータリー文献」を、参照のこと。

理事会又は国際大会の特別な決定によって認定せられた印刷物の出版以外は、事務総長に、新印刷物を何時、如何なる言語で出版すべきか、又、現在ある印刷物を何時廃刊すべきかを決定する権限が与えられている。(理 37—38)

国際ロータリーの出版認可のある出版物 (Pamphlets Bearing Imprimatur of R. I.)

国際ロータリーの出版認可のある総ての出版物は、国際ロータリー理事会によって承認せられたものか、或は斯様な承認をなす権限を与えられ且つ指定せられた人によって、承

認せられたものでなければならない。(理 27—28)

公式言語 (Official Language)

理事会は英語を国際ロータリーの公式言語として認定する。(理 53—54)

ロータリー文献の翻訳

(Translation of Rotary Literature)

第37回年次国際大会に於て国際ロータリーは、英語にて印刷された国際ロータリーの出版物は、国際ロータリー理事会が実情に則するとみなした場合は、出来る丈速かに英語以外の言語で手に入るようにすることを決議した。(アトランティックシティ—国際大会決議 46—21 (i))

経費の許す限り出来る丈早く、多くのロータリー文献がクラブの存在する言語でロータリー・クラブに提供できるようにすべきである。(理 54—55)

国際ロータリーによって、英語で印刷した出版物を他の言語に翻訳した場合、若しそれが同一の表題をつけて同一出版物であるという支持をえようとするには、英語版の全文の翻訳が載せられていなければならない、然らずんば或出版物の抜萃であること或はそれが単に極限せられた目的のために印刷されたことを明示しなければならない。(理 27—28)

出来る限り、ロータリー印刷物の総ての国語版は、その内容及び体裁において同じであるべきである、地区又は地区群内のクラブに一層有用な印刷物とするために、本文を修正することが必要であり且つ望ましい場合には、事務総長は、斯様な変更が行なわれる以前に、その変更される英語の文章を承認する権限を与えられている。

ロータリー印刷物の各国語版の1部は、斯様な印刷物にある国語を使用しているクラブに無料で配布される。(理 57—58)

事務総長は、ロータリーの書類並に文献に関し、理事会の承認を必要とされている翻訳については、その翻訳の正確さに満足する場合は、理事会に代り、それを承認する権限を与えられている。(理 29—30)

色々な国における有名なロータリアンの奉仕を国際ロータリーの負担なしでロータリー文献の翻訳に利用出来る場合には、そうしなければならない。(理 34—35)

理事会は次のことに意見が一致した。

1. ロータリーの綱領の完全なる理解がクラブ活動の真の基礎である。

2. ロータリーの綱領を英語から翻訳するに当っては単に直訳でなくその精神を表現しなければならない。然しながら斯様な翻訳をする場合には最大の注意を払って英語で表現された綱領の真の意味を変えるような文句を付け加えたり、省略してはならない。

3. 総てのロータリー文献の英語以外の言語への翻訳は国際ロータリー理事会の承認をえなければならないという決定方針は再確認されている。

4. 総て翻訳をする人は、理事会の議に附するためガバナーを通して国際ロータリー理事会にその翻訳を提示するよう要求されている。

5. 理事会は、英語を話さない国のガバナーが、ロータリーの綱領を翻訳したものを各々の属する地区のクラブに提供することを望んでいる。(理 35—36, 57—58)

理事会は、ロータリーの文献をクラブによって独自の翻訳をしたりそれを改作することは奨励されるべきでないこと、及びロータリー文献を英語以外の国語に翻訳することは国際ロータリーの監督及管理の下に行なわれなければならないことを決議した。ロータリー文献の翻訳及び印刷は事務総長の直接管理の

下に行なわれ、且つロータリー文献のクラブへの配布は中央事務局で行なわれるものとする。(理 57—58)

著作権所有印刷物

(Copyrighting Publications)

ロータリアン誌、公式名簿、奉仕の冒険、国際大会議事録等の如き印刷物は、斯様な印刷物の内容が商行為又は広告目的に使用されるようなことから国際ロータリーを擁護するため著作権を取得している。著作権を取った印刷物には、その旨記載されている。複製する場合には事前に国際ロータリーの特別の許可をえなければならない。然し、著作権のない沢山の出版物が国際ロータリーによって印刷されている。これらは単に国際ロータリーと記入するだけで、その一部又は全文を再印刷して差支えない。

国際ロータリーの出版方針

(Publishing Policy of R. I.)

理事会は次の様な国際ロータリーの出版方針を定めた：

1. 国際ロータリーは、アメリカ合衆国、イリノイ州の法律に基づき利益を目的とする一般書籍出版及び販売業務に従事することを禁じられている非営利法人として設立された法人組織である。

2. 国際ロータリーは、書籍出版及び販売の大きな投機的分野に入るのに十分の剰余金を所有しているが、決して此の競争場裡に入る冒険を承認したことはない。

3. 国際ロータリーは、ロータリーの効果的運営と、その教訓及綱領(手続要覽に定められた処に従い)の宣伝に必要な印刷物を、無料又は所定実費を以て印刷し且つ配布する

ことを続けなければならないが、ロータリー運動に実際に関係のない又はその運営に重要でない書籍又は資料を出版することは絶対に避けなければならない。

4. 理事会は、ロータリー財団の設立が成功し、十分に機能を果し得るようになれば、ロータリー財団管理委員達は、ロータリー運動の目的を推進するのに望ましい潜在力を提供すると思われるような特別な文献、即ち本章に述べられた以外に手続要覧の規定及び上記決議の規定による文献を印刷、配布する費用を賄う特別補助金を随時支出することが出来ることに気付くであろうとの理事会の見解を記録しておくものである。(理 39—40)

国際主義を強調する国際ロータリー文献 (R. I. Literature to Emphasize Internationalism)

根本的には、総ての国際ロータリーの指令及びその文献は、国家主義よりも国際主義の精神を強調しなければならない、そしてロータリーの一般原則に限られなければならない。(理 45—46)

国際ロータリーによる他団体の文献配布 (Distribution by R. I. of Literature of Other Organizations)

一般的方針として、その加盟クラブに対して国際ロータリーは他の団体の文献を、配布してはならないことになっている。(理 45—46)

広 報

(Public Relations)

クラブ及びガバナーの手引として、理事会(1961—62)は次の方針声明を採用した:

国際ロータリー広報 (Rotary International Public Relations)

国際ロータリーの継続的成長と発展に健全なる広報の重要性を認識して、理事会はロータリーの広報プログラムの目標を次のように定めた:

1. 加盟クラブ及び個人ロータリアンがロータリーの綱領を効果的に遂行しうるような好環境を造り且つ維持すること;
2. 社会、加盟クラブ、及び個人ロータリアンへロータリーの綱領及びロータリーの広範な奉仕プログラムを説明すること;
3. 社会、加盟クラブ及び個人ロータリアンにロータリーのプログラムについて知らせること;
4. 加盟クラブ及び個人ロータリアンの活動で望ましいものを適時に報告すること;
5. これらの目標達成に役立つあらゆる通信網を利用すること。

社会がロータリーの目的及びプログラムを理解し且つ受け入れるようにするために、国際ロータリーは、雑誌、新聞、ラジオ、テレビジョン、フィルム、その機関雑誌、その元及び現役員、その加盟クラブ、及び個人ロータリアンを通じてその広報を維持し続ける。

理事会は加盟クラブの広報委員会が、単に積極的宣伝の発表ばかりでなく、到る処のロ

ータリー・クラブ、国際ロータリー及び社会との健全且つ有意義な通信部門をクラブ内に創り、維持することを含む広範囲な責任を持つよう勧告する。

理事会は、効果的広報プログラムの第一要素は加盟クラブ及び個人ロータリアンによる立派な行為であることを認める。理事会は、斯様なプログラムは(1)ロータリー奉仕を強化し、良いクラブ企画を奨励し、必要に応じて地域社会救援に乗り出し、そして加盟クラブ及び個人ロータリアンが最善の機能を発揮できる雰囲気を提供するような活動を含め(2)加盟クラブ及び個人ロータリアンと社会との関係を解明且つ改善し、(3)真実、正直、誠実及び良趣味に基盤をおき、そして(4)ロータリーの真の姿を高揚し且つ伝えるべきであることを力説している。

それ故にどこまでもロータリー・クラブの広報目標は次のようになすべきである:

1. ロータリアン個人として又クラブとしての集団が地域社会に与えたすべての印象の総合的効果がロータリー広報の基礎になるということを念頭に、クラブ並びにロータリアンの広報意識を發展させること;
2. 個人的な又職業上の接触においてロータリーの目標と業績を一層知らせる機会を追求するよう各ロータリアンに奨励すること;
3. 新聞編集者並びにラジオ、テレビ放送局の支配人及び他の通信機関と友好関係を維持すること;
4. 国内並びに国際通信のほか、ロータリーに関し即ちロータリーの歴史、綱領、

範囲一特にクラブのプログラム及び活動について社会に知らせることに重点をおいた統一のとれた広報プログラムを立案し、実行すること；

5. 都市連合会、地区大会及び協議会、地域大会、国際協議会及び大会、ロータリー財団奨学資金の授与、ロータリー創立記念式、地区ガバナーの公式訪問、及びロータリーの世界的プログラムを示す他の行事を含む、ロータリー奉仕の色々な部門に関しての地域社会の理解を増進するためにあらゆる機会を利用すること。

ロータリーと報道機関

(Rotary and News Media)

ロータリーの綱領が一層良く知られるようにするためには、ロータリーと報道機関との間に密接な関係の存在することが大切である。そのため、クラブは、ロータリーにとって有利な広報を確保するために次の事項を含め種々の方法を考慮するよう激励されてい

る：

(1) 地元新聞社、専門職業誌並びに業界誌、及びラジオ、テレビ放送局の所有主、支配人及び編集者をクラブ会員に選挙すること；

(2) ロータリーの綱領に関する情報を広めるためにラジオ、テレビを含めてあらゆる伝達機関を利用すること；

(3) 各クラブで、毎年1回地方新聞人のため、又出来れば、クラブの区域外の新聞代表者のために会合を開いて、ロータリーの組織及び綱領について詳細に説明すること。

協議会プログラムに関する一般情報

(Public Information on Assembly Program)

国際協議会又は地区協議会の計画をたてるに当っては、ロータリーに関する情報を一般社会に知らせるのに役立つ事柄を含めしめる点について十分の注意を払わなければならない。(理 37—38)

地 域 大 会

(Regional Conferences)

地域大会は国際ロータリー細則第18条第5節に規定されている如く、国際ロータリー理事会によって開催される。

理事会は地域大会開催を考慮するに際し、将来の指針として、次のように決定している：

理事会は、国際ロータリー細則に規定されている如く、適当な条件のもとに、知己を広め、理解を増進し、意見を交換するため討論会の役を果たすという目的のために、地域大会を開催することを決定した。地域大会は、原則としてどの地域においても、5年に一回をこえて開催しないものとし、かつ国際大会開催地となりそうな場所からは概して遠隔の地域のロータリアンに大した費用を負担せず、国際ロータリーの会合に出席する機会を与えるために開催されるべきである。

理事会は、地域大会の開催地を選定する際に次の諸点を考慮に入れるべきことを決定した：

1. 「主要な出席地域」内に少なくとも1万名のロータリアンが居住していなければならない——その地域とは、ロータリアンが大した費用を負担せずに大会開催地まで旅行することが出来、従って最多数の出席者が期待され、かつ、大抵の場合実際に出席する地域を言うのである。
2. 「主要な出席地域」内に居住するロータリアンは、国際大会へ大した費用を負担せずに旅行する機会がこれまでにあったか、または数年のうちにあると期待されるものであってはならない。
3. 然も、最少限1千名のロータリアンの出席が期待できること。

理事会は、当該都市が国際ロータリーへ何等の負担をかけることなく、大会の本会議に相応しい、適当な、便利な公会堂並びにその他の会議のために同様な会議場を準備するよう期待している。如何なる都市のロータリー・クラブも国際ロータリーが使用する会議場の室代またはその他の経費を負担すべきものではなく、地域社会としての都市がかかる設備を準備するか、または市当局、或は商業会議所、旅行協会、または事業家やホテル業者等の類似の団体が、かかる集会場のために必要な場合、資金を準備すべきであると考えられている。この決定は、会議場の室代または、緊急の場合必要な他の経費を、国際ロータリーが支払うことを承諾するのを妨げるものではない。

地域大会開催を承認するに当って、理事会は、国際ロータリー年次大会に関し現在行なわれているのと同じ方法で、かかる大会の立案、開催を援助するために、必要と思われる費用の割当を行なうことになっている。(理 65—66)

理事会は、地域大会が有益な目的を果し得ることを認める一方、同大会を必ずしも毎年開催するには及ばぬこと、又、如何なる年においても開催の当否決定は、地域大会の地域内からの開催要求の有無、国際ロータリーの他の諸活動との関係における同大会の適否、並びに大会開催に関する諸事情に基づいて行なうことに意見が一致している。(理 65—66；66—67)

地域大会組織の運営手続

(Rules of Procedure for Organizing Regional Conferences)

理事会は、地域大会の組織に関して次の如き運営手続を採択し、常任理事会並びに会長、または会長に対し、理事会に代って、これらの手続が理事会に委ねた責任を遂行する権限を与えると共に、更に常任理事会に対し、必要ある場合には、既定の運営手続を変更する全権限をも委任している。

イ. 組織 (Organization)

国際ロータリー理事会は、随時、大会を開催すべき都市及び日時について決定を行ない、大会開催の通知を發し、地域大会委員会を設置し、且つその委員長を指名する。

国際ロータリー会長は、大会の委員長(司会者)となる。

国際ロータリー事務総長は、地域大会及び地域大会委員会の事務局長となるものであるが、中央事務局の1員を指名してその任務を代行させてもよい。

地域大会に出席のロータリー会員は、立法機関を構成しない。従って彼等は、国際ロータリーまたはロータリー・クラブを束縛するような決議を行なうことは出来ない。

理事会は、地域大会の開催期日より少くとも1ヶ月前に大会開催の通知を發する。

地域大会委員会

(Regional Conference Committee)

地域大会委員を任命するに当っては、理事会は、地域内に含まれる各国の特異性を考慮に入れるであろう。大会委員会は、国際ロータリー理事会に対し、他の誰にも委嘱されていない、大会の総ての部面に関し責任を負うものであり、大会の特別方針を定め、大会のプログラムを起草して理事会の承認を受ける

ものとする。大会委員会は、本会議、部会、余興等を含む承認済みのプログラムの細目の実施、並びに他の誰にも委嘱されていないその他すべての事項に対する責任を持つものとする。

主催クラブの**実行委員会**として知られているクラブ地元準備委員会の監督管理の責任は、大会委員会が負うものとする。

国際ロータリー事務総長

(General Secretary, R. I.)

国際ロータリー事務総長は、広報、財務、集会場の選定と設備、出席の促進、登録、主催クラブとの協力等あらゆる運営上の任務の第一の責任を負うものである。事務総長は、運営上の多くの任務を遂行するに当って、主催クラブの協力を要請する。又、プログラム及びその関連事項に関して、大会委員会に協力し、大会の運営については、理事会に対し、第一の責任を負うものである。

国際ロータリー地域大会幹事

(Conference Manager, R. I.)

国際ロータリー地域大会幹事は、事務総長の代理人であって、事務総長が第一の責任を持つ運営上の多くの業務を代行する。彼は、大会委員会の任務の全般に亘って援助し、かつ国際ロータリー大会委員会、国際ロータリー事務総長と主催クラブ間の連絡係として奉仕する。その上、彼は、主催クラブを援助して歓迎計画の作成に尽力し、地域大会プログラムを起草する責任がある。

主催クラブ (Host Club)

主催クラブは、来訪ロータリアン並びに来賓を接待する責任がある。歓迎計画はすべて国際ロータリー大会委員会の承認を受けなければならない。

主催クラブは、**主催クラブ実行委員会**として知られている地元準備委員会を任命するも

のとする。この委員会は、主催クラブに代って、歓迎計画を立案し、必要な地元小委員会、例えば、ホテル、余興、登録、歓迎、輸送、婦人、装飾、刊行物、宣伝、友情の家、情報、大会報道等の小委員会を任命しそれらを調整する。

主催クラブは、国際ロータリー事務総長と協力して、事務総長が第一の責任を負っている多くの運営業務を遂行する。

大会委員長の任務

(Duties of Chairman of Conference)

大会を開会且つ主宰し、大会事務局長と共同して大会議事録の正確なことを証明するものが大会委員長の任務である。

地域大会事務局長の任務

(Duties of Secretary of Conference)

大会議事の記録をとり、大会委員長と共同してその正確なことを証明し、大会の進行に関しあらゆる点に於て委員長を助けるのが、大会事務局長の任務である。事務局長は又、地域大会委員会の事務長として、同委員会の議事録をとり、又同委員会の必要とする通信の事務に当るものとする。

ロ. 主催クラブよりの大会招致

(Invitation from Host Club)

地域大会招致の希望を有するクラブは、希望する大会の開催予定期日の少くとも24箇月以前に、事務総長の手もとまで大会の招待状を提出しなければならない。この招待状にクラブが添付して説明すべき事項は次の通りである：

1. 地域大会開催予定の会場並びに収容能力但し国際ロータリーまたは如何なるロータリー・クラブへも負担をかけずに使用できる会場に関する情報を付記のこと。

2. 利用し得べき一級及び二級ホテルの室数及びその宿泊料の限界。

3. 地域大会開催の希望月に関する推薦状、但し推薦の理由を付記すること。地域大会が、10月乃至11月に開催されることを、国際ロータリーは望むのである。

ハ. プログラム (Program)

地域大会委員会は、大会プログラムを立案してつくり上げ、理事会の承認を求める。プログラムはむしろロータリーの基本的な原理、方針及び手続を完全に提示するものを含むと共に地域に特有な問題の検討をも含まなければならない。但し、極度に論争を生むような問題を公開の席で論ずるが如き愚は避けるべきであるが、異った意見を有する人々が、ロータリー精神で話合う機会は必ずしも避ける必要はない。

ニ. 宣伝 (Publicity)

国際ロータリー事務総長は、結局に於て多数の出席者を確保するためにあらゆる努力を傾けるよう、ロータリーの種々なる刊行物及び彼が案出しようその他の手段を以て、地域大会に対し注意をひくべく努力しなければならない。地域内にある国の地区ガバナーに対しては、大会出席への関心を喚起するよう激励しなければならない。地域大会委員会は、大会を適当に宣伝するために必要と思われるあらゆる手段をとることが出来る。但し、これは大会に認められた予算内に於て行われなければならない。

大会にはどの地方からのロータリアンでも歓迎されるのであるが、地域外のクラブからの出席を確保するための努力は、特に払う必要はない。

ホ. 大会公式用語 (Official Languages)

地域大会委員会は、地域大会の公式用語を如何なる言語にするかを理事会に推薦すべきものとする。

ハ. 費用 (Expenses)

理事会は、登録費の金額を決定し、国際ロータリー資金からの必要な支出を割当て、大会予算を決定する。国際ロータリー事務総長は、大会予算の作成及びその監督に関して理事会に対し第一の責任者である。

ト. 接待 (Entertainment)

接待の催しは簡素にし費用も多くかからず、又公けのプログラムと衝突しないようにすべきである。(理 65—66)

地域大会の参加者 (Participants in a Regional Conference)

細則の規定によれば、国際ロータリー理事会は、地域大会に会員が参加すべきクラブを指定することになっている。この点に関する理事会の決定は次の通りである：

明確に地域を決定するのは国際ロータリーの方針ではない。尤も地域大会に参加すべきであると考えられるクラブを包括的に指示することが実行されている。例えば、太平洋を囲む諸国のクラブは太平洋地域大会に参加するものと考えられ；カリブ海及びメキシコ湾に臨むクラブはメキシコ湾・カリブ海地域大会に参加するものと考えられる。同様に、南米のロータリー・クラブは南米の地域大会に参加するものと考えられる。国によっては、そのクラブが明らかに一つ以上の地域大会に参加するものもあるであろう。例えば、南米の太平洋沿岸のクラブは、太平洋及び南米の両地域大会に参加できるし、中米のクラブはメキシコのカリブ湾地域大会及び太平洋地域

大会の両者に参加できるわけである。(理 35—36)

地域大会 (Regional Conferences)

今までに開催された地域大会は次の通りである。

太平洋地域	
ホノルル、ハワイ	1926年 5月
東京、日本	1928年10月
シドニー、豪州	1930年 3月
ホノルル、ハワイ	1932年 6月
マニラ、フィリピン	1935年 2月
ウェリントン、	
ニュージーランド	1937年 3月
シドニー、豪州	1956年11月
欧州、北アフリカ及東地中海地域	
ハーグ、オランダ	1930年 9月
ロザンヌ、スイス	1933年 8月
ベニス、イタリー	1935年 9月
ストックホルム、スウェーデン	1938年 9月
オステンド、ベルギー	1954年 9月
カンヌ、フランス	1959年 9月
アムステルダム、オランダ	1965年10月
南アメリカ	
バルパライソ、チリ	1936年 3月
サンチャゴ、チリ	1960年11月
モンテビデオ、ウルガイ (予定1969年12月)	
メキシコ地域のカリブ湾	
ハバナ、キューバ	1937年 3月
サンオン、ポルトリコ	1966年11月
中央アジア	
ベナン、海峽島植民地	1938年 4月
アジア	
デリー、印度	1958年11月

救 済 事 業

(Relief Work)

戦災者の救済

(Relief for War-Affected Persons)

ハバナにおける国際大会は、戦災ロータリアン及び家族救済基金の設定及び配布の件を規定する決議 (40—17) を採択した。ハバナ立法は後にセントルイス国際大会の決議 (43—16) で改訂された。

シカゴにおける国際大会は、ハバナ及セントルイス立法を廃止し、戦災ロータリアン救済のための寄付に関する規定を明確にし、救済基金をロータリー財団管理委員会によって運営配分するよう、ロータリー財団に繰入れることを規定した次の決議 (44—9A) を採択した：

第35回国際年次大会に集った国際ロータリーは、1940年 (ハバナ) 国際大会で採択された決議 40—17、及び1943年 (セントルイス) 国際大会において採択された決議 (43—16) は1944年6月30日限り之を廃止し、且つ

1. 理事会の判断において、国際ロータリーは、世界のロータリー・クラブ及びロータリアンに対し、世界の何れの地にある戦災ロータリアン及びその家族の慰藉及び復興のための寄付を要望しうること。

2. 斯様な総ての寄付は、一般の救済団体に対して通常行ふ寄贈に代るものとしてではなく、それに加えてロータリーの友愛精神の下に行う明確な寄付として、何かを贈与するという任意的な形をとること。

3. 過去及今後斯様な目的のため行なわれる総ての贈与及び寄付は、ロータリー財団の

基金の一部となし、財団の管理委員会によって国際ロータリー定款第10条及び細則第20条と財団の信託宣言にもとづき之を保管、運営し、且つ配分せられなければならない。元金及びその利子は寄付行為の用途及び目的のために運営且つ配分されなければならないこと。

4. 国際ロータリーの理事会は、すでに当初の目的が完全に遂行されたものとして現在ある総ての救済基金を、今後は之をロータリー財団に移譲する権限が与えられ且つ命ぜられていること。

等を決議する。(シカゴ国際大会決議 44—9A)

1950年7月に、戦災ロータリアン救済として特に明記せられた資金の全残額は支出済となった。その後ロータリー財団管理委員会及び国際ロータリー理事会は、随時、使用出来るロータリー財団の基金、又はその得た収入から、戦災元ロータリアン及びその家族救済のため、緊急必要にせまられている場合に支出することを承認した。然しながら、食糧及び衣類に対する要求は、一般にロータリー・クラブの国際奉仕計画として、クラブによって引継がれた。

理事会並びに管理委員会 (1964—65) は、ロータリー財団により与えられる救済は、1965年1月1日現在救済を受けている戦災元ロータリアン乃至その家族に対し、管理委員会が必要ありと認める期間、継続すべきであるが、1965年1月1日以降救済者名簿には1名も追加せざることに意見が一致した。

災害救済 (Disaster Relief)

災害救済事業をなす機関が普通存在しているので、災害時に特別のロータリー救済資金を募集する習慣になっていない。赤十字又は他の信用ある団体が此の事態に応ずべく努力しておる場合には、ロータリアンは斯様な団体の懇請に気前良く且つ迅速に答えるよう要望されている。斯様な団体のない場合とか、ロータリー・クラブ及びロータリアンが罹災地のロータリー・クラブに直接に寄付金を送りたい場合には、斯様な寄付金は、そのクラブが受領する立場にあり且つ斯様な寄付を喜んで受取る意志があれば直接送付しても良い。(理 59—60)

理事会 (1964—65) は国際ロータリーの一つの活動としての災害救助資金、或は国際ロータリーによって運営される災害救助資金を設定しないことに同意した。

人道主義援助及設備に関する方針 (Policy Re Humanitarian Aid and Equipment)

理事会は、国際赤十字社の指導の下にロータリー・クラブ又はロータリー地区が、罹災地のクラブに食糧その他の資材を集め、且つこれを送付する事業を主催するよう、奨励することが出来るような計画に対して国際ロータリーの承認を求めたある地区大会の提案

を検討して次の如き手続をとった：

理事会は、衣料、食糧その他の必需品の供給によって、苦難にあえいでいる人々を救済するという如何なる提案にも同情する。然しながら、理事会は、此の事は関係諸国政府が研究している事柄であり、且つ彼等が最も迅速にそれら苦難民の救済に乗り出すことと考へるが故に国際ロータリーの介入は却って当事国の努力や援助を複雑化し、救済を支援するというよりも寧ろ遅延せしめる結果となる恐がありうるので、斯様なことは不適当であると認める。又、理事会は、ロータリー・クラブは自主的であり、事情によって斯様な場合に適当な処置が出来ることを指摘する。理事会は、一般救済政策が世界を通じてとられた場合には、斯様な事態におかれたロータリー・クラブは、政府によって公式にとられたことに補足的な援助をなす機会を見出すことを確信している。(理 41—42)

国際ロータリーは、人道主義援助をなす色々な運動に寄付するよう、沢山の要求を受けている。理事会は人道主義援助をなす種々なる運動を發起する沢山の団体が存在しておることを認める。此の理由と沢山の斯様な運動が次から次へと出来つつあるため、理事会は国際ロータリーそれ自身が斯様な運動と提携すべきではないと信ずる。理事会は、ロータリー・クラブは自治的であるから此の種の事柄に関する処理は、そのクラブの欲する処によって行動し得る点を指摘し、且つ理事会はロータリアンが個人として最善をつくすことを信ずるものである。(理 42—43)

会議運営手続

(Rules of Procedure)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの諸会合に於て、使用するため、次の運営手続を推奨している。この手続⁽¹⁾は、国際ロータリーの定款文書の諸条項を補足することを意図するもので、元来立法案の各項目を審議し、かつ議決する規定審議会の諸会合並びに国際大会に関連して使用することを主眼とするものである。然し乍ら同手続は、問題が討議せられ、かつ議決される国際ロータリーの他の会合に於ても使用することができる。

会議運営手続

(Parliamentary Rules of Procedure)

国際ロータリーの会合の会議運営手続は、次の通りである。

1. 会議に上程された如何なる問題でも、議決に入るには、代議員が、会議がある種の議決をするか、或はある種の見解を表明する提案として動議を提出するのである。動議は、代議員が起立し、議長から発言を求めて、自己及び所属クラブ(または地区)を確認表明後に、「議長、私は……の動議を提出します。」と発言する。他の代議員から動議に対する「賛成」の発言が行われる。賛成者は起立して、議長の承認を得て、自己及び所属クラブ(または地区)を確認表明して、「議長、

私は動議に賛成します。」と発言する。会議の代議員席から直ちに賛成者の発言のない場合は、議長は賛成の発言を要求できる。

2. 動議に関する討論は、議長が動議の提出があった旨発表するまでは、開始されないのである。

代議員は、議長の承認を得て、自己並びに所属クラブ(または地区)を確認表明して後、初めて発言できる。主要な動議の提出者は、議題に関し冒頭討論の特権が与えられるものとし、議論の発表に5分間、応答に3分間の時間が与えられるべきである。

討論の際、各代議員は、同日に同一議題に関し、2回までの発言権が認められている。但し、会議へ申請し許可を得た場合は例外とする。但し、同議題に関し発言していない代議員が、発言を求める場合は、2回目の発言をすることは許されない。如何なる代議員も日程に規定された場合、または出席投票代議員の過半数の投票により承認された場合を除き、発言は1回に5分間以内とすべきものである。

討論をする特権は、会議の代議員でなくとも、もし討論中の議題の提案者の指名代表者であれば、如何なるロータリアンにも許可される。かかる特権は、かかる提案に関係あるものに限り、認められるものとする。又同時に、これらの諸規定中に定められている制限は、提案者の代表者にも適用されるものとする。

3. 如何なる件に関しても主要な、又は最も重要な動議が、会議で議決をなすための原提案である。かかる動議が提起され、賛成された旨議長が明言した時には、動議の処置が

(1) これらの諸手続の中の「代議員」と言う用語は、場合によって適宜、国際大会に於けるクラブ代表の選挙人、規定審議会に於ける地区代表者及び他の委員並びにこれらの規定が用いられる国際ロータリーの他の会合に於ける正式に承認された代議員をも意味するものと解されている。また「会議」と言う用語も、場合によって適宜国際大会、規定審議会、又はその他国際ロータリーの諸会合を表示しているものと了解されている。

講ぜられるまでは、会議は勝手に他の件の審議に移ることはできない、但し動議の討議または討論中、その主要な動議に優先する会議の規定慣例上の動議を提出することはできない。従って、会議は他の如何なる決議にも先んじてその動議を処理しなければならない。

4. 国際大会に於ける制定案並びに決議案及びこれらに関する国際大会の議決に関し、規定審議会の国際大会に対する推薦事項は、次の様式の何れかによること；

- (イ) 採用のこと。(原提案通り)；
- (ロ) 改正通り採用のこと。(原案改正に到る事情を正確に説明すること)；
- (ハ) 撤回案として検討すること；
- (ニ) 提案者による撤回案として検討すること；
- (ホ) 撤回案として、研究(または再研究)のため国際ロータリー理事会に付託、大会が決定すべきものと特別指示を付すること。
- (ヘ) 否決すること。

5. 規定審議会又は国際大会に於て、もし審議中の議題が、制定案か決議案である場合、もし同案の提案者が、原案に添えて、同制定案乃至決議案に改正事項を提出する意図のあることを、事務総長宛文書を以て通知済みとなっている時、そしてもし事務総長が、会議召集以前に、代議員のために、かかる改正意志のあることを原文を添えて公表した場合、会議の代議員は誰でも制定案乃至決議案を改正案通りで審議する動議を提出できる、従って代議員が最初に原提案のままの制定案乃至決議案を審議する動議を提出する必要はない。

6. 優先して提出できる会議の動議は、次の如く、投票を条件とする表明がある場合とする。

- (イ) 休会にすること：この動議は、いつでも提起できる。但し、次の場合は例外とする。

- 1) 議長が発言中；
- 2) 投票が行なわれている最中；
- 3) かかる動議の否決された直後；
- 4) 会議が、急に中止出来ない議事を続行中；

この動議は、日時と場所の明確な点で不適当な場合には、討論又は修正の対象とはならない。この動議の成立には過半数の投票が必要である。

休会に対して、確定した日時と場所とを表明した動議が提出された時は、同動議は討論及び修正の対象となる。同動議の成立には、過半数の投票が必要である。

- (ロ) 休憩にすること：この動議は、その日の議事進行中の休憩時間——例えば、食事或は当日の議事終了に際し、次の会議再会まで——休み時間を定めるために行われる。動議の成立には、過半数の投票が必要である。

- (ハ) 議事手続に関する問題：この動議は、議長の裁決または国際ロータリーの会議運営手続上の不履行に注意を喚起するか、または反対するために使用される。この動議には「賛成者」を必要としない。動議の形式は、「議長！議事手続に関する問題があります。」となる。議長は、「その問題点を発表願います。」と答える。この代議員が、その議事手続上の問題を発表し終ると議長は次の様に答える：

- 1) 「貴下の議事手続上の問題はよく解りました。」
- 2) 「貴下の議事手続上の問題はよく解りません。」

もし代議員の中に納得の出来ないものがあれば、彼は、異議を申し立てることができる。すると議長は会議に呼びかけて、「議長の裁定は支持されるべきか。」と尋ねる。本件は討論の対象となる。議長は席をはずすことなく、討論に付して

よい。本件は、他の動議と同様に投票採決される。過半数或は賛否同数の投票の場合には、議長の裁定を支持することになる。過半数が反対投票である場合には、議長の裁定取り消しを必要とする。

- (イ) 議案審議の保留：将来「審議再開」の動議が、提出される時に取り上げられるような形で、討議中の議題の審議を保留するための動議である。本動議は、討論も修正も行われない。動議の成立には過半数の投票が必要である。

- (ロ) 議案の審議再開：先に審議を保留していた問題を討議のため取り上げる動議。本動議は、同問題が審議中断以来、他の議題が会議により議決された後でなければ、提出することが出来ない。本動議には討論も修正もない。本動議の成立には、過半数の投票が必要である。

- (ハ) 討論の終了：懸案の問題に関する討論打ち切りの動議。本動議は討論しない。動議の形式は、「議長、私は討論打ち切りの動議を提出します。」となる。すると議長は、「討論打ち切り。これに対し採決のため投票すべきか。」と諮る。もし本件が3分の2の投票を得て採決されると、討議中の議題は、直ちに投票に付されなければならない。

- (ニ) 討議延期：提出された議題を将来のある確定した時期まで延期するための動議。本動議は、議長発言中以外は何時たりとも提出することが出来る。そして討論の対象にもなる。本動議の成立には、過半数の投票が必要である。

- (ホ) 委員会付託：主たる動議原案が改正文中に含まれる場合または問題点を更に慎重に研究することが賢明の場合に、十分検討するためその主たる動議原案を委員会に付託するための動議。本動議は討論も修正も出来る。本動議の成立には、過半数の投票が必要である。同委員会は、

会議に報告をしなければならない。

- (ロ) 改正：動議原案の用語を修正するために「挿入」又は「追加」又は「削除」或は「削除して挿入」または「置き換え」を行う場合の動議。

改正のための動議そのものは、改正することが出来るが、改正の再改正は、行うことが出来ない。

「置き換え」は一節全部か、または制定案或は決議案全部に対してのみ適用するものとする。

改正すべき議題と密接な関係のないもの；又単に改正議題を肯定することが、原案の否定と同じ意味を表わすもの；或は当該会期中に、会議が先に決議した議題と同一内容のもの；内容を変更せずに改正の形式を他の形式に変えたもの；或は又動議の形式を差し替えただけのもの；制定案から「制定す」と言う語を、決議案から「決議す」と言う語を削除するもの；会議に何等合理的な提案とならない語句を削除または挿入するもの；又は取るに足らないもの、または不合理なものは如何なる改正も之を行うことが出来ない。

再改正は、主たる動議の原案と同様、改正の主題とも密接な関係がなければならない。即ち関連性が必要である。改正の機に乗じて無関係の新しい議題を提出してはならない。

- (ハ) 改正案に関する投票：提案に対する改正案が提出されると、同改正案が、最初に投票に付される。再改正案が提案されると、会議で、最初に同再改正案を投票に付し、それから原案に対する改正案を投票に付す。その提案は、その内容の如何によって、原提案通りか、改正案の形式で投票に付される。

- (ニ) 再審議：一旦成立した動議を再審議するための動議は、当該会議の定例会合中

に提出されなければならない。その動議に関する発言の許可は、同一動議に賛成者の2名及び反対者の2名に与えらるべきものとし、その直後に投票に付されるべきものとする。各発言者には、賛否両論のため各5分間が認められるものとする。動議の成立には、3分の2の投票が必要である。

7. 議長の如何なる裁定に対しても、会議に対し異議の申立てをすることが出来る。但し他の異議申立てが未決定の場合は、この限りではない。当該規定成立の場合に限り、異議申立てを会議に提言することが出来る。この異議申立ては他の代議員の発言中であっても、提言することが出来る。もし何か討論または議事が妨げられる場合は、時間切れとなり、異議申立ては出来ない。特典の問題に関する異議申立ては認められる。異議申立ては討論の対象にはなるが、改正は出来ない。

議長は、異議申立てに関する議題を説明する際は、議長のまま裁定の理由を述べることが出来る。理由の説明には3分間を与えられるものとする。如何なる代議員も1回以上発言することを許されない。討論の終りに臨んで決定に対する反論に答える議長は例外とする。各代議員は、異議申立てに関して発言するために3分間を与えられている。そして議長が、裁定に対する反論に解答を、選定する場合は、その目的のために5分間を与えられる。本件は、議長の次の様な言葉を以て、会議に上程される：「議長の裁定は支持されるべきか。」本件に対して投票が要求される。

議長の裁定を無効にするには、過半数の投票が必要である。もし投票が同数の場合には、議長は支持される。もし議長が会議の代議員である場合は、議長または司会者の決定は、過半数の投票によって逆転されない限り有効であると言う原則に従い、同数にするため投票することが出来る。

投票の結果の発表を以て、議長の裁定とす

ることはできない。もし代議員が発表の正確さを疑う場合、彼は異議の申立てをすることは出来ないが、「賛否の投票採決」を要求すべきである。

8. 会議の採決は、もし投票が点呼によるか、挙手によって行われ、次の動議が提出される前に採決が要求されているならば、採決に付す旨が発表せられ、次の代議員が発言権を得た後でも、議題上程後、なん時でも発言を求めずして、要求され得るものである。採決の要求には賛成者の必要もなく、討論も改正も要しない。またこの動議に関連を持つ如何なる他の補助的動議も必要としない。

採決が要求されると、議長は再び投票にとりかかる。但しこの場合は、賛成者は起立し、人員が点呼され、次いで着席すると、反対者が起立して、人員が点呼され、これによって採否がきまる。

9. 動議は、仮令既に改正済のものであっても、採決が始まる以前ならば、何時にても提案者自ら撤回することが出来る。撤回には賛成者を必要としない。討論をする要もなく、改正することも出来ない。

10. もし会議が、議題を委員会に付託する希望のない場合、または、もしその議題が、会議の審議を煩わすのに充分理解されていない場合、または何か他の理由で、会議の規則に従って、その問題をもっと自由に討議することが望ましい場合、会議は正当に提出され、賛成され、過半数の得票により成立した動議に基づいて「全体としての委員会」に移行することができる。

もし「全体としての委員会」に移行の動議が成立すると、議長は、直ちに議長に就任すべき会議の他の代議員に議長席につくように命じ、そして議長は、会議の代議員席中の自己の席に着く。

提出される動議は、「改正」或は「採択」のみとし、それを以て同委員会は「閉会し報告する。」

議長の決定に対し異議の申立てができる。然もそれは直ちに票決されなければならない。各代議員は、異議申立に関して1回だけ発言することが出来る。

「全体としての委員会」に移行する前に、会議は、委員会における討論を、会議の決定通りに限定するか、又は一定の時間で中止すべきか、或はその両者とするかを投票によって決めることが出来る。もし何等の制限が規定されていない場合は、代議員は誰でも会議において発言権を得る限り何回でも発言し、又討議に許されている時間内で長く発言してもよい。然し、もし同特別議題に関し発言を希望し、まだ発言していない代議員がいる場合は、第2回目の発言は出来ない。

討論が、会議の規則により特定の時間に終了されてしまうと、「全体としての委員会」は、全員一致の同意があっても時間を延長する権限を持ってはいない。

「全体としての委員会」は、議題を他の委員会に付託することも出来ないし、当該委員会に付託された提案の本文を変えることも出来ない。

委員会が、付託された議題の討議を終るか、または委員会が休会を望むか、制限付討議を会議に望む場合は、議事の結果を明細に記録して、「委員会は閉会にして、報告をする」と言う動議が提出される。この動議は、討論も改正もすることは出来ない。

動議が採択されると、議長は議長席に着き、「全体としての委員会」の委員長は、会議の代議員席の自己の席に戻る。それから、委員長は次の様に発言する。「全体としての委員会」は、審議を重ねてきた、(ここで委員長は、制定案、決議案、又はその他の議題を説明する。)そして委員会が既にその審議を完了しているなら、同案に改正事項を添えて(または場合によっては添えないで)報告するよう私に命じた。」もし委員会が結論に達することが出来なかった場合は、委員長は次の如

く発言する。「全体としての委員会」は、審議を重ねて来た、(ここで委員長は、制定案、決議案、又はその他の議題を説明する。)そして委員会は、何等の結論に達しなかったと報告するよう私に命じた。」

もし何等の改正事項が報告されなければ、議長は、直ちに「全体としての委員会」の報告通り議題を詳述する。

もし改正事項が報告されるならば、その改正事項は討論の対象となりかつ改正が行なわれるものであり、「改正するための」会議の動議と同一の方法で投票に付される。

改正事項が処理されたあとは、議長は、その時のありのままの形式で議題を説明する。事務局長は、「全体としての委員会」の議事々項を会議の記録簿に記入しない。但し会議の万一の用に供するため、覚え書きを保存しておくべきである。

規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は、国際大会の諮問に答える審議機関である。審議会は、国際大会議決のため各制定案及び決議案に関する勧告案を国際大会に報告する。国際ロータリーの規定文書の諸規定に従って、事務総長は、正規の手続を経た各制定案を審議会に送達する。事務総長はまた、理事会の指示に従って、国際ロータリー理事会が検討し、国際ロータリー計画の範囲内にあるものと決定した正規の手続を経た各決議案を審議会に送達する。

審議会は、送達された各制定案及び決議案並びにそれらに関連して提出された改正事項を審議し、そして国際大会が、各提案を原案または改正案通りに決議することに関する審議会の勧告案を、国際大会に報告するものとする。

開会の手続——審議会を開会するに当たり、開会手続の第1段階は、定足数を構成するか

否かを確認するため、審議会の資格審査委員会の予報を行うことである。審議会の定足数は議員の3分の1を以て構成する。各投票議員は、投票に付された各議題毎に単に一票を投ずる資格が与えられている。

開会手続の第2段階は、定足数の出席が確定されて後、審議会の審議を行なうため、正規の手続を以て提出された制定案及び決議案を、事務総長が審議会に送達することである。

開会手続の第3段階は、委員会の報告を受けて之を審議し、審議会の注目に値する議題が審議される順序を勧告し、審議の順序と審議会の注目に値する若干の問題に関し審議日程を取りきめることである。

議事進行の手続の第4段階は、以下に規定された手続に従って審議会の起草委員会を選定することである。

開会手続の第5段階は、事務総長より審議会へ送達された制定案及び決議案を審議会が審議することである。かかる審議は、審議会が先に決定した順序に従うもので、この順序は、一旦採択されると、過半数の得票に依ってのみ変更することができるのである。

開会手続の最後は、審議会の資格審査委員会の最終報告を受け取ることである。

運営——信任状が確認され、正式の議席を与えられた審議会の議員は、全会期中議員であって、代理人を任命する権利は認められない。

もし国際ロータリー会長が、審議会議長を任命し、自己の任務を代行させる場合には、会長は何時でも、再び議長の席に着くことが出来る。

審議会の議事は、記録するものとする。

国際大会の一部として開かれる審議会の会期は、国際大会の閉会まで随時休会にすることも、再開することも出来る。

審議会の起草委員会は、次の如き方法で選考される1名の委員長及び4名の委員を以て

構成される：審議会の議長は、審議会議員中より委員長1名、委員4名を指名し、更に議場からの追加指名を求める。もし追加指名のない場合には、審議会議長によって指名された者が、自動的に選挙されたことになる。然し、もし委員の追加指名がある場合には、審議会の決定通り投票により選挙が行われる。審議会の議長又は、議長によって審議会の報告を国際大会に行うことを指名された者が、その起草委員会の委員でない場合は職権による起草委員となるものとする。

起草委員会は、審議会から付託されるその他の問題に加えて、審議会の報告を国際大会へ提出する準備を行うものとする。審議会の報告を国際大会へ提出する準備を行うに当って、起草委員会は、制定案及び決議案の原案並びに/またはその両者の改正事項に関連し、又はそれらに矛盾するところがあれば説明出来るように、審議会より勧告された決議を慎重に調査し、かつ何か矛盾が発見されるならば、起草委員会は、国際大会への報告書に、その本質、範囲、影響等をも含めなければならない。見出し得る総ての矛盾を訂正するため、起草委員会が適当と信ずる改正事項を、審議会報告の追加資料として、起草委員会が準備し、議長が国際大会へ提出すべきである。

国際大会 (Convention)

国際ロータリー細則規定の如く、委員会の報告、国際大会への通達、制定案並びに決議案、及び之等に対する改正案、国際ロータリーの会議運営の手続きにより討論不要事項として知られているものを除き、総ての動議は、国際大会の議場において討論することが出来る。但し3分の2の投票により国際大会が討論不要として案件処理を行う場合は別である。

一旦成立した動議を再審議する動議を国際大会に提出する場合には、最初の動議が成立した同日の大会の定例会議において行われなければならない。

国際大会において、国際ロータリー定款の規定に係るか、またはそれらを含む改正案を投票に付し、採択するには3分の2の投票が必要である。

用語の定義 (Definition of Terms)

前記の会議運営手続中に使用されている一定の用語は、次の如く定義されている。

「出席投票議員」——賛成または反対の投票をする議員。投票を棄権する議員は、出席投票とは見做されない。

「過半数投票」——出席投票議員の投票数の半数以上。

「3分の2の投票」——出席投票議員の投票数の3分の2。

「日程」——規定審議会乃至国際大会が、審議会或は国際大会に提出された議題に関し、審議又は討論の時間の制限に関し、過半数の投票により採択した順序。

「特典に関する質疑」——会議乃至会議代議

員の権利並びに特典に関する質疑。特典に関する質疑は、休会或は閉会に関する動議以外のあらゆる他の動議に優先する。会議に関する特典の質疑は、会議の各個人的代議員の特典に関する質疑に優先する。個人的特典の質疑は、会議の代議員としての特典に関するものでなければならない。特典に関する質疑とは次の如き質問である：会議組織に関するもの；会議場の暖房、採光、換気等代議員の居心地のよさに関するもの；騒音その他妨害をなくすこと；会議の役員或は代議員の行動に関するもの；風俗墮乱行為又はその他の不法行為に関し、代議員を懲戒する決議に関するもの；傍聴者或は来賓の行為に関するもの；公表された報告書又は手続の正確さに関するもの。

「会議」——国際大会、規定審議会、又は必要に応じて開催されるその他の国際ロータリー会議。

「代議員」——国際大会におけるクラブからの選挙人、規定審議会における地区代表並びにその他の議員及び必要に応じて開催されるその他の国際ロータリー会議における正式に承認された代議員。

(運営手続了)

青少年への奉仕

(Service to Youth)

手続方法 (Method of Procedure)

青少年への奉仕がクラブの活動となっている処では、ガバナーはその地区内各クラブにその地域社会における青少年が何を必要とし、どういふ奉仕の機会があるかということを確認する最も有効な方法として全域にわたる調査を行うことを示唆するよう強調されている。それによって計画をたて、そして斯様な調査によって明かにされた活動や計画の実行に地域社会の色々な団体の協力をうることができるのである。(理 40—41)

クラブは、青少年に奉仕する団体の幹部を会員に入れるよう努力することを奨励されている。但し、1つの集団が優勢を占めるといふことのないように心掛け会員組織が均衡を良く保つよう注意すること。(理 51—52)

ガバナーが欲するならば、その地区委員会に(65頁参照)青少年への奉仕を促進するために委員1名を追加指名しても良い。(理 44—45, 47—48)

青少年への奉仕の目標

(Objectives of Service to Youth)

理事会は、クラブへの示唆として次のような目標を定めた：

1. 成長しつつある青年に影響を及ぼしている都市及農村の事情並びに要因に関する実際的知識の把握並に理解。
2. 青少年に対する(イ)健康、(ロ)円満なる教育、(ハ)精神的資質の向上、(ニ)職業の賢明な

撰択及び(ホ)十分な職業予備教育の重要性を認識すること。

3. **ロータリー・クラブ及びロータリアン**は青少年に関する活動の最適者であり又その活動を通して最大の奉仕が出来るので、その活動を奨励すること。

4. 社会人としての権利はその地域社会に対する個人的責任の自覚を通じてのみ保持することができるものである。自覚させることによって青少年に良い市民たるべきことを奨励すること。

5. 青少年が世界事情を一層理解するよう、又自国人ばかりでなく他国人にも正しい態度を取るよう育成、指導すること。

6. (イ)ロータリアンと青少年の個人的接触と、(ロ)他国の青少年との直接及び間接の接触をもたらす手段方法の増進を計ること。(理 40—41, 47—48, 48—49)

青少年への奉仕計画

(Service to Youth Program)

理事会(1939—40)は均衡のとれた青少年への奉仕計画の一般的要綱を示唆している：

理事会は、**ロータリー**の存在する総ての国に**ロータリー・クラブ**の青少年奉仕計画を実行する同一の機会が存在しているとは考えない。理事会は、**ロータリー・クラブ**のある総ての国において一般的にあてはまる或る根本的な関連性と援助事項がいくつかあることを信ずる。故に、理事会は、次に示す均衡のとれた青少年への奉仕計画の一般的要綱中に**ロータリー・クラブ**が実行できるような有益な

活動を見出すことが出来るのではないかと考えている。

1. 父親と息子間に有益な関係を増進する活動。

2. 青少年に影響を及ぼしている地域社会状態の調査を行い、その結果として次の如き現存団体との協力。

- (イ) 学校
- (ロ) 裁判所
- (ハ) 仮出獄事務を取扱う事務所
- (ニ) ボーイ・スカウト
- (ホ) ボーイス・クラブ
- (ヘ) 野営場
- (ロ) 運動場

3. **ロータリー・クラブ**に特別に適するものを次のものから1つか2つ選択して之れを推進すること。

- (イ) 青少年の声を聴く会
- (ロ) 青少年への奉仕大会
- (ハ) 青少年の後援者となること
- (ニ) 学費貸与資金及び奨学資金

ロータリー・クラブは、少年犯罪防止又はその地方におけるその時々の問題の解決に当って現存団体と協力してそれぞれの地域社会において青少年への奉仕特別計画を採用するよう奨励されている。或は又、青少年への奉仕の分野において目的遂行の活動を新たに開始し且つ之れを強力に推進することが奨励されている。少年少女週間を多くの有用な青少年活動の一つとして**ロータリー・クラブ**が取り上げることを示唆している。(理 53—54)

青少年研究会 (Youth Seminars)

理事会は、**ロータリー**の青少年への奉仕プログラム強化の一方法として、国際**ロータリー**の提唱又は参加を求めず、**ロータリー**地区或はクラブ提唱の下に青少年研究会を開催する等の活動を奨励している。(理 65—66)

“各**ロータリアン**は青少年の模範” という標語 (Slogan “Every Rotarian an Example to Youth”)

“各**ロータリアン**は青少年の模範” という標語を、国際**ロータリー**が発行する青少年への奉仕に関する文献に用いなければならない。(理 49—50)

青少年への奉仕団体とロータリー・クラブの関係 (Rotary Club's Relationship to Service to Youth Organizations)

青少年への奉仕団体ならびに活動と、**ロータリー・クラブ**との正しい関係についての下記の一般的声明は国際**ロータリー**理事会(1920—21)が採択した声明にもとづくものである：

1. **一般規定**。青少年への奉仕に於て**ロータリー・クラブ**の持つ最大の機会：第1、青少年に対する地域社会の義務及び責任について地域社会が自覚するよう指導すること；第2、地域社会の青少年の必要とするものを発見すること；第3、それら必要なものが関係当局及び代行機関によって完全に満たされているかどうかということに注意することである。

2. **接触の方法**。**クラブ**の青少年奉仕委員会は、現存する総ての青少年への奉仕団体と協議し、彼等の事業を調整し重複を避けることに出来る丈の援助をしなければならない。若しそれらの団体と協力するための特別小委員会を設けることが望ましい場合にはそれを設置しなければならない。

クラブは、諮問委員会の組織設定のため社会的運動を開始することもできる。普通諮問委員会は青少年の福祉問題に関心を持つ市の全団体の長から成り、地域社会の青少年への

奉仕事業に対する情報交換所の役割をなすのである。

斯様な団体は普通次のような目標を持っている。

(i) 青少年への奉仕に関心を持つ総ての地域社会団体を共通目的において激励し且つ團結させること。

(ii) 現在の青少年の一般的状況を説明し、そして総ての既存団体が如何に之等の事態に対処しつつあるかを調査すること。

(iii) 青少年への奉仕事業を職業とする人並びに有志の人の数を増加し且つ此の事業にたずさわる人々の大会及び講習会の如きものを奨励して一層大なる能率を増進すること。

(iv) 青少年に影響する思慮ある有用な立法を推進し、青少年に害を及ぼすような立法を阻止すること。

(v) 例証するかその他適当な広報により既設団体のなしつつあることを知らしめて青少年へのより大きな関心を湧き上げ、依って総ての団体に対する適当な支援をより多くするようにすること。

(vi) 意見交換所の役割を果たすこと。

(vii) 事業の重複を避け二重の努力を避けること。

3. 財政的援助。クラブが協力せんとする団体が財政的援助を必要とする場合に望ましい方法としては、関心をもつ団体の協力を得て斯様な団体に対する一般社会の支援をうるための運動を組織することである。斯様に総てがその団体及事業に興味を持つようになる。運動の成功を期するために同様な能力をもつ他の市民に期待されていると同じくロータリアンは個人として寄付するのである。

4. 新事業発足。現存する団体がまだ手をつけていない事業を発足する必要がある場合には前述に類似した方法が取られるべきである。但し、青少年の福祉のために必要欠くべからざる場合を除き、現存する青少年奉仕団体とは別個に組織すべきではない。

5. 新要求に対処。クラブは、上記の如き団体の必要に対処しながら、臨機に他の方面にも援助の手を延ばす自由を保持しなければならない。

6. 非常事態における緊急救助。疑いなく価値ある団体の場合に、或は地域社会全般に亘って、応急の救助の要を認めた場合に、クラブは他団体の決定に関係なく適当に援助することができる。

7. 1クラブが全面又は主要支持。クラブは永久的責任を負わないようきびしく注意されている。然しながらクラブは十分研究の後、新規の永久的な事業又は既存事業に全面的又は主要責任を負うことを決定したならば、基本金寄付又は他の適当な方法によって斯様な事業の永久的支援の処置をとらなければならない。

インターアクト・クラブ

(Interact Clubs)

理事会 (1961—62) は、ロータリー・クラブが任意に青少年クラブを結成し且つ後援することのできる計画を採択した。その計画はインターアクト (Interact) と呼ばれる。

インターアクト・クラブは大学課程へ進学直前の1—4学年に在学中の学生より成る。クラブは奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神で相共に働く機会を若人に与える目的のために組織されている。

クラブは次の目標を持っている。即ち、建設的指導力及び個人的誠実を認め且つ育成すること；他人に対する思いやりと他人のため役立つことを奨励し且つ実行すること；家庭と家族の重要性について認識すること；各個人の価値を認識することにより他人の権利を尊重すること；個人的成功、地域社会の改善、及び団体的業績の基盤として、個人的責任の受諾を強調すること；社会への奉仕の機会と

してすべての有用な職業の尊敬と価値を認識すること；地域社会、国家及び世界情勢に関する知識と理解を深めるための機会を提供すること；及びすべての国の人々に対して国際理解と親善とを増進する個人及び団体活動の道を開くこと。

理事会は、その計画が次の規定に従って実行せらるべきことを決定した。

1. ロータリー・クラブは全く任意的立場に於て参与する機会が与えられること。

2. 会員選択の方法は次の点に基盤をおくこと。

- a) 質問書によって、国際事情を含む関心事の範囲と多様性を判断すること
- b) 性格
- c) 学力、及び
- d) 潜在的指導力。

如何なる意味においても、インターアクト・クラブを提唱ロータリー・クラブ又は国際ロータリーの一部又は合法的加盟クラブと考えるてはならない。インターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたり見做されぬものであり、ロータリー徽章を使用したり佩用することも出来ない。ロータリー徽章とは異なったインターアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。

1962—63年度において、理事会はインターアクト・プログラムがロータリー・クラブ並びにロータリアンに受け入れられ、同プログラムに対する関心が彼等の間に深められていることを知って満足し、且つ世界中のロータリー・クラブにこの活動を促進するため一層努力することを決定した。

理事会 (1965—66) は、国際ロータリー地区内に於けるインターアクト・クラブの結成並びにインターアクト・プログラムの運営に関し関係者全員に対する情報及び指針として先に採択した声明を一部改正した、次の如き声明を採択した：

1. インターアクト計画は、国際ロータリー

一が推進し、かつ創設したもので、国際ロータリーの活動の一つである。定款の諸規定の制定並びに実施、結成上の必要条件、手続の基準、インターアクトの名称及び徽章の保護並びに保存に関する権限は、国際ロータリーに帰属するものとする。

2. インターアクト・クラブは、ロータリー・クラブ提唱の下に大学課程直前の4学年の何れかに在学する学生により構成される組織体である。その目的は、奉仕と国際間の理解に貢献するため、世界的友好を以て共に活動する機会を青年男女に与えることにある。

3. インターアクト・プログラムは本来青年男子のみに計画されたもので、青年男子の指導能力の養成並びに良き市民となるための訓練に重点をおいたものである。然しながら、もし地元の事情が提唱ロータリー・クラブに青年女子の入会を認める正当な理由ありと考慮せしむる場合、女子入会承認の可否はその提唱クラブの自由裁量によるものとする。但し、提唱クラブが男女会員を認めた場合においても、会員の少くとも半数は青年男子たることを要す。

4. インターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは数クラブによって結成され、後援され、かつ指導監督される。そして国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。その他の方法を以てしては、創立することも、維持することも出来ない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが継続して承認を与えるか否かにかかっている。

5. 国際ロータリーが設定した枠内で、提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブを結成し、指導と助言を与える責任を有し、かつインターアクト・クラブの全活動、方針並びにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督する。

6. インターアクト・クラブが学校関係である場合、提唱ロータリー・クラブは、その

クラブに対しては、当該学校当局制定の全学生組織並びに課外活動に関する同一規定並びに方針に従うべきものであることを了解の上、学校当局の完全な協力のもとに、当該インターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。

7. インターアクト・クラブの総ての活動、計画及びプログラムは、常に国際ロータリーの方針に調和して行われるべきものとする。従って、インターアクト・クラブに対するロータリー・クラブの絶えざる後援と国際ロータリーの継続的承認は、それを条件とするものである。

8. 標準インターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって規定されるものであり、且つ国際ロータリー理事会によってのみ改正されるべきである。クラブ結成並びに認証の前提条件として、各インターアクト・クラブは、標準インターアクト・クラブ定款を採択し事後国際ロータリー理事会により行われる全改正条項を自動的に採用せねばならぬ。

9. 各インターアクト・クラブは標準インターアクト・クラブ定款及び国際ロータリーが設定した方針とに矛盾しない細則を採択せねばならぬ。斯様な細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。

10. インターアクト・クラブは、会員が選出される居住地域または学校の所在地がその所管区域内にあるロータリー・クラブにより提唱されるべきものとする。但し提唱ロータリー・クラブの所管区域外にインターアクト・クラブ結成許可の文書を国際ロータリー理事会より受理した場合はこの限りでない。

11. インターアクト・クラブは、次の条件の下では、二つ以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ後援することができる：

イ) 地区ガバナーは、慎重な考慮の後、地区、各関係ロータリー・クラブ並びにイ

ンターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えなければならない。

ロ) 推薦されるインターアクト・クラブの会員は、各提唱ロータリー・クラブ所管区域内より各々相当数選出されなければならない。

ハ) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にインターアクト・クラブを組織することは、当該学校または地域社会にある本質的には単一の学生団体であるものを、人為的に分割することになるような状況でなければならない。

ニ) 合同インターアクト委員会は、各提唱ロータリー・クラブの有能な代表者を以て構成されなければならない。

12. インターアクト・クラブ会員は、入会を認められると同時に、インターアクト・クラブの定款並びに細則の規定を承認遵守することに同意したものとする。

13. インターアクト・クラブ会員資格は、国際ロータリーより提唱ロータリー・クラブを通じてインターアクト・クラブへ支給されるインターアクト会員証により立証されるものとする。

14. インターアクト・プログラムに使用、または適用されるインターアクトの名称及び徽章は、国際ロータリーの所有に属し、かつ正式に設立されたインターアクト・クラブ並びにその適正資格ある会員は勿論、インターアクト・プログラムに参加する者が専用するために保有すべきものとする。

15. インターアクト・クラブ会員は、インターアクト・クラブ会員資格存続中、適正な品位ある方法で、インターアクトの名称及び徽章を使用並びに表示する資格を与えられている。インターアクト・クラブ会員資格終結の際、またはインター

アクト・クラブ解散の場合には、かかる資格は失われるものとする。

16. インターアクト・クラブは、(イ) その定款に従って運営しない場合、及びその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無に不拘、国際ロータリーにより、(ロ) 提唱ロータリー・クラブにより、または(ハ) インターアクト・クラブ自身の決定により、解散することになる。

17. インターアクト・クラブ解散により、名称並びに徽章に関する一切の権利及び特典は、クラブ並びに会員により、集団的にも個人的にも棄権されるものとする。

18. 国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外の如何なる個人または団体が、営利または他の目的のためにインターアクト・クラブを一般に利用する権利を認めない。

19. 国際ロータリーの方針として、少女クラブの結成および提唱はインターアクト・クラブの本来の機能乃至適切な活動とは認め得ない。

20. 地区ガバナーは、インターアクト・プログラムを公表し、新しいインターアクト・クラブ結成を促進し、管轄地区内のインターアクト・プログラムを運営するに際し、彼の補佐役として地区内各地のロータリアンから構成される地区インターアクト委員会を任命するよう要請されている。地区インターアクト委員会を任命することが可能であり、かつ実行出来る場合は、1名乃至数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。

21. クラブ水準以上のインターアクトの組織体と会合：

イ) もしも、国際ロータリーの1地区内に、5つまたはそれ以上のインターアクト・クラブがある場合、それらのクラブは、会員中よりインターアクト・ガバナーを選定することが出来る。選挙の方法は、地区インターアクト委員会によって決定されるものとする。インターアクト・ガバナーの職務は、地区単位の会合の準備に当って、地区インターアクト委員会を援助し、助言を与え、又可能の場合かかる会合を司会し、特に地区内インターアクト・プログラムを拡大充実することに関して地区の全インターアクト・クラブに助言し、激励、感銘を与え、そしてインターアクトを世界的な規模のものとし又国際理解のためのこのプログラムの実行能力と業績とに注意を集中するよう助力することである。

ロ) 国際ロータリーの地区内において、相互に便利な土地に2つまたはそれ以上のインターアクト・クラブが存在する場合には、友情を深め、意見を交換し、感銘を分かち合い、地区内のインターアクト・プログラムを強化、拡大、充実させるため、地区インターアクト委員会の1名乃至数名の委員の助言と指導と出席のもとに、各クラブ代表者の会合を開催するよう奨励されている。距離の関係が許せば、1名乃至数名の地区インターアクト委員の出席指導のもとに、かかる会合を、地区単位で、開催できるであろう。

ハ) 地区単位のインターアクト会合の目的は、学校及び地域社会に対する奉仕に関してインターアクト・クラブを激励し、啓発し、感銘を与えるため、及び国際理解のためにインターアクトが世界的に発揮し得る能力と業績とに注意を集中せしめるためである。

ニ) 国際ロータリーは、地区インターアクトの会合またはインターアクト・ガバナーの経費を、負担しないものとする。

かかる会合の経費は最小限度に止め、参加者が負担出来る範囲のものとする。

22. インターアクト・プログラムの経費資金の調達：

- イ) 国際ロータリーは、インターアクト・ガバナー又はインターアクト・クラブの会合、またはインターアクト・クラブ集団会合に要する費用は、一切負担しない。
- ロ) インターアクト・クラブまたはインターアクト・クラブの集団の会合を開催するのに必要な費用は、最小限度に止めるべきであり、然もその会合は、有意義なプログラムを織り込んだ効果的なものでなければならない。
- ハ) インターアクト・クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、インターアクト・クラブの責任である。
- ニ) インターアクト・クラブを後援しているロータリー・クラブは、そのインターアクト・クラブに対し、臨時または付随的の財政的援助以外の寄付を行うべきものではない。
- ホ) インターアクト・クラブは、広くロータリー・クラブ又は他のインターアクト・クラブに対し財政的援助を懇請すべきではない。
- ヘ) インターアクト・クラブは、何等有意義な返報をなさずして、その地域社会内の個人、事業所または団体に財政的援助を懇請すべきではない。
- ト) インターアクト・クラブ会員の会費または賦課金は、名目上の金額に止め、然もそのクラブの運営に要する経費にのみ充当すべきものである。総べて、インターアクト・クラブが実行する活動並びに計画に要する資金は、会費または賦課金とは別個に、クラブが調達すべきものである。
- チ) インターアクト・クラブ会員をクラブ

並びに地区大会プログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブ及び地区大会は、起り得る法律上又は道義上の義務と責任に対しクラブ乃至地区大会を保護するために十分な旅行傷害及び責任保険に加入すべきである。

(方針声明了)

インターアクト週間

理事会は、「インターアクト 週間」は毎年1月の第3週間中に行なわれるべきことを決定し、事務総長に対し適当な国際ロータリーの文献にこの「週間」の発表をなすよう要請している。

インターアクト週間行事のプログラムを展開するに当り、ロータリー・クラブは可能な場合インターアクト・クラブの会員を活用するよう、尚、この場合未だインターアクト・クラブを提唱していないロータリー・クラブも隣接地域のインターアクト・クラブ会員を利用するよう奨励されている。(理 63—64；68—69)

ロータリーアクト・クラブ

(Rotaract Clubs)

理事会 (1967—68) は、ロータリー・クラブが任意に青年のためのクラブを結成且つ後援することのできる計画を採択した。その計画はロータリーアクトと呼ばれる。

ロータリーアクト・クラブは提唱ロータリー・クラブの区域内に居住、就職、又は勉学中の年齢17～25歳の青年男子又は青年男女より成る。会員を男子又は男女の何れにするかは提唱ロータリー・クラブの自由裁量による。

ロータリーアクトの目的は、あらゆる職業において高い道徳的基準を受諾し尊重すること、地域社会に対する奉仕を通じて指導力と善良なる市民精神を育成すること、及び国際理解と平和とを促進することにある。

理事会は本計画が次の規定に従って実行されるべきことに同意した：

1. 如何なる地域社会においてもインターアクト・クラブ会員とロータリーアクト・クラブ会員の年齢は重複せざること；
2. ロータリーアクト・クラブ年度はロータリー・クラブ年度又は暦年度の何れかと一致させること；
3. ロータリーアクト・クラブ会員資格は会員が25歳になった時のクラブ年度を以て終結するものとする；
4. ロータリーアクト・クラブ会員組織の継続性を確保するため、年齢別の会員数が常に均衡を保つようにできうる限り努めること；
5. 毎年ロータリー・クラブのロータリーアクト委員会委員を1名又はそれ以上再任することにより、委員の継続性を保つよう規定することが重要である。

如何なる意味においても、ロータリーアクト・クラブは提唱ロータリー・クラブ又は国際ロータリーの一部分又は合法的加盟クラブと考えるてはならない。ロータリーアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたり見做されぬものであり、又ロータリー徽章を使用したり着用してはならない。ロータリー徽章とは異なった、ロータリーアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。

理事会 (1967—68) は、国際ロータリー地区内におけるロータリーアクト・クラブの結成並びにロータリーアクト・プログラムの運営に関し関係者全員に対する情報及び指針として次の如き声明を採択した：

1. ロータリーアクト計画は、国際ロータリーが推進し、かつ創設したもので、国際ロータリーの活動の一つである。定款の諸規定の制定ならびに実施、結成上の必要条件、手続の基準、ロータリーアクトの名称および徽章の保護ならびに保存に関する権限は、国際ロータリーに帰属するものとする。

2. ロータリーアクト・クラブはロータリー・クラブ提唱の下に17歳より25歳¹までの青年により構成される組織体である。その目的は、あらゆる職業において高い道徳的基準を受諾し尊重するよう奨励し、地域社会に対する奉仕を通じて指導力と善良なる市民精神とを育成し、かつ、国際理解と平和とを促進することにある。その目標とするところは、(1)建設的指導力と個人的誠実性とを育成し、(2)他人に対し思いやりがあり、かつ力となるよう奨励、実践し、(3)家庭と家族の重要性を深く認識し、かつ国家への忠誠心を植え付け、(4)各個人の価値を認識することにより、他人の権利を尊重し、(5)個人的成功、地域社会の改善ならびに団体的業績の基盤として、個人的責任の受諾を強調し、(6)社会奉仕の機会として、すべての有用な職業の尊敬と価値とを認識し、(7)地域社会、国家ならびに世界情勢に関する知識と理解とを深める機会を提供し、(8)すべての国の人々に対して国際理解と親善とを増進する個人的ならびに団体的活動の道を開拓し、(9)職業上の知識ならびに責任感を育成することにある。

3. ロータリーアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは数クラブによって結成され、後援され、かつ指導監督され、国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。その他の方法を以てしては、創立することも、維持することも出来ない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが継続して承認を与えるか否かにかかっている。

4. 国際ロータリーが設定した枠内で、提唱ロータリー・クラブは、ロータリーアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、かつロータリーアクト・クラブの全活動、方針ならびにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督するものとする。

¹ 標準ロータリーアクト・クラブ定款は、上記の年齢制限は大学生には適用されぬものと規定している。

5. ローターアクトが大学を結成基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、当該大学*当局制定の全学生組織体ならびに課外活動に関するものと同一の規定ならびに方針に従うべきものであることを了解の上、大学当局の完全な協力のもとに、当該ローターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。

6. ローターアクト・クラブのすべての活動、計画およびプログラムは、常に国際ロータリーの方針に調和して行なわれるべきものである。従ってローターアクト・クラブに対するロータリー・クラブの絶えざる後援と国際ロータリーの継続的承認は、それを条件とするものである。

7. 標準ローターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって規定され、かつ国際ロータリー理事会によってのみ改正されるものである。クラブ結成ならびに認証の必要条件として、各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款を採択し、事後国際ロータリー理事会の採択する全改正条項を自動的に採用せねばならない。

8. 各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款および国際ロータリーが設定した方針とに矛盾しない細則を採択せねばならない。かような細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならぬ。

9. ローターアクト・クラブは、会員が選出される居住、就職地または大学がその区域限界内にあるロータリー・クラブにより提唱されるべきものとする。但し、国際ロータリー理事会が提唱ロータリー・クラブの区域限界外にローターアクト・クラブの結成を認める旨を文書を以て許可した場合はこの限りでない。

* 本方針説明書で使用される「大学」なる言葉はすべての最高教育機関を含む。

10. ローターアクト・クラブは、次の条件下に一つ以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ後援することができる：

(i) 地区ガバナーは、慎重な考慮の後、地区、各関係ロータリー・クラブならびにローターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えなければならない。

(ii) 推薦されるローターアクト・クラブの会員は各提唱ロータリー・クラブの区域限界内より各々相当数選出されなければならない。

(iii) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にローターアクト・クラブを結成することが、当該地域社会あるいは大学内に本質的には単一の青年団体であるべきローターアクトを、人為的に分離して創ることになるか、またはそのような結果を招来するような状況の場合に限る。

(iv) 各提唱ロータリー・クラブの有能な代表者を以て合同ローターアクト委員会が構成されなければならない。

11. ローターアクト・クラブの各会員は、入会を認められると同時にローターアクト・クラブの定款ならびに細則の規定を承認遵守することに同意したものとする。

12. ローターアクト・クラブの会員資格は、国際ロータリーより提唱ロータリー・クラブを通じてローターアクト・クラブへ支給されるローターアクト会員証により立証されるものとする。

13. ローターアクト・プログラムに使用、または適用されるローターアクトの名称および徽章は、国際ロータリーの所有に属し、正式に設立されたローターアクト・クラブならびにその適正資格ある会員はもちろん、ローターアクト・プログラムに参加する者の専用のために保存されるべきものとする。

14. ローターアクト・クラブ会員は、ローターアクト・クラブ会員資格存続中、適正な品位ある方法で、ローターアクトの名称および徽章を使用ならびに表示する資格を与えられている。ローターアクト・クラブ会員資格終結の際、またはローターアクト・クラブ解散の場合には、かかる資格は失われるものとする。

15. ローターアクト・クラブは(i)その定款に従って運営されない場合、或はその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無に不拘、国際ロータリーにより(ii)提唱ロータリー・クラブにより、または(iii)ローターアクト・クラブ自身の決定により、解散することになる。

16. ローターアクト・クラブの解散により、名称ならびに徽章に関する一切の権利および特典は、クラブならびに会員により、集団的にも個人的にも棄権されるものとする。

17. 国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外の如何なる個人または団体に対しても、営利または他の目的のためにローターアクト・クラブを一般に利用する権利を認めない。

18. 地区ガバナーは、地区内にローターアクト・プログラムを公表し、新ローターアクト・クラブの結成を促進し、ローターアクト・プログラムを運営するに際し、その補佐役として地区内各地のロータリアンによって構成される地区ローターアクト委員会を任命するよう要請されている。地区ローターアクト委員会の任命に際しそれが可能であり、かつ実行出来る場合は、1名乃至数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。

19. クラブレベル以上のローターアクト・クラブの会合：

(i) 国際ロータリーの地区内において、相互に便利な土地に存在する1つまたはそれ以上のローターアクト・クラブは、友

情を深め、意見を交換し、感銘を分かち合い、地区内のローターアクト・プログラムを強化、拡大、充実させるため、地区ローターアクト委員会の1名乃至数名の委員の助言と指導と出席のもとに、各クラブ代表者の会合を開催するよう奨励されている。距離の関係が許せば、地区ローターアクト委員会の指導のもとに同委員会の委員1名乃至数名同席の上、かかる会合を地区単位で、開催することもできるであろう。

(ii) 地区単位のローターアクト・クラブ会合の目的は職業奉仕および社会奉仕に関してローターアクト・クラブを激励し、啓発し感銘を与えるため、および国際理解のためにローターアクトが世界的に発揮し得る潜在能力と業績とに注意を集中せしめるためである。

(iii) 国際ロータリーは、地区ローターアクト・クラブの会合の経費を、負担しないものとする。かかる会合の経費は、最小限度に止め、参加者が負担出来る範囲のものとする。

20. ローターアクト・プログラムの経費のための資金調達：

(i) 国際ロータリーはローターアクト・クラブの会合、またはローターアクト・クラブの集団会合に要する費用は一切負担しない。

(ii) ローターアクト・クラブまたはローターアクト・クラブの集団の会合を開催するのに必要な経費は、最小限度に止めるべきであり、しかもその会合は、有意義なプログラムを織り込んだ効果的なものでなければならない。

(iii) ローターアクト・クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、ローターアクト・クラブの責任である。

(iv) ローターアクト・クラブを後援してい

るロータリー・クラブは、そのロータリー・クラブに対し、臨時または付随的の財政的援助以外の寄付を行なうべきものではない。

- (付) ロータリー・クラブは、広くロータリー・クラブまたは他のロータリー・クラブに対し財政的援助を懇請すべきではない。
- (ク) ロータリー・クラブは、何か価値ある返報をなさずして、その地域社会内の個人、業界または組織体に財政的援助を懇請すべきではない。
- (ド) ロータリー・クラブ会員の会費または賦課金は名目上の金額に止め、しか

もそのクラブの運営に要する経費にのみ充当すべきものである。ロータリー・クラブが実行する活動ならびに計画に要する資金は、会費または賦課金とは別個に、クラブが調達すべきものである。

- (ケ) ロータリー・クラブ会員をクラブならびに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブおよび地区大会は、起こり得る法律上または道義上の義務と責任に対しクラブ乃至地区大会を保護するために十分な旅行傷害および責任保険に加入すべきである。

区 域 限 界

(Territorial Limits)

名称又は区域限界の変更手続

(Procedure for Changing Name or Territorial Limits)

ロータリー・クラブが国際ロータリーに加盟を承認された時には標準クラブ定款を採用する。そうすることによって、特定クラブに関係あるものとして標準クラブ定款の原文に空欄になっている第1条(名称)及び第2条(区域の限界)は国際ロータリー理事会の承認を俟ってクラブによって書き込まれる。同様な方法によって、これら2ヵ条に関するその後の変更は国際ロータリー理事会の承認を得なければならない。

クラブの名称又は区域限界変更に関する手続は、クラブ定款第14条第4節に次の如く規定されている。

本定款第1条(名称)及び第2条(区域の限界)は、定足数会員が出席した本クラブの例会において、出席し投票する会員の過半数の賛成投票により、之を改正することができる。かかる改正案の通知は、斯様な例会の少なくとも10日以前に、全会員に郵送せられなければならない。なお、この改正は、国際ロータリーの理事会に提出して承認を求め、その承認を俟って初めて効力を発生するものとする。

区域の定義 (Definition of Territory)

クラブ結成に従事する人の手引として、理事会は次の如き解釈文を採択した。

各ロータリー・クラブは或る一定の地方に結成せられ且つ存在しなければならない。

国際ロータリーは、そこに十分の職業人が実際に社会に奉仕しており、それらの人々の事務所とか職場とか居住所が相互に隣接しており、ロータリー・クラブとしての機能を発揮することが出来る適当な範囲の区域を、斯様な地方として認めることができる。斯様な地方においてクラブを結成するには、国際ロータリーは、クラブ定款にその区域を書き入れるべき地方の地理的限界を指定しなければならない。そしてその後斯様な区域は、国際ロータリー及びクラブ相互の同意による以外には変更してはならない。国際ロータリーの同意を得て、クラブは追加クラブ結成のためその区域の一部を譲渡することが出来る。

仮ロータリー・クラブは、夫々その名称がその地方を現わすような言葉を採用すべきであり、国際ロータリーの承認を条件としてその選ばれた名称をその定款に書き入れ、そして一旦その承認をえた以上は国際ロータリーとクラブ相互の同意がなければ変更してはならない。(理 38-39)

理事会は、クラブの区域限界が地方の自治体の限界と同一であり、その自治体の限界がその後拡張された場合、それによってクラブの区域が自動的に拡張されることはなく、国際ロータリーの定款文書中のロータリー・クラブの区域改正に関する規定に従ってクラブが所定の措置を講じない限りクラブの区域は従前通りとする。(理 67-68)

農村区域 (Rural Territory)

ロータリー・クラブの区域限界は、特別の定義により、クラブ所在地に近接する区域が疑いなく農村であり、クラブ所在地がその区域にとっての主要な金融、取引、輸送の中心地であることが明白な事実である場合斯様な近接区域はそのクラブの区域限界に含めるものとする。(理 63—64)

理事会は、ロータリー・クラブの区域限界に含まれる農村地域に関し、次の決議事項を採択した：

- (イ) ロータリー・クラブの区域限界は、クラブ定款に特別に定義されている通りとし、クラブが正会員を選挙できる区域にはそのように特別に定義されている地域のみが含まれるものである；
- (ロ) 従って、あるクラブに関し、その所在する地域社会がクラブの区域限界に直属する農村地域にとって主要な金融、取引、輸送の中心地である場合にその地域はクラブの区域限界に含まれるというこれまでの取決めは最早無効である；その結果クラブの正会員に選挙される者は、クラブ定款に特別に定義されている区域内に事業所又は住所を持っていないなければならない；
- (ハ) 先の取決めに基づき選ばれたロータリー・クラブの正会員はその会員資格を持続することができるが、特別に定義されたクラブ区域外に事業所並びに住所の両者を有する者を新会員として入会させることはできない；
- (ニ) もしクラブの区域がクラブが所在する市、町、乃至その他の自治地域名で表わされている場合、クラブの区域限界はクラブ所在地の市、町乃至その他の自治地域の限界と同一とする；
- (ホ) もしクラブの区域が特別に定義された地理的境界名で表わされている場合、その

区域は一つ又はそれ以上の市、町及びその他の自治地域の一部と、近接した、関連のある、自治体でない区域で、疑いもなく農村であり、クラブ所在地がその主要な金融、取引及び輸送の中心地であることが明白な事実である区域とを含むことができる；

(ヘ) もしクラブが、クラブ定款に特別に定義されているクラブの区域を、近接していて関連のある区域にまで拡大すべきものと考えられる場合、クラブは、クラブ定款の規定に従い、特別の定義によって斯様な地域をクラブの区域限界に含めるよう定款を改正し、承諾を得るため同改正案を国際ロータリー理事会へ提出するよう適切な手続を取らなければならない；

(ト) 承諾を得るために理事会へ提出される、クラブ定款の区域限界関係規定改正に関するクラブ決議の通知書には、改正理由書を添付しなければならない。又、クラブが相互に非常に近接している場合には、近隣クラブとの協議並びに区域改正案に関してそれらクラブの区域限界調査の結果、当該クラブは改正によって他クラブと区域限界に関する衝突は起らぬと信ずる旨の確認書も添えなければならない。(理 64—65)

理事会は、ロータリー・クラブの区域限界に関する文書中の「近接地域」とは、ロータリー・クラブの結成並びに運営を成功させるのに当然必要と考えられる一定のロータリーの地方と実際に接触を持つか或は直接地続きになっている地域を指すのであり、かつその住民が斯様なロータリーの地方を、彼らが興味ある地域社会を作るために行なう社会、市民、及び事業上の諸種の活動並びに奉仕のための場として最重要視している場合とすることに同意している。(理 66—67)

区域の譲渡 (Relinquishing Territory)

クラブの区域が無限であるとか、必要以上に広いというような場合には、ロータリーの理想と原理を他の地域社会に規則正しく且つ組織的な方法で進めて行かれるようにするため、クラブはその区域を調整又は縮少するよう考慮することが要求されている。事務総長

は、国際ロータリー理事会の此の要求を、クラブ区域の調整又は縮少が現在のクラブ会員の地位に影響しないという諒解の下に、関係クラブに注意するよう指示されている。(理 39—40) (「大都市における追加クラブ」81—82頁参照)

ロータリー財団

(The Rotary Foundation)

国際ロータリーの定款(第10条)及び細則(第20条)に規定されているロータリー財団は、国際ロータリー理事会並びにロータリー財団管理委員会の採択せる下記の信託宣言の条件のもとに、アメリカ合衆国イリノイ州で組織せられた信託財産である。

信託の宣言 (Declaration of Trust)

ロータリー財団管理委員会委員長は、理事会(1931—32)に対し大要次の如き報告を行なった：

現在ロータリー財団の法的地位は、細則第20条の規定により定められている。財団を法人化する問題に関してはかなりの考慮が加えられた。財団管理委員長 Klumph 及び管理委員 Chapin は、シカゴのロータリアン Holden と協力し、法的見地から法人のすべての利点を与えると共に若干の不利な点を避けることができると考えられる一種の信託宣言を起草した。財団管理委員会により完成され、国際ロータリー理事会の同意を得たこの宣言は、財団の永続性を保証する効力を有するであろう。従って、財団管理委員会は、理事会がこの信託宣言に同意し、国際ロータリーの役員に国際ロータリーに代って同案に署名することを委任するよう要請するものである。

理事会(1931—32)は、次の如き財団の信託宣言に同意し財団管理委員会が同案を実施することを批准した。

1931年11月12日、U.S.A.の州、イリノイ州の法人である国際ロータリーと、ロー

タリー財団管理委員 Arch C. Klumph, Rufus F. Chapin, Charles Rhodes, Harry H. Rogers 及び Charles A. Mander ならびにその後任者との間に作成締結せられた本信託宣言は、次のことを証言する。

国際ロータリー細則第20条には次の如く規定されている：

(註：財団管理委員会の宣言には細則第20条第1節より第10節に至る全文を掲げる。248—251頁参照)

且つ上述の管理委員会は、上掲細則第20条第1節及び第2節により指名され正式に任命されたものであり、又国際ロータリーを代表する国際ロータリー理事会の正当な権限と指揮の下に、第20条の規定に従い信託の宣言を行うものであるが故に、ここに次の如く宣言する。

第1：前記ロータリー財団の管理委員会によって受取り且つ保管せられた総ての財産は、条件付寄付、不動産贈与又は遺贈を除き、その元金及び(又は)それよりの収入を単一信託とし、国際ロータリー理事会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領¹⁾、運動又は施設のため、そして単にそれのみに用ゆるために受取られ且つ信託に保管されていなければならない。主要資産として保管された総ての資産はその用語の正当な意味における慈善的使用にのみ厳重に保管されなければならないということが明白に宣言されている。

第2：上述の管理委員の権限は、上記の細

1) 1951年(アトランテック・シティ)国際大会はロータリーの「綱領」を複数(Objects)から単数(Object)に変更した。

則に規定せられてある如く、その改正に従うべきものであるが、前述の如く受理した総ての資金及び財産は慈善の用途の為にのみ保管されるものであるという本信託宣言を害うが如き何等の改正或は改正の権限を保持し又は解釈し得ないということを明瞭に宣言する。

第3：本宣言は、条件付贈与、不動産贈与、遺贈又は信託契約に特に指定されている場合を除き、生命保険から入るすべての資金を含めて、条件付と否とを問わず、現在又は今後受理せらるべきすべての資金に適用しうる信託及び権力に適用するものである。

以上の証明として財団管理委員会は、前記日付を以てここに署名調印をなし、且つその承認の証として国際ロータリー理事会によって与えられた権限により同様のことを行い、国際ロータリーに代って正式に委任された役員の手によりここに国際ロータリー印を捺印する。

財団資金支出の目的

(Purposes for Which Funds of the Foundation Shall Be Expended)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、財団の資金を支出する目的に關し、次の如き決議を採択した。

国際ロータリー細則第20条第1節は、次の如く規定している：

ロータリー財団の全財産に関する行使権は、11名の財団管理委員及びその後任者に帰属せしめる。財団管理委員会は、本細則以外に規定されたもの若しくは、条件付贈与、不動産贈与、又は遺贈を除き、その保管、投資、処理及び運営の任に當り、且つ理事会の承認を得て基本財産或はそれより生ずる利子を単一信託として、国際ロータリーの目的即ちロータリーの綱領或は国際ロータリーが提唱又は承認する博愛、慈

善、教育、乃至救恤の目的、目標、運動又は施設の推進のために支出することができる。

そして1931年11月12日、国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会によって実施された「信託宣言」は次の通り規定している。

第1：前記のロータリー財団の管理委員会により受取られ且つ保管せられたすべての財産は、条件付贈与、不動産贈与又は遺贈を除き、その元金及び(又は)それよりの収入を、単一信託として国際ロータリー理事会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領¹⁾、運動又は施設のためそして単にそれのみに用ゆるために受取られ且つ信託に保管されていなければならない。主要資産として保管された総ての資産はその用語の正当な意味における慈善的使用にのみ厳重に保管されなければならないことが明白に宣言されている。

第2：上述の管理委員の権限は、上記の細則に規定される如く、その改正に従うべきものであるが、前述の如く受理したすべての資金及び財産は、慈善の用途のためにのみ保管されるものであるという本信託宣言を害うが如き何等の改正又は改正の権限を保持し又は解釈し得ないということを明瞭に宣言する。

第3：本宣言は、条件付贈与、不動産贈与、遺贈又は信託契約に特に指定されている場合を除き、生命保険から入るすべての資金を含めて、条件付と否とを問わず、現在又は今後受理せらるべきすべての資金に適用しうる信託及び権力に適用するものである。

且つ又、国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、以上の諸規定が、個

1) 1951年(アトランテック・シティ)国際大会はロータリーの「綱領」を複数(Objects)から単数(Object)に変更した。

人及び団体による慈善その他の寄付、及び所得税を免除されるべき団体に関する U. S. A. 国内歳入条例の諸規定に該当するものと解釈していることを記録することはのぞましいことであるが故に、

ロータリー財団の基本財産或は収入からの支出は、運営に要する費用を除き、絶対に、慈善、科学、文学、教育或はその他 U. S. A. 国内歳入条例、第 23 (o), 2, 23 (q), 2 及び 101 (6) の各項に含まれる目的に使用されるべきこと、又、ロータリー財団の基本財産たる収入とを問わず、その如何なる部分と雖も個人的利益のために使用しないこと、又、ロータリー財団の活動の相当な部分が宣伝その他立法に影響を与えようとする試みに向けられてはならないこと、及び最後に、ロータリー財団の解散の暁には、その基本財産及びそれより生ずる収入は、本決議の条件によって使用せられねばならぬことをここに決議する。(理 44—45, 財団管理委 44—45)

所得税申告に対する寄付金額の控除
(Deductibility of Contributions on
Income Tax Returns)

国によっては所得税申告を行う場合ロータリー財団への寄付金は控除されている。クラブ並びに各個人は夫々の国に於いて斯様な寄付金が所得税の課税金額から控除されるかどうかを所在地の関係当局に確めるべきである。

次に掲げるものは、国際ロータリーが受理した 1948 年 9 月 22 日付合衆国財務局国内歳入長官の書翰の抜萃である：

本官は、貴財団が専ら慈善的、教育的目的のために組織されていることを証明せる提出証 拠書類に基づき、国内歳入法 第 101 節 (6) の規定並びに先の歳入諸条令の該当規定により、貴財団は連邦所得税を免除されるものと

判定する。

貴財団に対する寄付は、修正国内歳入法 第 23 節 (o), (q), の各項に規定された方法及び範囲内において、かつ先の歳入諸条令の該当規定により、寄付者の純課税所得額から控除される。

貴財団に提供される遺贈、遺産、不動産の遺贈又は財産譲渡証書は、国内歳入法 第 812 節、(d) 項並びに第 861 節 (a) 項 (3) に規定された方法と範囲内において、且つ／又は先の歳入諸条令の該当規定により、故人の課税財産額より控除される。貴財団への贈与財産は、国内歳入法 第 1004 (a) (2) (B) 並びに 1004 (b) の (2) 及び (3) 並びに／又は先の歳入諸条令の該当規定により、課税贈与額より控除される。

カナダにおいては、寄付者が所得税法 第 27 節 (1) (a) の規定に従い且つその範囲内において課税所得額を計算する際、もし正規の領収書により立証されるならば、寄付金を控除額として申告することができる。

ロータリー財団の基本財産からの支出
(Expenditures From the Corpus of
The Rotary Foundation)

1966 年国際大会は次の決議を採択した：第 57 回年次国際大会において国際ロータリーは、1968 年 7 月 1 日より 1 ヶ年間に 150 万ドル、1969 年 7 月 1 日より 1 ヶ年間に 200 万ドルを超えざる範囲において、国際ロータリー理事会並びに過半数のロータリー財団管理委員の承認を条件としてロータリー財団の目的推進のため同財団の基本基金より支出することが出来ることを決議した。(デンバー大会決議 66—54)

1968 年国際大会はロータリー財団基本財産よりの支出継続を規定するため次の決議を採択した：第 59 回年次国際大会において国際ロータリ

ーは、1970 年 7 月 1 日より 2 ヶ年間に、年額 200 万ドルを超えざる範囲において、国際ロータリー理事会並びに過半数のロータリー財団管理委員の承認を条件として、ロータリー財団の目的推進のため同財団の基本基金より支出し得ることを決議した。(メキシコ シティ—大会決議 68—60)

財団の目的
(The Objective of the Foundation)

先に発表されたロータリー財団の目的は、財団管理委員会 (1964—65) により次の如く改正され、かつ理事会 (1965—66) により承認された：

ロータリー財団の目的は、博愛、慈善、教育的性質の、確実で且つ効果的な企画によって各国の国民間に理解と友好関係を増進することにある。

財団管理委員の任命
(Appointment of Trustees)

国際ロータリー細則 (第 20 条) は、理事会の承認を得て、会長が 11 名の委員を任命するものとし、そのうち 6 名は元国際ロータリー会長、3 名は財団が支持する活動分野の経験者、残る 2 名は財務経験者とすべきことを規定している。

財団管理委員会は毎年、管理委員 1 名を次年度の委員長に選定する。委員長が欠員となった場合、残余の任期を務める委員長も同管理委員会が選定する。

元国際ロータリー会長である 6 名の管理委員の任期は 6 年とする；その他の委員の任期は 2 年である。各管理委員とも再任され得る。欠員は、理事会の承認を得て、国際ロー

タリー会長が補充する。

財団管理委員が構成する委員会
(Committees of the Trustees)

財団の運営方針は、各財団管理委員が投票によりその同僚中より指名されるべき委員会乃至小委員会を決定し、夫々の任務を設定することと規定している。委員長が委員及び小委員をも任命するものとし、それらの義務は財団管理委員会により規定された通りとする。

財団管理委員の委員会は次の如く設定された：

実行委員会：5 名の管理委員で組織され、その委任事項は以下の通りである：

- 1) 財団管理委員会に代って、資金調達並びに既存の諸活動と投資有価証券の査定と評価に関するすべての問題を処理し、又、ロータリー財団の目的に合致する活動に対し授与される補助金受領者の選定に当る。但しその活動は斯様な補助金授与基準に合致するものでかつ 1 口の金額は米貨 5,000 ドル乃至その相当額を超えてはならない。
- 2) 新規活動の開始並びに推進に関し財団管理委員会に勧告する。
- 3) 財団管理委員会の方針が既に設定されている場合又は緊急事態が生じた場合、実行乃至管理に属する諸問題を解決する。
- 4) 財団管理委員会により既に割当が計上されている支出に関し、必要ある場合、決定すること。
- 5) 財団管理委員会が留意すべき事柄を調査し、それについて財団管理委員会に勧告すること。
- 6) 諸委員会よりの報告を検討し、必要ある場合本委任事項第 3 の規定に従って、その報告の内容について処置を講ずること。
- 7) 実行委員会のすべての決定は次回の財団

管理委員会の会合において報告すべきこと。

財務並びに投資委員会：3名の管理委員により構成され、年間予算及び投資を含む財務関係事項に関し財団管理委員会又は実行委員会に勧告する責任を持つ。

財団プログラム委員会：3名の管理委員で組織され、下記の任務を遂行する：
委員会は

- 1) 大学院課程奨学金、大学課程奨学金、専門的訓練補助金及び研究グループ交換補助金受領者を選考し、かつ財団管理委員会に代って、既に財団管理委員会によって認可されているその他の補助金を承認し、授与する；
- 2) 大学院課程奨学金、大学課程奨学金、専門的訓練並びに研究グループ交換プログラムのための補助金の運営に関し、又その他の承認された補助金プログラムで既に方針が設定されたか或は緊急事態発生の場合の運営に関して決定を下すこと；
- 3) ロータリー財団プログラムに関して委員会自体の見解と勧告事項を財団管理委員会に報告する。

財団管理委員会及び理事会とロータリー財団との関係 (Relationship of Trustees and Board to The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、管理委員会及び国際ロータリー理事会とロータリー財団との関係について次のような方針声明を承認した：

- ロータリー財団管理委員会の責任は：
- イ) 財団の資金を受取り、管理し且つ保管する；
 - ロ) 財団の目標、目的、運営に関する情報を作成し普及する；
 - ハ) 財団へ寄付がなされるような適当な方法を講ずる；

ニ) 財団の目的を達成するためと運営経費に必要な資金を割当てる；

ホ) 財団が得られるすべての収入と割当金を活用するために財団の活動を企画し発展させる；

ヘ) 現在実施している財団の活動を評価、検討する；

ト) 財団の資金募集の方法、手段を案出する；

チ) 財団管理委員会により設定された手続に従い、ロータリー財団が支持する諸活動のための賞金、補助金を受領する適格な個人、及び慈善乃至教育団体を選定することである。

国際ロータリー理事会の責任は、財団管理委員が支出を割当てたプログラムを監督し斯様なプログラムに関する資料を準備し、普及することである。(理、管理委 63—64, 65—66)

ロータリー財団運営に関する規定 (Rules and Regulations for Administration of The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、ロータリー財団の運営に関する次の諸規定を承認した：

年次総会

1. 財団管理委員会の年次総会はロータリー年度の第4四半期中に開催すべきものとし、その時期と場所は管理委員会が決定するものとする。如何なる会務の執行にも、その時現在権限を有し且つ在任中の委員の過半数を必要とする。但し、斯様な会議へ出席する管理委員が過半数に達しない場合は会議を将来に延期することができる。議長欠席の場合は、出席している委員により臨時議長を互選する。必要な場合或は希望する場合は、ロータリー財団管理委員と国際ロータリー理事の

合同会議を上記年次総会の会期中に開くことができる。

その他の会合

2. 上記の外、管理委員長が随時招集する管理委員の会合、或は委員会又は小委員会がある。財団管理委員会の会合は、過半数の委員に依って、文書で他の委員に会合の時期、場所を通知し、招集することが出来る。

事務長の任命

3. 管理委員会は、年次総会において、この会合の翌年1月1日に始まる歴年度のために財団事務長を任命する。国際ロータリー理事会及び財団管理委員会が別に定める場合を除き、財団事務長は、国際ロータリー理事会によって選ばれた同一歴年度の国際ロータリー事務総長と同一人たるものとする。事務長は事務次長を指名することができる。事務次長は、事務長がその職務を行使しえない場合に、事務長に代って事務を取ることができるが、事務長の地位に空席を生じた場合、その地位を自動的に継承するものではない。事務長は又、ロータリー財団のすべての銀行勘定に影響を及ぼす、小切手、銀行手形、約束手形、為替手形及び指示書に署名する1名乃至それ以上の一般管理部長を指名することができる。

会計の任命

4. 管理委員会は、年次総会に於て、この会合の翌年1月1日から始まる歴年度のために財団会計を任命する。国際ロータリー理事会及び財団管理委員会が別に定める場合を除き、国際ロータリー財務長が財団会計係になるものとする。会計の報酬は年1ドルとする。財団管理委員会は財団の副会計2名を任命すべきである。国際ロータリー理事会及びロータリー財団の管理委員会によって別な決定が行われぬ限り、中央事務局に最も近き2名の国際ロータリー副財務長が、財団の副会計になるべきである。何れかの副会計は、何かの理由で会計がその職務に当ることので

きない場合に、その会計に代って職務を執行することができるが、会計の地位に空席を生じた場合に自動的にその地位につくものではない。

欠員

5. 管理委員会は、事務長、会計或は副会計に欠員を生じた場合には、本規定第3節及び第4節の規定に従い、資格あるロータリー会員を選ぶことによって、残余の任期を充つことができる。

郵便による投票

6. 管理委員会は休会中、郵便、電信、無線電報又は電話による投票で議事を処理する権限を有する。決定には全管理委員の過半数を必要とする。財団事務長は問題が現在の方針内にある場合は郵便による投票用紙を送付する権限を持つが、問題が現在の方針外に関する場合には、その問題を郵便による投票に付すか又は次回の管理委員会まで保留するかは管理委員長に決定権があるものとする。

会計年度

7. 財団の会計年度は国際ロータリーの会計年度と同一とする。

収入及び支出

8. 事務長は毎年管理委員会に対し、次会計年度に於ける財団の予想収入、財団資金から現在行われている支出状況(基本財産及び収入の両方を含めて)、及び次会計年度に予想される支出要求についての情報を提出するものとする。

運営費予算

9. 管理委員会は、その会計年度の運営費予算を採決する。予算案は、財団事務長により各委員に提出される。

理事会への報告

10. 管理委員会は、財団の支出状況と、財団の目的を推進するため利用し得る金額を定期に国際ロータリー理事会に通知するものとする。

保証金

11. 管理委員会は、財団の諸活動関係者に対する保証金の必要性の有無及び金額を決定し、斯様な保証金の費用を財団運営費に織込むものとする。

会計検査人の任命

12. 管理委員会は、毎年財団の会計検査人として、国際ロータリーの会計検査を依頼している同一会計事務所を指定するものとする。財団の会計検査に要する費用は財団運営費から支払うものとする。

会計検査報告の公表

13. 管理委員会は、毎年、国際ロータリー理事会が国際ロータリー資金の会計報告を公表すると同時に、同様の方法で、その会計検査人の報告を公表するものとする。

事務長の財務報告

14. 財団事務長は、定期的に財務報告を管理委員会に、又、その写しを国際ロータリーの各理事に送付するものとする。

投資する権限

15. 管理委員会は管理委員会委員長又は管理委員会の財務並びに投資委員会委員長に、次の権限を特別に委任する。即ち管理委員会が休会中、委員会が随時決定した方針に従って、財団の収入から有価証券に投資する金額を決定すること；上記証券をロータリー財団名義から受取り名義人へ書き換えることを決定することを有価証券の保管方法；及び1名又は数名の投資顧問の助言の下に何れの有価証券を買入れ何れの有価証券を売却すべきかを決定する権限を委任する。続いて事務長又は副事務長、及び会計又は副会計は資金をそのように投資し且つ、有価証券を売却する権限が与えられ、そして事務長又は副事務長はその取引を直ちに管理委員会に報告すべきものとする。投資顧問の考えで、ロータリー財団を代表して投資有価証券の買入れ並びに／又は売却を行なう件に関し、管理委員会の休会中機敏な処置を取ることがロータリー財団に最も有利と判断した場合は何時でも、上記

の手續に従う必要はない。そして投資顧問は事前承認を得ずして、斯様な決定をなすことができる。但し、顧問はその理由をも含めた斯様な処置に関する完全な報告を、ロータリー財団事務長からロータリー財団管理委員会へ回付されるよう、速かに事務長宛提出しなければならない。

投資に対する銀行サービス

16. 管理委員会は、委員長及び事務長が、財団の資金を預金し或は債券類を保管している世界中の銀行と、財団の投資に対し、もしあれば、適当と考えられる銀行のサービスに関する取極めを行うことに同意する。

銀行勘定

17. 管理委員会は、委員長及び事務長に対し、国際ロータリーがその資金に関し行なっている一般取極めに反しないように、世界各国の銀行に勘定を開く権限を与える。

現金の引出及び預金の移動

18. 管理委員会は、下記の職員に、ロータリー財団のすべての銀行勘定に影響を及ぼす、小切手、銀行手形、約束手形、為替手形及び指示書に署名する権限を与える：

事務長

又は

副事務長

又は

その目的のために事務長より指名された一般管理部長

並びに

会計

又は

副会計

情報の伝達

19. 管理委員長及び事務長は、管理委員会に代って、財団の基本金が常に増加しつづけるよう又寄付者が財団の計画と業績について知ることが出来るようにする目的を以て、財団に関する情報を、国際ロータリー加盟クラブ、国際ロータリーの現及び元役員その他に

伝達する権限が与えられている。

委員会の任命

20. 管理委員長は管理委員の活動を進めるために必要な委員会又は小委員会を任命するものとする。

規定の改正

21. 財団管理委員会は、必要で時宜を得た改正を行なうために、随時これらの諸規定を検討し、改正を要する場合は、事後承認を得るためこれを理事会に送達しなければならない。(理事及び財団管理委 48—49, 49—50, 54—55, 56—57, 58—59, 60—61, 63—64; 管理委 64—65; 理及び管理委 65—66; 66—67; 67—68)

ロータリー財団の諸活動

(Activities of The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会並びに管理委員会は、ロータリー財団の目標達成に確実且つ効果的な企画として下記の活動を承認した：

国際理解のためのロータリー財団補助金 (Rotary Foundation Awards for International Understanding)

補助金プログラムの種類は次の通り：

大学院課程奨学金

大学課程奨学金

専門的訓練

研究グループ交換

完全且つ詳細な説明書並びに申請用紙等は各プログラム別申請書類提出締切期日の数ヵ月前に地区ガバナーへ配布される。クラブは、それら資料入手可能の発表後、地区ガバナー又は文献東京事務所より希望部数を入手できる。

地区は如何なる年にも研究グループ交換補

助金を申請することができる。然し、その他のプログラムに関して、財団管理委員会は、もし立派な適格候補者が選考された場合に下記の補助金を授与すべきことに同意した：

- 1) 毎年、大学院課程奨学金、大学課程奨学金、又は専門的訓練補助金の中地区の希望する何れか1つ；
- 2) 地区に所属していない全ロータリー・クラブに対しては、毎年、大学院課程奨学金、専門的訓練補助金乃至大学課程奨学金の3種合計10口まで、…候補者が補助金受領者となった無地区ロータリー・クラブはその直後3学年度間は如何なる補助金にも候補者を推薦する資格がない。

ロータリー・クラブは申請者を2名提唱することができる。各地区は、クラブ提唱の申請者中より、大学院課程奨学金、大学課程奨学金乃至専門的訓練の中何れかの候補者を1名と補欠候補者1名を選考することができる。尚補欠は第1候補者と同種の補助金の候補者でなくてもよい。

選考は地区ロータリー財団委員会の教育補助金小委員会が行なう。個人面接はクラブ・レベルにおいて不可欠と考えられているが、地区レベルでも行なうよう強く推奨されている。距離の関係で地区レベルの個人面接が不可能な場合、地区小委員会は更に詳細な個人情報を入手することが必要とならう。

候補者選考期日予定表

大学院課程奨学金、大学課程奨学金及び専門的訓練補助金候補者選考の締切期日予定表は次の通り：

- 提唱ロータリー・クラブが申請書並びに補足書類受理締切日……………3月15日
- 地区ガバナーがクラブ確認済候補者の申請書類一式受理締切日……………4月1日
- 事務総長が地区確認済候補者の申請書類一式受理締切日……………5月15日

奨学金受領者選考
のための会合……………8月下旬
受領者の発表及び授与通知……………9月上旬

大学院課程奨学金
(Graduate Fellowships)

これは、もし立派な有資格候補者が選定された場合、1学年間他国での大学院課程の研究のため優秀な青年男女に対して授与される大学院課程奨学金プログラムである。

大学院課程奨学金の目的は、大学院学生を他国に留学させることによって、留学中並びに帰国後、両国民間の理解増進に貢献する機会を提供し、かくして異なる国々の人々の間に理解と友好関係を増進することに寄与するためである。

大学院課程奨学金は、往復旅費全額と1学年間の教育費、生活費及び雑費を賄う金額で、場合により、正規学年度開始前の、留学国における一定期間の徹底的語学訓練費が加算される。奨学金は如何なる分野の研究(但し、単独の、又は指導者のつかない研究及び医術のインターン、病院住み込みの医員及び研究者を除く)にも授与され、ロータリー・クラブ所在の何れの国においても受領できる。

申請者は未婚の本籍所在国の市民で、奨学金授与発表後の7月1日現在の年齢が20—28歳で、奨学金年度開始前に学士号又はそれと同等のものを取得した者でなければならない。そして又次の2条件を満たす者でなければならない:

- イ) 親しみ易い個性の持主で海外及び自国において効果的接触をなし得るような公開の席で講演できる者で、かつ
 - ロ) 高度の学究能力を持つ成績優秀な者でなければならない。
- これらの基本的且つ不可欠な2条件に該当

しない申請者は奨学金授与対象に考慮されないものとする。

選考 (Selection)

クラブ並びに地区水準における大学院課程奨学金候補者選考は重大な責任である。選考は、経済状態、人種或は宗教には関係なく、専ら資格にのみ基づいて行なうのである。

申請者は本人の本籍所在地の地区に所属するロータリー・クラブか或は申請当時在学中の大学所在地の地区に所属するロータリー・クラブにより提唱されなければならない。奨学金は授与された1学年度にのみ有効であって、正当と認められざる限り、その後統期間に延期乃至延長され得ないものである。

兵役 (Military Service)

大学院課程奨学生が兵役義務のため受領した奨学金を使用できない場合、兵役義務年限終了後の学年度開始時までその使用を延期することができる。但し上限年齢の条件を除きその他の必要な個人的条件を引き続き保有している場合に限る。

**大学院課程奨学生のための顧問
ロータリアン (Rotarian Counselors
for Graduate Fellows)**

理事会は次の事項を承認した:

- イ) 大学院課程奨学生の留学予定地区のガバナーに、それら奨学生1名毎に顧問ロータリアン1名を任命するよう要請すること。又大学院課程奨学生の留学予定の大学が所在する都市にある無地区ロータリー・クラブに対して、それら奨学生に夫々顧問ロータリアンを任命するよう要請すること;
- ロ) 大学院課程奨学生のために数名の顧問ロータリアンが任命されている地区は何れも、奨学生のために講演予約やその他の訪問を手配したり、斯様な奨学生に招待状を出し

たいと希望するクラブに代って接触するために、それら顧問のうち1名を、地区内クラブと奨学生間の連絡係に、指名すること;

ハ) 地区ガバナー(並びに地区を構成しない地域のホスト・ロータリー・クラブ)に、大学院課程奨学生の顧問ロータリアンとして望ましい資格を知らせること、即ち:

- 仕事に必要な時間と精力を喜んで提供し、かつ奨学生と容易に近づきになれる者;
- 地域社会に多くの知人を持ち、援助を求め得られる者;
- 学生生活に関係を持っているか又は理解者であること、但し必ずしも教育の専門家でなくてもよい;
- 青少年に関心を持つ者。(理 64—65)

大学院課程奨学生の訪問
(Visits by Graduate Fellows)

国際ロータリーは、大学院課程奨学生が地区大会又はクラブを訪問する旅費は支給しない。然しながら、地区ガバナー及びロータリー・クラブは地区大会又はクラブ例会を訪問乃至講演するよう招待された奨学生には乗物を提供するか或は旅費を弁償するよう示唆されている。(管理委 64—65)

大学院学友
(Graduate Fellowship Alumni)

大学院学友の居住地に所在するロータリー・クラブは、斯様な元奨学生を時折りクラブの例会に招待するよう示唆されている。地区ガバナーは大学院学友を地区大会に招待するよう奨励されている。(管理委 64—65)

理事会は、大学院学友が居住する各地区のガバナーは、学友に、地区及びクラブの各口

ロータリー財団選考委員会の審議に参加するよう招待状を出すこと、そして学友から参加の返事を受けた場合は直ちにその旨、選考委員長並びに地区内のクラブ会長に通知すること、又、地区内に留学している大学院課程奨学生の顧問ロータリアンと相談の上、斯様な学友に顧問ロータリアンの補佐となるよう招請することを示唆している。(理 64—65)

大学課程奨学金
(Undergraduate Scholarships)

国際ロータリー理事会並びに管理委員会(1965—66)は、1968—69学年度より、大学院課程奨学金プログラムをできうる限り補足し、かつ調和させるため大学課程奨学金プログラムを開設することに意見が一致した。このプログラムのもとで、大学在学中の男女学生は1学年間他国で勉強する機会を持つのである。

候補者は、次の諸条件を除き、大学院課程奨学金候補者に対すると同様の資格を持っていなければならない。それらの条件とは、奨学金授与発表後の7月1日現在18—24歳までの者に限ること、奨学金年度開始当時大学課程2ヵ年終了しているが学士号又はそれに相当するものを取得していないこと、有望な学生と識別し得るような中等学校及び大学両水準における学級成績順位並びに学業成績を証明する有効な証拠を提出すべきことである。(3ヵ年の大学レベルの課程修了を以て学士号又はそれに相当するものが取得できる学校に在学する候補者は大学レベル1学年終了後に奨学金年度を開始できる。)

専門的訓練 (Technical Training)

ロータリー財団専門的訓練補助金の目的は、青年たちに、他国において各自の専門分野の知識並びに技能を向上せしめることによって、訓練期間中も帰国後も自国と訓練を受けた国の両国民の間の理解を増進するために貢献する機会を与え、斯くして異なった国々の人々の間に理解と友好関係を増進することに寄与するためである。

補助金は12ヵ月間を限度とする或る期間の職業乃至専門的技術研究に対し、補助金授与発表後の7月1日現在年齢21—35歳の独身又は既婚の男子に授与される。おもに知識と技能の実地応用である。訓練には職業学校乃至技術学校或は専門的訓練設備を有するその他の施設における研究が含まれている。意図する所は、あらゆる分野の技工並びに技術者に他国で研究する機会を提供することにある。補助金は学生のためではなく、専門的水準に近い技工又は技術者として少なくとも2年間常勤制のもとに雇傭されたことのある男子のために企画されたものである。

補助金は訓練研修生の旅費、教育費、並びに生活費一切を賄うものである。但し扶養家族の如何なる費用も支給しない。

ロータリー・クラブ並びに地区は、専門的訓練補助金候補者を提唱するか又は研修生を受け入れることによって、或はその両方を受け持つことにより、本プログラムに参加することができる。候補者は、大抵、訓練研修生受け入れ希望地区より提出された報告を基に作成、公表された、利用可能な訓練施設一覧表中より、各自の訓練所を選択する。

選考

各ロータリー・クラブは申請者を2名まで提唱することができる。提唱(派遣)クラブの責任は、その地域にプログラムを発表し、有望な申請者と接触してクラブが確認すべき申

請者を選定し、かつ、首尾よく受領者に選ばれた場合にはロータリー教育と適応指導に協力することである。

受け入れクラブ並びに地区

受け入れロータリー・クラブとなるためには、クラブは、地域社会内又はその付近に所在する専門的訓練施設に関する情報を記入した調査書を少なくとも1通地区ガバナーに提出し、かつ、専門的訓練生が自己の才能を伸ばし同時に補助金の目的を達成するのを援助するために定められた或る種の任務を引き受けることを承諾しなければならない。訓練所との連絡係として奉仕するため、又緊急の場合訓練生に助力し、訓練生の個人的要求に関与し、かつロータリー・クラブ訪問を手配するために、受け入れクラブ会員の1名が専門的訓練生のための顧問ロータリアンに任命される。

受け入れ地区になるためには、地区ガバナーは、地区内の適当な1乃至それ以上の専門的訓練施設を本プログラム参加のために正式に登録し、かつそれら施設に関する情報を記載した1乃至それ以上の施設調査書を国際ロータリーへ提出しなければならない。教育補助金地区小委員会は、地区自体が果すべき或る種の任務を遂行する責任を持っている。

地区ガバナー乃至中央事務局より入手できる資料には、受け入れクラブと地区並びに提唱クラブと地区用の詳細な情報と注意事項、適格な専門的訓練施設一覧表及び申請用紙が含まれている。

研究グループ交換

(Group Study Exchange)

ロータリー財団研究グループ交換は次の3つの目的のために計画された教育的プログラムである：

イ) 優秀な青年事業家並びに専門的職業人

に、関係国内において計画準備された研究討論プログラムに参加することによって、他の国とその国民並びに諸施設とを研究する機会を与えるため；

- ロ) 善意の人々が、友好的雰囲気のもとに相会し、語り合い、生活を共にして、相互の問題や抱負を理解するようになり、かくして個人的接触を永続する友情へと成熟させることにより国際理解を増進するため；
- ハ) 研究グループのチームのために教育的プログラムを作成し、又彼等を歓待することによって、ロータリアンを、特殊な、実際の且つ有意義な国際奉仕計画に参加させるため。

これは組み合わせ地区間で研究グループを交換するプログラムである。各グループは、プログラム参加申請の時の年齢25—35歳までの、十分に資格のある6名の青年事業家又は専門的職業人で構成され、「研究グループ交換」地区ガバナー代表が加わる。これら全員は特定の一地区出身者とする。組み合わせ地区の一方が斯様なグループをある年に2ヵ月間相手地区に派遣し、その翌年は相手地区のグループを受け入れることになる。

補助金はチーム構成員6名と地区ガバナー代表のための出発地点と所定の到着地点間往復運賃を賄えるものでジェット機2等往復料金を超えぬ金額である。ホスト地区滞在中のグループの食費、宿泊費並びに旅費は受け入れ側の地元ロータリアンが準備する。

「青年事業家乃至専門的職業人」という言葉は、研究グループ交換のチームへ参加申請をなす前に、常勤制のもとに少なくとも2年間、一般に認められた事業又は専門的職業に雇傭されたことのある男子を意味するのである。参加申請者は居住している国の市民で、立候補を確認する地区にある自己の専門分野の職業に雇傭されていなければならない。

補助金を受ける資格を取得するためには、

地区は、地区大会もしくは地区協議会における決議によって、或は郵便投票によって、地区内クラブの3分の2が、本プログラム参加申請を承諾し且つ支持することを表明し、且つ要請された場合は訪問チームのホストになることに同意したことを証明しなければならない。

選考

クラブ水準においては、クラブはその地域社会よりの候補者全員と面接して、その中から2名以内を選考する選考パネルを任命する。候補者を決定するに先立ち、クラブは候補者たちの雇傭主又は事業仲間にプログラムのことに関して話し合い、彼等の協力を得ておくべきである。

クラブ水準で選考された青年たちの中から研究チームを最終的に選考するのは「研究グループ交換」地区小委員会又は同委員会により選定された特別パネルの責任である。可能な場合は必ず個人面接を行なうよう推奨されている。

地区は希望する組み合わせ地区を申し出ることができる。然し最終的にはロータリー財団管理委員会が決定する。管理委員会はまた、何れの地区が最初にホストになるかを表示する。

記入済みの申請書は、基本的研究計画を同封の上、毎年4月1日までに国際ロータリーへ返送されなければならない。派遣と受け入れの相互交換は補助金授与発表直後の2ヵ月間に完了されねばならない。補助金は毎年4月乃至5月に財団管理委員会により授与され国際協議会において発表される。

理事会は、研究グループ交換補助金を授与された各地区のガバナーが、地区内のロータリアン1名を、研究グループを派遣する年に研究グループ交換地区ガバナー代表を務めるために任命するよう要請している。斯様な代表は研究グループ交換地区小委員会により指名され、地区ガバナーの承認を得て後、研究

プログラムのため、研究グループに同行することになる。

地区ガバナー代表は運営役員であって、研究グループ交換チームの1員ではない。ロータリー及びロータリーと無関係の聴衆に対する非公式な挨拶乃至接触の際は、地区ガバナー代表よりはむしろチーム員たちが注目的になるようにすべきである。

受け入れ地区

財団管理委員会は、研究グループ交換プログラムの運営に関する指針として、次の声明を採択した：

ホスト地区とは研究グループ受け入れ地区のことである。大体において、研究グループは到着——出発までの間ホスト地区の責任下にある。研究計画に他の地区が関与する場合といえども、ホスト地区は、研究計画の立案、旅程の作成、関係地区内の輸送機関の提供、グループの歓待及び諸活動の計画準備とできうる限りの家庭歓待の手配を引き受ける責任がある。熱意ある有能な地区小委員会が不可欠である。

ロータリー財団の目的に合致する活動のための補助金 (Grants for Activities in Keeping with the Objective of The Rotary Foundation)

ロータリー財団管理委員会(1965—66)は、次の声明を承認した：

管理委員会は、前記諸活動の他に更に、ロータリー財団により支持されるべき新計画に対し考慮を払うことによって国際理解を増進する種々の方法を検討中であり、斯様な活動に対するロータリー地区、ロータリークラブ及びロータリアンよりの提案や推薦案、及び経済的援助の要請を歓迎するものである。

ロータリー財団の目的推進に貢献する計

画の展開及びその試みへの奨励策として、管理委員会は次に示す基準に合致する提案並びに推薦案に対し考慮を払うものである：

- 1) その計画はロータリー財団プログラム中に含めることが適当であることを立証できるような性質のもので、異なる国々の国民間の理解と友好関係の推進に貢献するものであるべきこと。
 - 2) それは1乃至多数のロータリー・クラブ及び相当数のロータリアンが積極的に参加するものでなければならない。
 - 3) それは、ロータリー・クラブ或は地区により推薦され且つ提唱され、そして経済的に一部負担され、又ロータリー財団の目的に合致するような教育的もしくは慈善的性質のものであるべきこと。
 - 4) その計画を推薦又は提唱する地区もしくはクラブは、必要に応じてその計画の情報及び報告を提出することを承諾しなければならない。
 - 5) それは不動産投資を含むものであってはならない。
 - 6) それは、ロータリー財団或は国際ロータリーに対し、補助金支給の経済的義務以外の責任を負わせてはならない。新計画に対する提案或は推薦案には、予算の明細書並びにその計画の明瞭な説明書及びロータリアンの活動参加範囲等を含む詳細な資料を添付しなければならない。
- 補助金はロータリー・クラブ、ロータリー地区、ロータリアン、血縁又は婚姻によるロータリアンの扶養家族、或は親族には授与されない。又補助金授与によってロータリー地区、ロータリー・クラブ、ロータリアン、血縁又は婚姻によるロータリアンの扶養家族又は親族、即ちロータリアンの実子、継子、孫、兄弟姉妹並びに、もしあれば、その配偶者にならん

かの物質的利益が生ずる場合にも授与されない。

財団補助金受領無資格者

(Ineligibility for Foundation Awards)

ロータリー財団管理委員会(1966—67)は、ロータリアン、その扶養家族及び親族を財団補助金受領無資格者となす決定の説明として次の声明を採択した：

ロータリー財団の目的は博愛、慈善、教育的或はその他の救恤的性質の確実且つ効果的な企画を促進することにより、異なる国々の国民間に理解と友好関係を増進するにある。

ロータリー財団は信託財産であって、その条件のもとに慈善乃至教育的性質の企画に対してのみ財団の資金を支出することができる。ロータリー財団の資金は多くの国に保管されており、それらの国々にはこの資金使用に際して適用される法律及び規則がある。ロータリー財団はそれらの法律並びに規則を遵守し、課せられた拘束に従って支出しなければならない。管理委員会はロータリー財団の授与する補助金に含まれる法律上及びその他の面を考慮して、ロータリー財団の支持するプログラムに基づく補助金は、奉仕の理想を例証し、且つ財団の地位を保護するために、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、ロータリアン、血縁又は婚姻によるロータリアンの扶養家族乃至親族には一切授与されないものとすることに同意した。ここに親族とは実子、継子、孫、兄弟姉妹並びに、もしあれば、その配偶者を指すのである。

本方針設定は次の2つの理由に依る：

- イ) 奉仕の理想を例証するため。
 - ロ) 財団の地位を保護するため。
- たとえ或る国においてはロータリアン乃至その親族に補助金を授与することによ

て財団の地位が脅かされる危険はないとしても、奉仕の理想は「財団への寄付者は、直接にも間接にも、財団プログラムからの受益者となつてはならない」という方針によって、最もよく例証されるということは、動かない事実である。ロータリーのモットーである「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親族でもない、資格のある人々に対しての、利他的奉仕に基づく慈善的且つ教育的プログラムを通じて最もよく例証されるのである。

財団に対する資金の募集

(Raising Funds for Foundation)

1936—37年度に於て理事会は、国際ロータリーがロータリー財団のために200万ドルを集めるよう努力すべきことに同意し、1938年には、国際大会に於て次の決議が採択された：

「第29回大会に於て国際ロータリーは、1箇年前に創始され、今やその事業を始めんとするロータリー財団の1部として、200万ドルの資金を集める運動が承認保証せられ、国際ロータリーの全役員及び全加盟クラブはこの運動が完全な成功を収めるよう協力すべきことを決議する。」(サンフランシスコ大会決議 38—31)

理事会(1939—40)は、国際ロータリーがロータリー財団のために資金を集むべきことを再確認し、そのために特別委員を任命することを承認した。理事会(1946—47)は、ロータリー財団に対して継続的な援助を与えること及び1938年度大会(サンフランシスコ)の指図には従わねばならないことに同意した。従って、理事会は、ロータリー財団のための200万ドルの資金募集を目標とする運動を起したのである。その目標が1948—49年度に

達成されてからは、今後のロータリー財団育成のための援助はロータリー・クラブ、個人ロータリアン及びその他の人々からの自発的寄付に依存することとした。

理事会並びに管理委員会（1964—65）は、ロータリー財団の資金の最大限度に関しては制限をおかないということに意見が一致した。

地区ガバナーは、国際ロータリーの役員として管轄地区にロータリーを推進する直接の責任者であるということをおぼろげに忘れない。そして財団の目的と目標とがよりよく知られ、理解されるようになり、かつ斯様な目標の達成に際してロータリアン及び他の人々の関心が刺戟されるようにするために、地区ガバナーはロータリー財団を絶えず推進することの必要性を忘れてはならない。

財団への寄付

(Contributions to Foundation)

ロータリー財団が自発的寄付の基礎の上に発展して来た事実にかんがみ、財団への寄付を会員資格の条件とするとか或はそのような意味のことを入会申込書に書き入れてはならない。ロータリー財団に寄付することを会員資格の条件とするようロータリー・クラブの細則を改正したり、ロータリー会員カードに斯様なことを書き入れることは認められていない。(理 64—65)

理事会並びに財団管理委員会（1964—65）は、ロータリー財団の目標は、全クラブを「100%ロータリー財団クラブ」に、そして全ロータリアンをロータリー財団への寄付者にするということに意見が一致した。

地区ガバナーは地区ロータリー財団委員会、地区協議会及びクラブ訪問などの正規の径路を経て、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリー財団への継続的寄

付の重要性を強調するよう示唆されている。

以下の提案は、自発的寄付制によってロータリー財団の資金を増加する様々の方法の例として、地区ガバナー並びにロータリー・クラブの注意を喚起するものである：

- 1) ロータリアン及びロータリアンでない人に多額の寄付を個人的に懇請する；
- 2) 新クラブに対して、「100%ロータリー財団クラブ」になる機会を直ちに与える；
- 3) 既にクラブが「100%ロータリー財団クラブ」の地位をかち得ていても、尚お斯様なクラブが「200%、300%等のロータリー財団クラブ」となる機会を与える；
- 4) クラブが「100%、200%等の呼称資格を得ている場合でも、更に会員1名当り年額いくらかという寄付を希望することもあろう。あるクラブでは毎年1名1ドルの寄付を行なっている；
- 5) 新会員が入会した時に、ロータリー財団へ寄付する機会を与える；
- 6) ロータリー財団に対する年次寄付の一つの方法として直前年度に入会した新会員1名毎に10ドル又はその相当額、他の会員が1人当り1ドル宛寄付する慣例を採用することをクラブに示唆する。かくしてそのクラブは「ロータリー財団の友」となるのである；
- 7) 各ロータリアンに夫々の誕生日に一定の寄付を行なう機会を与える；
- 8) 地区内にロータリー財団奨学生やその他の財団補助金受領者がいる場合には、その好機を最大限に利用するようクラブを激励する；
- 9) クラブの不用資金をロータリー財団に流用する。

遺贈 (Bequests)

遺言状に財団への遺産贈与の希望を記載する場合、寄付者はその受益人として「米国、

イリノイ州、エバンストンに本部をおく、教育的、博愛的、及び慈善的目的の非営利団体である国際ロータリーのロータリー財団管理委員会」と指定するものとする。

パーセンテージ順位

(Percentage Standings)

クラブの累積剰出金が、毎年12月の会員数報告を基にして会員1人当り10ドルに相当するクラブは「100%ロータリー財団クラブ」と認められる。

会員数報告は、各クラブ幹事より地区ガバナーに提出された12月の「出席報告」用紙に記載されている12月最終例会日現在の会員数を表示するということに留意しなければならない。パーセンテージ順位は、国際ロータリー宛のクラブ半期報告或は寄付を行なった「当時」の会員数の欄に記入された数字に基づくものではない。

12月の会員数は、その直後のロータリー年度中、パーセンテージ順位決定の基準として使用される。もしクラブの寄付累計額が、既に或はその年度中のある時に、直前年度12月の会員数に10ドルを乗じた額に相当する場合、そのクラブはその年度中「100%」クラブと認められる。

会員1人当り10ドルの倍数に相当する金額を寄付するクラブは「200%ロータリー財団クラブ」；「300%ロータリー財団クラブ」等々と認められる。

地区内の全クラブが「100%」クラブであれば、その地区は「100%ロータリー財団地区」と認められる。もし全クラブが200%になれば、その地区はその1年度間「200%」地区というように100%の倍数パーセンテージ地区と認められる。

寄付の表彰

(Recognition of Contributions)

200%順位を認められたクラブには証明書が贈呈される。それ以上の100%の倍数パーセンテージ順位は、最初に贈られた証明書にはりつけられるようになっているステッカーによって証明される。

直前のロータリー年度に入会した新会員1名毎に最低10ドル又はその相当額、他の会員1人当り1ドル又はその相当額を毎年寄付するという慣例を採用し、それに基づいて寄付をなし、かつ斯様な寄付を毎年財団に行なうことを計画しているクラブに対しては「ロータリー財団の友」証書が贈呈される。

「サステーニング・コントリビューター」の地位に到達したことを認めたポケット型カードは、1ヵ年以内に100ドルを寄付した個人に贈呈される。

「メモリアル・コントリビューター」証書は、1ヵ年以内に100ドルから500ドルの金額を故人の追悼記念に寄付した個人に贈呈される。

「ロータリー財団のオノラリー・フェロー」の地位に到達したことを認めた証明書は、1ヵ年のうちに500ドルから1,000ドルまでの金額を寄付した個人又はある人への記念にその寄付が行なわれた場合に贈呈される。もし斯様な寄付が遺贈による場合、証明書は遺言者名義で作成され、遺言者が所属していたロータリー・クラブ又は親族の何れか、その時の事情に応じて最も適切と考えられる人に贈呈される。

「ロータリー財団のポール・ハリス・フェロー」になることを認めた額入り証明書は1ヵ年間に1,000ドル或はそれ以上を寄付した個人又はその人のためにその寄付が行なわれた場合に贈呈される。「ポール・ハリス・フェロー」受賞者名並びにその所属クラブ名は、異

論のない限り、毎年ロータリアン誌並びにレピスタ・ロータリア誌上に報告され、又国際ロータリーの国際大会の展示板に毎年書き出されるものとする。

何年かの間に1,000ドル寄付することを承諾した個人が、最初最低100ドルを寄付した時「ポール・ハリス準フェロー」と認められ、1,000ドルの満額に達した時、「ロータリー財団のポール・ハリス・フェロー」と認定される。

ロータリー財団週間

(The Rotary Foundation Week)

理事会並びに管理委員会(1964—65)は、「ロータリー財団週間」として知られている11月15日を含む週間が毎年遵奉せられるべきこと、その週間中クラブはクラブ・プログラムを財団に集中するよう、そして財団の目的に合致する企画試案を事務総長に提出するよう奨励されるべきこと、又財団週間の発表は適切な報道機関全部になされるべきであるということに意見が一致した。

ロータリー財団地区委員会 (Rotary Foundation District Committees)

理事会は、1967—68年度の管理委員会の決定に同意して、次の事項を承認した：

イ. 各地区ガバナーは、毎年9月1日又はそれ以前に、次に提案されているメンバーから成る地区ロータリー財団委員会を設置するものとする：

委員長として元地区ガバナー若しくは経験豊かな他のロータリアン、但し連続3年を越えて留任せざること。委員として地区ロータリー財団委員会の各小委員長、可能な場合元

地区ガバナーの経験を活用すること
上記委員会のもとに次に提案されている小委員会を設置する。各小委員会は地区内のロータリアンを以て構成するものとし、委員の継続性を持たせるための規定を設けること：

- 1) 財団推進——委員長及び最少限2名の委員を以て構成する；
- 2) 財団教育補助金——委員長及び2名の委員を以て構成する。各委員は次のプログラムの何れか1つの特別責任者となる：
 - 専門的訓練
 - 大学院課程奨学金
 - 大学課程奨学金；
- 3) 研究グループ交換——委員長及び最少限2名の委員を以て構成する；
- 4) 財団学友——委員長及び最少限2名の委員を以て構成する；

尚、必要に応じて財団プログラムの他の部面を担当する小委員会を追加すること。斯様な小委員会は夫々委員長及び最少限2名の委員を以て構成すること。

ロ. 各地区ガバナーに対し、可能な場合地区ロータリー財団委員会の各種小委員会の委員中に小委員会の担当する活動分野における経験者を最少限1名含めるよう示唆すること。

ハ. 地区ロータリー財団委員会の責任事項は下記の通りとする：

- 1) 地区ガバナーを助けてロータリー財団の目的及び活動の推進に当ること；
- 2) 財団に対する継続的財政支援を奨励すること；
- 3) 国際ロータリー中央事務局と財団の活動を支持する地区内ロータリー・クラブ間の連絡係となること；
- 4) 「ロータリー財団週間」への地区内クラブの積極的且つ効果的参加を推

進すること；

- 5) 地区内の各種のロータリー財団小委員会の仕事を調整すること。

一. ロータリー財団推進小委員会の責任事項は下記の通りとする：

- 1) ロータリー財団の目的並びにプログラムに関する知識を普及し且つ関心を増大するために、ロータリー財団のための強力な広報運動を創案、指導すること；
- 2) ロータリー財団に対する地区内ロータリー・クラブ並びに個人の寄付の増大を奨励すること；
- 3) ロータリー財団に対する地区内ロータリー・クラブ並びに個人の寄付の募金方法を考案すること。

ホ. 財団教育補助金小委員会の責任事項は下記の通りとする（プログラム別責任者を活用すること）：

- 1) 大学院課程並びに大学課程奨学金
 - イ) 大学院課程並びに大学課程奨学金プログラムの発表に際し地区ガバナーを奨励すること；
 - ロ) 地区内のすべての単科大学及び総合大学の学生部の担当職員に2種の奨学金について知らせ且つこれらのプログラムを学生に発表する際協力してもらうため、それら職員と接触すること；
 - ハ) ロータリー年度を通して、立派な適格申請者を探そうロータリー・クラブを奨励すること；
 - ニ) 両種の奨学金の地区候補者を選考すること；
 - ホ) 奨学生が海外で有意義な1年を過ごすのに必要な適応指導を行なうこと；
- 2) 専門的訓練
 - イ) 専門的訓練プログラムの発表に

当り地区ガバナーを奨励すること；

ロ) 地区内のすべての専門的訓練機関の学生部担当職員に本プログラムを説明し且つ学生にプログラムを発表する際協力してもらうため、それら職員と接触すること；

ハ) ロータリー年度を通して、立派な適格申請者を探そうロータリー・クラブを奨励すること；

ニ) 申請書を処理し、面接し、本補助金の地区候補者を選考すること；

ホ) 補助金受領者をできる限りの方法で奨励し、有意義な1年を過ごすのに必要な適応指導を行なうこと。

ヘ. 研究グループ交換小委員会の責任事項は下記の通りとする：

- 1) 研究グループ交換プログラムの目的及び実施方法の発表に当り地区ガバナーを奨励すること；
- 2) 地区間の全ロータリー・クラブの積極的参加を確保し且つそれらクラブに交換に際してのクラブの責任事項を知らせること；
- 3) ロータリー年度を通して、研究グループ・チームの立派な適格候補者を探そうロータリー・クラブを奨励すること；
- 4) 申請書を処理し、面接し、地区の研究グループ交換チームのメンバーを選考すること；
- 5) 選考されたメンバーが海外で有意義な経験を得るのに必要な適応指導を行なうこと；
- 6) 組合わせ地区との接触を維持するに当り地区ガバナーを助けること；
- 7) 相手地区の研究グループ交換チーム

を受け入れるのに必要な準備をなすこと。

ト) 財団学友小委員会の責任事項は下記の通りとする；

- 1) 現在、地区に居住している元奨学生、訓練研修生及び研究グループ交換チームのメンバーの名簿を入手し整備すること；
- 2) ロータリー・クラブ、地区及び地元

の諸会合でプログラムを発表する際、これらの元補助金受領者の参加を奨励すること；

- 3) クラブ例会、地元の集会、地区の諸行事への参加予定を立てるに当り、元補助金受領者とロータリー・クラブ間の連絡係りとなること。(理 68—69)

職 業 奉 仕

(Vocational Service)

Vocation (職業) という言葉は社会人の「一定の業務、稼業、商業、専門業、或は職務」を指すものである。ロータリーは、職業奉仕という言葉を使用するに当って、Service (奉仕) という文字をその一番広い意味で使っており、単に商業或は専門業取引に於てなされる業務或は売買される商品を指すのみでなく、相手の必要と境遇に対して正当な考慮を払うと共に常に他人に対し思いやりの心を以て当ることをも指しているのである。

職業奉仕はロータリーの綱領に於て次のような言葉を以て強調されている。

「職業上の高き道徳的基準；総ての有用な職業の価値あることの認識；そして社会に奉仕する好機としての各自の業務を、各ロータリアンにより権威あらしめること」を奨励、且つ育成する。

別の表現を以てすれば、職業奉仕は、職業の世界に於て、奉仕の理想を推進することを目的とするものである。即ち、職業奉仕は、

個々のロータリアンが、その職業関係のすべてに於て、使用人、競争業者、顧客及び仕入先に対して高い徳義的水準を適用し、且つ、

ロータリアン各自がこの水準を、自分と職業を同じくする他のすべての人々の間に推進することを意味するのである。

「業務を通しての奉仕」

(Service Through Business)

理事会(1942—43)は、国際ロータリー及びロータリー会員が額入用その他に使用するた

めに“Service Through Business.”「業務を通しての奉仕」という宣言文を用意しており、これが歓迎されていることを認めた。従って、理事会は、次の如き声明の承認を公式に記録した。

業務を通しての奉仕

ロータリー会員として、余の目的とする所は：

自己の職業を、物質的な利益を得る手段であると共に、社会に対する奉仕に於て自身を表現する機会であると考えること。

高い規準を受入れ且つ之れを推進することによって、自己の職業の威厳と価値とを維持し、且つ疑わしい習慣は之れを排除すること。

自己の職業に於ける成功は、これが社会に対する奉仕の結果として勝ち得られた時に、立派な大望として評価すること。然し不当な便宜、権利の濫用或は背信行為によって生ずる利益や名誉はこれを受けないこと。

健全な取引は、当事者全部に満足をもたらすやり方によって行われねばならないことを認め、且つ、自己の職業に於て、義務又は責任の厳密な限界以上に奉仕することを特権として尊重すること。(理 42—43)

「4つのテスト」(The Four-Way Test)

ロータリー計画の職業奉仕部面推進の一方法として、理事会はクラブに「4つのテスト」への注意を喚起する。(「4つのテスト使用許可」に関する全文198頁参照)

4つのテスト複製を管理する方針

(Policy Governing Reproduction of The Four-Way Test)

1. 4つのテストの総ての複製は著作権文とその言葉づかいにおいて同様でなければならないと共に次の事項即ち「1946年国際ロータリー著作権所有 (Copyright, 1946, Rotary International) を付記しなければならない。
2. 複製の唯一の目的は人間関係における道徳水準の発展と維持でなければならない。
3. 複製は、国際ロータリーの許可なくして販売用又は販売物の一部としてはならない。
4. 複製は、販売又は利益を増す目的をもつ如何なる広告の主要部分としてはならない。然しながら、若し商社、団体又は公共機関の人間関係の総てを「4つのテスト」の線に沿って誠意を以て当ることを説明するためならば、書簡箋又は文献の一部に入れても良い。
5. 上述の条件さえ守られるならば、個人又は事業体の普通の名刺の裏又は封筒に複製を印刷して差支えない。
6. 個人、商社、団体又は公共機関は、国際ロータリーで発行している「4つのテスト」のフォルダー、ポスター、その他に自己の名を刷り込んでも良い。
7. 複製せんとする個人、商社、団体又は公共機関は、その価値に批判の余地がなく、且つその広告が既定方針の下に国際ロータリー機関誌に受入れられるような有用な職業に従事していなければならない。

4つのテスト使用許可

(Permit to Use The Four-Way Test)

商品その他広く一般に配布せんとするものに4つのテストを複製することを欲する商社又は個人に、次の方法によって許可書が発行されている。

- (1) 総ての4つのテストの複製は著作権文と同一語辞であらねばならない。そして“Copyright, 1946, Rotary International”という語辞を書き加えなければならない。正しい複製の型は次の如し。

4つのテスト

言行はこれに照してから

1. 真実かどうか。
 2. みんなに公平か。
 3. 好意と友情を深めるか。
 4. みんなのためになるかどうか。
- 著作権, 1946年, 国際ロータリー
- (2) 複製の唯一の目的は人間関係における高い道徳的規準を發展せしめ且つこれを維持するためでなければならない。
 - (3) 複製は、販売や利益を増すための広告の主要部分としてはならない。然しながら、商社、団体又は公共機関の人間関係の総てを「4つのテスト」の線に沿って誠意を以て当ることを説明するためならば書簡箋又は文献の一部に入れても良い。
 - (4) 複製は、上述の条件さえ守られるならば、個人又は事業体の普通の名刺の裏又は封筒に印刷して差支えない。
 - (5) 個人、商社、団体又は公共機関は、彼等自身の名を国際ロータリーの発行する4つのテストのフォルダー、ポスター、その他に刷り込んでも良い。
 - (6) 国際ロータリーの徽章使用に対して、国際ロータリーから特別の許可がない限り、4つのテスト複製の際ロータリーの徽章を入れてはならない。
 - (7) 此許可書は茲に特別に掲げたものに限り適用することができる。
 - (8) 此許可書は個人的なもので他に譲渡はできない。

- (9) 此許可書の発行は、ロータリー・クラブやロータリアンにそれを回章する権利を与えていない。国際ロータリーは如何なる組織にも斯様な行為をなす権利を承認しない。

- (10) 国際ロータリーは、前項規定及び条件を改正し又は追加する権利を保有する、而して前記……は前記の規定及び条件を守り、且つ出来得る限り速かにすべての新規定に従うか又は茲に特記した事項に「4つのテスト」全文を使用する権利を喪失することを承諾する。

- (11) 国際ロータリーは、文書を以て60日以前に通知することによって何時でも許可を取消すことが出来る。然しながら斯様な取消は前記……が此取消書を受取った時の在庫品を販売又は使用する権利を失わしめるものではない。(理 55—56)

国際ロータリーが著作権を所有する4つのテストは、如何なる意味においても「規則」として取扱われてはならない。(理 55—56)

職業連絡会議

(Business Relations Conference)

地区ガバナーは、その年の内に地区で職業連絡会議を開催することの可能性と必要性について、地区内の他のロータリアンと共に考慮し且つ話し合うことが奨められている。

他の国にある地区に隣接している地区で職業連絡会議が計画された場合には、地区ガバナー達は国際連合連絡会議の開催を考慮することが奨められている。(理 58—59)

雇主—使用人関係

(Employer—Employee Relations)

円満な雇主—使用人関係を促進する目的

で、理事会はクラブに対し次の事を示唆している。

- イ) 一国から他国へ大勢の労働者が移動する結果言語の障壁及び文化的社会的背景の相違から起り得る困難を克服するのに役立つ手段として、他国の文化、経済、地理的情勢に関するプログラムを各クラブがその例会で準備しその地域の他のグループの例会においてそのプログラムを奨励する；
- ロ) その地域に新たに移って来た人が新しい環境になれるよう援助するため市民相談所を創設するとか或は支持する方法を講ずることを考究する；
- ハ) 適格な候補者が得られる場合、クラブは「労働団体」という職業分類のもとにその候補者を会員に選挙する；
- ニ) クラブは随時、労使に関連した特別講演会や討論会に、要望があれば、労使双方の団体の代表者を招待する；
- ホ) 国家や地方自治体の政策は同業組合並びに労働組合双方の指導者の折衝と協定にどれ程依存しているか、そして必然的にクラブ会員は同業組合で指導的役割を果たすことに努力して労使間の問題における方針の確立に影響を与え得る機会を持っているという事を考慮するようクラブ会員の注意を喚起すること。(理 63—64)

職業上の正しい服務の規準

(Standards of Correct Business and Professional Practice)

ロータリーは、各種職業の同業組合が正しい服務規準の規範を採用し、之れが維持を推進することに積極的関心を有している。各種職業の同業組合が採用した規範には、国際ロータリーの示唆した基本構想に則ってつくられたものが沢山ある。

ロータリアンは、事業上正しい服務の習慣

を設定し、且つ之を維持するに当って、その指導者として実行し、努力するのに特に有利な機会に恵まれている。(理 35—36)

ロータリー及びロータリアンが、職業上正しい服務習慣を樹立するために行なう活動に関しては、盛んに宣伝を行うべきであり、又ロータリアンをして職業奉仕のこの部面に個人として積極的に参加させるため、職業の正しい服務標準を伸展させる継続的活動の機会について、ガバナー及びクラブ役員の注意を喚起すべきである。(理 35—36)

すべてのロータリー会員は各自の職業上の組合とか協会に加入して競争業者関係の改善に努力するよう奨励せられている。(理 38—39)

国際ロータリー事務総長は、加盟クラブに対して示唆するプログラム試案中に、ロータリー会員が同業組合に参加することに関する問題を加えるよう要請されている。(理 51—52)

職業指導 (Vocational Guidance)

若人の職業選択を援助する活動はクラブの職業奉仕委員会の活動の一つである。クラブは、青少年委員会の協力の下に、若人の職業選択を援助する活動を進めるため、職業奉仕委員会の下に“職業情報の”小委員会を任命するよう勧告されている。(理 55—56)

地方的な企画 (Local Projects)

ロータリー・クラブは、夫々地方の事情に

関係した問題、例えばオートメーション、都会化、人口の爆発的增加その他類似の問題を研究しその解決のための企画を引受ける又は支持することを考慮するよう奨励されている。(理 63—64)

倫理掟 (Code of Ethics)

1915年の(サンフランシスコ)国際大会は、あらゆる業種の事業家に対し、ロータリー倫理掟を採択した。この掟の本文については種々の批判があること、及び本掟がロータリーの文書として全世界を通しての有用性に関し意見の一致を欠くため、国際ロータリーは本掟の頒布を中止した。

理事会(1927—28)は、倫理掟の言葉づかいを改善することができるという当時の綱領委員会の意見に同意し、改訂に関する委員を任命した。理事会(1928—29)は、倫理掟よりもロータリーの綱領に重きをおく方がよいということに意見が一致した。理事会(1931—32)は、倫理掟を「手続要覧」に掲載する方針は続けるが、掟については特にこれを頒布したり一般に宣伝することはしないという意見に一致した。

理事会(1951—52)は、ロータリー倫理掟の出版を中止することに決定した。然し、1915年国際大会で採択せられた倫理掟は、国際ロータリー事務総長に申込み、この裏面の事情に関する説明書をも含めて支給するという了解の下に入手出来ることに意見が一致した。(理 51—52)

国際ロータリー

定 款

203頁—206頁

国際ロータリー定款

条	題 目	頁
1	名称及び説明	203
2	目 的	203
3	綱 領	203
4	会 員 組 織	203
5	理 事 会	204
6	役 員	204
7	運 営	204
8	国際大会	205
9	分 担 金	206
10	ロータリー財団	206
11	会員の呼称及び徽章	206
12	細 則	206
13	改 正	206

国際ロータリー定款

第1条 名称及び説明

本組織体の名称は国際ロータリーとする。国際ロータリーは全世界のロータリー・クラブの連合会である。

第2条 目 的

国際ロータリーの目的は次の通りである。

- (イ) 全世界のロータリーを奨励し、推進し、拡大し且つこれを監督する；
- (ロ) 国際ロータリーの諸活動を統合し且つ一般的にこれを指導する。

第3条 綱 領

ロータリーの綱領は、尊ぶべき事業の基準として奉仕の理想を奨励且つ育成し、特に次の事項を奨励育成するにある；

第一 奉仕の一つの機会として、知り合いを拡めて行くこと；

第二 職業上の高き道德的基準；総ての有用な職業の価値あることの認識；そして社会に奉仕する好機としての各自の業務を、各ロータリアンにより權威あらしめること；

第三 各ロータリアンは、その個人生活、職業生活及び社会生活の別なく、常に之れに奉仕の理想を適用すること；

第四 奉仕の理想に結ばれた職業人

の世界的親交によって、国際間の理解と友情と平和を促進すること。

第4条 会 員 組 織

第1節 構成 国際ロータリーの会員組織は、本定款及び細則に規定せられた義務の履行を継続するロータリー・クラブを以て構成する。

第2節 所在地 細則で別に規定された場合を除き、一つの都市、自治区又は市域から一つよりも多くのロータリー・クラブを加盟させてはならない。

*第3節 クラブの構成 (イ) ロータリークラブは次に定められた資格を有する男子よりなり、そして如何なるクラブにも、正会員の資格が次に示す如きものでなければ国際ロータリーに加盟する資格を与えてはならないものとする；

彼等は成年男子で、品性正しく、且つ職業上名望あり、そして (1) 価値のある且つ一般に認められた事業の経営主、共同経営者、会社役員又は支配人としての職にあり；

又は

(2) 価値のある且つ一般に認められた事業において自由裁量の権限を持つ執行者たる重要な地位にあり；

又は

(3) 価値のある且つ一般に認められた事業の地方又は支店の代表者として活動し、執行者の資格において斯様な

*1968年(メキシコ・シティ)国際大会に於て改正

代理店又は支店の責任を持ち；

そして

クラブで分類されている事業又は専門の職業に、自分で実際に従事し、且つその事業所又は住所が、そのクラブの区域限界内にあるもの；

(ロ) 新聞業及び宗教分類を除き、且つ細則に定められたアドレシヨナル正会員の規定を除き、各職業分類には1人よりも多くの正会員があってはならない。

(ハ) 国際ロータリー細則は、ロータリー・クラブにおいて、正会員の外にシニア・アクティブ、パスト・サービス及び名誉会員と称する会員組織を設けることを規定し、且つその各の資格を規定しなければならない。

第4節 定款及び細則の批准 国際ロータリー加盟認証状が交付され且つこれを受諾する各ロータリー・クラブは、法律に違反しない限り、国際ロータリーの定款及びその細則、並びにその改正案によって総て拘束され、そしてその規定を忠実に遵守することを茲に承諾、批准且つ同意する。

第5条 理 事 会

第1節 構成 理事会は国際ロータリーの運営体であるものとし、その数は14人とする。国際ロータリー会長は理事会の1員であり且つその議長であるものとする。国際ロータリー被選会長は理事会の1員であるものとする。12名の理事は細則の定むる処により指名され且つ選挙されなければならない。

第2節 権限 理事会は本定款及び

その細則の規定に従い、国際ロータリーの事務及び資金の管理及び運営権を持つものとする。斯様な管理及び運営をなすに当って、理事会は、その細則によって定められた予算の他に会計年度において、国際ロータリーの目的を達成するために必要な金額を当座の収入及び一般剰余金より支出することができる。理事会は、剰余金からの支出の特殊事情については次期国際大会に報告するものとする。理事会は、如何なる場合といえども国際ロータリーの其時の純資産を超過する負債を生ぜしめてはならない。

第3節 事務長 国際ロータリー事務総長を、理事会の事務長とする。事務長は議事については投票権を持たないものとする。

第6条 役 員

***第1節 職名** 国際ロータリーの役員は、会長、第1副会長、第2副会長、第3副会長、他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、グレートブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの会長、直前会長、副会長及び名誉会計等である。

第2節 選挙方法 国際ロータリーの役員は、その細則の定むる処により指名され且つ選挙せられるものとする。

第7条 運 営

第1節 グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、並にマン

*1968年(メキシコ・シティ)国際大会に於て改正

島にあるクラブは、「グレート・ブリテン並にアイルランドにおける国際ロータリー」として知らるべき国際ロータリーの地域的運営単位を構成するものとする。

第2節 クラブの運営は、常時本定款及び細則の規定に従い次に示す直接監督の何れかと共に理事会の一般監督の下におかれているものとする。

(イ) 理事会によるクラブの直接監督。

(ロ) 地区ガバナーによるクラブの直接監督。

(ハ) 2又はそれ以上の地理的隣接地区からなる地方にあるクラブの場合は、地区ガバナーの監督に加えて、理事会が望ましいと認め、且つ国際大会で承認されるような監督。

(ニ) 運営上の地域単位、即ち、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島並にマン島にあるロータリー・クラブの直接監督。その権限、目的及び機能は、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの定款並に細則に定められるものとする。

第8条 国 際 大 会

第1節 時日及場所 国際ロータリー大会は、毎年5月或は6月、理事会によって決定せられた時日と場所において開くものとする。但し正当な理由の下に理事会はこれを変更することができる。

第2節 臨時国際大会 緊急を要する場合には、理事会会員過半数の承認

をえて会長は臨時国際大会を招集することができる。

第3節 代表 (イ) 如何なる国際大会にも各クラブは少くとも1人の代議員によって代表する権利を有する。名誉会員を除き50人以上の会員を有するクラブはその会員数50人毎に、又はその過半数につき追加代議員1名を如何なる大会にも送る権利を有する。此目的のための代表は、大会の開催される月の3カ月前の最終例会日におけるクラブ会員数を基準として決定せられるものとする。クラブはクラブに与えられた2個又は以上の投票権を一人の代議員により行使する権限を与えることができる。

(ロ) 代議員としてそのクラブ自体の会員又は委任状の何れかによって国際ロータリーの各大会に代表し且つ各提出議案に投票することは、各クラブの義務とする。

第4節 自由代議員 国際ロータリーの各役員及び各元会長で今尚おクラブの正会員、シニア・アクティブ又はパスト・サービス会員の資格を有するものは自由代議員とする。

第5節 選挙人及び投票 正当に資格付けられた代議員、委任状保持者及び自由代議員が国際大会の投票母体を構成するものとし、そして選挙人として知られるものとする。投票は細則の定むる処によるものとする。

第6節 規定審議会 理事会の決定する時日と場所において、各偶数年に国際大会の一部として会合する国際ロータリーの規定審議会がなければならない。

審議会は、正規の手続によって提出

された総ての制定案及び決議案を審議すべきものとする。

審議会の会員組織及びその手続は細則の定むる処によるものとする。

第9条 分 担 金

各クラブは半年毎に国際ロータリーに対して、細則に規定せられた人頭分担金を納めなければならない。

第10条 ロータリー財団

細則の規定により又は国際ロータリー大会の決議によって制限を受けることがありうる条件の下に、国際ロータリー理事会又はロータリー財団は、必要なる条件と約定の下に、贈与、金銭又は財産の遺贈又は遺産、或はそれより生ずる収入を受取ることができる。此等の寄付、又は遺贈は、贈与者及び遺言者の希望する用途に充当するために委託されたものでも、無条件で寄付されたものでも差支えない。前記の寄付又は遺贈は、国際ロータリー理事会が国際ロータリー大会の決議に基づいて、その目的のために随時貯えておく国際ロータリーの剰余金と共に、所謂ロータリー財団の資金の一部に繰入れられるものとする。

第11条 会員の呼称及び徽章

クラブの各会員はロータリアンとして知られ、且つ国際ロータリーの徽章、襟章及び紋章を佩用する権利を有するものとする。

第12条 細 則

国際ロータリーを統括するための追加規定を具現する本定款に抵触しない細則が国際ロータリー大会によって採択され、且つ改正されうるものとする。

第13条 改 正

第1節 時期 本定款は偶数年に開催される国際大会において、かかる改正案が提出された時の国際大会に出席し、且つ投票する、選挙人3分の2以上の賛成投票によってのみ改正することができる。

第2節 提案者 本定款の改正案は単に、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及アイルランドの国際ロータリー、一般審議会又は大会、規定審議会、又は理事会によってのみ提出することができる。

第3節 手続 本定款を改正する如何なる提案も規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日までに事務総長に送達されておらなければならない。

事務総長はその写しを、規定審議会及び国際大会が立法案を審議するロータリー年度の11月1日迄に、各クラブの幹事に郵送しなければならない。

事務総長は、総ての合法的改正案を直接規定審議会に郵送しなければならない。

規定審議会は、斯様な合法的に提出された各改正案及び如何なる提出改正案もこれを審議し、そしてその勧告案をその裁決のため国際大会に報告しなければならない。

国際ロータリー

細 則

209頁—251頁

国際ロータリー細則

条	題 目	頁
1	国際ロータリーへの加盟資格	209
2	会員資格の終結	209
3	クラブにおける会員資格	210
4	理 事 会	213
5	役 員	214
6	立法手続	215
7	国際大会	216
8	大会運営手続	218
9	規定審議会	219
10	指名及び選挙	221
11	運営機関	236
12	運営単位	236
13	地 区	237
14	委 員 会	243
15	会計事項	245
16	倫 理 掟	246
17	名称及び徽章	246
18	その他の運営事項	246
19	機関雑誌	248
20	ロータリー財団	248
21	改 正	251

国際ロータリー細則

第1条

国際ロータリーへの加盟資格

*第1節 加盟 (イ) 国際ロータリーへの加盟申込は理事会になすべきである。申込には合衆国貨幣にて100ドル又はクラブ所在国の貨幣にて之れに相当する額の料金を伴わなければならない。理事会はその申込を承認し又は否認する権限が与えられている。加盟はその申込が承認された日に効力を発生するものとする。

(ロ) もし市、区又は他の自治体区域内に、1以上の明確に区別されうる地域があり、しかもそれらの各地域内に、少くとも新クラブ結成に必要な最低限度数の職業分類があるならば、各地域に対して追加クラブの結成を認めてもよろしい。但しかかる追加クラブが結成されようとする区域にあるクラブが、その提唱された追加クラブの結成を承認し、新クラブの設立さるべきその区域を、これに譲渡することを条件とする。その承認及び譲渡は、現存クラブの例会に出席し且つ投票する会員の過半数の賛成投票によらなければならない。その提案の通知は斯様な会合の少くとも10日以前に各会員に郵送されていなければならない。

(ハ) 追加クラブをその区域内に結成することを承認するクラブは、斯様な追加クラブの区域内からその事業、執行任務又は職業活動が全市、全区、そ

*1968年(メキシコ・シティ)国際大会に於て改正

の他自治体領域にわたる規模を有する会員を入会せしめうる権利を保有することができる。此規定は追加クラブ又はクラブ等に対して拘束力を有するのである。

第2節 標準クラブ定款 (イ) 国際ロータリーで採択され且つ随時改正せられた標準クラブ定款は、1922年6月6日以後に加盟が承認された総てのクラブによって採用されなければならない。

(ロ) 標準クラブ定款は、此細則の改正に関する条項に示された方法によって改正されることがある。斯様な改正は、自動的に標準クラブ定款を採用した各クラブの定款の一部となるものである。

(ハ) 1922年6月6日以前に加盟が承認せられたクラブは、標準クラブ定款及びその改正規定に一致せしめんとする以外、その条文を変更してはならない。

(ニ) 特別の場合、或は国家、州又は県の法律及習慣に適合せしめる必要のある場合には、理事会は出席理事の3分の2の多数を以て随時標準クラブ定款及びその改正規定と異なった規定を承認することができる。但しその条文が国際ロータリーの定款及び細則の規定に矛盾しないことを要す。

第2条

加盟資格の終結

第1節 不払 加盟クラブの資格

は、そのクラブが国際ロータリーに対する分担金その他の財政的責任を果さない場合には理事会によって終結処分に付されることがある。

第2節 懲戒 理事会は正当な理由がある場合には聴問の後に多数決によりクラブを懲戒若しくは一時特権停止の処分に付し、或は全会一致の投票により之を除名することができる。但し聴問会の行われる少くとも30日以前に、当該クラブの会長及び幹事に対し、召喚状の謄本及び聴問会の開催日時及び場所の通知を郵送しなければならない。当該クラブは、その聴問会に法律顧問を代理出席せしめる権利を有する。理事会の決定は此細則第4条第2節に定められたる処により国際大会にのみ提訴することが出来る。

第3節 辞退 如何なるクラブと雖も、その財政その他の義務を果している条件の下にその加盟を辞退することができる。理事会の承認と同時にその辞退は効力を発するものとし、そしてそのクラブの認証状は事務総長に返還せらるべきものとする。

第4節 機能発揮に失敗 理事会は、何等かの理由でクラブが解散するか定例的会合をすることが出来なくなるか或はその他の理由でその機能を発揮する事ができなくなった場合、そのクラブの加盟資格を終結させることができる。

第5節 再結成 加盟資格が終結したクラブを再結成せんとする場合、或は同一地域社会に新たにクラブを結成せんとする場合、国際ロータリー理事会は、再結成クラブ又は新設クラブに加盟承認を与えるに当って、加盟金の

納付を要求するか否か、或は前クラブの国際ロータリーに対する負債の支払を要求するか否かを決定する自由裁量権を有するものとする。

第6節 返還 国際ロータリーの加盟資格の終結によって以前のクラブは、国際ロータリーの資産に対する所有権を喪失する。尤も、その加盟資格のある間は国際ロータリーの名称、徽章その他を利用する権利がある。此特典は、クラブ加盟資格終結と同時に消失するものとする。

斯様な前クラブの加盟資格の認証状を回収する手続をとることは事務総長の任務である。

第3条 クラブにおける会員資格

第1節 正会員 (イ) 国際ロータリー一定款第4条第3節に定められた資格を持つものは、ロータリー・クラブの正会員に選ぶことができる。

(ロ) 各正会員の職業分類は、その人の所属している商社、会社又は団体の主要且つ一般に認められた事業を示すものであり、又、その人が独立して職業に従事している場合には、その職業分類はその人の主要且つ一般に認められた職業の活動を示すものでなければならない。

第2節 アディショナル正会員 (イ) クラブの正会員は誰でも、その推薦者の代表する同一商社又は会社から追加の1人を正会員に推薦し、クラブはこれを選挙することができる。その人の職業分類は推薦者のものと同一でなければならない。アディショナル正会員の資格は国際ロータリー一定款第4条第

3節に定められた正会員の資格と同様でなければならない。アディショナル正会員は推薦者の正会員の資格終結と同時に、又、推薦者がシニア・アクティブ会員になった場合には本節の上記規定の下に選ばれたアディショナル正会員の会員資格が自動的に終結するものであるということを除き、総ての点において正会員である。

(ロ) クラブは、其の職業分類を保持している会員の承諾を条件として、実際に業務に従事している職場が其のクラブの区域限界内にあり、且つ会員としての他の資格をもっている何れかのロータリー・クラブの元正会員をアディショナル正会員に選ぶことができる。但し次の条件に該当することを要す。

(1) 如何なる場合に於ても、本節本項の規定の下に選ばれたアディショナル正会員は、いかなる職業分類にも1名以上あってはならない、又

(2) 斯く選ばれた如何なる会員も、彼が元所属クラブに於ける職業分類下でそのクラブ地域限界内にて実際に活動を止めたと言う唯一の理由により会員資格が終結したのでなければならない、又

(3) 本節本項の規定の下に選ばれたアディショナル正会員は、其の職業分類が空席になった場合には、会員でなくなるものとする。但し其の職業分類が再び充填された時は、(本節(イ)項の規定に基く職業分類の保持者がアディショナル正会員を推薦する権利を侵害することなく) 彼は再び選ばれることもある。

第3節 シニア・アクティブ会員 (イ)

クラブの正会員で、(1)現在正会員であり合計15年又はそれ以上1又はそれ以上のクラブの正会員であったもの、

或は

(2) 年齢満60歳或はそれ以上であり、合計10年又はそれ以上又はそれ以上のクラブの正会員であったもの、

或は

(3) 国際ロータリーの現又は元役員であったもの、

或は

嘗つてそのクラブの正会員であり且つそのクラブの正会員の資格を失った時に既に上記の如きシニア・アクティブ会員の資格を持っていた、クラブのラスト・サービス会員は、誰でも、

その人の自由意志で、文書を以てそのことを幹事に通告することによって、そのクラブのシニア・アクティブ会員になることができる。

(ロ) 年齢65歳以上の正会員で通算5年以上一クラブ又はそれ以上のクラブの正会員であった如何なる正会員も、自動的にシニア・アクティブ会員となるべきものとする。

(ハ) 如何なるクラブも、その自由意志で、クラブの正会員をやめたときに既にシニア・アクティブ会員の資格のあった如何なるクラブの如何なる元正会員をも、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但しその元会員はそのクラブの区域内又はその周辺地に居住しておらなければならない。

(ニ) 次の事柄を除きシニア・アクティブ会員は正会員の総ての権利特典並びに責任を有する。

(1) 彼は如何なる職業分類をも代表

すると認められない、そして

(2) 彼はアディショナル正会員を推薦する権利をもたない。

クラブは斯様なシニア・アクティブ会員の従事しておる職業の分類に有資格者を会員として入会せしめることができる。

(b) 選挙されたシニア・アクティブ会員の資格は、彼がシニア・アクティブ会員の資格を有するクラブの区域内又はその周辺地に居住しなくなった場合には自動的に終結するものとする。此の規定は自動的に又は彼自身の自由意志でシニア・アクティブ会員になったものには適用されない。

第4節 パスト・サービス会員 (i) クラブの元正会員でその正会員の資格が職業の第一線から引退したために終結したものは、1又はそれ以上のクラブで5年又はそれ以上正会員であったならば、彼が正会員であったクラブ或は他の如何なるクラブにおいてもパスト・サービス会員に選ぶことができる。斯様な元会員は、パスト・サービス会員として他の総ての資格を有すれば、その正会員の資格が終結した時又はその後何時たりともパスト・サービス会員に選びうる。彼がクラブの会員でなくなった後に職業の第一線から引退した場合には、パスト・サービス会員となる資格がない。パスト・サービス会員は、彼が正会員であったクラブの会員に選ばれた場合には入会金を支払わなくても良いが、然らざる場合には入会金を支払わなければならない。パスト・サービス会員は、彼が正会員であったクラブのパスト・サービス会員に選ばれたのでなければ彼がパ

スト・サービス会員の資格を持つクラブの区域内又はその周辺地に居住しなければならないが彼が正会員であったクラブのパスト・サービス会員に選ばれた場合には彼が正会員でなくなった時に居住していた場所に居住することができる。

(ii) パスト・サービス会員は、如何なる職業分類も代表するものと認められない事、或は(本条第3節(i)項に定められた処を除き)シニア・アクティブ会員になる選択権を行使することができないということ以外は正会員の総ての権利、特典及び責任を有するものとする。

第5節 二重会員 如何なる人も1クラブ以外において正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を同時に持つことはできない。

第6節 名誉会員 クラブの区域内に現に居住し又は嘗つて居住しており且つその地又は他の地方でロータリーの理想の普及に功勞のあった男子をクラブの名誉会員に選ぶことができる。

名誉会員は、彼が会員である以外のクラブにおいては如何なる権利又は特典をも有しないものとする。

第7節 宗教及び新聞 クラブの区域内にある1以上の宗派の各派代表者、並に、1以上の新聞の各紙の代表者は、定款及び細則に定められた資格を有する限り、その職業分類の下に正会員たる資格を持つことができる。

***第8節 公職** 公選又は任命により特定の期間に限り公職にある者は、その公職の分類の下にクラブの正会員と

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

なることは出来ない。但し学校、大学又はその他の教育機関に在職するものはこの限りでない。

特定期間、公職に選挙又は任命された正会員は、かかる公職に在る期間、かかる選考又は任命の直前に、そのクラブで代表していた職業分類の下における正会員として、留るものとする。

第9節 ロータリー勤務員 如何なるクラブも、その会員が国際ロータリーに勤務する場合その勤務を継続している期間は、その会員資格を持続せしめることができる。

第4条 理事会

第1節 任務 国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの目的推進とその綱領達成に必要な事項を総て遂行すると共に、ロータリーの根本原理を研究且つ教導し、この組織体の理想と道義並びに他に類例のないその特色を保持し、更にこれを広く世界に普及する責任を持つものとする。

第2節 権限 理事会は国際ロータリーの運営機関を構成し、その決定に対しては単に定期又は臨時国際大会に異議の申立ができるのみである。その異議申立は少くとも斯様な大会開催30日以前に国際ロータリー事務総長まで正式に提出しなければならない。

第3節 統制及び管理 理事会は国際ロータリーの総ての役員及び委員会を統制且つ管理するものとする。正当の事由あるときは、聴問会を開いた後、理事会3分の2の多数を以て役員又は委員を罷免することができる。但し聴問会の開かれる少くとも60日以

前に当該役員又は委員に対し、聴問会開催の時日及び場所を明記した召請状の謄本を直接本人に手交するか、或は書留郵便によってこれを送付しなければならない。聴問会には法律顧問を代理出席せしめることができる。

第4節 会合 (i) 理事会はその決定する時日及び場所において、又は会長の招集によって会合するものとする。会合の通知はその必要なしとされた場合を除き、会合の少くとも30日以前に事務総長により全理事に対して行われなければならない。各会計年度に少くとも2回、理事会が開催されなければならない。

(ii) 次期会計年度中に理事として就任する者の暫定会合は、国際大会終了後直ちに後任会長の指定する時日と場所において開催されなければならない。7月1日以後何時にても定足数の出席した理事会において、或は本条第5節に規定する通信方法による理事の過半数によって、議事録に記載された此の暫定会合の議事を、恰もその日に行われたものとして承認を与えなければならない。

(iii) 定款及び細則の下において更に多数の投票を必要とする場合を除き、如何なる理事会においてもその構成員5名が総ての議事の定足数を構成するものとする。

第5節 通信方法による投票 理事会は会合を開くことなく、会長より又は会長の承認の下に郵送された議案を、郵便、電信、無線電信又は電話による投票によってこれを処理することができる。もし、郵送の日付より30日間に過半数の理事が投票を終った場

合には、その日を以て締切日とするか、或は賛成又は反対の何れかの投票が過半数に達した場合にはその以前に締切ることができる。

第6節 常任理事会 理事会は、3名乃至5名の理事よりなる常任理事会を任命することができる。理事会は常任理事会に、理事会の会合のない間、理事会に代り、国際ロータリー方針が既に確立している事項の執行又は運営について決定する権限を委任することができる。常任理事会は理事会の定むる処に従い本節の規定に抵触しない限度において行動しなければならない。

第7節 裁定権 理事会は、定款及び此等細則の規定の意味する範囲及び性格において、如何なる案件が国際的、国内的或はその他であるかを決定し、これを宣言する権限を有する。但しこれに関しクラブは国際大会に異議を申立てることができる。

異議の申立はその国際大会の開催される30日以前に事務総長に提出しなければならない。それに対する弁論は国際大会議事規定によるものとし、国際大会の決定は最終とする。

第8節 欠員 理事会に欠員を生じた場合には、残る理事会員は欠員の生じた処と同一の地理的集団又は地帯よりその残余の期間を補充するための理事を選挙すべきものとする。

第5条 役員

第1節 選挙 (イ) 会長及び理事は、国際ロータリー大会において、以下規定する処に従い選挙するものとする。

(ロ) 毎年理事会は次の7月1日に始まる1箇年の任期を務める財務長を選挙しなければならない。

(ハ) 後任理事は、その暫定理事会において、第1、第2及び第3副会長を互選するものとする。

(ニ) 後任理事は、事務総長の任期が終了する暦年中に其の暫定理事会において、次の1月1日から始まり5箇年以内の任務に就く事務総長を選挙する。

***第2節 資格** 国際ロータリーの各役員はクラブの立派な資格保有の正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

国際ロータリーの各理事は、理事候補者として推薦される以前に地区ガバナーとして奉仕していなければならない。

第3節 任期 (イ) 国際大会において選挙された各役員は、会長を除きその選挙された年次国際大会の終了後の7月1日に始まるものとする。但し特別の事情ある場合には、理事会の権限において地区ガバナーの任期をその年の7月1日以後10月1日より遅からざる日に始めよう規定することができる。理事以外の総ての役員は1箇年の任期間又はその後任者が選挙され資格が確定する迄その任にあるものとする。総ての理事は2箇年の任期間、若しくは後任者が選挙せられ資格が確定する迄その任にあるものとする。

(ロ) 国際大会において選挙された会長の任期は、彼の選挙された翌暦年度の7月1日に始まるものとする。但し彼の選挙せられた年次国際大会の終了

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

した後の7月1日より、被選会長として理事会の一員となりその職務に当らなければならない、而して副会長に選挙される権利はないものとする。

第4節 欠員 (イ) 会長が欠員となった場合には副会長がその順位に従い、これを継承するものとする。

(ロ) 被選会長が欠員となった場合には此等細則の第10条第2節(ハ)に規定された処により補充するものとする。

(ハ) 財務長又は事務総長に欠員が生じた場合には、理事会はロータリアン1名を任命して残余の任期を補充するものとする。

第5節 報酬 事務総長及財務長を除き、役員はすべて無報酬とする。事務総長の給与は理事会が之を定め、財務長に対しては1箇年1ドルの報酬が支払われるものとする。

第6節 任務 (イ) 会長は総て国際大会及び理事会を司会するものとする。執行長として会長は国際ロータリーの業務及び活動を管理し、その職務に属するあらゆる任務に当るものとする。

(ロ) 被選会長は、単に理事会における彼の会員資格から生ずる任務と権限を有するものであるが、会長又は理事会により他の任務を課せられることがある。

(ハ) 事務総長は、会長の監督と理事会の管理の下にある国際ロータリーの常務役員とする。彼の署名を要する国際ロータリーの全書類に署名し、諸帳簿を整理し、理事会の指定する方法によって国際ロータリーの基金を受領し、預金し、且つ理事会に対する年次報告を作成するものとする。この報告

は理事会の承認をまって年次国際大会に提出されるものとする。事務総長は自己の任務の忠実な遂行を保証するため、理事会の要求する保証金と保証人を提供するものとする。

(ニ) 財務長は、理事会の指示する方法によって、資金の支払を行い、且つ理事会の委任するその職に属する任務に当るものとする。彼は又理事会に必要な報告をなし、年次国際大会に報告書を作成するものとする。財務長は、自己の忠実なる任務の遂行を保証するため、理事会の要求する保証金及び保証人を提出するものとする。

第6条 立法手続

第1節 提案 国際ロータリー定款又は細則、或は標準クラブ定款の改正に関する提案はこれを制定案と称する。それらの文書の何れをも改正しない国際大会議事への提案はこれを決議案と称する。

制定案は、国際ロータリー定款第13条国際ロータリー細則第9条並びに第21条、及び標準クラブ定款第14条等に規定せられた方法によって、提出すべきものとする。

決議案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及アイルランドの国際ロータリー審議会又は大会、規定審議会、国際大会中に開かれたる特別協議会又は正規に許可された大会、国際大会委員会及び理事会によって提出することができる。

如何なる決議案も、出席して投票する選挙人による正規の投票の少くとも過半数の賛成投票によって採択するこ

とができる。

総ての決議案は文書を以て事務局長に送達しなければならない。そして総ての制定案及び決議案は、此細則第9条に規定せられた方法によって処理されなければならない。

第2節 非常事態 (イ) 理事会の3分の2の投票の結果で非常事態を認めた場合には、

(1) 国際ロータリー定款に抵触しない提出制定案又は決議案は此の細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に規定せられた方法により処理することなく奇数年の国際大会において投票に付することができるものとする。但し時の許す限り規定の手続によるものとする。

(2) 偶数年の国際大会において又はその前及び所定の日付後に受取った国際ロータリー定款に抵触しない提出制定案は此の細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に規定せられた方法により処理することなく奇数年の国際大会において投票に付することができるものとする。

但し時の許す限り規定の手続によるものとする。

(3) 偶数年の国際大会において受取った提出決議案は此の細則第9条に規定せられた方法により処理することなく、その国際大会において投票に付することができる。但し時の許す限り、斯様な非常決議案は国際大会に付議する前に規定審議会に提出すべきものとする。

(ウ) 提出制定案又は提出決議案の非常事態における国際大会による採択には出席し且つ投票する選挙人の三分の

二の投票が要求されている。

第7条 国際大会

第1節 時期及場所 定款第8条第1節の規定に従い、理事会は毎年その決定の行われた会計年度の終了後54箇月目に始まる暦年の大会開催地及び時期を決定し、かかる大会開催についてのすべての準備をなす権限を有する。

第2節 招集 会長は少くとも国際大会の6箇月前に年次国際大会の公式招集状を発行し、事務総長は之を各クラブに郵送しなければならない。

臨時大会の招集状は、その開催日の少くとも60日前に発行され且つ郵送されていなければならない。

第3節 大会役員 大会の役員は、会長、副会長、国際ロータリーの事務総長及び財務長並びに会長の任命する会場監督よりなるものとする。

第4節 代議員 (イ) 資格 各代議員及び代理者は、委任状所持の代議員を除き、その人が代表するクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

(ロ) 代理者 如何なるクラブもその代議員を選ぶ場合に、代議員各1名毎に、本人が欠席の場合にのみ投票を代行する資格を有する代理者1名を選ぶことができる。但し正規の委任状を有する代理者は、同一クラブを代表する代議員にして、その代理者が欠席する如何なる代議員にも代ることができ、代理者が代議員を代行するに当っては、国際大会に提出された各議題に

一票を投ずることができる。

代理者を以て代議員に代える場合には、その旨代議員団長より信任状委員会に報告されなければならない。而して斯様な代議員の交替が行われたならばその代理者は、大会終了迄代議員として行動を続けなければならない。此一般原則は信任状委員会によって、国際大会開催市のクラブ代議員団に関しては、1又はそれ以上の会合において代理者を以て代議員に代えることを許可しうるよう修正することができる。尤もこれは、代議員が国際大会の運営業務に従事しておるため、そのような会合に出席することが不可能な場合に限るもので、その交替は信任状委員会に報告され、且つその委員会によって記録された場合でなければならない。

(ハ) 委任状による代理者。如何なるクラブも、その欠席代議員のために委任状による代理者を指定することができる；即ち

(1) その正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の何れか1人、又は

(2) そのクラブ自体の会員によって国際大会に代表されていない場合には、その地区内の他クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員、但しクラブが地区に属していない場合には、その出席しない代議員の委任状による代理者として何れかの地にある何れかのクラブ正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員の何れでも指定することができる。

本条第5節に規定された証明書を送

達することによって、委任状による斯様な代理者は行使することのある他の投票権に加えて、彼が代理する欠席代議員の代行投票権をも持つものである。

第5節 信任状 各代議員及び代理者の身分は、その属するクラブの会長並びに幹事の署名した証明書によって立証されなければならない。委任状による代理者の身分はその代理する欠席代議員の属するクラブの会長並びに幹事の署名した証明書によって立証されなければならない。証明書はすべて、代議員、代理者、委任状による代理者として国際大会に参加する権利をうるため国際大会の信任状委員会に提出しなければならない。

第6節 自由代議員 各役員又は理事、及び現にクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、或はパスト・サービス会員である国際ロータリーの元会長は自由代議員たるべく、且つ国際大会に提出された各議題に投票する権利を有するものとする。

第7節 登録料 国際大会に出席する満16歳以上の各員は登録の上、理事会で定めた登録料を支払わなければならない。如何なる代議員又は委任状による代理者もその登録料の支払を完了するまでは国際大会における投票権が与えられないものとする。

第8節 定足数 定足数を必要としない開会式を除き4分の1のクラブを代表する代議員及委任状による代理者は、国際大会の如何なる会合においても定足数を構成するものとする。

第9節 信任状委員会 各国際大会において、会長は、会長の定むる5名

より少なからざる委員を以て構成する信任状委員会を任命するものとする。

第8条 大会運営手続

第1節 国際大会のための手続規定は：

(イ) **プログラム** 国際大会委員会により報告され、理事会で承認され、そして、国際大会で採択されたプログラムは、会合の日程となるものとする。プログラムの変更は、出席して投票する代議員及び委任状による代理者3分の2の投票によって随時行うことができる。

(ロ) **討論一議題** 委員会の報告、大会への伝達、提出制定案及び決議案並びにその修正案、その他すべての動議は、会議の習慣に従って「討論の要なきもの」と称せられるものを除き、大会議場において討論に付すべきものとする。但し3分の2以上の投票によって、討論を省き処理することを決定したものはこの限りでない。

(ハ) **討論一制限** 討論に際し各ロータリアンは、異議申立を除き、同一議題につき同一日に2回を超えて発言しないようにする。但し同一議題に対して未だ発言しないロータリアンが発言を求める場合は、2回目の発言はこれを譲るようにする。日程に規定された場合又は過半数の投票により承認された場合を除き、ロータリアンの発言は1回5分以内とするものとする。

(ニ) **投票手続** 役員指名及び選挙のため此の細則に別に定められたもの及び次の場合を除き、国際大会における投票は口頭によるものとする。

(1) 選挙人によって要求され又は議長によって命ぜられた場合には投票は起立によるものとし、起立選挙人一人を一票と数えるものとする。

(2) 国際ロータリーの方針に影響を及ぼす制定案又は決議案に関し或はそのような制定案又は決議案の修正案について、次のような事情のある場合は投票は記名投票によるものとする。

(イイ) 理事会の過半数又は規定審議会の過半数が、問題は記名投票を正当とする重要性ありと予め言明している場合、又は出席している選挙人の過半数が斯様に言明した場合；

(ロロ) 会長又は議長が口頭投票又は起立投票の結果、記名投票が必要と認め之を言明した場合；

(ハハ) ある選挙人がその名前とクラブ会員であることを証明して記名投票を要求し、そして前述規定に記名投票に関する規定がないことを知らされ、且つその要求の正当性に関する議長の意見を聞いた後も、なおその要求を主張し、かつ20の他のクラブからの20名の選挙人がその身分を明らかにしてその要求に加わることによって彼の要求を支持する場合。

(ホ) **投票手続(続)** 会長又は議長は、起立投票の結果を、実際に数えることなく宣言する権限が与えられているものとする。そして実際に数えるよう直ちに要求され、20名程度の他の選挙人がその要求に加わらない限り、彼の宣言は最終であるものとする。

如何なる提出制定案又は決議案或はこれについての如何なる修正案への記名投票に対する議事進行上の手続には、その手続と共に提出制定案又は決

第9条 規定審議会

*第1節 構成 審議会の構成は次の通りである：

(イ) 本条第3節(イ)及び(ロ)の規定に従い選ばれた各地区のクラブを代表するもの1名。斯様な代表は国際ロータリーの現又は元役員、次期地区ガバナー(グレートブリテン及びアイルランドにおいては次期国際ロータリー代表)とする。各代表は、その代表する地区におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

(ロ) 最近の元会長5名。

(ハ) 会長が彼に代ってその任務に当らしめるために任命した審議会議長。

(ニ) 会長によって指名された一名を越えざる、地区に属さないクラブの代表。

(ホ) 会長によって指名された3名を越えざる自由代表。

(ヘ) 投票をしない審議会員として、会長、他の理事、事務総長及び定款細則委員長。

(ロ) 投票をしない審議会員として、国又は地域単位の会長。

(イ) 投票をしない審議会員として、10年又はそれ以上の期間事務総長として国際ロータリーに奉仕した元事務総長の誰でも及び最近の元会長5名を除く国際ロータリー元会長全部。各審議会員は、クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員であらねばならない。

第2節 役員 会長は審議会の議長

・1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

議案及び未決の総ての提出修正案が記名投票用紙に伴わなくてはならない。投票用紙は、必要ならば多くの質問を書き入れ、提出された制定案又は決議案及びそれらに関する懸案中の如何なる提出修正案にも最終処置がとれるよう、作成され且つ記述されておらなければならない。

記名投票において、また、役員指名及び選挙のため、選挙人は彼が所有する代議員の証明書及び委任状の数と同数の投票をなす権利を有するものとする。但し自由代議員は、その資格においては全体としての国際大会に提出された事項についてのみ投票することができる。

(イ) **代議員 座席** 信任状委員会に正規に証明された代議員の数と同数の座席が斯様な代議員専用のために用意されておらなければならない。

第2節 特別協議会 各年次大会において、ロータリー・クラブの結成されている1箇国又は数箇国からのロータリアンが集って、特別協議会を開くことができる。理事又は国際大会は、随時、特別協議会を開くべき国を決定し、国際大会委員会にこれを通告する。

特別協議会においては、特に関係国に属する問題を討議するものとする。会長は之を招集する役員を指名し、国際大会手続規定に出来るだけ類似した協議会の規定を公布しなければならない。協議会は成立と同時に委員長及び幹事を選任するものとする。

となるものとする。会長は彼の任務を代行する議長を任命することができる。

事務総長は審議会の幹事となるものとするも、会長の承認をえて、彼の任務を代行するための幹事を任命することができる。

***第3節 地区代表の選挙** (イ) 本節(ロ)に規定されたものを除き、各地区クラブの審議会代表及び代表代理(グレート・ブリテン及びアイルランド以外)はその代表が出席すべき審議会前の2年間に開かれた地区年次大会において選出せられるものとする。(グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、規定審議会の地区代表は前年10月1日後に開かれる地区審議会において選出せられるものとする。)

地区における如何なるクラブも審議会に会員としてクラブの有資格会員(選ばれた暁には喜んで良く奉仕することの意志表示をした人)を指名することができる、そして書面を以て会長及び幹事署名の上、地区ガバナーにその指名を地区大会におけるクラブ選挙人に提出することを証明しなければならない。地区大会における各選挙人は審議会の地区代表選挙に一票を投ずる権利を有するものとする。

投票で最高点をとった候補者をその地区からの審議会代表とする。次点者は代理人と宣告され審議会員がその任務を果しえない場合に限りその任務につくものとする。審議会員又は代理人の何れもその任務につくことができない場合には、地区ガバナー(グレート・ブリテン及びアイルランドでは国際ロ

*1968年(メキシコ・シティ)国際大会に於て改正

ータリー代表)が、本条第1節の規定の下に、その地区内で資格のある他の会員を指名して審議会での地区代表たらしめるものとする。

地区において候補者が只一人である場合には投票を要しないものとし、地区ガバナー(グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては国際ロータリー代表)はその候補者を審議会の代表と宣言するものとする。

(ロ) 郵便投票 理事会は、事態がそれを必要とする場合には、地区に対しその地区よりの審議会代表及びその代理を郵便投票によって選ぶ権限を与えることができる。斯様な場合には、地区ガバナーはその地区内各クラブ幹事宛その地区よりの審議会代表候補者推薦の呼びかけに関する公式文書を作成し、且つ郵送しなければならない。総ての推薦は文書を以てし、クラブの会長及び幹事の署名を要するものとする。それらの推薦は地区ガバナーによって定められた期日前に地区ガバナーの手許に到達しなければならない。地区ガバナーは、資格ある推薦された候補者の氏名をアルファベット順に記載した投票用紙を作成し、これを各クラブに郵送して郵便投票を行わしめる。各クラブは、選択の行われる前月の最終日現在の、名誉会員を除く、クラブ会員数25名又はその過半数毎に一票の選挙権を有するものとする。但し各クラブは少くとも一票の選挙権を有するものとする。地区ガバナーが望むならば、茲に定められた郵便投票を施行する目的のため委員会を指名し、その委員会に地区ガバナーに代って、茲に規定された職務を執行せしめることが

できる。

第4節 通告 審議会開催の少くとも30日以前に、事務総長は、印刷当時に報告のあった審議会員の名簿を公表し、同時に審議会開催時期と場所の通知を各会員に郵送するものとする。

第5節 信任状 審議会開会前に、会長は信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開催される前にその場所において審議会の会員資格を証明する信任状を検査し、之に査証を与えなければならない。委員会の処置は、如何なる事件についても、審議会にて再検討することができる。

第6節 定足数 審議会の会員3分の1を以て定足数を構成するものとする。各会員は投票に付すべき各議案に対し単に一票を投ずる権限を有するものとする。

第7節 手続 (イ) 本節(ロ)項の規定に従い、各審議会は、本細則のすべての規定に合致すべき条件の下に、その審議遂行に必要と認められる手続規定を採用することができる。審議会開催前に、会長はその審議会によって採択すべき審議規定の原案を作成し且つ議案審議の順序を研究せしめるため委員会を任命しなければならない。

(ロ) すべての制定案は、事務総長によって審議会に伝達されなければならない。但し理事会はすべての制定案を審査し、且つ定款及び細則委員会の助言の下に、如何なる制定案原文の如何なる不備についても之を提案者に助言しなければならない。

(ハ) 理事会は、すべての決議議案原文を審査し、且つ理事会が国際ロータ

リーの計画範囲内にあると認めたそれらの決議案を審議会に送達するよう事務総長に命令するものとする。理事会が定款及び細則委員会の意見を徴した上、決議案が国際ロータリー計画の範囲内にあらずと決定した場合には、審議会開催以前にその旨提案者に通告し、その提案者がその決議案を審議会及び国際大会で審議することについて審議会の会員3分の2の同意をうるものでなければ、斯様な決議案は審議会に伝達されないものとする。

(ニ) 審議会は審議のため正当に伝達された各制定案及び決議案並びに提出されたそれらに関する修正案を審議すべきものとし、且つ国際大会にそれらに対する処置をとるための勧告案を報告すべきものとする。

(ホ) 国際大会への審議会の報告は、審議会議長又は、会長の指名する人によって行われるものとする。

第10条 指名及び選挙

第1節 会長の指名 会長の指名は、ここに規定する方法により、指名委員会、クラブの何れか或は両者により行われるものとする。委員会の委員、又は理事は委員会によって会長に指名される資格がないものとする。

***第2節 会長指名委員会** (イ) 構成会長指名委員会は11名の委員よりなるものとし、その中5名はアメリカ合衆国、バーミューダ、並にポルトリコにあるクラブ会員より、又各1名が次の各地理的地域内のクラブ会員中より

*1968年(メキシコ・シティ)国際大会に於て改正

選出されるものとする。即ち；カナダ；グレート・ブリテン及びアイルランド；ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東部地中海地域；イペロ・アメリカ（南米、中米、メキシコ、及びアンティリス列島（但しポルトリコを除く）を含む）；オーストラリア、ニュージーランド、並に南アフリカ；又1名をアジア内のクラブ並に従来挙げられている地理的地域には所在しないけれども、1地域としてみなされうる地域にあるクラブ会員中より選ぶものとする。

各委員は、その選ばれるべき地帯又は地域内におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

会長、被選会長、又は如何なる元会長も会長指名委員会の委員となる資格をもたないものとする。一度会長指名委員に就任した有資格のロータリアンは、指名委員となる資格を有するものとする。但し、前回就任してより少くとも1年経過していなければならない。指名委員会の各委員は、国際ロータリーの元理事たるものとする。

本節にいう地帯とは、理事選挙のために理事会が制定したアメリカ合衆国、バーミューダ、並にポルトリコにおける地帯とする。

2月1日より15日の間に事務総長は、アメリカ合衆国の各地帯内各クラブの幹事及び各地理的地域内の各クラブ幹事に、そのクラブの所在する地帯又は地理的地域内クラブの会員で資格のある元理事のアルファベット順に作成された名簿を郵送するものとする。此名簿は2月1日現在事務総長の事務所所蔵の書類中元理事の記録より作成

せらるべきものとする。

事務総長によって各クラブに郵送される名簿には、次の事柄が含まれておらなければならない。

- ロータリアンの氏名
- その保持する会員資格の種類
- その所属するクラブ名
- その保持した国際ロータリーの職務及び国際委員会及びその在職年数。

今回の国際大会において会長指名委員会の委員として選ばれるための候補者を推薦せんと欲するクラブは、4月1日又はその前に、その候補者を指名する会合において採択したクラブの決議を事務総長に提出しなければならない。その決議は推薦されたロータリアンの承諾書を得た後でなければならない。事務総長に送ってはならないものとする。

若し前記4月1日に事務総長がいずれかの地帯又は地理的地域から単に1名の候補者の氏名を受取った場合には、その後10日以内に会長はその候補者を以ってその地帯からの会長指名委員会の委員たること又は地理的地域を宣言すべきものとする。若し前記4月1日に事務総長が何れかの地帯又は地理的地域から2名以上の候補者の氏名を受取った場合には、その候補者全部の氏名は次の国際大会（グレート・ブリテン及びアイルランドの場合は、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの次の年次大会）においてその地帯又は地理的地域のロータリー・クラブよりの投票人によって投票されるべきものとし、その投票人はそれぞれその地帯又は地理的地域より1名の選挙に一票を投ずる権利

を有するものとする。会長指名委員会委員の選挙は無記名投票によるものとし、候補者数名を越える場合にはその投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。

かかる地帯又は地理的地域においては、すべて、過半数の投票を獲得した候補者を、必要ならば次点、並にそれにつづく選択投票をも考慮に入れて、会長指名委員会の委員として宣言されるものとする。かかる地帯又は地理的地域からの候補者で、2番目に高い投票数を獲得した者は、必要ならば其の次並にそれにつづく選択投票をも考慮に入れて、会長指名委員会の委員代理として、宣言されるものとする。委員代理は、その代理すべき正委員が奉仕し得ない場合に限り就任するものとする。如何なる地帯又は地理的地域においてもその得票が同点の場合には、会長は国際大会開期中に指名委員会の委員再選挙の時日と場所を指定すべきものとする。或地帯又は地理的地域が会長指名委員を選出又は推薦することができなかった場合、或はある地帯又は地理的地域からの委員に何かの理由により欠員を生じた場合には、その地帯又は地理的地域における最近の適格元理事がその地帯又は地理的地域よりの会長指名委員会の委員たるべきものとする。

委員会は毎年7月31日迄に構成され、その任期は次回国際大会終了迄とする。代理者が正委員と交替した場合にはその任期は委員会の残任期間とする。

以上の如く規定された委員会の委員有資格者はその就任を承諾又は拒否す

る自由を有するものとする。

委員及び代理者に関する前記規定中に定められていない委員空席の生じた場合には、理事会は、成るべく空席の生じた地域と同一の地帯又は地理的地域のクラブよりそれを補充するための委員を任命するものとする。

(四) 手続 事務総長は、前記の規定に従って構成された委員会委員の氏名を、理事会並にクラブに通知するものとする。

委員会はその会合の時に委員長を選ぶものとする。

事務総長は、委員会が会長指名に当たり考慮すべき提案をなさんとするクラブにこれを勧誘する通知書を委員会の名において発行し、又は発行せしむるよう取計すべきものとする。

付議されるためには、その提案は毎年12月31日又はそれ以前に中央事務局指名委員会に到達しなければならない。提案は理事会の定むる様式により指名委員会に提出されなければならない。様式は、各クラブに対し事務総長により、各クラブがその行わんとする指名に関する提案の審議決定に要する30日の期間及び完備した提案書類が12月31日迄に事務総長事務所の指名委員会に到達する期間を保証するに十分の時日をおいて郵送されなければならない。

(六) 委員会による指名 委員会は、毎年1月31日迄に理事会の定むる時日と場所において会合すべきものとする。此会合において委員会は、出来るだけ最も有能な人を指名するということを心にとめて、会長職に対する被指名者を選ぶべきものとする。

委員会の委員9名を以て定足数とする。委員会の総ての議事は、少くとも委員7人の賛成投票を要する会長被指名者選挙の場合を除き、過半数によるものとする。

もし何等かの理由の下に、委員会で選んだ会長被指名者が就任することができない場合には、委員会は、郵便又は電信により役員、又は緊急委員会を開催して別の会長被指名者を選ぶものとする。斯様な不慮の出来事に処する完全な手続は、その1月会合の委員会において決定さるべきものとする。委員会で規定されなかった不慮の出来事の場合に委員会が取るべき会長被指名者選択の手続は、理事会が決定するものとする。

(一) 委員会の報告 クラブ宛の委員会報告は、委員会終了後10日以内に委員長によって事務総長に証明されなければならない。事務総長は、それを受取ってから10日以内に報告の謄本を各クラブに郵送しなければならない。

(二) クラブによる指名 指名委員会で指名した被指名者の他に、如何なるクラブといえども、例会において採択された候補者指名の決議案を3月15日迄に事務総長に提出することによって、次の国際大会において会長選挙のため提出せらるべき被指名者を、選ぶことができるものとする。その3月15日に何れのクラブよりも斯様な指名を事務総長が受取らなかった場合には、会長は委員会の被指名者を以て会長被指名者と宣言するものとする。その3月15日に指名が事務総長によって受取られ且つその直後の3月25日

迄その指名が有効であれば、事務総長は全クラブにその被指名者の氏名及び資格を通知し、且つ会長の全被指名者は次の国際大会において投票に付されることを通知しなければならない。その3月25日に、クラブからの指名で効力を有するものがない場合には、会長は委員会の被指名者を会長被指名者であると宣言するものとする。

(三) 被選会長の欠員 彼が選ばれた翌年の国際大会の終る迄の間に被選会長に欠員を生じた場合には、会長指名委員会は、その他の任務の外に、斯様な被選会長が就任すべき筈であったロータリー年度の会長被指名者を選ぶものとする。斯様な選択は実行できる範囲でなるべく速かに緊急委員会或はその既定例会において行われなければならない。斯様な会合が実行できない場合には、郵便又は電信投票によることができる。

様斯な欠員が生じたならば、既に指名委員会が本節(一)項に従って会長被指名者を選び且つ本節(二)項に従い事務総長にその報告を証明してあれば、委員会は、その自由意志において且つその選ばれた被指名者の承認を得て、前記被指名者を次の7月1日に始まる年度の会長被指名者として指名することができる。斯様な場合には、指名委員会は更に一名の被指名者を、彼が選挙された後に来る暦年7月1日より会長として就任するため次の国際大会で選挙されるよう、選ばなくてはならない。

被選会長欠員補充の手続は会長によって決定されなければならない。そして委員会の報告をクラブに伝達すべきこと及びクラブによる指名についての

規定を含まなければならない。斯様な規定は時の許す限り本節(一)及び(二)項に合致していなければならない。欠員の生じた日付が国際大会に近接していて委員会の報告を全クラブに郵送し且つ国際大会前クラブよりの指名を求めるとに適切な期間が得られない場合には、事務総長はなるべく早く委員会の報告の通知をなし、そして国際大会の議場においてクラブ代議員による指名を許すべきである。

会長として就任すべき7月1日直前の国際大会の閉会とその7月1日との間における被選会長欠員の場合は、前記7月1日に会長の職に欠員があるものと考えられ、そして斯様な欠員は此の細則第5条第4節に従って補充すべきである。

以上に規定されていない不慮の事件の生じた場合には、会長はその取るべき手続を決定すべきものとする。

(四) 被指名者を国際大会に提出 事務総長は、次の暦年7月1日に始まる年度の会長として会長指名委員会で正規の指名を受けた被指名者の氏名、及びクラブにより正規に指名された被指名者の氏名を、選挙に付するため国際大会に提出すべきものとする。

被選会長欠員に当り適用ができる場合には、事務総長は更にその国際大会に続く次の7月1日に始まる任期の会長の職に、会長指名委員会により正規に指名された会長被指名者の氏名及びクラブにより正規に指名された如何なる会長被指名者の氏名をも選挙に付すため提出すべきものとする。事情が前記(三)項の規定の適用を必要とする場合には、指名は国際大会の議場において

クラブ代表により行われてもよい。

理事の指名

*第3節 理事の指名 (イ) 理事の指名は以下規定された地帯、地理的集団又は地域により行われるべきものとする。理事被指名者の選択(グレート・ブリテン及びアイルランドよりの理事被指名者を除く)は、国際大会においてそれぞれの地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの選挙人による投票、或はそれぞれの地帯、地理的集団又は地域におけるクラブによる郵便投票、或は指名委員会手続、或は理事による指名の、何れか、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブによって決定せられた方法により行われるものとする。

各地帯、地理的集団又は地域は、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者選択の方法を続けて行うためその地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者を選ぶ場合国際大会における投票によるか、或は地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの郵便投票によるか、或は指名委員会手続によるか、或は理事会による地帯、地理的集団又は地域の理事被指名者選択の方法の、何れかを理事会によって規定された手続で、郵便投票を以て決定すべきものとする。その郵便投票はまた、地帯、地理的集団又は地域が次の(一)項に定められた指名委員会手続を用ゆる場合における指名委員会手続に関連した理事候補者の投票方法を決定しなければならない。

その様にして決定された手続の変更

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

についての考慮は、地帯、地理的集団又は地域における最少限3分1の地区の申請によってのみ行われるものとする。地帯、地理的集団又は地域における最少限3分1の地区の申請によって、その地帯、地理的集団又は地域の投票人は、理事会の定むる郵便投票によって再び、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者選択の方法を続けて行うため、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者を選ぶに、国際大会における投票によるか、或は地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの郵便投票によるか、或は指名委員会手続によるか、或は理事会による地帯、地理的集団又は地域の理事被指名者選択の方法の、何れかを、郵便投票によって決定しなければならない。

請願せんとする如何なる地区も、地区大会又は必要な場合は郵便投票による地区内クラブの過半数によって採択された決議を事務総長に提出することができる。その決議は、関係ある地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択方法の変更を考慮することが要求されている年の1月1日より遅れないよう、その年間に事務総長の手許に届くよう提出されていなければならない。若し上記1月1日までにそのような決議が、地帯、地理的集団又は地域における最少限3分1のクラブより事務総長によって受領されたならば、事務総長は10日以内にその地帯、地理的集団又は地域の全クラブにその申請について通知し、且つ理事会の定むる方法により郵便投票を開始しなければならない。申請が上記1月1日

までに地帯、地理的集団又は地域における地区の3分1以下から事務総長によって受取られた場合には、その提出された決議は最早効力なきものと認められ、且つ地区ガバナーに、そのように通知しなければならない。

地帯、地理的集団又は地域におけるクラブが、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択を国際大会における投票によって行うべきことを決定した場合には、その投票は後に示す(ロ)項の規定に従い行うべきものとする。

地帯、地理的集団又は地域におけるクラブが、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択を郵便投票によって行うべきことを決定した場合には、その投票は後に示す(イ)項の規定に従い行うべきものとする。

地帯、地理的集団又は地域におけるクラブが、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択を指名委員会の手続によって行うべきことを決定した場合には、その選択は後に示す(エ)項の規定に従い行うべきものとする。

理事被指名者の選択が理事会による地帯、地理的集団又は地域におけるクラブが、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択に関するその方法を継続することを決定した場合には、その選択手続は理事会によって決定せられるものとする。

(1) **アメリカ合衆国及びバーミューダ** アメリカ合衆国及びバーミューダよりの理事被指名者の選択は、地帯によって行われるべきものとする。アメリカ合衆国及びバーミューダよりの理事

の候補者推薦の目的及び細則に特に規定されたその他の目的のために、1より5を含む数字をつけた5地帯に分けなければならない。各地帯は国際ロータリーの近接地区集団のアメリカ合衆国及びバーミューダのクラブよりなるべきものとし、且つ各地帯は各地帯内クラブよりの投票人数において略ぼ同数であるように構成せらるべきものとする。

理事会はアメリカ合衆国及びバーミューダにおける各地帯を構成する近接地区の表を決定する。毎年5月又は6月に理事会はアメリカ合衆国及びバーミューダにおける全クラブに地区の表を発表すべきものとする。理事会によってそのように決定され且つ発表された地帯は、次年度の国際大会において選挙せられる国際ロータリー理事指名のために有効であるものとする。各奇数年には、地帯1、地帯2及び地帯3が各々1名の理事を指名し各偶数年には、地帯4及び地帯5が各々1名の理事を指名するものとする。

(2) **カナダ** カナダよりの理事被指名者の選択は集団によるものとする。理事候補者推薦の目的及びその目的のためだけに、カナダのクラブは3集団に分けらるべきである。

理事会はカナダにおける各集団を構成するクラブの表を決定するものとする。各奇数年の5月又は6月に理事会はカナダ内全クラブにそのクラブの表を発表し、且つ何れの集団がカナダよりの理事への被指名者を推薦すべきかの順位を指定すべきものとする。その様に決定された集団は次の会計年度における国際大会において選挙せらるべき

国際ロータリー理事指名に有効であるものとする。各偶数年に、カナダのクラブは理事1名を指名するものとする。

(3) **グレート・ブリテン及びアイルランド** 各奇数年にグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーにおいて、1名の理事がグレート・ブリテン及びアイルランドにおけるクラブの会員より指名せらるべきものとする。その被指名者の氏名はグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの事務長によって証明されなければならない。その被指名者の誰でも選挙に不適格となった場合には、グレート・ブリテン及びアイルランドにおけるクラブよりの選挙人は、その目的のために国際大会において開かれた会合において、過半数の投票を以てその地理的集団よりの理事職のための被指名者を選ぶべきものとする。

(4) **欧州大陸北アフリカ及び東地中海地域** 毎年1名の理事が欧州大陸北アフリカ及び東地中海地域におけるクラブの会員より指名せらるべきものとする。

(5) **アジア** 各奇数年に1名の理事がアジアにおけるクラブの会員より指名されなければならない。

(6) **イペロ・アメリカ** ポルトリコを除き南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ及び西印度諸島を含むイペロ・アメリカよりの理事被指名者の選択は地帯によって行われるべきものとする。

イペロ・アメリカにおけるクラブより理事候補者を推薦する目的のため、且つその目的のためにのみ、イペロ・アメリカは1よりを3含む数字をつけ

た3地帯に分けなければならない。各地帯は国際ロータリーの近接地区の集団内のイベロ・アメリカのクラブよりなるものとし、且つ各地帯内クラブよりの投票人数において略ぼ同数であるように構成せらるべきものとする。

理事会はイベロ・アメリカにおける各地帯を構成する近接地区の表を決定する。各奇数年の5月又は6月に理事会はイベロ・アメリカにおける全クラブに地区の表を公表すべきものとする。理事会によってそのように決定され且つ発表された地帯は、次の偶数年における国際大会において選挙せらるべき国際ロータリー理事指名に有効であるものとする。

各偶数年に1名の理事が、イベロ・アメリカにおけるクラブの会員より、数字の順序に従い順番に、地帯によって指名せらるべきものとする。

(7) その他 毎偶数年に1名の理事が、米国、バーミューダ、カナダ、グレート・ブリテン及びアイルランド、欧州大陸、北アフリカ、東部地中海地域、アジア又はイベロ・アメリカに所在しないクラブの会員から指名されるものとする。

かかるクラブの会員から理事候補者を推薦する目的のため、又細則に特に定めることあるべき他の目的のために、下の如き構成の1から3までの地帯(3を含む)を設けるものとする。

第1地帯： オーストラリア、パプア、ニューギニア、並に隣接地域にあるクラブ；

第2地帯： ニュージーランド、フィジー、仏領ポリネシア、ニューカレドニア、ノー

フォーク諸島、並に隣接地域にあるクラブ；

第3地帯： アフリカ(地中海に臨むアフリカ諸国を除く)並に上記の地理的地域に所在しない地域にあるクラブ。

ここに規定する理事被指名者の撰択は、次の順番によって、地帯によって行われるものとする：第1地帯、第2地帯；第1地帯、第3地帯。

(a) 国際大会における理事ノミニーの選択 本節の規定に従い、如何なる地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択が国際大会において投票により行われる場合には、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブを代表する選挙人は、国際大会期間中に理事候補者推薦の目的のため公式プログラムに示された時と場所に集るものとする。

それぞれの地帯、地理的集団又は地域を代表する、如何なる選挙人も、定款及び細則の定むる処に従い、理事職の候補者としてその地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の氏名を提出することができる。若し地帯、地理的集団又は地域の一地方が理事会によって理事被指名者の候補者推薦の目的に指定されたならば、その地帯、地理的集団又は地域よりの候補者はその指定された地方におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

次期国際大会において地帯、地理的集団又は地域よりの理事候補者推薦を

意図するクラブは、4月の第1日又はそれ以前に、但し会長指名委員が会長被指名者の発表をなす以前でなく、その推薦せんとする候補者をたてる例会において採択したクラブの決議を事務総長に提出することにより、そのなさんとする意志を表示しなければならない。若し上記4月1日に事務総長が何れかの一地帯、地理的集団又は地域より単に1名の候補者の氏名を受取ったならば、その後10日以内に、会長はその候補者がその地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者たるべきことを宣言するものとする。

若し前記4月第1日に事務総長が、何れの地帯、地理的集団又は地域からでも1名以上の候補者の氏名を受取ったならば、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブよりの選挙人は国際大会において集り、そしてその候補者を推薦する彼等の意志を事務総長宛正しく提出したクラブによって差出されているそれらの候補者の中から、その地帯、地理的集団又は地域より1名又は数名の候補者を理事職に推薦すべきものとする。

若し候補者が1人も、何れの地帯、地理的集団又は地域よりクラブの意思を以て推薦されなかったならば、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの選挙人は、国際大会期間中にその選挙人の会合において候補者を推薦すべきものとする。

此の様式のみが理事職の候補者を推薦するに用いられるものとする。

“——ロータリー・クラブの——は——のロータリアン——を理事職の候補者として推薦する。”

各推薦者に対しては2名よりも多い動議賛成者は認められず、且つ此の様式のみが用いられるものとする。

“——ロータリー・クラブの——は——のロータリアン——を理事職候補者としての推薦に賛成する。

地帯、地理的集団又は地域よりの選挙人によって推薦された候補者の氏名は、その選挙人会の議長により事務総長に証明されるべきものとする。何れの地帯、地理的集団又は地域におけるクラブより選挙によって推薦せられた候補者が只1人である場合には、その候補者は自動的にそれぞれの地帯、地理的集団又は地域の被指名者となるものとし、且つその地帯、地理的集団又は地域よりの選挙人会の議長により事務総長に証明されるべきものとする。

何れの地帯、地理的集団又は地域におけるクラブよりの選挙人が1名よりも多い理事候補者を推薦した場合には、その如何なる地帯、地理的集団又は地域におけるクラブよりの選挙人も、その候補者について投票を行うものとし、且つ候補者が2人よりも多い場合にはその投票は、単一移譲式投票の方法によって行われるべきものとする。それぞれその地帯、地理的集団又は地域において投票された、必要に応じ次点者をも考慮の上、投票の過半数をえた如何なる地帯、地理的集団又は地帯における理事候補者も、指名されたと宣言されるべきものとする。

(b) 郵便投票による理事ノミニーの選択 本節の規定に従い、何れかの地帯、地理的集団又は地域よりの理事候補者選択が郵便投票により行われる場合の手続は次の通りである。

会長は、投票用紙の準備を監督しクラブが投票を行使した時に投票用紙を受取り且つ数えるため投票準備委員会を任命する。その委員会は郵便投票による理事候補者選択の有効な如何なる地帯、地理的集団又は地域の投票に関する機能をも働かすものとする。

地帯、地理的集団又は地域における如何なるクラブも、定款及び細則に従い、理事候補者として、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の氏名を推薦することができる。若し地帯、地理的集団及び地域の地方が理事会によって理事被指名者の候補者推薦の目的のために指定されたならば、地帯、地理的集団又は地域よりの候補者は、その指定された地方におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

その地帯、地理的集団又は地域より理事指名の候補者を推薦せんとするクラブは、理事が地帯、地理的集団又は地域より選挙せらるべき国際大会の前年の12月15日までに候補者を立てる例会において採択された決議を事務総長に提出すべきものとする。その決議は、推薦されたロータリアンから彼が心良く引受け且つ奉仕しようという意思表示の書類、理事会で提供する様式に書き込んだ特別な履歴、及び最近の写真を伴わなければならない。

若し上記12月15日に事務総長が、地帯、地理的集団又は地域から単に1名の候補者の氏名を受取ったならば、その後10日以内に会長はその候補者はその地帯、地理的集団又は地域より

の理事被指名者たるべきことを宣言する。地帯、地理的集団又は地域より1名の候補者も推薦されなかった場合には、理事会はその地帯、地理的集団又は地域より理事被指名者を指名する。

若し前記12月15日に事務総長が、地帯、地理的集団又は地域より2名又はそれ以上の候補者の氏名を受取ったならば、投票準備委員会は投票用紙、必要に応じ単一移譲式投票用紙及び理事会によって規定した様式に各候補者の履歴を同一程度の記事範囲で書いた記述書を作製する。その記述書は個人的パンフレットの代りに印刷されるべきものとする。

投票準備委員会は、写真と履歴書を伴う投票用紙を次の12月31日以前の時期において地帯、地理的集団又は地域における各クラブに郵送するよう手配する。その投票用紙は、投票の上2月の15日より遅からざる時期においてその投票用紙が中央事務局の投票準備委員会に返送されなければならないという指示と共に、郵送されるべきものとする。

各クラブは最少限一票の投票権を有する。直前の7月1日のクラブにおける会員数を基準に、名誉会員を除き会員数50名以上を有する何れのクラブもその追加50名又はその過半数毎に一票の追加投票権を有するものとする。

2月20日より遅からざる時期において、投票準備委員会は会長の招集により会長によって定められた時と場所に会合し、投票用紙を検査し且つ数を数え、そしてその投票結果の報告をその後5日以内に事務総長に証明すべき

ものとする。

彼の所属する地帯、地理的集団又は地域に於て過半数の投票を獲得する理事候補者は、必要とする場合は、第2及びそれに次ぐ候補者を考慮の上指名されたものと宣言しなければならない。

会長は3月1日より遅からざる時期に郵便投票によって選ばれた理事被指名者の氏名を発表するものとする。

第2回郵便投票を要する同点得票の場合には、投票準備委員会は投票用紙の準備を監督し、且つ理事被指名者選択の第一回郵便投票にて同点数を獲得した候補者の写真及び履歴と共に投票用紙を、3月1日より遅からざる時期において、地帯、地理的集団又は地域における各クラブに郵送する手配をなすものとする。その投票用紙は、投票の上次の4月15日より遅からざる時期においてその投票用紙が中央事務局の投票準備委員会に返着されていなければならないという指示と共に郵送されるべきものとする。4月20日より遅からざる時期において、投票準備委員会は会長の招集により会長によって定められた時と場所に会合し投票用紙を検査し且つ数を数え、そしてその投票結果の報告をその後5日以内に事務総長に報告すべきものとする。4月30日より遅からざる時期において、会長は地帯、地理的集団又は地域における全クラブにその地帯、地理的集団又は地域よりの次の国際大会において選挙すべき理事被指名者を通知すべきものとする。

(二) 指名委員会手続による理事被指名者の選択 本節の規定に従い、地

帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択が指名委員会手続によって行われるべき場合には、指名委員会は次の如く構成され且つ行動するものとする。

理事被指名者の指名委員会は5名の委員を以て構成する。各委員はその関係地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員である元地区ガバナーとする。委員は一年の任期を以て選挙されるものとする。その委員会の委員として二度就任した如何なるロータリアンもその後は如何なる年においても就任する権利を有しないものとする。各委員は一票の投票権を有するものとする。

その指名委員会の委員候補者推薦の目的のために、理事会は、地帯、地理的集団又は地域で理事被指名者を選ぶことになっている年の直前の会計年度における第1回理事会において、その地帯、地理的集団又は地域内に5地方を決定し且つ指定すべきものとする。理事会によって決定せられた地方は、地帯、地理的集団又は地域の全部からの委員に、数年にわたり均衡のとれた代表者の割振りをし、地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの数的分布と大体同数を用意するため、毎年変更されることがある。そのように指定された各地におけるクラブは委員会の委員1名を選ぶものとする。

その年の9月15日より遅からざる時期において事務総長は、理事会によって決定せられた指名委員会の委員の分布を、地帯、地理的集団又は地域におけるクラブに通知し、且つ以下定む

る委員会の委員候補者推薦の方法をクラブに通知するものとする。

指名委員会の委員は地帯、地理的集団又は地域におけるクラブによって郵便投票を以って選挙せられるものとする。その地帯、地理的集団又は地域よりの理事指名委員会の委員候補者を推薦せんとするクラブは、理事が国際大会において選挙せらるべき年の前会計年度の12月31日又はその以前に、その候補者を立てる例において採択された(クラブ幹事により正しく証明された)クラブの決議を事務総長に提出することによって候補者を推薦することができる。かかる決議書には、推察されたロータリアンが、進んで奉仕しようとし、又、奉仕しうることを表明した文書、理事会が定めた様式による履歴資料、並に最近の写真を添えなければならない。

3月1日までに、事務総長は、理事会の決定通り指名委員会委員を分布し、12月31日現在で関係クラブから受取った全候補者の氏名を、各投票用紙に列挙した5枚の投票用紙と、単一移譲式投票用紙(それが適用される所では)を準備し、且つ関係クラブに郵送せしめるものとする。各投票用紙には、それに記載された候補者各人に関する写真並に履歴書を添付するものとする。かかる履歴書は、記載事項を一定し、理事会が定め、且つ、一人一人の冊子に代って発表される様式について提供される情報に基づいて、準備されなければならない。

投票するに当っては、各クラブは1月最終日のクラブ会員数に基づきその会員(名誉会員を除く)の50人又はそ

の過半数毎に1票の投票権を有し、各クラブは最少限1票の投票権を有するものとする。会長は3名より少からざる理事会員よりなる投票委員会を任命するものとし、その内1名又は以上は、その理事が無能力化し又は無資格とならない限り、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事たるべきものとする。

そこに指示されたクラブで投票された投票用紙は次の4月15日より遅からざる時期において、中央事務局における投票委員会宛発送され且つ到着しなければならない。6月1日より遅からざる時期において、投票委員会は投票用紙を検査し且つ投票数を教え、且つ投票結果を事務総長に通知するものとする。

投票の結果を決定するには、投票委員会は、理事会が決定したように指名委員会の委員の分布を実施するに用いられた5種の投票用紙を、別々に数えるものとする。そのようにして、最高点を獲得した各投票における候補者が委員会の委員であると宣言せられるべきものとする。次点候補者は同一投票で選ばれた委員の代理人と宣言せらるべきものとする。代理委員は同一選挙で選ばれた本委員がその職務を履行できない場合に限り、その職につくものとする。

地帯、地理的集団又は地域より理事が指名されるべき年の前会計年度の6月1日より遅からざる時期において、理事会は、その委員会の委員中より指名委員会の招集者を指定し、且つ次の10月1日より15日の間にその会合を開くべき場所を指定すべきものと

する。委員会はその会合の時に、委員会の委員中より議長を選挙すべきものとする。

7月15日より遅からざる時期に、事務総長は、地帯、地理的集団又は地域のクラブに指名委員会の構成を通知し、且つ委員会の名において、地帯、地理的集団又は地域よりの理事指名に委員会の考慮すべき事柄としてのクラブの提案をなさんとする、地帯、地理的集団又は地域における如何なるクラブをも歓迎するという発表を、公布するか公布する手配をなすべきである。その示唆は、理事が定めた様式に書いて指名委員会に提出するものとし、且つ提案するクラブが適切と看做す候補者のロータリーにおける他の活動に関するすべての参考資料及び提出された候補者の最近の写真を添えるものとする。理事会の定むる様式にはその提案を送るべき会議招集者の住所を含むべきものとする。付議されるためには、その提案は9月15日より遅からざる時期において、委員会招集者の住所宛指名委員会に到着しなければならない。

委員会は、次の10月中に理事会の決定する時と場所において会合するものとする。委員会の委員4名が定足数を構成するものとする。理事被指名者の選択を除き、すべての議事は過半数の投票によるものとする。理事被指名者の選択に当りては、委員会の委員最少限4名の投票がその被指名者に有利に投ぜられていなければならないものとする。

委員会による理事被指名者の選択は、地帯、地理的集団又は地域におけ

るクラブによってなされた提案から又は他の方法で地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの会員中より、行わるべきものとする。地帯、地理的集団又は地域の地方が理事会によって、理事指名の候補者推薦の目的に指定せられた場合には、その選ばれた理事被指名者は、その地方におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。選ばれた委員も、又委員代理も、共に、委員会によって理事に指名される資格はないものとする。委員会は、得ることのできる最も有能な人を指名するという責任を心にとめておくべきものとする。

地帯、地理的集団又は地域より理事職へのその選択に関する委員会の報告は、その会合の後10日以内に事務総長に提出すべきものとする。11月1日より遅からざる時期において事務総長は、指名委員会の選択について地帯、地理的集団又は地域における全クラブに通知すべきものとする。

若し如何なる理由のためにも委員会がその会合で選んだ理事被指名者が就任できない場合には、委員会は別な理事被指名者1人を、郵便又は電報投票にするか或は緊急委員会において選ぶものとする。そのような不慮の事件に処する正確なる手続はその10月の委員会によって決定すべきものとする。委員会によって規定しなかった何か不慮の事情が発生した場合には、理事会は、その理事被指名者選択に委員会が取べき手続を決定すべきものとする。

指名委員会によって行われた選択に加えて、地帯、地理的集団又は地域に

おける如何なるクラブも、その地帯、地理的集団又は地域より理事候補者を、12月15日又はその以前に、候補者を立てる例会において採択された決議を事務総長に提出することによって推薦することができる。その決議は推薦されたロータリアンが心良く引受け且つ奉仕しようという意思表示の書類、特別な履歴の資料(理事会で定めた様式に書入れた)及び最近の写真を伴わなければならない。地帯、地理的集団又は地域の地方が理事被指名の候補者推薦の目的のため理事会によって指定されている場合には、各候補者はその地方における正会員、シニア・アクティブ会員又はバスト・サービス会員でなければならない。

上記の12月15日に何等の推薦が、その地帯、地理的集団又は地域における如何なるクラブからも事務総長によって受取られていない場合には、会長は12月31日より遅からざる時期において、指名委員会の被指名者をその地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者として宣言するものとする。上記12月15日にそのような推薦が、地帯、地理的集団又は地域における何れかのクラブより事務総長によって受取られた場合には、理事被指名者の選択は、クラブによる推薦候補者及び推薦委員会の選択の中から、郵便投票又は国際大会における投票の何れか、本節(イ)項に従い、地帯、地理的集団又は地域によって前以って決定せられた方法によって行われるべきものとする。

若し地帯、地理的集団又は地域が、クラブの推薦候補者及び指名委員会選択者中からの理事被指名者選択は郵便

投票によるべきことを決定したならば、その投票は本節(イ)項に従い行われるべきものとする。

若し地帯、地理的集団又は地域が、クラブの推薦候補者及び指名委員会選択者中からの理事被指名者の選択は国際大会における投票によるべきことを決定したならば、事務総長は、12月31日より遅からざる時期において、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブに、そのような候補者のすべての氏名を通知し、そしてその地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの選挙人はその候補に投票すべきものとし、そして候補者が2名よりも多い場合には、その投票は単一移動式投票によるべきものとする。それぞれの地帯、地理的集団又は地域において投ぜられた票数の過半数を獲得したその地帯、地理的集団又は地域における理事候補者は、必要に応じて次点者を考慮した後に、指名されたと宣言するべきものとする。

(ii) 国際大会に被指名者の提出 事務総長は、地区、地理的集団又は地域によって、それぞれ理事職に適正に指名せられた被指名者及び、若しあれば、近く任期満了となるべき理事会によって理事職に適正に指名せられた被指名者の氏名を、選挙のため大会に提出すべきものとする。

*第4節 グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの会長、副会長、名誉財務長の指名。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの会長、副会長、名誉財務長の被指名者は、グ

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

ート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー細則に従って選択され、推薦され且つ指名されるものとする。

*第5節 他の被指名者氏名の国際大会への提出

事務総長はまた国際大会に、地区ガバナーの職に正規に指名されたものとして推薦された被指名者の氏名、並に、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの会長、副会長、名誉財務長の職に正規に指名されたものとして推薦された被指名者の氏名を、選挙のため、提出するものとする。

選挙人及び準備

第6節 選挙人 正規に信任された代議員、委任状による代理者及び自由代議員が国際大会の投票団を構成し、これを選挙人と呼ぶ。

第7節 投票準備委員会 (i) 毎国際大会において会長は、選挙人の中から、国際大会におけるすべての投票準備の任に当るべき、投票準備委員会を任命すべきものとする。本委員会は会長の決める5人より少からざる選挙人を以て構成するものとする。

(ii) 本細則の定むる処により定足数を要する国際大会の第1集会において、会長は役員に対する指名を行い且つ選挙を行う場所、日及び時間について選挙人に注意を与えなければならない。

(iii) 投票準備委員会は、投票の準備、投票用紙の印刷及び配布、並びにその計算の任務に当るものとする。投

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

票開始前に、事務総長はその委員会に、信任状委員会の報告による選挙人名簿を提出しなければならない。

(iv) 投票準備委員会は、速かに投票の結果を国際大会に報告しなければならない。報告書は委員会の過半数により署名さるべきものである。その委員長は総ての投票用紙をその保管の下におかななければならない。委員会の報告が採択された後に、委員長は国際大会によって別な指令が与えられない限り、総ての投票用紙を破棄するものとする。

選挙

*第8節 役員選挙 (i) 選挙人は各々、毎年選挙するべき会長、各理事、各地区ガバナー、並にグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの会長、副会長、並に名誉財務長のため、各1票を投ずる権利を有するものとする。

(ii) 之等役員すべての選挙は無記名投票によるものとする。斯様な投票に候補者が2名よりも多い場合には、単一移動式投票の方法によるものとする。但し何れの役職に対しても被指名者単に1名の場合には、選挙人は口頭投票の方法によって国際大会事務総長にその被指名者に対して一括投票をなすよう命令することができる。

(iii) 上記各役職に対する投票の結果、必要に応じて第2及びその後の選択を考慮に入れて、過半数を得票した被指名者を、選挙されたものと宣言しなければならない。

第9節 本節に掲げたそれぞれの役

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

職に対する候補者又は被指名者の総ては、クラブの立派な資格保有の正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

第10節 本条の総ての目的のため、用語アメリカ合衆国は、ポルトリコを含み又用語アンティリスは、ポルトリコを除外するものと解すべきである。

第11条 運 営 機 関

第1節 構成せられた地区において地区ガバナーの直接管理によって運営されているクラブの場合、理事会は、その必要且つ適当と認める委員会、顧問又は他の補助者をおく権限をガバナーに与えることができる。

第2節 理事会が、2又はそれ以上の地理的に近接した地区よりなる地方の中にあるクラブを、地区ガバナーの監督以外に更に監督の方法を設定せんとする場合には、理事会は斯様な監督をするに当り先ず関係地区内にあるクラブの同意をえて、理事会が適当と認め且つ国際大会によって承認された手続規則を規定しなければならない。

* 第12条 運 営 単 位

第1節 グレート・ブリテン及びアイルランドにおける会員クラブより成る国際ロータリーの地域単位は、国際大会で承認されたグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの定款に規定された方法によって、国際ロータリー運営上の1単位として組織され、且つ、運営されるもの

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

とする。それは又、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいて、国際ロータリー理事会のために、クラブ加盟委員会として、又、国際ロータリーの地区設定委員会として、且つ、これらの細則に定められ又理事会によって権限を認めらるべき国際ロータリーの財政上の問題に関しても、行動するものとする。

第2節 地域単位の構成は、常に、国際ロータリー定款並に細則の精神並に規定と合致すべきものとする。国際ロータリー並にグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの定款並に細則は、国際ロータリー国際大会で承認された地域単位の内部運営に関する特別規定を含むものとし、地域単位の内部運営は、かかる特別規定に従い且つその限度内において、行なわれるものとする。

第3節 権限、目的、機能を実施するに当るべき地域単位の内部運営についてのべているグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー定款の規定は、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの年次大会の決議によってのみ改正されるものとし、かかる決議は国際ロータリー国際大会の承認を受けるものとする。内部運営に関するもの以外の事項については、すべて、国際ロータリーの国際大会が国際ロータリーの定款又は細則を改正するときは、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの定款文書を、国際ロータリーの定款及び細則と合致せしめおくに必要な、相応する改正が、事実上、グレート・ブリテン及びアイ

ルランドにおける国際ロータリーの定款文書に加えられるものとする。

その定款又は国際ロータリーの定款並に細則と矛盾しない地域単位の細則の改正は、地域単位により、その定款の規定に従って行なわれるものとする。

第13条 地 区

第1節 構成 運営を一層能率的ならしめる目的のため、理事会には多数のクラブによって占められている地域を地区に分割する権限が与えられている。会長は随時、理事会の指令する処によりその境界と共に地区の一覧表を公表するものとする。但し関係地区における全クラブの過半数の反対を押し変更又は追加してはならない。

第2節 地区協議会 ロータリー教育及び情報提供の目的のために、地区内全クラブの次年度会長及び幹事の協議会が毎年4月、5月又は6月中に各地区ガバナーの決する時日と場所において行われるものとする。特別の事情の下において理事会は、(イ)茲に定められた以外の時日に地区協議会を開催する権限を与え、(ロ)或はその協議会の開催を放棄せしめることができる。

第3節 地区大会 (イ) 時日と場所 各地のロータリアンの大会は、毎年地区ガバナー及び地区内過半数クラブの会長の一致した時日と場所で開催すべきものとする。但しその選ばれた時日が地区協議会、国際協議会、或は国際大会に選ばれた時日と同一であってはならない。理事会は、(1)2或はそれよりも多くの地区が連合して関係地区

の境界内において大会を開催する権限を与えることが出来、(2)特別な事情の下においては、その地区境界外においてその大会を開催する権限を与えることが出来る。

(ロ) 地区大会の機能 地区大会は、その地区内の重要問題について、勧告案を採択することができる。但しその処置は定款及び細則と一致し、且つロータリーの精神と原則を保つものであることを条件としなければならない。各地区大会は、理事会によって審議するよう提出された総ての事項を審議且つ処理し、且つそれに対して決議することができる。

(ハ) 地区大会幹事 ホスト・クラブの会長と協議の後、地区ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。幹事の任務は地区大会の計画とその会議の記録を作る上で地区ガバナーと協力するにある。

(ニ) 地区大会報告 地区大会終了後30日以内に地区ガバナー又は大会司会代理者、及び大会幹事は大会議事の報告書を作成し、これに各々が署名し、且つその謄本3通を事務総長に、1通宛を地区各クラブ幹事に送達しなければならない。

第4節 (イ) 地区大会投票 地区ガバナー被指名者の選挙、地区ガバナー指名委員会の構成及び任務、及び規定審議会の地区代表選挙を除き、その地区の年次大会に出席した、その地区内クラブの各正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員は、その地区大会に提出された総ての問題に投票権を持つものとする。如何なる

選挙人も、地区大会に提出された如何なる事項についても投票を要求する権利を有するものとし、如斯場合の投票は選挙人に限るものとする。

(ロ) 選挙人 地区における各クラブは、その地区の年次大会に、地区大会の開催される1カ月前の月の最後の日現在の名誉会員を除く会員数に基づき、会員数各25名又はその過半数毎に1名の選挙人を選び、証明し且つ送らなければならない。但し地区内の各クラブは少くとも1名の選挙人を送る権利を有するものとする。各選挙人はそのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員たるべく、而してその地区大会に出席すれば地区ガバナー指名委員会の権限が適用される場合に地区ガバナーノミニーの選挙に一票を投ずる権利を有するものであり且つ又規定審議会の地区代表を選出する権利をも有するものとする。

(ハ) 委任状 必要な場合には、その地区大会の開催される場所以外の国に所在するクラブは、国際ロータリー会長の許可をえて、そのクラブよりの欠席選挙人の委任状による投票人として、自己のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員、或はそのクラブの所在している地区におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員を指定することができる。そのクラブ会長及び幹事によって証明せられたならば、彼は、彼の所有する投票権以外に、彼の代表する欠席選挙人の委任選挙権をも有するものとする。

*第5節 地区ガバナー (イ) ノミニーの選挙、本節中の別項規定を除き、地区ガバナーノミニーの選択は、そのノミニーが地区ガバナーの職務に選挙される国際大会直前2年間の内に開催された地区大会に於て地区により行われるべきものである。可能な場合は、その翌年度及びその後続年度に就任する地区ガバナーノミニーもその地区大会に於て同時に選択することができる。

(ロ) 資格 各地区ガバナーは、

(1) その指名された地区におけるクラブの立派な資格保有の正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であらねばならぬものとし；

(2) そのための規定の厳格な適用に於てその資格を十分に持たねばならぬ、そして彼の職業分類の完全な点に関しては疑問の余地なきものとし；

(3) 地区ガバナーノミニー候補者として推薦された年の前の会計年度の終り現在で、国際ロータリーに負債のない、活動している良いクラブの資格ある会員であらねばならない。

(4) 指名の時に通算5年以上一つ又はそれ以上のロータリー・クラブの会員であったものとし；

(5) クラブの会長又は幹事として任務を果たしたものとし；

(6) 茲に規定された如き地区ガバナーの職務上の義務と責任を果たすのに自発的に、身心的に有能であらねばならぬものとし；

(7) 選挙の直前に開催される国際協議会に全会期中出席し、その国際協議会閉会后7月1日迄に自己の地区に帰

*1968年(メキシコ・シティ)国際大会に於て改正

らなければならない。

地区ガバナーノミニーとして資格を取得するために、これらの細則規定の如く地区ガバナーの資格、義務及責任に関し知らされている職務に対し指名された候補者は、表記の如く地区ガバナー職務上の資格、及び責任を明確に理解し又地区ガバナーの任務を果す資格を有し且つ義務と責任を自発的に又有能、忠実に果たし得るものであるとの署名した文書を事務総長を通じ国際ロータリーに提出すべきものとする。

茲に規定された資格及条件を欠く地区ガバナーノミニーの指名は拒否されるものとする。従って選挙のため国際大会に事務総長により提出されないものとする。斯る場合には、事務総長はその拒否と理由を関係地区ガバナーに通知し、そして地区ガバナーがそれをノミニーに通知する。時がある場合には、その地区は他の地区ガバナーノミニーを選択するために、この細則規定に従って地区大会に於てか、或は地区ガバナーにより郵便投票を以て行うものとする。地区ガバナーとして受理できる資格あるノミニーを選択することが出来なかった場合には、斯るノミニーは、本節(イ)項の規定に従って選択されねばならない。

(ロ) 任務 地区ガバナーはその地区に於ける国際ロータリーの役員であり、理事会の一般管理、監督の下に職務を果すものである。その地区内クラブの直接監督の責任に当り地区ガバナーは、国際ロータリーの綱領を推進する特別の任務が課せられており且つ、個人的に；

(1) 自己の地区内に於ける新クラブ

の結成を監督すること；

(2) 自己の地区内にあるクラブの強化に努めること；

(3) 自己の地区内のクラブ間、並びにクラブと国際ロータリー間の親善関係を増進すること。

(4) 地区大会及地区協議会に於て、立案し、推進し又司会せねばならぬ。

(5) 出来る限り早く彼の地区内の総てのクラブへ公式訪問をすること；

(6) 地区の各クラブ会長及び幹事に月信を送ること；

(7) 会長又は理事会が必要とする時は、国際ロータリーに迅速に報告すること；

(8) 後継者にクラブ強化のため推薦し得る活動と共に地区内クラブの状況に関する十分な情報を提供すること；

(9) 後継者に継続される記録を引渡すこと；

(10) 地区における国際ロータリーの役員としての責任に固有な他の任務を果たすこと。

しかしグレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は、理事会の指示の下に、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの定款並に細則に則り、同地域単位の伝統的慣行に従って、遂行されるものとする。同ガバナーは又、国際ロータリーの会長又は理事会の要求あるときは、その通りに、直ちに、国際ロータリーに報告すべく、且又、同地区における国際ロータリー役員としての責任に固有の他の責務をも遂行するものとする。

(ニ) 委員会 地区大会の第1回全体会議において、地区ガバナー又は大会

司会代理者は地区ガバナー指名のための選挙を行うべき場所、日及び時間を指定し、又投票用紙を用意し、提供し、投票場の準備をなし、且つ投票の事務を処理するために3人よりなる委員会を任命すべきものとする。候補者が単に1人の場合には、指名は拍手によって決することができる。

(※) 指名投票 地区ガバナーの職に指名するための提議は、地区におけるクラブよりの選挙人によって地区大会の議場において行われるべきものとする。投票場は、地区大会が決定する期間開放しておくべきものとする。候補者2名以上の場合には、その投票は地区ガバナーの決する処により連続式投票又は単一移譲式投票の何れかにより行うことができる。

過半数の投票を獲得した候補者がその地区のガバナーの職に指名せられたものと宣言せられるべきものとし且つその指名は、地区ガバナー又は大会司会代理者及び大会幹事によって国際ロータリー事務総長に証明されなければならない。

連続式投票の場合何れの候補者も過半数の投票を獲得しえなかったならば、最低得票者を除き、地区大会の決定する時に何れかが過半数を獲得するまで投票を行なうものとする。

単一移譲式投票の場合、過半数の投票獲得者を決定するに当りては、必要に応じて第2及びその後の選択を考慮に入れるものとする。

(ノ) 地区ガバナー指名委員会 如何なる地区も、その地区大会に出席し且つ投票するクラブ選挙人過半数の投票を以て、地区ガバナー指名委員会によ

り、その地区のガバナー被指名者を選ぶ規定を設けることができる。地区ガバナー指名委員会は、地区ガバナーノミニーとして最適格の候補者を物色し、推薦する任務を果すべきである。地区指名委員会の構成とその任務は、地区大会に出席し投票するクラブの投票人の過半数投票によって採択された決議規定によるものとする。但し斯る任務は、これに関する規定に一致するものとする。

指名委員会により考慮される地区ガバナーの指名を提案しようとする如何なるクラブをも勧誘する通知をガバナーは指名委員会の名の下に発表するものとする。斯る提案が考慮されるためには、地区ガバナーによって決定された期日か又はそれ以前に指名委員会に到達しなければならない。地区ガバナーの斯かる通知書はその提案の宛先を付記せねばならぬ。その提案は、クラブの例会に於て提案された候補者を指名し且つクラブ幹事により正当に証明されて採択された決議案の形式を以て提出されるべきものとする。

その選択をなすに当り地区ガバナー指名委員会は、地区内のクラブに依って提出された候補者だけに選択を限定すべきではない。

地区指名委員会による如何なる指名が行われたとしても、地区内の何れのクラブと雖も地区ガバナー指名委員会が地区ガバナーノミニー選択の通知発表後に、ガバナー指定の期日又はそれ以前に候補者指名に関するクラブ例会に於て採択された決議案を地区ガバナーに提出することにより、地区ガバナーノミニー候補者を推薦することが出

来る。

指定の期日迄に何れのクラブよりも斯様な指名をガバナーが受取らなかった場合には、地区ガバナーは、地区ガバナー指名委員会の候補者を以て地区ガバナー被指名者たるべきことを宣言し、その後15日以内にそのことを地区内の全クラブに通知しなければならない。

指定期日に、地区ガバナーが、地区クラブの何れからでも指名を受取り、その指定期日より数えて15日の期限が切れるまでその効力が継続している場合には、地区ガバナーは、地区内全クラブに対して各候補者の氏名及び資格を通知し、且つ全地区ガバナー被指名候補者を次の地区大会において投票に付すべきものとする。

前述の15日の期間を経過した時に、地区内クラブよりの如何なる指名もその効力が継続していない場合には、地区ガバナーは、地区指名委員会の候補者を以て地区ガバナー被指名者であることを宣言し、その後15日以内に地区内全クラブにその旨通知するものとする。

理由の如何にかかわらず、地区大会の時に、如何なる指名もその効力を継続していない場合には、地区ガバナー職に対する指名は、地区内クラブの選挙人により地区大会の議場において行うものとする。

地区ガバナーは、その地区の被指名者を宣言してから10日以内に、その氏名を事務総長に証明しなければならない。

(ド) 郵便投票による指名 必要な場合には、理事会は、次の方法によって

行われるべき郵便投票にてその地区ガバナー被指名者を選ぶ権限を地区に与えることができる。

地区ガバナーは、地区指名委員会がある場合には、その委員と地区内各クラブの幹事に地区ガバナー指名に関する公式発被をなし、之を郵送する手配をしなければならない。総ての指名は文書を以てし、クラブの会長及び幹事によって署名されるか、或は、地区指名委員会の場合には、その委員長によって署名されなければならない。その指名文書は、地区ガバナーによって定められた日又はその前に地区ガバナーの手に到達しなければならない。但し地区ガバナーの決定する期日はその発表の日より20日以内であってはならない。単に1名の候補者の場合には投票の必要ないものとし、地区ガバナーはその候補者を地区ガバナー被指名者候補として宣言するものとする。

候補者が2名よりも多い場合には、単一移譲式投票の方法によるものとする。

候補者が1人よりも多い時には地区ガバナーは、地区指名委員会のある場合はその委員会の選んだ候補者を記載し、且つ締切期日以内にクラブより受取った候補者の氏名をアルファベット順に連記した投票用紙を作成し、その投票用紙を各クラブに郵送しなければならない。その投票用紙は投票数と共にその発表後15日乃至30日の間にガバナーの定めた締切期日又はその以前にガバナーに返送され且つガバナーによって受取られるようにしなければならない。

各クラブは、その選択の行われる前

月の最終日の会員数に基づき、(名誉会員を除く)会員数25名又はその過半数毎に1票の投票権を有するものとする。

過半数の投票を獲得した候補者が、その地区の地区ガバナー職に指名されたものと宣言せらるべきものとする。連続式投票により何れの候補者も過半数の投票を獲得できなかった場合には、最低得点者を除き、地区ガバナーの定むる時期に、何れかの候補者が過半数を獲得するまで郵便によって投票すべきものとする。単一移譲式投票を採用した場合には、必要に応じて第2及びその次の選択を考慮して過半数の得票者を決定しなければならない。

被指名者の氏名は、地区ガバナーによって事務総長に証明されなければならない。而して地区ガバナーは直ちに候補者にその指名されたことを通知しなければならない。

(イ) 特別選挙 何れの地区といえども地区ガバナーの職に被指名者を選ぶことに失敗した場合、又はその職に対する被指名者とその被選挙資格を失った場合、そして国際大会における役員の前次選挙以前に地区によって別な被指名者を選ぶことが出来なかった場合には、理事会はその過半数の投票によって地区ガバナーの職に本細則に定められた資格のあるロータリアンを選挙しなければならない。

(ロ) 解任 会長がある情況に基き且つ充分な理由あるものと見なした場合には、下記の如く地区ガバナーを解任することが出来る：

若し会長が如何なる年であれ、その9月30日迄に、地区ガバナーがその任

期中の最初の3カ月間に忠実に義務と責任を果さなかったと信ずるに充分な理由を認めた場合には、会長はその地区ガバナーに、それに応じて通告し、且つ、若し、その直後の12月30日迄に地区ガバナーの職務遂行に満足することが出来ない場合には、会長は、情況を考慮の上、地区ガバナーを解任することがあるべき旨忠告を与えるものとする。

(ウ) 地区ガバナー 欠員 原因の如何を問わず地区ガバナーの職に欠員を生じた場合には、理事会はその過半数の投票によって、その職の総ての権限及び特権を行使せしめるために本細則に定められた資格を有するロータリアンを、その残余の任期間その職の空位を補充するため選ぶ権限を有するものとする。但し会長は、理事会によってその空位が補充せられるまで、その職務及びすべての権限並びに特権を行使せしめるために、資格のあるロータリアンを地区ガバナー事務取扱として任命することができる。

一時的にガバナーがその職務を行使できない場合には、会長は、その期間地区ガバナーの職務を果し且つそのすべての権限と特権を行使せしめるため資格のあるロータリアンを臨時に地区ガバナー事務取扱に任命することができる。

国際年次大会において選挙せられた地区ガバナーが、当該地区外にあって、その就任すべき時期に帰ることができない場合には、正地区ガバナーが帰るまで、その直接の前任者が当該地区のガバナーの職を続けるものとする。

(エ) 国際大会に提出 事務総長は、

国際大会が終了した直後の会計年度に地区ガバナーとして就任のため指名されたものとして証明され事務総長に通告された地区ガバナーノミニー候補者氏名を選挙のため毎年国際大会に提出すべきものとする。

第14条 委 員 会

*第1節 常任委員会 会長は次の常任委員会の委員を任命するものとする：

- 定款及び細則委員会
- 国際大会委員会
- 地区設定委員会
- 財務委員会
- 企画委員会
- 広報委員会
- 出版委員会

但し会長は、彼の任期の次に来るロータリー年度に開催すべき国際大会のための国際大会委員会を任命するものとする。

常任委員会は、その年のために構成せられたロータリー年度の7月1日にその任務を始めるものとする。

第2節 特別委員会 会長は、その必要と認める、或は理事会の認める特別委員会を任命することができる。その特定の目的が達成せられるまでその任務につくよう任命せられた特別委員会はこれを特定委員会と称する。特別委員会の任期は特定委員会を除き、委員会がそのために任命されたロータリー年度の終りまでとする。特定委員会の任期はそのために任命せられた特定の目的が達成せられた時に終るものと

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

する。

第3節 委員長及び欠員 会長は委員長を指名するものとし、且つその委員会に生ずるすべての欠員を補充する権限を有するものとする。

第4節 諮問委員会 (イ) 理事会は、地区ガバナーに諮問の目的を以て地区委員会を設定する権限を与えることができる。

(ロ) 理事会は、或国における全クラブを含む集団に、その国内における方針を研究し、且つそれらのクラブによってなすべき公共奉仕活動の計画を立て、承認をうるため理事会にこれを提出すべき諮問委員会を作る権限を与えることができる。

(ハ) 理事会は、2箇国又はそれ以上の国からなる地域におけるクラブの代表者よりなる諮問委員会を、その地域内のロータリー方針と手続の諸問題を研究し且つこれを理事会に助言するために設定することができる。

第5節 職権による委員資格 会長は、会長指名委員会を除く国際ロータリーの全委員会の職権による委員とする。職権によるあらゆる委員はその委員職の総ての特権を持つものとする。

第6節 任期 本細則、地域その他の委員会の手続規定、又は委員会を設定した国際大会の特別議決等により特に定められたものを除き、如何なる人と雖も国際ロータリーの委員会に2年よりも多く在任する権利を有しないものとする。如何なる人といえども一つの委員会に2年間に在任したものは同一委員会の次の任命には権利を有しないものとする。本節の規定は、如何なる委員会の職権による委員又は特定委員

会の委員にも適用しないものとする。

第7節 定款及び細則委員会 本委員会は3名の委員よりなり、内1名は毎年3カ年の任期で任命せられるものとする。本委員会の任務は国際ロータリー定款の文書に関するすべての事項について理事会に助言するものとする。

第8節 国際大会委員会 各国際大会の大会委員会は5名の委員よりなるものとする。国際大会委員会は、本細則又は理事会によって他の役員又は他の委員会に特別に委任されていないすべての大会に関する事項を含み、その任命された国際大会開催の準備に関して責任をもたなければならない。

各国際大会委員会は、国際大会報告書が出来上り且つその報告書が理事会によって採択せられる迄はその任務を続けるものとする。

第9節 地区設定委員会 本委員会は3名の委員よりなり、内1名は毎年3カ年の任期を以て理事会より任命せられるものとする。

本委員会は、新地区の設定及び既設地区の境界を調節するに当り会長及び理事会を援助するものとする。

第10節 財務委員会 本委員会は5名の委員よりなるものとする。内1名は1年の任期にて任命せられ、その他4名の委員は毎年2名宛2年の任期を以て任命せられるべきものとする。

本委員会の任務は次の通りとする。

(1) 一般の運営及び雑誌の各種版に関する国際ロータリーの部課別予算の作成及びその勧告；

(2) 国際ロータリーの資金保管者の推薦；

(3) 国際ロータリーによって用いられている会計帳簿及び記帳方法の監督；

(4) 国際ロータリーの財政に関する総ての事項について理事会に助言。

第11節 企画委員会 (イ) 本委員会は6名の委員よりなり、内2名は毎年3年の任期を以て任命せられるものとする。

(ロ) 企画委員会の任務は次の通りとする；

(1) ロータリーのプログラム、基本の方針及びそれらが履行されている範囲を継続的に検討すること。

(2) 理事会より付託された総ての事項を研究して理事会に報告すること。

(3) 時代のすう勢と密接な関係を保ちロータリーが如何に良く其の機能を発揮しているかを評価すること。

***第12節 広報委員会** 本委員会は3名の委員より成り、内1名は3年の任期をもって、毎年任命されるものとする。

国際ロータリーの広報計画について、理事会に勧告することは、広報委員会の任務とする。

第13節 出版委員会 本委員会は多種類の文献の出版及び普及に経験のある5名の委員により構成されるものとする。3名の委員は、毎年1名を3カ年の任期を以て任命し、そして2名の委員は毎年1年の任期を以て任命せられるものとする。

本委員会の任務は機関雑誌を含み国際ロータリーの総ての文献を発行するに当り理事会に勧告するものとする。

※1968年(メキシコ・シティ)国際大会に於て改正

第14節 委員の資格 委員会の委員長及び各委員は、クラブの正会員、シニア・アクティブ、又はパスト・サービス会員でなければならない。

第15節 委員会幹事 本細則に別に規定されているか、或は委員会を作るに当り国際大会或は理事会による特別の決議の下に別な規定がない限り、事務総長はすべての委員会の幹事となるものとする。事務総長は幹事代理を指定することができる。

第16節 定足数 本細則又は委員会を作るに当り国際大会或は理事会による特別の決議の下に別な規定がない限り、委員会の如何なる会議においても委員会の全委員の過半数が定足数を構成するものとする。

第17節 通信による事務の処理 委員会は、本細則或は国際大会又は理事会の特別な決議によって別に定められた場合を除き理事会の定める手続規定に従い、郵便、電信、無線電信又は電話によって事務を処理することができる。

第18節 権限 会長指名委員会を除き、すべての委員会決議は理事会の承認を受けるものとする。

第15条 会計事項

第1節 会計年度 国際ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終るものとする。

第2節 クラブ報告 毎年7月1日及び1月1日に、各クラブは、その日の会員数を理事会に証明するものとする。その証明書はクラブ会長及びクラブ幹事により署名の上事務総長に送達

せられるものとする。

第3節 (イ) 分担金。 各クラブは、(グレート・ブリテン及びアイルランド所在のクラブを含めて)その正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員の各々につき、半年毎に4ドルの人頭分担金を国際ロータリーに支払うものとする。

(ロ) 理事会は、如何なるクラブに対しても、上記分担金のうち理事会が正当と認める(部)分を返還しなければならない。

(ハ) グレート・ブリテン並びにアイルランド所在の各クラブは、国際ロータリーの代行機関でグレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーとして知られている領土別単位を通じて、国際ロータリーにその人頭分担金を支払うものとする。グレート・ブリテン及びアイルランド所在のクラブにより半年毎に支払われ、国際ロータリーにより留保すべき人頭分担金総額は、国際ロータリーが毎年、グレート・ブリテン及びアイルランドにおけるクラブのために支出する金額の半額より少なからざるものとし、前記クラブが支払いたる人頭分担金の残額はグレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーに割り当てられ且つ留保せらるべきものとする。

グレート・ブリテン及びアイルランドのクラブが半年毎に支払い、国際ロータリーが留保すべき人頭分担金額は、グレート・ブリテン及びアイルランドのクラブのために直前3年間に国際ロータリーが支出した平均年額を基礎にして、3年目毎に理事会が決定するものとする。これにはロータリーの

プログラムを世界的に推進するための国際ロータリーの一般運営費のクラブ割当金を含めるものとする。斯かる平均年額は、50セントの倍数でない場合、50セントの次の高さの倍数に調整するものとする。

(イ) 如何なる国の通貨といえども、その国のクラブが国際ロータリーに対する義務を履行するために自国の通貨を極端に多く支払わなければならない程度に下落した場合には、理事会はその国のクラブからの支払を調節することができる。

***第4節 支払日** (イ) 分担金は毎年7月1日及び1月1日を以て本条第3節の規定に従い支払われるべきものとする。分担金は合衆国通貨で国際ロータリーに支払われるべきものとする。然しながら、クラブがその会費を合衆国通貨にて支払うことが不可能であるか或は非実際的である場合には、理事会は或他の通貨で支払う権限を与えることができる。尚又、理事会は、非常状態がその処置を適当とする時には、分担金の支払を延期することができる。

(ロ) 如何なるクラブも、その加盟日付後の半期迄は分担金支払の義務が生じないものとする。

第5節 予算 理事会は毎年、次の会計年度の予算を採択すべきものとする。予算は必要があれば次の会計年度における理事会によって修正することができる。

第6節 会計検査 理事会は、年次の又は臨時に国際ロータリーの会計帳簿及び証拠物件を、免許、公認又は登録会計士、或はその国における有名

な会計検査人によって検査できるように用意し且つ検査せしめなければならないものとする。事務総長及び財務長は、理事会よりの要求があれば何時たりともその帳簿及び証拠物件を提出すべきものとする。

第16条 倫理掟

これまでに採用されたロータリーの倫理掟は、本細則の改正に定められた方法による外、変更又は改正されないものとする。

第17条 名称及徽章

第1節 保存 国際ロータリーの目的及び綱領の達成上、理事会は国際ロータリーの総ての徽章類(エムブレム、バッジ及び他のインシグニア)を全ロータリアンの専用と利益のため維持し且つ保存するものとする。

第2節 使用制限 国際ロータリー或はクラブの名称又は徽章類(エムブレム、バッジ又は他のインシグニア)は、何れのクラブ又はクラブの如何なる会員によっても、商品の商標又は特別な品質を表現するものとして用い、或は商業上の目的のために使用されてはならないものとする。その名称又は徽章類(エムブレム、バッジ又はインシグニア)を如何なる他の名称又は徽章と組合せて用いることも、国際ロータリーで認められていない。

第18条 その他の運営事項

第1節 出席報告 各クラブは、そ

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

の例会における出席月報を、毎月最後の例会直後地区ガバナーのある処ではそのガバナーに、然らざる場合には事務総長に提出すべきものとする。

第2節 ロータリー・クラブの各正会員、シニア・アクティブ会員、及びバースト・サービス会員は、他の如何なるクラブの例会にも出席する特権を有するものとし、且つ何時たりとも出来る限り出席するよう奨励されている。

***第3節 国際協議会** (イ) 時期及び場所 次年度の国際ロータリー事業の協議と計画の目的のために、毎年国際協議会を開催するものとする。理事会は、国際協議会の開催時期と場所を決定し、且つそのプログラムに責任を有するものとする。

(ロ) 構成 国際協議会の構成は次の如きものとする：会長、その他の理事、もしあれば会長被指名者及び理事被指名者、事務総長、財務長、地区ガバナー被指名者、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの役員被指名者、国際ロータリー委員会委員長、及びその他理事会の指定するもの。

(ハ) 臨時又は地方協議会 緊急事態又は特別な事情に備えるため、理事会はその定むる時期と場所において2回又はそれ以上の斯様な協議会又は地方協議会の開催を準備することができる。

第4節 元会長会議 (イ) 構成 クラブにおける正会員、シニア・アクティブ会員又はバースト・サービス会員の資格を保持している元会長よりなる常置会議であるべき元会長会議(以下本節

においては会議という)をおく。

会長は、職責による会議員とし、会議に出席し発言権を有するも、議事に対する投票権を有しないものとする。

(ロ) 役員 最後より2番目の元会長が会議の議長となり、最後より2番目の元会長の次前の会議員がその副議長となるものとする。

事務総長は会議の幹事とならなければならないが、その会議員ではない。

(ハ) 任務 会議は通信によって、会長又は理事会より付議された案件を検討しそれに対し、助言し且つ勧告しうるものとする。

(ニ) 会合 会長又は理事の意見で会議の一致した考察及び勧告が必要な場合には、会長又は理事会は会議を招集することができる。国際大会において、その大会に出席した会議員の非公式会議を開くものとする。

会長又は理事会により会議が招集された場合には、会議の議題があるものとする。議題は、会議の考察と勧告のために、会長又は理事会によって会議に付託された案件を含むものとする。

(ホ) 報告 会長又は理事会により招集された各会議の後、会議の議長は理事会に報告すべきものとする。理事会がその目的の為全部又は一部を解放するにあらざれば、その報告について何等の発表をも行ってはならない。

***第5節 国際ロータリー地域大会** 国際ロータリー地域大会として知られているクラブ会員の大会が、理事会によって、その定むる時期と場所において招集されることがある。

理事会は、その会員が地域大会に参

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

与できるクラブを指定するものとし、その名称、構成及び運営、並びにそれについての手続規定を含むすべての細部項目を規定するものとする。

斯様な地域大会の目的は、面識と理解を広め且つそれを増進するためにロータリー・クラブの所在地域のクラブ会員を集めること、及び、ロータリー綱領の範囲内にある諸問題討議のための討論会を提供することにあるものとする。

地域大会はその目的に添う決議を理事会に対する勧告案として採択することができる。

第6節 議事規定 ロバート式議事規則は定款及び本細則、又は国際ロータリーによって採択された特別規定等に判然しない手続の総てに対する議事法の典拠となるものとする。

第19条 機 関 雑 誌

第1節 権能 理事会は、国際ロータリーの機関雑誌である月刊雑誌を発行し又はその監督及び管理の下に発行せしめる。雑誌は理事会が許可する版を印刷すべきものとする。基礎的な版は英語で印刷し The Rotarian と称する。機関雑誌の目的は、国際ロータリーの目的普及とロータリーの綱領達成に理事会を援助する手段となすにある。

*第2節 ロータリアン誌 購読料

(i) アメリカ合衆国及びカナダにおける各クラブは、その正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員が上諸定期刊行物の有料購読者と

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

なり、その会員資格を保持する間は之を続けることを会員資格の条件となすべきものとする。その購読料はクラブによって正会員よりその一般会費の一部として、或はそれに加えて、徴収せらるべきものとする。各クラブは特別購読出納係の帳簿にその購読料金を記入し、且つ購読者の代理人として会員の購読料を国際ロータリーに送付すべきものとする。

(ii) ロータリアン誌の購読料は次の通りとする：アメリカ合衆国、カナダ、及びキューバ並びに最低郵便料金の通用している国においては、合衆国通貨にて年2ドル50セント（又はクラブ所在国の通貨にて之と同価値の料金）とし、その他のすべての国においては、合衆国通貨にて年3ドル（又はクラブ所在国の通貨にてこれと同価値の料金）とする。但し理事会は雑誌代理店に取引業者としての割引をなし、且つ公立図書館、病院、教育、慈善その他公共福祉施設、並びに贈与及び国際奉仕購読等特別購読料を設定することができる。

機関雑誌の他の版に対する購読料は理事会により決定せられるものとする。

(iii) 如何なる年の雑誌よりの収入の如何なる部分といえども、その発行及び改良費以外の目的に支出してはならない。理事会が別に定めるのでなければ収支の剰余金は、年度の終りにおいて国際ロータリーの一般剰余金に繰入れなければならない。

第20条 ロータリー財団

***第1節** ロータリー財団のすべての財産に対する名義は、本細則又は贈与、遺贈、或は遺贈の条件に従い規定せられているものを除き、それを保管し、投資し、処理し、且つ管理し、そして理事会の承認の下に基本金又はそれより生ずる利益を単一信託財産として国際ロータリーの目的、又はロータリーの綱領推進のため、又は国際ロータリーに依って後援され承認された博愛、慈善、教育、或は他の慈善事業の目的、目標、運動又は公共団体の為に支出する11名の管理委員及びその後任者に帰属するものとする。

ロータリー財団の財産を運営するに当っては、贈与、遺贈、或は遺贈の条件で特に別な規定がない限り、管理委員は、前記財産の全部又は一部を、その最善と考えられる価格及び条件の下に、売却、貸与、譲渡、或は交換をなし、その必要又は当然と考えられ且つ法律の許す委任状、代理権、又は契約を執行且つ履行し、投資の行われた処の裁判管区の法律が許す限り、現在及び将来施行せらるべき信託資金の投資を制限する如何なる法律にも関係なく、信託資金の投資に適當と考えられる、借款、担保、又は不動産に投資又は再投資し；その所有に帰した現金又は財産を資本又は収入として取扱うべきか否かにつき、又はその正当且つ公正と考えられる処に従い経費又は損失を資本又は収入金に課するか或は割当てるか等を決定し、信託の執行に当り、取消権を保有して、管理委員が適當と認め且つその裁判管区の法律が許す、信託財産の運営及び投資権を委任

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

する信託会社を含む、適当な代理者及び弁護士を選択して雇い、そして適当な報酬及び費用を支弁する等の権限を有するものとし、相当の注意がその選択に払われていたという条件の下に、管理委員は、如何なる場合にも斯様な代理人又は弁護士の怠慢、遺漏、又は悪事に責任を問われることなく；管理委員は、自己の全面的怠慢又は故意の怠慢以外の場合は、如何なる損失又は損害にも責任がないものとする。

***第2節** 管理委員の任命は、理事会の承認を得て、会長が行うものとする。管理委員のうち6名は国際ロータリーの元会長、3名はロータリー財団が支持する活動分野の経験者とし、残り2名は財政面の経験者とする。国際ロータリーの元会長である6名の管理委員の任期は6年とし、他の管理委員の任期は2年とする。管理委員は再任され得るものとする。各管理委員はクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員たるべく、如何なる管理委員も辞任すればその職務は空位となるものとする。

理事会はその4分の3の投票によって、確かで且つ十分の理由があれば如何なる管理委員と雖もこれを罷免する権限を持つものとする。但しその処置を行う会合の時期及び場所の通知を先ず全管理委員に送り、且つ罷免せんとする管理委員にその会合において聴問される機会を与えなければならない。かかる罷免は、次の国際大会で過半数の投票により批准せらるべく、本大会において罷免が発効するものとする。

管理委員の死去、辞職、罷免又は無

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

能力となった場合には、会長は理事会の承認をえて、その就任期間その任務につく後任者を任命するものとする。

如何なる理由によって任命又は新設された後任管理委員にも、元の管理委員に与えられたと総ての点において同一の権限と自由裁量を持ち且つ同様の任務が与えられなければならない。

第3節 管理委員会は、毎年、管理委員の1名を次年度の委員長に指名するものとする。同委員長が死、辞職、又は無能力となった場合には、管理委員会は委員長を指名し、残存任期中奉仕せしめるものとする。

第4節 管理委員は無報酬にてその任務に当るものとする。

第5節 管理委員は財団の目的及び運営並びに贈与、遺贈、及び遺贈の書式に関する情報の作成及びその配布の責任を付託されるものとする。

第6節 管理委員は、寄付者又は遺言者によって特に指定された目的に対して、ロータリー財団の財産よりの収入又はその基本金を支出する全権を有するものとする。ロータリー財団の財産よりの収入を以てなすべき他のすべての支出は、必要な運営費を除き、理事会又は国際大会が決議によって先ずそれを規定した後においてのみ行わべきものとする。仮令理事会又は国際大会の決議により斯様な支出が規定されたとしても、管理委員の過半数が之れに賛成した後でなければ、その支出は行なわれないものとする。寄付者又は遺言者が特に指定した目的のため以外は、ロータリー財団の基金の如何なる部分も、国際大会の決議により認定せられ、且つ、理事会の決議により承

認され、ロータリー財団管理委員会の過半数の承認を得るものでなければ、支出されないものとする。

第7節 管理委員は、国際大会又は理事会の決議によって与えられた特別の権限によって、何時たりとも、管理委員の見解において、合法的にするため又は贈与、遺贈、或は遺贈の無効になることを防止するため或はロータリー財団の完全又は適切なる運営のために、法人組織が必要且つ適当である場合には、決議によって規定されたか或はその規定がない場合にはその裁判管区の下に管理委員が正当と考える憲章の形式でロータリー財団を法人組織とするに必要且つ適当なすべての手続をとることができる；そして斯様な法人組織ができ、管理委員による法人への完全譲渡が行われたならば、ロータリー財団の全財産の名義は法人に帰属するものとし、法人は、すべての権利、権限、特典、及び免除を享有し且つ行使することができ、且つ従来管理委員に帰属していたすべての任務を執行するものとする。

***第8節** ロータリー財団の運営に必要な経費は、その管理委員会の経費を含み、すべて、理事会が別に規定しない限り、管理委員の過半数の承認により、財団の資金より支払われるものとする。

第9節 管理委員は、理事会の承認をえて、その見解において必要且つ適当と認めるならば、財団運営の規則を採択することができる；而して斯様な規則のすべては、非合法的なもの又は寄付者或は遺言者の特に表示した意志に

*1968年(メキシコ・シティ)国際大会に於て改正

反するもの、或は国際ロータリー定款及び細則に反するものを除き、管理委員の約定及び規定となるものとする。

第10節 管理委員は、信託の忠実なる実行に対し如何なる保証金の提出をも要求されていないものとし、何れの裁判管区によって一般に要求されている斯様な保証金は除外されている。

第21条 改 正

第1節 時期 本細則は、本細則第6条第2節に定められた非常時の場合を除き、偶数年に開催される国際大会においてのみ、その改正案の提出されている大会に出席且つ投票する選挙人によって改正することができる。

第2節 提案者 本細則に対する改正案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける理事会、規定審議会、又は理事会によってのみ提出することができる。

第3節 手続 本細則を改正せんとする提案は、規定審議会開催のロータリー年度の8月1日までに事務総長に到達していなければならない。

事務総長はその謄本を規定審議会及び国際大会が審議するロータリー年度の11月1日までに各クラブの幹事に郵送するものとする。

事務総長は正規に提出されたすべての改正案を直接審議会に移送しなければならない。

審議会は、正規に提出された斯様な制定案及び提出されたそれについての如何なる修正案も審議し、且つそれについて決議をなすための勧告案を国際大会に報告すべきものとする。

第4節 財務的変更 クラブにより支払うべき分担金の如何なる変更をなすための改正案も、斯様な改正案が通過した国際大会後の1月1日までは効力を発生しないものとする。

標準ロータリー・クラブ定款

255 頁-264 頁

標準ロータリー・クラブ定款

条	題 目	頁
1	名 称	255
2	区域限界	255
3	綱 領	255
4	集 会	255
5	会員組織	255
6	役員及び理事	258
7	入会金及び会費	259
8	会員資格の持続期間	259
9	公共問題	262
10	刊 行 物	263
11	綱領の受諾と定款及び細則の遵守	263
12	仲 裁	263
13	細 則	263
14	改 正	263

† ロータリー・クラブ定款

第1条

名 称

本クラブは、_____ロータリー・クラブと称する。(国際ロータリー加盟員)

第2条

区域限界

第1節 本クラブの区域限界は次の通りである。

第3条

綱 領

ロータリーの綱領は、尊ぶべき事業の基準として奉仕の理想を奨励且つ育成し、特に次の事項を奨励育成するにある：

第1 奉仕の一つの機会として、知り合いを拡めて行くこと；

第2 職業上の高き道徳的基準；総ての有用な職業の価値あることの認識；そして社会に奉仕する好機としての各自の業務を、各ロータリアンによ

†1922年 合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルスにて開かれた国際大会において採択せられた国際ロータリーの細則は、その後結成せられるロータリー・クラブは、此の標準定款を採用すべきことを要求している。

り権威あらしめること；

第3 各ロータリアンは、その個人生活、職業生活、社会生活の別なく、常に之れに「奉仕の理想」を適用すること；

第4 「奉仕の理想」に結ばれた職業人の世界的親交によって、国際間の理解と友情と平和とを促進すること。

第4条

集 会

第1節 本クラブは、細則の定める日時に毎週1回例会を開くものとする。但し、非常時又は良い理由の下に、クラブの理事会は、週例会を同一週の別の日、又は定例日の別な時間、又は別な場所に変更し、或は、法定休日当る例会を廃止し、或は、クラブ会長の死去、又は全地域社会にわたる伝染病の流行又は災害の理由の下に例会を廃止することがある。

第2節 本クラブは、細則の定むるところにより毎年3月31日以前に本クラブの役員を選挙するため年次総会を開催するものとする。

第5条

会 員 組 織

第1節 種類。会員は、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、及び名誉会員の四種とする。

***第2節 正会員資格。**品性高潔、事業上令名ある成年男子であつて、(イ) 一般に認められた立派な事業の経営主、共同経営者、会社役員又は支配人、或は

(ロ) 一般に認められた立派な事業において、自由裁量権と共に執行権を有する重要な地位にあるもの、或は

(ハ) 一般に認められた立派な事業の地方代理人、支店の代表者であつて、その代理又は支店業務の執行に関するすべてを委任されているもの、且つクラブで分類された事業又は専門的職業に自身で実際に従事し、且つその事業所又は居住地の所在地が本クラブの区域限界内にあるもの。

第3節 職業分類。(イ) 本クラブの正会員は、各自の職業に従つて分類されなければならない。

(ロ) 各正会員の職業分類は、その所属する商店、会社又は公共団体の主要且つ一般に認められた業務を含むものでなければならない。若し単独で職業に従事する場合は、その職業分類は彼の主要且つ一般に認められた事業活動を含むものでなければならない。

(ハ) 訂正方法。理事会は、その自由裁量において、正当の理由ある場合には、その会員の資格が終結していない如何なる会員の職業分類も、之れを訂正又は調節することができる。提案された斯様な訂正又は調節については、適当な通知をその会員に与え、且つ彼にそれについての聴問を許さなければならない。

第4節 制限。正会員は、職業の各分類から夫々1名とする。但し本条第

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

5節及び第6節に規定する新聞業並びに宗教の職業分類及びアディショナル正会員は此限りでない。

第5節 アディショナル正会員。(イ) 本クラブの正会員は何人もその所属する商社又は事業場より1名の追加会員を推薦し、クラブはこれを正会員に選挙することができ、その職業分類は推薦者のものと同一でなければならない。斯様なアディショナル正会員の資格は正会員に要求されているものと同じであるべきものとする。アディショナル正会員の資格は彼を推薦した正会員の正会員資格終結と共に本節の上記規定の下に選ばれたアディショナル正会員の会員資格が自動的に終結すること以外は、すべての点において正会員である。

(ロ) クラブは、其の職業分類を保持している会員の承諾を条件として、実際に業務に従事している職場が其のクラブの区域限界内にあり、且つ会員としての他の資格をもっている何れかのロータリー・クラブの元正会員をアディショナル正会員に選ぶことができる。但し次の条件に該当することを要す。

(1) 如何なる場合においても、本節本項の規定の下に選ばれたアディショナル正会員は、いかなる職業分類にも1名以上あつてはならない。又

(2) 斯く選ばれた如何なる会員も、彼が元所属クラブにおける職業分類下でそのクラブ区域限界内にて実際に活動を止めたと言う唯一の理由により会員資格が終結したものでなければならない。

(3) 又本節本項の規定の下に選ばれたアディショナル正会員は、其の職業分類が空席になった場合には、会員でなくなるものとする。但し其の職業分類が再び充填された時は、(本節(イ)項の規定に基く職業分類の保持者がアディショナル正会員を推薦する権利を侵害することなく) 彼は再び選ばれることもある。

第6節 宗教及び新聞業分類。本クラブの区域限界内に於ける1宗派以上の各派代表者及び発行している1社以上の各新聞業代表者は、他の点で正会員たる資格を有する限り、同一職業分類の下に正会員として入会する資格がある。

***第7節 公職者。**公選又は任命により特定の期間に限り公職にあるものは、正会員として斯様な職業分類の下に本クラブに入会する資格がない。但し、学校、大学もしくは他の教育機関に在職するものは此の限りでない。

本クラブの正会員が、特定の期間公職に公選又は任命された場合、彼はその在職期間中、公選又は任命の直前、彼がクラブで代表していた職業分類の下に正会員資格を持続することができる。

第8節 地方優先。外部商社の地方代理店または支店の如何なる代表者も、本クラブ区域限界内に主たる事業所を有する適当な会員候補者がある場合には、正会員となることはできない。

第9節 シニア・アクティブ会員。

(イ) 本クラブの正会員で

(1) 現に本クラブの正会員であり、通

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

算15年以上何れかのロータリー・クラブの正会員であつたもの、又は

(2) 年齢60歳以上で、通算10年以上一クラブ又はそれ以上のクラブの正会員であつたもの、又は

(3) 国際ロータリーの現役員又は元役員であるもの、又は本クラブの正会員であつた如何なるパスト・サービス会員も、本クラブの正会員でなくなった時に、シニア・アクティブ会員としての前記資格を有しているもの、等は、本人の希望により、その意志を幹事に書面を以て通知することによつて、本クラブのシニア・アクティブ会員となることのできる。

(ロ) 年齢65歳以上の正会員で通算5年以上一クラブ又はそれ以上のクラブの正会員であつた如何なる正会員も、自動的にシニア・アクティブ会員となるべきものとする。

(ハ) 本クラブは、クラブの正会員をやめた時に、既にシニア・アクティブ会員となる資格を有していた何れかのロータリー・クラブの元会員をも任意にシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但しかかる元会員は、本クラブの区域内か本クラブ所在地の郊外に居住していることを要する。

(ニ) シニア・アクティブ会員は、次に示す条件を除き、正会員の総ての権利、特典及び責任を有するものとする。

(1) 彼は職業分類を代表するものではない。そして

(2) 彼はアディショナル正会員を推薦する権利をもたないものとする。

本クラブは、かかるシニア・アクティブ会員の従事する職業分類に、1名の有資格者を、会員として入会せしめることができる。

第10節 パスト・サービス会員。

(イ) 職業生活から引退した理由の下に、正会員の資格が終結したロータリー・クラブの元会員で、5年以上何れかのロータリー・クラブの正会員であったものは、本クラブのバスト・サービス会員に選ばれることができる。かかる元会員は、バスト・サービス会員としての総ての資格を有する限り、正会員の資格を失うと同時に、或はその後随時、バスト・サービス会員に選ばれることができる。但し、職業生活からの引退が、ロータリー会員でなくなった後に起ったものは、バスト・サービス会員となることはできない。バスト・サービス会員は本クラブの区域内、若しくは、本クラブ所在地の郊外に居住し、且その居住を継続することを要する。但し、本クラブの正会員であったものは、彼が本クラブの正会員でなくなった時に住んでいた場所に居住し且つ居住し続けることができる。

(ロ) 次に示す条件を除き、バスト・サービス会員は正会員と同様の権利、特典及び責任を有するものとする。

- (1) 彼は職業分類を代表するものではない。
- (2) 彼は、(本条第9節(イ)項の規定を除き)シニア・アクティブ会員となる意志を行使できない。
- (3) 彼は、アディショナル正会員を推薦する権利を有しない。

第11節 名誉会員。(イ) クラブ区域内に居住し又は居住したことのある

成年男子であって、ロータリーの理想推進にその地又は他の地において、著しい貢献をなしたものは、本クラブの名誉会員に選ばれることができる。

(ロ) 名誉会員は、入会金及び年会費を免ぜられるものとし、投票権を有せず、クラブの役員になることができない。又、クラブの財産についての何等の権利をもたず、且つ職業分類を代表しない。但し、総ての会合に出席する資格を有し、且つクラブにおける他の総ての特典を享有するものとする。本クラブの名誉会員は、他の何れのクラブにおける如何なる権利又は特典も受ける資格がない。

第6条 役員及び理事

第1節 本クラブの管理主体は、細則の定むる処により組織せられた理事会とする。

第2節 本文中別に明確に定められたものを除き、総てのクラブ事項に関する理事会の決定はクラブに対し異議の申立ができるという条件の下において最終とする。理事会は、総ての役員及び委員会の管理権を有するものとし、正当の理由あるときは役員を罷免することができる。役員及び委員会の処置に対して異議の申立があるときは、理事会はその審査に当る。理事会の処置に異議あるときは、クラブに対して異議を申立てることができる。クラブは、理事会によって指定された例会に之を付議し、定足数に達した出席会員三分の二以上の得票あるときに限り、理事会の決定を破棄することができるものとし、幹事は、斯様な異議申

立に関する通告をその例会の少くとも5日前に発送すべきものとする。

第3節 本クラブの役員は、会長1名、副会長1名又はそれ以上、何れも理事でなければならない。又幹事、会計、会場監督は各1名とする。幹事、会計及び会場監督の一部又は全部を理事とするか否かは細則を以て定める。

第4節 役員は、選挙後の7月1日に就任し、その選ばれた期間若しくは後任者が就任するまでその職務をとるものとする。

各役員及び理事は、本クラブの立派な資格ある正会員(アディショナル正会員を含む)、シニア・アクティブ会員又はバスト・サービス会員でなければならない。

第7条 入会金及び会費

第1節 本クラブの各正会員、シニア・アクティブ会員及びバスト・サービス会員は、細則に定められた入会金及び年会費を納入しなければならない。但し本クラブの正会員であったシニア・アクティブ会員又はバスト・サービス会員は、更めて入会金を納入することを要しないものとする。

第8条 会員資格の持続期間

第1節 期間。会員資格は、以下定むる規定により終結せられざる限り、本クラブ存続中継続するものとする。

*第2節 終結。(イ) 正会員が、クラブで分類された職業に自身で実際に従事することをやめ又はその事業所又は

*1968年(メキシコ・シティ)国際大会に於て改正

居住所がクラブの区域限界内になくなった場合、又はその所属商社との関係を絶ったときは、その会員資格は自動的に終結すべきものとする。但し正会員がクラブの区域限界外に移転する場合は、彼が引き続き同一の職業分類の下に事業又は専門的職業に従事し、且つ出席規定その他すべてのロータリー会員資格の条件に従う限り、彼の移転先の地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知られるようになるため、クラブ理事会の許可の下に2カ月を超えざる期間の特別賜暇が与えられる。彼の会員資格の終結は彼に与えられた賜暇期間の終了と共に発効するものとする。

(ロ) (1) 本定款第5条第5節(イ)項の下に選ばれたアディショナル正会員の資格は、その推薦者たる正会員の資格終結または彼が本クラブのシニア・アクティブ会員になった事により、自動的に終結するものとする。若しアディショナル正会員たりしものが、速かに本クラブの正会員に再選せられた場合には再度の入会金を納入することを要しないものとする。

(2) 定款第5条第5節(ロ)項の規定に基づき選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席となった場合には会員資格を喪失するものとする。但しその職業分類が再び充填された時は(本定款第5条第5節(イ)項の規定による職業分類の保持者が有するアディショナル正会員を推薦する権利を侵害することなく)彼を再選してもよい。

(イ) シニア・アクティブ会員の資格は、若しその会員が本クラブの選んだものであり且つ本クラブの区域限界内又は

その郊外に居住しなくなった場合には、自動的に終結するものとする。此の規定は、自動的に又は自己の意志によってシニア・アクティブ会員になったものには適用されない。

(ニ) パスト・サービス会員の資格は、その会員が再び職業生活に入り、或は本クラブの区域内若しくはその郊外に居住しなくなった場合には、自動的に終結すべきものとする。此の規定の第二の条件は、本クラブの正会員であったパスト・サービス会員には適用されない。斯様な会員は、彼が本クラブの正会員でなくなった時に彼が住んでいた場所に居住し、且つ居住し続けることができる。

(ホ) 名誉会員の資格は、その選ばれた翌年の6月30日に、自動的に終結すべきものとする。但し、理事会は、任意その決議によって、年々その資格を継続せしめることができる。名誉会員がクラブの区域内に居住しなくなった場合と雖も、理事会はこれを継続せしめることができる。

第3節 再入会。第2節の規定により会員の資格が終結した場合、その人は以前と同一又は別な職業分類の下に新に入会を申込みことができる。本定款第5条第5節(イ)項の規定に基づき選ばれたアディショナル正会員による斯様な申込は、その職業分類の会員有資格者として他に優先して選考されなければならない。再入会のときは再度の入会金を納入することを要しないものとする。

第4節 会費不払による資格終結。全員が、所定の納入期日後30日を経過するも、その会費を納入しないとき

は、幹事は文書を以て、その判明せる最近の住所宛、通知を発すべきものとする。通知の日付後10日以内に納入しないときは、その会員の資格は自動的に終結するものとする。

かかる会員は、クラブに対する全滞納金を支払い、且つその前職業分類が補填されていないときに限り、理事会の裁量の下に、本人の訴願があれば、その会員資格を復帰することができる。

*第5節 欠席による資格終結。(イ) 正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員は、次に規定する場合を除き、引続き四回例会に欠席したときは、規定に従ってその欠席を補填するか、相当の理由ありとして理事会がこれを承認しない限り、その会員資格は自動的に終結するものとする。

会員にしてその例会に欠席したものは、欠席した日の直前6日、本クラブの例会当日、又はその直後6日の内何れかの日に他のロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席し、その欠席を補填することができ、この出席は出席したクラブの幹事よりの通知、或は本人よりの報告によって、本クラブ例会出席と同様の成績に認めるものとする。

正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員が、或他のクラブの例会に出席する目的を以て、そのクラブの例会日時に例会場に行った時、そのクラブがその週の例会日時又は場所を、中止、延期又は変更していた場合においては、その事情について訪問したクラブの幹事の通知がある

*1968年(メキシコ・シティー)国際大会に於て改正

か、或は本人よりの報告があれば、若しそのクラブの例会が通常に開かれておれば、出席成績となりえた週間に対して、その会員は本クラブによってその出席成績を認められるものとする。

国際ロータリーの役員又は国際ロータリー委員、又は地区ガバナー特別代表として奉仕し、或は国際ロータリーに雇われている、本クラブの正会員シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、ロータリーの職務上本クラブの例会を欠席した場合その職務にある間は、その事情を本人よりクラブに通知すれば、その例会の出席成績に認められるものとする。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は、国際ロータリー大会、国際協議会、国際ロータリーの元及び現役員に対するロータリー研究会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会、ロータリー地区大会、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム、ロータリー地区協議会、又は正式に発表せられたロータリー・クラブ都市連合会へ直行と認め得る旅行の期間、本クラブの例会に欠席した場合にも、本人より本クラブにその旨通知があれば、本クラブの出席成績に認められるものとする。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は本クラブの例会に欠席し、国際ロータリー大会、国際協議会、国際ロータリーの元及び現役員に対するロータリー研究会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会、ロータリー地区大会、ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム、ロータリー地区協議会、

又は正式に発表せられたロータリー・クラブ都市連合会へ、その欠席した直前6日、欠席当日又はその直後6日の内何れかの日に出席し、本人よりその旨本クラブに通知すれば、本クラブの例会出席成績に認められるものとする。

(ロ) 正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員の資格は、次に規定する場合を除き、クラブ会計年度の第一又は第二の6カ月間に、その出席率が60パーセント以下である場合は、理事会が適当且つ十分の理由ありと認めて之を許さない限り、自動的に終結すべきものとする。

(ハ) シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員が、病気又は傷害のため、長期にわたり本節の規定に従いがたき場合には、理事会に申出ることにより、その理由の続く限り、出席規定の適用を免れることができる。此欠席は、クラブの出席記録に計算しないものとする。

(ニ) 何れかのロータリー・クラブに合計20年或はそれ以上会員であったもので、年齢65歳を超えたシニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員は、出席規定の適用より免除されたい希望を文書を以て幹事に通告することができる。理事会が之を承認すれば、かかる会員の出席又は欠席は、クラブの出席記録に計算しないものとする。

第6節 その他の理由による資格終結。(イ) 本クラブにおける会員資格を喪失すべき会員の資格については、その目的のために招集された理事会において理事三分の二以上の得票によって

之を終結せしめることができる。

(四) 如何なる会員の資格といえども、理事会において十分な理由ありと認めるときは、その目的のために招集された理事会において、その三分の二以上の得票によって終結せしめることができる。

(イ) 前掲(イ)及び(四)の何れの場合においても、当該会員に対し理事会に文書で返事を出す機会を与えるため、少くとも10日間の余裕を以て文書によりその本人に通告しなければならない。彼は又、その事情弁明のため理事会に出頭する権利を保有するものとする。斯様な通知文書は、直接本人に手交するか、或は判明せる本人の最近の住所宛、書留郵便を以て郵送されなければならない。

(ニ) 会員資格の終結が決定したときは、幹事は、理事会の決議後7日以内に、文書を以て之を当該会員に通告しなければならない。当該会員は、その通告日付後14日以内に、クラブに対し異議の申立、若しくは本定款第12条に規定する仲裁の何れかを選択し、その通知を文書を以て、幹事に提出することができる。異議の申立があった場合は、理事会は、その通知受理後21日以内に開催される例会の日を以て、異議申立に関する聴問の日とする。かかるクラブ会合及びその特別議事に関しては、少くとも5日前に文書を以て、之を各クラブ会員に通知しなければならない。猶お、此会合に出席を認められるものは、本クラブ会員に限るものとする。

(ホ) 本節の規定により、理事会が会員の資格を終結した場合、異議の申立

があれば、その聴問期間が経過するか、若しくは仲裁人の裁定が発表されるまでは、クラブは斯様な職業分類の下に新会員を選んではならない。

(ハ) クラブに対し異議の申立がなされず、或は仲裁の要求がない限り、理事会の処置は最終的なものとすべきである。異議の申立があった場合には、クラブの処置を最終的なものとすべきである。

第7節 退会。本クラブ会員の退会届は、文書を以て（会長又は幹事宛）提出すべきものとし、且つその会員のクラブに対する総ての未納金が皆済されたときに、理事会によって承認すべきものとする。

第8節 財産権一その喪失。本クラブにおける会員の資格が、如何なる状態の下に終結したものであっても、その人はクラブに属する資金、その他一切の財産に関する権利を喪失すべきものとする。

第9条 公共問題

第1節 都市の一般福祉については本クラブ会員は利害関係を有する。そしてかかる福祉に関する公共問題の真価については、会員の個人的意見を纏める上に会員を啓蒙するため、クラブ集会において、公正且つ聡明にこれを研究討議することができる。但し、本クラブは論争中の如何なる公共議案に対しても意見を發表しないこと。

第2節 本クラブは、公職に対する候補者を確認したり、推薦してはならない。又、如何なるクラブ集会においても、かかる候補者の功罪を論じては

ならない。

第10条 刊行物

第1節 本クラブにおける正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員の承諾によって、その会員は自発的に国際ロータリーの月刊雑誌の購読者となる。購読は6カ月を1期とし、会員である間継続するもので、途中で退会した場合には、その期の最終日までとする。

第2節 購読料は、本クラブによって、各会員より半年毎に前金にて徴収されるものとする。幹事は之を購読予約金特別勘定に受入れ、国際ロータリーに送金しなければならない。

第3節 国際ロータリー理事会は、アメリカ合衆国及びカナダ以外にあるクラブでの利用のため、本条を削除した標準クラブ定款を規定することができる。

第11条 網領の受諾と定款及び細則の遵守

会員は、入会金及び会費の納入によって、網領に表明されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款及び細則に服従し、且つその規定を遵守し、之に拘束されることを承認したものとし、そしてこれらの条件の下においてのみクラブの特典に浴するものとする。定款及び細則の冊子を受領しないことを理由として、その遵守を免れることはできない。

第12条 仲裁

会員又は元会員とクラブ、或は役員若しくはクラブ理事会との間に、会員資格とか定款又は細則の違反問題、或はクラブより会員除名等に関し、論争を生じた場合、或は、その目的のために規定せられた手続のもとで満足に解決できない何かの問題が生じた場合には、その事件は仲裁によって解決すべきものとする。各当事者は夫々1人の仲裁人を指名し、仲裁人は1名の裁定人を指名するものとする。裁定人または仲裁人に指名される者はロータリー会員のみに限る。仲裁人によって到達した決裁又は、仲裁人間の意見不一致の場合には裁定人の決裁を最終のものとし、且つ全当事者を拘束するものとする。

第13条 細則

第1節 本クラブは、国際ロータリー定款並びに細則（地方別運営の手続規定が設定せられている処では、その規則）及び本クラブを統轄するための追加規定を含む本定款に矛盾しない細則を採用すべきものとする。斯様な細則はその手続規定に従って随時改正することができる。

第14条 改正

第1節 時期。本定款は、国際ロータリー細則に定められた緊急の場合、及び本条第4節に定められた場合を除き、各偶数年に開催される国際ロータリー大会において、改正案上程の際に出席し、投票する選挙人の過半数の得票によってのみ、改正せられるべきも

のとする。

第2節 提案者。本定款の改正は、本条第4節に規定せられたる場合を除き、各クラブ、地区大会、若しくはグレートブリテン及びアイルランドにおける理事会又は大会、規定審議会、又は国際ロータリー理事会によってのみ、提案せられるべきものとする。

第3節 手続。本定款を改正せんとする如何なる提案も、規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日以前に、国際ロータリー事務総長に送達されていなければならない。

国際ロータリー事務総長は、規定審議会及び国際大会が制定案を審議するロータリー年度の11月1日までに、各クラブの幹事に、その謄本を郵送すべきものとする。

国際ロータリー事務総長は、正規に

提出された総ての改正案を、直接審議会に伝達しなければならない。

審議会は、正規に提出された斯様な各改正案及びそれに関して提出された如何なる修正案をも審議し、而してその採否決定のための勧告案を国際大会に報告すべきものとする。

第4節 本定款の第1条（名称）及び第2条（区域の限界）は、本クラブの例会において、出席投票する会員の過半数の賛成投票により、之を改正することができる。かかる改正案の通知は、斯様な例会の少くとも10日以前に、全会員に郵送せられなければならない。なお、此改正は、国際ロータリーの理事会に提出して承認を求め、その承認を俟って初めて効力を発するものとする。

推奨クラブ細則

267頁—275頁

推奨クラブ細則

条 題 目	頁
1.....理事及び役員選挙.....	267
2.....理 事 会.....	267
3.....役員の仕事.....	268
4.....集 会.....	268
5.....入会金及び会費.....	269
6.....投票方法.....	269
7.....委 員 会.....	269
8.....委員会の仕事.....	270
9.....欠席の承認.....	271
10.....財 政.....	271
11.....会員選挙の方法.....	272
12.....決 議.....	274
13.....日程順序.....	274
14.....改 正.....	274

クラブ細則

注：此細則は単に推奨にとどまるもので、ロータリー・クラブによってその事情に適合するよう変更することができる。但し新様な変更は、クラブ定款又は国際ロータリー定款及び細則に矛盾しないことを要する。何か疑問の存在する場合には、国際ロータリー理事会の審議を求むるため、その変更案を国際ロータリー事務総長に提出しなければならない。（此細則に代案のある処は、クラブは単にその一つを採択すべきである。他の案は線を引いて消さなくてはならない。）

ロータリー・クラブ細則

第1条 理事及び役員選挙*

第1節 役員選挙の会合一カ月前の例会において、議長は理事候補者の指名をクラブ会員に求むるものとする。出席会員は、数に制限なく、これを指名することができる。これらの被指名者を投票用紙に記載し、年次総会の投票に付し、最多数の投票を得た____名の候補者を以て当選者とする。

第2節 被選理事は、年次総会後一週間以内に会合し、会長一名、及び一名又はそれ以上の副会長を互選する。此の同一会合において被選理事は、幹事、会計及び会場監督を選挙するものとし、その何れか又は全部が理事であっても良く或は理事でなくても差支えない。理事以外から選ばれた場合には、幹事及び会計は、職権により理事会の一員となり、理事会の決定する理事会員としての責任及び特権を有するものとする。

*注：理事会の継続に関する規定を役員及び理事の選挙手続の中に入れることが出来る。
(注：次の二節は前掲の代案として掲げたものである。採択しなかった節は抹消すること。)

代 案
第1条 — 代 案
第1節 役員選挙の会合一カ月前の例会において、議長は、クラブ会員より会長、副会長、幹事、会計及び理事会員____名を指名することを求めるものとする。指名は、クラブの決定する所に従い、指名委員又は出席会員の何れか又は両者によって行うことができる。指名委員会を置くことに決定した場合には、その委員はクラブの決定する方法によって任命されなければならない。正当に行われた被指名者の氏名を各役職毎に、ABC順に投票用紙に記載し、年次総会の投票に付する。会長、副会長、幹事及び会計の候補者は、それぞれ投票の過半数を得たものをその役職の当選者とする。投票の過半数を得た____名の理事候補者を以て理事当選者とする。
第2節 新しく選挙された役員及び理事は、直前会長を加えて理事会を構成し、選挙後一週間以内に会合して、会員中より会場監督を選任する。

第3節 理事又は役員に欠員を生じたときは、残余の理事の議決によって補充する。

第4節 被選役員又は被選理事の欠員は被選理事会の残りの被選理事の処置によって補充せらるべきものとする。

第2条 理 事 会

第1節 本クラブの管理主体は、本細則第1条、第1節の規定により選挙された理事会とする。

(注：第1条の代案が採択せられた場合には、次の代案を採用することを要する。採択せられなかったものを抹消すること。)

第2条 代案

第1節 本クラブの管理主体は、本クラブの...名の会員即ち本細則第1条第1節に定むる処により選挙せられた...名の理事、会長、副会長、幹事、会計、及び直前会長よりなる理事会とする。

第3条 役員 の 任 務

第1節 会長・クラブの集会並びに理事会を司会し、その他一般にその職務に属する総ての義務を執行することは会長の任務である。

第2節 副会長・会長不在の場合、クラブの集会並びに理事会を司会し、その他一般にその職務に属する総ての義務を執行することは副会長の任務である。

第3節 幹事・会員名簿を保管し、集会の出席を記録し、クラブの集会、理事会及び委員会に関する通知を発送し、これら集会の議事録を作成保管し、毎年一月一日及び七月一日に国際ロータリー事務総長宛なすべき、各半年毎の会員報告を含む、国際ロータリーに対する所要の報告、国際ロータリー事務総長宛なすべき会員移動報告、及び毎月最後の例会の直後地区ガバナー宛なすべき例会出席月報の提出、ロータリアン誌の購読料の徴収及び国際ロータリーへの送金、及び一般に幹事の職務に属する義務を履行することは幹事の任務である。

第4節 会計・総ての資金を保管し、年次総会において、或は理事会の要求により、その収支を明らかにし、その他会計の職務に属する義務を履行

することは、会計の任務である。退職の場合には、すべての資金、帳簿、その他その保管するクラブ財産を、後任者又は会長に引継がなければならない。

第5節 会場監督・会場監督の任務は、通常その職務に属する義務、並びに、会長又は理事会の指定するその他の任務を行なうことである。

第4条 集 会

第1節 年次総会* 本クラブの年次総会は、毎年...に開催し、その際、次年度の理事を選挙する。

注：第1条において代案を採用した場合には、次に掲げる代案を採用しなければならない。採用しなかった節を抹消する。

第4条 代案

第1節 年次総会 本クラブの年次総会は、毎年...に開催し、その際、次年度の役員及び理事を選挙する。

第2節 本クラブの例会は、... (曜日) ... (時) に開催する。

例会の変更又は休会に関する通知は、適当な時期にクラブの全会員に発せられなければならない。

第3節 会員総数の三分の一が、年

*注：標準クラブ定款第4条第2節は、「本クラブの役員選挙の年次総会は、本クラブ細則の定むる処により毎年三月三十一日以前に開催すべきものとする」と規定している。

次総会及び例会において定足数を構成する。

第4節 定例理事会は、毎月...に開催する。

臨時理事会は、何時たりとも必要と認めたる時、又は理事二名の要求があるとき、これにつき適当な期間において通知し、会長之を召集する。

第5節 理事総員の過半数が理事会の定足数を構成する。

第5条 入会金及び会費

第1節 入会金は...とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会費は一カ年...とし、七月一日と一月一日に各半年分を納入すべきものとする。なお、各半年分の内1ドル25セントを、各会員のロータリアン誌の購読料に充当することを諒解する。

(注：ロータリアン誌の購読料は、最低郵便料金の行われていない国においては、一年分合衆国貨幣にて3ドルである。)

第6条 投 票 方 法

本クラブの議事は、無記名投票によらなければならない役員及び理事選挙以外は、口頭投票によって処理する。

第7条 委 員 会

第1節(イ) 会長は、理事会の承認を得て、次の常任委員を企命する。

- 社会奉仕委員
国際奉仕委員
職業奉仕委員

(ロ) 会長は、理事会の承認を得て、社会奉仕、国際奉仕、及び職業奉仕の特殊な事情に応じて、必要と認めるその他の委員を任命する。

(ハ) 社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、及び職業奉仕委員会は、それぞれ理事の内より会長が任命する委員長と、二人以上の他の会員を以て構成する。

(ニ) 会長は、理事会の承認をえて、クラブ奉仕の特殊な事情に応じ、次の委員を任命する。

- 出席委員
親睦委員
雑誌委員
会員選考委員会
会員推薦委員
プログラム委員
広報委員

次の委員を毎年一名宛任命する。職業分類委員
ロータリー情報委員
そして其の他会長が、クラブ運営に必要と認める委員を任命する。

(ホ) クラブ委員任命において可能且つ実際的である場合には、一名又は其以上の委員を第二年度に任命するか、或は一名又は其以上の委員を二年の任期を以て任命するか、何れかの方法によって委員の継続性に関する規定を設けるべきである。如何なる委員も、細則に特に定められたるものを除き、同一委員に二年より以上継続就任することを得ないものとする。

(ヘ) 職業分類及びロータリー情報委

員会は各々三名の委員よりなり、毎年一名宛の委員を三年の任期を以て任命する。

此の規定の下に行われる最初の任命は次の如くする。三名の委員の内一名は一年の任期を以て、一名は二年の任期を以て、一名は三年の任期を以て任命する。

(h) 雑誌委員会は、何時でも可能な場合には、クラブ会報編集者及び地方新聞又は広告業を代表するクラブ会員を含まなければならない。

(イ) 会長は、別に理事一名を、すべての会務活動に対する責任者として任命する。此の理事は、会務関係の特殊な事情により任命されるすべての委員会の任務を監督し、且つ調整する。

(ii) 会長は、すべての委員会の職権上の委員であり、之に伴うすべての特権を有する。

(x) 各委員会は、細則によって委託されている事項、並びに会長又は理事会が委託する事項を処理すべきものとする。但し、理事会によって特別の権限を与えられたる場合を除く外、理事会に報告し、その承認を受けるまでは、行動を執ってはならない。

第8条 委員会の任務

第1節 社会奉仕委員会・本委員会は、本クラブ会員が社会関係において、その責任を果すために、指導及び援助となる計画を立て之を実施する。その委員長は、本クラブの社会奉仕活動の責任者となり、社会奉仕の特殊な事情に応じて任命されるすべての委員会の活動を監督し、調整する。

第2節 国際奉仕委員会・本委員会は、本クラブ会員が、国際奉仕に関する事項について、その責任を果すために、指導及び援助となる計画を立て、之を実施する。その委員長は、本クラブの国際奉仕活動の責任者となり、国際奉仕の特殊な事情に応じて任命されるすべての委員会の活動を監督し、調整する。

第3節 職業奉仕委員会・本委員会は、本クラブの会員が職業関係において、その責任を果し、又、各自の職業において業務の一般的標準を向上させる為に、指導及び援助となる計画を立て之を実施する。その委員長は、本クラブの職業奉仕活動の責任者となり、職業奉仕の特殊な事情に応じて任命されるすべての委員会の活動を監督し、調整する。

第4節 (i) 出席委員会・本委員会は、すべてのクラブ会員が地区大会、都市連合会、地域大会及び国際大会への出席を含むすべてのロータリー会合への出席を奨励する方法を講じなければならない。本委員会は、特に本クラブの毎週の例会、及び本クラブ例会に出席出来なかった場合には、他のクラブの例会に出席することに重点をおいて、出席を奨励する方法を講じ、全会員に出席の必要条件を周知せしめ、良好なる出席の一層よき動機を増進し、且つ出席不良の原因となる事情を究明して、それを排除するよう努めるものとする。

(ii) 職業分類委員会。この委員会は、毎年9月30日又はそれ以前に、その地域社会の職業分類に関する調査をなし、職業分類指針を参照し、充填及

未充填の職業分類の一覧表を作成し、理事会により開放が宣言せられた未充填の職業分類に適切な人物を推薦する重要性を会員に強調し、必要によりクラブにおいて現代代表されている職業分類を再検討し、且つ職業分類に関するすべての問題について理事会の諮問に応ずるものとする。

(v) 親睦委員会。本委員会は、会員間に親睦と友情を増進し、会長又は理事会により課せられるクラブの一般目的遂行のために働くものとする。

(vi) 雑誌委員会。此委員会は、ロータリアン誌或はレビスタ・ロータリアンに対する読者の興味を喚起し、雑誌週間を実施し、クラブ例会のプログラムにその雑誌の簡単な月例評論を準備し、新入会員の誘導にその雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者にこれを一部贈呈し、図書館、病院、学校その他の読書室に寄贈するため及び国際奉仕のため雑誌の購読予約をなし、ニュース及び写真をその雑誌編集者に送付し、或は他の方法を以て、クラブ会員並びにロータリアン以外の人に対して有益な雑誌たらしめるようにする。

(vi) 会員選考委員会。本委員会は、会員に推薦されたすべての者を、その個人的方面から検討して、其の人格、事業、社交的及び地域社会的地位、及び一般的な適格性を周到に調査し、すべての申込書に対するその判定を理事会に報告すべきものとする。

(vii) 会員推薦委員会。本委員会は常にクラブの充填及び未充填職業分類一覧表を検討し、且つ開放された職業分類を充填するよう進んで理事会に適格

な人物を推薦するため積極的に行動するものとする。

(ii) プログラム委員会。本委員会は、クラブ例会並びに臨時集会のプログラムを準備編成すべきものとする。

(iv) 広報委員会。本委員会は、(1) 社会一般に対し、ロータリー、その歴史、綱領及びその適用範囲についての知識を与え、(2) クラブに関する適切な公表をなすために、計画を立て且つ実施すべきものとする。

(iii) ロータリー情報委員会。本委員会は、(1) 入会候補者にロータリー・クラブの会員としての特典、及びその義務を詳細に説明し、(2) 会員、特に新入会員に、その特典並びに責任に関して適確なる理解を与え、(3) 会員にロータリー、その歴史、綱領、範囲、及び活動についての知識を与え、(4) 会員に国際ロータリー管理運営の進展に関する知識を与えるために、計画を立て、実施すべきものとする。

第9条 欠席の承認

書面を以て正当な理由を具し、理事会に申請書を提出すれば、特定の期間会員のクラブ会合への出席を免除する賜暇が与えられる。

(注：かかる賜暇は、会員資格の喪失を防ぐためのものであって、クラブへ出席の成績にはならない。従って、賜暇を受けた会員は、標準クラブ定款第8条第5節(v)又は(vi)項の規定により認められた欠席を除き、他のクラブに出席しない限り、クラブの出席簿には欠席と記録せられる。)

第10条 財政

第1節 会計は、クラブのすべての資金を、理事会が指定した銀行に預金

するものとする。

第2節 すべて勘定書は、役員二名の署名ある証書に対し、会計が署名した小切手を以て支払うものとする。クラブのすべての会計事務に関しては、毎年一回、公認会計士又は資格を有する他のものによって、周到なる監査が行なわれるべきものとする。

第3節 資金管理の責任を有する役員は、クラブ資金保管の安全を期するため、理事会の要求ある場合は、保証金を提供するものとする。但しその費用はクラブの負担とする。

第4節 本クラブの会計年度は、毎年七月一日に始まり、翌年六月三十日に終る。会費は七月一日から十二月三十一日迄と、一月一日から六月三十日迄の二期に分け徴収する。国際ロータリーの人頭分担金及びロータリアン誌代金は、毎年七月一日及び一月一日に、その日現在の会員数を基礎に納入すべきものとする。

(注：半期中途に入会した会員の雑誌代は、中央事務局の仕切書に基づき納入する。)

第5節 理事会は、毎会計年度の始めに、当該年度の予算を作成し、或は作成せしめる。理事会が予算の承認を与え、理事会がその変更を命じない限り、予算はそれぞれの目的に対し支出の限界を示すものである。

第11条 会員選挙の方法

第1節 正会員（アディショナル正会員を含む）

(1) 時々理事会は、職業分類委員会によって作成された充填及び未充填職業分類の一覧表を検討し、若し職業分

類の内、未充填のものがある時は何れを推薦のため開放すべきかを考慮決定し、会員に対し、推薦のため開放された職業分類を知らせる。

(2) 開放された職業分類を充填するための有望な正会員候補者の氏名が会員推薦委員会或は立派な資格ある正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員によって推薦せられたならば、先ず第一に正式の推薦カードにより幹事を通じて理事会に提出する。

(3) 理事会は、それを職業分類委員会に移牒し、委員会は、職業分類の立場から、被推薦者の資格を審査し、推薦された職業分類が正当か不当かを決定して、推薦カードを審査し事情を具して理事会に返送し、理事会は次にこれを会員選考委員会に移牒する。

(4) 会員選考委員会は、被推薦者の人格、職業、社交上の立場及び社会人としての一般資格について十分検討をした上で、投票に付し、その委員会で反対投票一票を超えない場合には、被推薦者は資格があり、且つその旨理事会に勧告されて然るべきものと認められたものとなすべきである。会員選考委員会はその処置を理事会に報告すべきものとする。

(5) 次に理事会は、職業分類委員会及び会員選考委員会の決定事項を検討し、その決定を受入れるか、拒否するか、或は又、それを職業分類委員会及び会員選考委員会に差戻し再検討の上決定せしめる。

職業分類委員会及び会員選考委員会が、被推薦者に反対の報告をなし理事会がその決定を受入れた場合には、推

薦者はその旨幹事より通知を受ける。

(6) 職業分類委員会及び会員選考委員会が被推薦者に対して賛成の報告をなし、理事会がその決定を受入れた場合には、幹事は推薦者に通告する。

(7) 推薦者は、ロータリー情報委員会の委員を同道して、被推薦者に、ロータリー・クラブにおける会員の特典及び義務について詳しく説明し、且つ口頭又は書面を以て、クラブの会員に被推薦者の氏名を発表することの承諾を受ける。

(8) 被推薦新会員より氏名発表の承諾を得た後に、幹事は書面又は印刷した書式を以てクラブの各会員に、被推薦候補者の氏名、その代表する商社及びその推薦された職業分類を書き込み、通知する。

(9) 如何なる会員も被推薦者の選挙に反対であれば、その反対理由を具し書面を以て理事会に通告することができるよう十日間の余裕をおく。

(10) その期間に何等の反対がなければ、被推薦者は会員に合格したものと見做されるものとする。

若し何等かの反対申出があれば、理事会はその定例又は臨時理事会において、それを検討して、被推薦者について無記名投票を行う。定例又は臨時理事会に出席した理事によって行われた投票中、反対投票\票を超えざる時は、被推薦者は入会を承認されたものと見做される。

(11) 幹事は、次いで、推薦者及び被推薦者に入会承認の件を通知し、そして被推薦者にクラブ会員に申込みよう勧誘しなければならない。

(12) 被推薦者が、会員の責任につい

て彼の理解と受諾を表明する正式な申込書に書き入れ、署名の上、第5条に定められた入会金と共に、これを幹事に提出した時に、彼は正当に会員に選挙せられるものと見做すべきものとする。

(13) 完全に書き入れられた申込書及び入会金を受取ったならば、幹事は、新入会員にロータリー会員証明票を発行する。

(14) 幹事は、次に、新入会員報告用紙に、必要事項を書き込み、完備したものを国際ロータリー事務総長に送付する。

被推薦会員が拒否せられた場合には、推薦者は、幹事よりその旨通知を受ける。

第2節 シニア・アクティブ、パスト・サービス、及び名誉会員。これら三種類の会員の何れに対する推薦候補者も、書面を以て理事会に提出し、そしてその選挙は正会員選挙と同一の形式にて行われる。但し、斯様な推薦は、定例又は臨時理事会の何れにおいても審議することができ、且つ理事会の意志によって、本条第1節に定められた段階の何れを省略してもよい。定例又は臨時理事会に出席した理事会の会員によって投票された無記名投票中、反対投票\票を超えざる時は、被推薦会員は正当に選ばれたものとする。但し、本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員の総ての資格を有する本クラブの如何なる正会員、又は、嘗て本クラブの正会員であって且つその正会員でなくなったとき既に本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員の資格のあった本クラブの

パスト・サービス会員は、その希望によって、書面を以て、その意志を幹事に通告することにより、シニア・アクティブ会員となることができる。斯様なシニア・アクティブ会員の場合には、申込書又は選挙を要しない。

第3節 元アディショナル正会員の再選

(1) 国際ロータリー細則第3条第2節(i)項の定むるところにより選挙された元アディショナル正会員にして、本クラブ定款第8条第2節(ii)項の定むるところによりその資格の終結した本クラブの元アディショナル正会員の申込は同一職業分類または異なる職業分類の下にある他のものに優先して、理事会は迅速に審議すべきものとする。

(2) 本クラブ定款第5条第5節(ii)項の規定のもとに選挙されたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になった場合には会員でなくなったものとする。但し、その職業分類が再び充填されるときは、(定款第5条第5節(i)項の規定に基づく職業分類の保持者がアディショナル正会員を推薦する権利を侵害することなく) 彼は再び選ばれるであろう。

(3) 理事会は、その自由意志により、その申込を職業分類および会員選考委員会に移牒することができ、且つ異議申立のため十日間の余裕を置くことができる。被推薦者の選挙に反対する如何なる会員もその理由を書面を以て理事会に通告するものとする。理事会は、定例又は臨時理事会において、再選申込に関し、適切な場合には職業分類委員会及び会員選考委員会よりの報告並びに提出された異議を考慮の上

無記名投票を行なう。定例または臨時理事会に出席した理事によって行なわれた投票中、反対投票票を超過するときは、元アディショナル正会員(1名または数名)は正当に会員に選ばれたものとし、幹事よりその旨通知を受ける。申込が拒否された場合は幹事よりその旨の通知を受ける。

(注: 理事会の行う最終の無記名投票による会員選挙を規定する此細則の代りに、クラブは、正会員、シニア・アクティブ、パスト・サービス、又名誉会員申込者の選挙を、クラブ会員による最終無記名投票によるものとし定足数を有する例会において、出席会員総数四分の三以上の得票によって決する規定を、細則に採用することができる。

第12条 決議

第1節 本クラブに重大なる関係を有する決議又は動議は、理事会が審議した後でなければ、本クラブは之を審議しない。クラブ集会において、かかる決議又は動議が提出されたときも、之を討論に付さないで理事会に回付するものとする。

第13条 日程順序

開会
来訪ロータリアン紹介
通信及び告知
委員報告(あれば)
未決議事
新議事
講演又は他のプログラム
閉会

第14条 改正

本細則の改正は、定足数の会員が出席する例会において、出席会員三分の二以上の賛成によって、之をなすことができる。但し、改正案の通知は、その集会の少くとも十日前に、各会員に

郵送されていなければならない。本細則の改正又は追加は、クラブ定款及び国際ロータリーの定款並びに細則に矛盾してはならない。

語 彙

(Glossary)

ロータリー用語

Acting District Governor—地区ガバナー事務取扱— 地区ガバナーが空席になった場合、新ガバナーが国際大会に於て選挙され又は国際ロータリー理事会に依って選任されるまで、その事務を執行するために、国際ロータリー会長が指名したもの。

Active Member—正会員— 職業分類の下にクラブ会員として選ばれ、国際ロータリーの定款及び細則に定められた会員としての総ての義務、責任、及び特典を有するクラブの会員。

Additional Active Member—アディショナル正会員— (1)クラブの正会員によりその所属する事業所の同僚幹部の中より推薦され、推薦者と同一の職業分類の下にそのクラブの会員として選挙され、又は(2)あるクラブに於てその保持する職業分類該当の職業に其のクラブの区域内に於て従事しなくなった故を以て会員資格を失った元正会員で、何れかのクラブに於て、その選挙の要件たる職業分類を既に充填保持する正会員の同意を得て同一職業分類の下に会員として選挙されたもの。クラブが(2)項によってアディショナル正会員を選挙した場合、当該正会員は(1)項によってアディショナル正会員を推薦する権利を失わない。アディショナル正会員は正会員であり、正会員と同一の義務、責任及び特典を有する。但し同一職業分類を保持する正会員が正会員資格を失ったとき、又はクラブに於ける当該職業分類が空席となった場合はその会員資格を失う。

Administrative Adviser—運営顧問— 会長の指名により、国際ロータリー代表としての名誉職の資格に於て、地区無所属クラブの集

団に接触し、これを監督して国際ロータリー理事会に助力するロータリアン。

Admission Fee—入会金— クラブ入会申込者がクラブに支払う料金。料金の額は均一でない。各クラブがその細則に規定する所によって異なる。

Advisers of Revista Rotaria—(144頁参照)
Alternate (delegate)—(代議員)代理— 何れのクラブでも国際大会にその代議員を選出するに当り、代議員各一名毎に代理者一名を選ぶことができる。この代理者は当該代議員不在の場合国際大会に於て投票する権利を有する。

ANZAO—アンザオ— オーストラリア、ニュージーランド、アフリカ（地中海に面する諸国、諸地域を除く）及びその他の地方で他の地域群（即ち USCB, SACAMA, G. B. & I. CENAEM 又はアジア）に含まれない地方を包含する地域群。

Attendance Report (Club)—出席報告(クラブ)— 国際ロータリー細則に基き、各クラブがその例会に於ける出席につき、地区ガバナーに対し毎月提出すべき報告。クラブが地区に所属しないときは国際ロータリー事務総長に提出する。

Attendance Report (Governor)—出席報告(ガバナー)— 所管地区内のクラブから受取った月例出席報告の一覧表。ガバナーはその写を国際ロータリー事務総長に送付する。

Balanced Membership—均衡のとれた会員構成— 職業的に片寄らないクラブの会員構成。

Bd.—国際ロータリー理事会の略語— この略語につづいて記す数字は年度を表わす。例

えはBd. 44—45は1944—1945年度の理事会の略語である。

Birthplace of Rotary—ロータリーの発祥地— 第一番目のロータリー・クラブが設立された米国イリノイ州シカゴ市。

Board of Directors (Club)—クラブ理事会— クラブ細則の規定により構成されたクラブの管理運営機関。

Board of Directors (R.I.)—国際ロータリー理事会— (8頁参照)

Boys and Girls Week—少年少女週間— 少年少女，“人づくり”運動及び少年少女の福祉機関全般について、一般社会の関心を喚起するための行事を計画すべき週間。

Brief Report of the Convention—国際大会略報— 国際大会終了後直ちに全加盟クラブに送付される大会記録の要約。

CENAEM—セナエム— 大陸ヨーロッパ、北アフリカ及び東地中海地域の略語。

Central Office (C.O.)—中央事務局— 米国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリーの中央事務局。

Certificate of Nomination of District Governor—地区ガバナー指名証明書— ロータリアンが地区内クラブに依り正式に地区ガバナーの職に指名された事を証明する地区ガバナー及び必要ある時は併せて地区大会幹事に依り署名された証明書。

Charter Fee—加盟金— 国際ロータリーに加盟を承認された各クラブが、国際ロータリー細則により国際ロータリーに納付すべき料金額、米貨100弗。

Charter Member—創立会員— ロータリー・クラブの創立会員、即ち国際ロータリー加盟前に選ばれた会員。

Classification—職業分類— 地域社会に貢献する独立且つ明確な事業又は専門的職業活動を表示する字句。用語としては、正会員の所属する事業体、商社又は団体の主要且つ一般に認められた事業或は専門的職業活動を最も

正確に表示する字句である。

Classification Roster—職業分類表— 地域社会に於ける事業及び専門的職業活動のすべてを含む一覧表で、クラブで既に充填されているもの、未充填のものを区別したもの。

Club Assembly—クラブ協議会— クラブの計画及び活動について協議する目的のため、クラブ役員、理事及び委員長全員の会合。

Club Review Checklist—クラブ実態照合表— クラブ役員がクラブの実態を検討し、又クラブの慣行及び動向についてガバナーと協議する準備のため用意される照合表。

C.O.—中央事務局— 米国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリー中央事務局の略語。

Commission on Rotary International Administration (C.R.I.A.)—国際ロータリー管理調査委員会— 1934年度(デトロイト)大会に於て採択された決議に基づき、1935年1月国際ロータリー理事会が依頼した委員会で、地方管理に影響を及ぼすべき現行手続規則を検討し、改正を提案し、更に、地方管理の形態乃至は地域的或は国家単位の管理方式について、検討し、委員会の最適と考える提案を提案し、或は部分的変更を立案し、又は現行方式の再確認を求めたことを目的としたもの。同委員会は1935年、1936年及び1937年度国際大会に報告を提出し、1937年度大会に於て正式に解嘱された。

Considered as Withdrawn—撤回と見做す— 国際大会に於ける提出議案の取扱に関連してロータリーで発達した議事採決の方法。大会として採択に賛成出来ないが、大会に於て否決と議事録に残したくないものは“撤回と見做される”。この議決法は、採決を延ばしその間に更に議題を研究したい場合に時々用いられる。

Convention—国際大会— (48—57頁参照)

Convention Proceedings Book—国際大会報告書— 国際大会終了直後毎年国際ロータリー

一が印刷発行する写真入り大会報告書。

Conv. Res. (Convention Resolution)—国際大会決議の略語。

Council of Past Presidents—元会長会議— (12頁参照)

Council on Legislation—規定審議会— (8頁参照)

Countries and Geographical Regions—国及び地理的地域— ロータリーの存在する世界各地域に関連して用いられる慣用語。

C.R.I.A.—国際ロータリー管理調査委員会の略語。

Delegate—代議員— 名誉会員を除き、各クラブはその会員最初の50名まで1名、それを越える50名毎又は26名以上の端数につき1名の代議員を何れの国際大会にも送る権利を有する。

Delegate-at-Large—自由代議員— 国際ロータリーの各役員及び現にクラブ正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を有する国際ロータリー元会長は、国際ロータリーの定款及び細則により国際大会に於ける自由代議員と認められ、各議題につき一票の議決権を有する。

District—地区— 国際ロータリーの管理上定められたクラブ群の所在する一定地域に与えられた名称。

District Assembly—地区協議会— (12頁参照)

District Committee—地区委員会— (64—66頁参照)

District Conference—地区大会— (13頁参照)

District Conference Report—地区大会報告書— 地区大会決議事項、出席クラブ数、ガバナー被指名者名その他を記載し、ガバナー及び地区大会幹事より国際ロータリーに提出さるべき報告書。

District Funds—地区資金— 種々の目的のため(主として地区大会開催費の全部又は一

部を賄うため多くの地区で設定している資金。この資金に対する分担は地区によりその額を異にするが、斯様な資金の設定については何ら特定の権限は与えられていないから、分担は任意に行われるべきであって、ロータリアン個人又はクラブに対して課せらるべき人頭分担金の如き性質のものであってはならない。

District Governor—地区ガバナー— (11頁参照)

District Governor Ad Interim—暫定地区ガバナー— 国際大会で選挙されたガバナーがその地区外に於て就任期までに帰着出来ない場合にはその帰着までの期間、直前ガバナーが暫定地区ガバナーとしてその職務を執行する。

District Leadership Forum—ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム— (71頁参照)

Dues and Fees—年会費及び入会金— 各正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員はそのクラブの細則に定める入会金及び年会費をクラブに支払う。その金額は国際ロータリー加盟各クラブ間に於て一定はしていない。

Elector—選挙人— 選挙人は正当に選ばれた代議員、委任状所持者及び自由代議員を言ひ国際大会の選挙母体を構成する。

Enactment—制定— 国際ロータリーの定款及び細則又は標準クラブ定款を改正する国際大会の立法。

ENAEM—エナエム— ヨーロッパ、北アフリカ及び東地中海地域の略語。

Exchange of Youth—青少年交換— 或程度実務の経験を有する青少年に他国で短期間同一職種の体験を得る機会を、学生に対しては他国の学校で勉強する経験を、又休暇中の青少年に他国を訪問滞在する機会を与えることを目的とする各国間相互の青少年交換。

Executive Committee—常任理事会— (8頁

参照)

Extension Aide—拡大補佐— 特別代表がその与えられた地域に於けるロータリー・クラブの設立を単独で完遂出来ないと思われ、又ガバナー自身必要な援助を供与出来ない場合は、特別代表の近くに住むロータリアンでロータリークラブ設立に経験を有する者が特別代表を援助すべくガバナーから指名される。これを拡大補佐といい、事情によっては自らクラブ設立に当たることを可とする場合もある。

Extension Within the Club—クラブの内部拡大— クラブの区域内で適当な人物を有する職業分類の代表者を洩れなくクラブ会員中に含めることにより会員数を増加すること。
Extensien Work—拡大活動— ロータリーが存在しないところにロータリー・クラブを設立してロータリーを拡める活動。この活動は、地区に於てはガバナーと事務局の協力によって行われその他の地域に於ては特に指名された代理者が事務局の協力を得て行うことを通例とする。

Founder of Rotary—ロータリー創始者— 1905年シカゴに最初のロータリー・クラブを創立したポール P. ハリスを指す用語。ポール P. ハリスは1947年1月27日死去した。
Four Avenues of Rotary Service—ロータリー奉仕の四大部門— クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、及び国際奉仕を指す用語。

G.B. & I.—ジー・ビー・エンドアイ— グレート・ブリテン及びアイルランドの略語。

General Council (R.I.B.I.)—R.I.B.I. 理事会— グレート・ブリテン及びアイルランドに於ける国際ロータリーの管理機関で、R.I.B.I. の役員(会長、直前会長、副会長、名誉会計及び幹事)とグレート・ブリテン及びアイルランド内の地区に於ける地区ガバナーを以て構成する。グレート・ブリテン及びアイルランド選出の国際ロータリー理事は職権上本理事会の構成員である。

General Officers of R.I.—国際ロータリー中央役員— 国際ロータリーの会長、第1、第2、及び第3副会長、その他の理事10名、被選会長、事務総長並びに財務長。

General Secretary's Letter to R.I. Officials—国際ロータリー役員に対する事務総長の通信— 国際ロータリーの役員、委員その他に対し、時に応じて国際ロータリー事務総長が発送する通信。そうした役職に在る人々にとって重要な情報を記載し、経費の都合で謄写印刷されているが、各受取人に対する私信と解すべきものである。

Governor's Monthly Letter—ガバナー月信— 所管地区内の各クラブの会長及び幹事に対して毎月ガバナーから発送する親書的な公文書で特に関心を求むべき重要事項を記載する。

Group Representatives—分区代理— 地区内で予め区分された地域内のクラブの役員に助力するため、経験あるロータリアンの中からガバナーが指名する非公式代理。ガバナーはその任務を何人にも委譲する権限を持たないのでこの代理は非公式で権限を持つものではない。

"He Profits Most Who Serves Best"—“最もよく奉仕する者、最も多く報いられる”— ロータリーの文献その他に用いられる標語。

Honorary Member—名誉会員— (212頁参照)

Ibero America—イベロ・アメリカ— イベロ・アメリカはヨーロッパのイベリア半島出身のスペイン人及びポルトガル人によって植民されたアメリカ諸国を言う。国際ロータリー理事会の構成については国際ロータリー細則は、イベロ・アメリカは南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ及び西印度諸島を含むと規定している。(国際ロータリー理事候補推薦に関してはポルトリコはイベロ・アメリカから除外されている。)

Intercountry Committee—国際共同委員会

— 夫々の所管ガバナーにより又はその承認を経て組織される、ロータリアン、ロータリー・クラブ又は地区により二国以上に涉つて構成される委員会で、関係国のクラブ及びロータリアン間の交友を奨励し、それによって各国民の間に理解を増進し友好を促進することを目的とする。

International Assembly—国際協議会— (12頁参照)

International officers— 国際ロータリー役員の項参照。

Lapel Button—襟章— ロータリー・クラブの会員の襟章で、金地に紺のエナメルを以て作られたロータリーの記章。

Member Club—加盟クラブ— 国際ロータリーに正式に加盟を認められたロータリー・クラブ。

Membership Application Card—入会申込カード— 会員として推薦された者が入会申込の際用いるカード。

Membership Identification Card—会員証— 国際ロータリーが全クラブにその使用を奨めている一定様式の小型会員証。国際ロータリー事務総長の複写印刷署名の他、会員名、所属クラブ名、職業分類、納入した会費の期限、クラブ幹事の署名及び当人の署名のための空欄が設けてある。

Membership Proposal Card—会員推薦カード— クラブ会員がクラブに会員を推薦するときに用いるカード。

Membership Report Card—会員報告カード— クラブ幹事が国際ロータリー事務総長に対して、新会員、退会者及び会員の住所、職業分類等の変更を報告するために、国際ロータリーが供給する三様式のカード。

Memo of Official Visit of District Governor—ガバナー公式訪問報告書— ガバナーが所管地区の各クラブを公式訪問した際に記入し、(クラブ計画及び目標の要約と共に)、最寄りの国際ロータリー事務局に送付する報

告用紙。この報告は、国際ロータリーに対し各クラブが如何にロータリーの計画を実行しているかについて情報を提供し、且つ国際ロータリーがクラブに対してサービスする上の参考に供することを目的とする。

Non-Districted Club—地区無所属クラブ— 国際ロータリーの地区に属せず、国際ロータリー理事会の直轄下にあるクラブ。

Object of Rotary—ロータリーの綱領— 国際ロータリー定款第3条及び標準クラブ定款第3条に規定するロータリーの綱領。(綱領文は203頁参照)

Occupational Book Shelf—職業参考書棚— ロータリー・クラブがその土地の公共図書館や学校の図書館に会員各々の職業に関連する参考書を寄付して設ける書棚。

Officers, Club—クラブ役員— クラブの役員は会長、副会長一名又はそれ以上、幹事、会計及び会場監督である。

Officers, R.I.—国際ロータリー役員— 国際ロータリーの役員は、会長、第1、第2及び第3副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、グレート・ブリテン及びアイルランドに於ける国際ロータリー代表並びにグレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーの会長、直前会長、副会長並びに名誉会計である。

Official Directory—公式名簿— (145頁参照)

Past Service Member—バスト・サービス会員— (212頁参照)

Per Capita Dues—人頭分担金— 各クラブが、国際ロータリーに対して、7月1日及び1月1日現在の正会員、シニア・アクティブ会員及びバスト・サービス会員在籍総数に応じて、半年毎に支払う人頭分担金。

Provisional Rotary Club—仮ロータリー・クラブ— 20名以上の創立会員によって、国際ロータリー加盟の正式申込がなされ、国際ロータリー事務局によってその受領が確認さ

れてから、加盟承認に到るまでを仮ロータリー・クラブという。

Purposes of Rotary International—国際ロータリーの目的— (イ)世界を通じてロータリーを奨励、推進、拡大し且つ管理すること。(ロ)国際ロータリーの活動を調整し且つ一般的指導を行う。(国際ロータリー定款第2条)

Region—地域— 地域という用語は、臨機又は一定のクラブの地域集団を表示するときに用いられる。

Regional Conference—地域大会— (151—154頁参照)

Regional Rotary Institute—地域的ロータリー研究会— 国際ロータリー理事会の承認を得て、或る地域乃至地帯在住の1名又はそれ以上の国際ロータリー理事が招集する会合、これは、当該地域又は地帯におけるロータリーの方針並びにプログラムに関する諸問題の非公式討論と検討、国際ロータリー理事会よりの提案事項の検討、当該地域又は地帯における国際ロータリーの綱領並びに原理適用の研究；及びロータリー拡大の可能性研究のため国際ロータリーの現在、元及び次期役員を集めることを目的とする。

Registration Fee, Convention—登録料— 国際大会— 国際大会に出席を登録する際満十六歳以上の参加者が国際ロータリーに支払う料金。登録料はその都度国際ロータリー理事会が決定する。選挙人は登録料の支払を了るまで選挙権を与えられない。

Resolution—決議— 国際ロータリー大会の議決行為で、大会の意見を表明し、或は国際ロータリー定款細則或は標準クラブ定款を改正することなしに、方針或は手続を設定又は廃止するもの。

Resolution 34—決議第34号— 国際ロータリーの社会奉仕に対する方針の声明で、1923年(セントルイス)大会で決議第34号として採択され、その後の大会で改正されたもの。(全文38—40頁参照)

Revista Rotaria—レビスタ・ロタリア— 国際ロータリーのスペイン語機関誌。

R.I.—国際ロータリーの略語。

R.I.B.I.—グレート・ブリテン及びアイルランドに於ける国際ロータリーの略語。(14頁参照)

R.I. News—国際ロータリー・ニューズ— (145頁参照)

Rotary—ロータリー— ロータリーはロータリー・クラブ及びロータリアンによって構成される組織、彼等を鼓舞する精神、彼等を指導する原則実践及び慣例、そして彼等が達成を期する目的及び綱領を示すために用いられる。

Rotary Education—ロータリー教育— (イ)ロータリーの綱領、原理及びロータリーとその四大奉仕部門の発達過程を会員に周知させること。(ロ)各ロータリアンにロータリーの理想に対する個人的献身及び奉仕に関する責任と理解の念を喚起助長すること。

Rotary Emphasis Program—ロータリー強調プログラム— (71頁参照)

Rotary Foundation, The—ロータリー財団— (178, 206, 248頁参照)

Rotary Foundation Awards for International Understanding—国際理解のためのロータリー財団補助金— (185頁参照)

Rotary Institute for Present and Past Officers of R.I.—国際ロータリー現任及び元役員— 国際協議会と場所と日時を同じくして別に開催され、ロータリーの企画及び管理上の問題を非公式にとり上げる研究会。現及び元国際ロータリー役員、委員及びR.I.B.I.現及び元役員、及び任期末の地区ガバナーで国際協議会に参加しない者が招待される。

Rotary International in Great Britain & Ireland (R.I.B.I.)—グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー— グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸

島及びマン島に於けるロータリー・クラブ連合会の呼称。(14頁参照)

Rotary Wheel—ロータリーの歯車— ロータリーの記章につき時として用いられる呼称。

R.R. (Revista Rotaria)—(レビスタ・ロタリア)の略語。

SACAMA—サカマ— 南米、中米、メキシコ及び西印度諸島の略語。

Secretariat—事務局— (11頁参照)

Semiannual Report—半期報告— 毎年7月1日及び1月1日現在を以て各クラブが国際ロータリー理事会に対して行う会員数の報告。報告はクラブ会長及び幹事の署名を要し、中央事務局所定の用紙を用いて、国際ロータリー事務総長に送付する。この報告に基づき、クラブは国際ロータリーの人頭分担金を支払う。

Senior Active Member—シニア・アクティブ会員— 211頁参照)

“Service Above Self”—超我の奉仕— ロータリーの文献その他で用いられる標語。

Similar Organizations—類似団体— 国際ロータリーと類似した目的及び組織を持つ奉仕クラブ。

Special Assemblies—特別協議会— 国際大会に於て一つの国からの出席ロータリアンにより又は数ヶ国のロータリアンが合同して開催するもので相互の理解と友愛を深め、その国又は国々に特に関連した問題を討議することを目的とする。

Special Representative—特別代表— ガバナーの指名により、ガバナーに代ってクラブ創設の手続全般を行うロータリアン。通常、スポンサー・クラブの会員の中から指名される。

Sponsor Club—スポンサー・クラブ— 新クラブの創立に際して助力し、創立後も国際ロータリーの一員として速やかに成長するよう指導の責任を引受けたクラブ。新クラブの

創立に当りガバナーに協力する特別代表はスポンサー・クラブの会員であるのが普通である。

Staff—職員— 国際ロータリー事務総長の配下の職員で、国際ロータリーの活動を推進するため国際ロータリーの中央役員、ガバナー、国際ロータリーの委員会及び加盟クラブに協力する。

Standard Club Constitution—標準クラブ定款— 国際大会の決議により1922年6月6日以降の全加盟クラブが採用するクラブ定款。

Student Loan Funds—学生貸付資金— 学資不足のため上級学校に進学出来ない優秀な青年男女のために、クラブが設定する貸付資金。

Summary of Club Plans and Objectives—クラブ計画及び目標の要約— 地区ガバナーの公式訪問に際してクラブが提出する概要報告で、ガバナー及び国際ロータリー事務局宛に当該年度に於けるクラブ計画及び目標を簡潔に記載したもの。

Terms of Reference—任務の画定— 委員会及び類似機構の権限及び任務の解説定義。

Territorial Limits of a Rotary Club—ロータリー・クラブの区域— クラブ定款に示された区域。クラブの正会員は、区域内に於て、クラブで分類された事業又は専門的職業に自分で実際に従事し、且つその事業所又は住所がクラブの区域内になければならない。

Territorial Unit—領土別単位— 1922年(ロサンゼルス)大会で採択された加盟クラブの管理方式。1927年(オステンド)大会は領土別単位による管理を廃止したが、当時現存した領土別単位に関しては、その権利、特典、権限、義務又は任務は全面的に効力を持続すると確認した。(14頁R.I.B.I.の項参照)

The Four-Way Test—四つのテスト— (197頁参照)

The Rotarian—ロータリアン誌— 国際ロータリーの公式機関誌の英語版。

USCB—ユー・エス・シー・ビー— 米国、カナダ、バーミューダの略語。

Visiting Rotarian Report Card—ビジター出席カード— 他クラブからの来訪ロータリアンの出席をその所属クラブに通知し、有効出席を確認するため、クラブ幹事が用いる通知カード。

Vocational Craft Assemblies—職業別協議会— 通常国際大会又は地区大会に於て開催され、それら大会に出席したロータリアンが他地域からの同業者と意見を交換し、職業奉仕問題を協議する機会を得るための職業別集

会。
Voting Delegate's Card—投票代議員カード— クラブ幹事とその投票代議員に対して交付するカードで、国際大会に於ける資格審査委員会による確認を要する。このカードは保持者の投票権を立証する他、投票代議員として大会に出席する資格を示すものである。
Zurich Office (略語 Z.O.)—チューリッヒ事務所— スイス、チューリッヒにある中央事務局の事務所。大陸ヨーロッパ、北アフリカ及び東地中海にあるクラブの他、その地方在住のガバナー、国際ロータリー理事及び委員のための事務を取扱う。

索引

ア			
愛称	120	統制及び管理	213
アディショナル正会員		職権による委員	243
116, 119, 210~211, 256~257, 272, 277		経費	85, 87
シニア・アクティブ会員に変更	116	他団体の会合にて	87
創立会員	80	会合	36
選挙	210~211, 256~257, 272, 277	委員の資格	245
資格	116, 119, 210~211, 256~257	定足数	245
再選	211, 257, 274	報告	36
正会員がシニア・アクティブ会員になった場合の		検討, 常任理事会による	21
地位	116, 211, 258	理事会の検討	37
終結	211, 256~257, 259, 277	幹事	245
アメリカ合衆国		規模及び機能	36
カナダ及びアメリカ合衆国のクラブ, 投票	25	特別	12, 37, 243
財団寄付金の所得税より控除	180	常任	12, 37, 243
学校におけるスペイン語教育奨励	102	委員代理	12, 37, 243
指名委員会に代表	221	任期	37
理事指名のための地帯	226	通信による事務処理	36, 245
理事よりの	8, 226	投票, 通信による	36
アメリカ合衆国カナダ及英国以外の国よりの理事		欠員	12, 243
225		委員会, ロータリー・クラブ	33, 34, 42, 269~271
指名委員会に代表	221, 231	(各個委員会も併せ参照)	
アメリカ国立身体障害児童救済会	42	権限	270
亜細亜よりの理事	8, 228	委員長	269
理事候補選択手続	225~227	国際ロータリー文献郵送	140
R. I. B. I. の解釈	14, 282	中央事務局との接触	140
R. I. B. I. 理事会	11, 14, 280	管理, 監督	258
R. I. NEWS	145	任務	270~271
RR の解釈	283	権限による委員	270
安全増進	42	報告	270
ANZAO の解釈	277	常任	269
よりの理事	8, 228	位置, クラブの	76~77, 80~82, 203, 209
理事候補者選択手続	225~227, 228~235	大都市に追加クラブ	80~82, 209
		「移籍会員」	114~115
イ		遺贈, ロータリー財団に	192, 206, 249
意義ある業績賞	140~141	ENAEM 解釈	279
色, ロータリー	125, 127, 130	イペロ・アメリカ	280
ロータリー徽章に使用	125, 127	よりの理事	8, 227
委員会, 国際ロータリー	12, 36~37, 243~245	よりの理事候補	227
(各個委員会も併せ参照)		理事候補選択手続	225~235
特定	37, 243	指名委員会に代表	222
諮問	12, 243	委任状による代理者,	
任命	12, 37, 243	国際大会	7, 51, 205, 216
権限	12, 245	地区大会	238
委員長	12, 243	一般役員, 国際ロータリー; 理事会, 国際ロータリー参照	
		印刷物	146

国際ロータリー許可を有する	146
配布	12, 147~148
国際主義強調	148
翻訳	146
各国に関する	10, 105
インターアクト・クラブ	166~170
徽章	167~168
ガバナー、選挙及任務	169
会合	169
会員	167~168
資格	167
結成方針	167~168
プログラム、経費	170
目的	166
週間	170
ウ	
運営、国際ロータリー	7~13
地方	14~16
管理調査委員会	278
地区	58~75, 237
国又は領土別単位	
グレート・ブリテン及びアイルランド	14~16
無地区クラブ	13
中央事務局による事務	9~10
運営機関	236
運営事務	9~10
運営上の単位	8~9, 236~237
運営体、国際ロータリー	8, 21, 204, 213
エ	
英国ロータリークラブ協会	14
営利化、ロータリーの	130
SACAMA 解釈	283
襟章、ロータリー徽章	128, 281
オ	
欧州大陸北アフリカ及び東部地中海地域	
略字	278
加盟、クラブの	82
出席優勝牌	19
よりの理事	8, 227
青少年交換	101~102
国際共同委員会	103
国家間連合会	103
新クラブ結成、費用	89
国際ロータリー理事候補者選入手続	225~227, 228~235
指名委員会へ代表	222

カ	
海外、篤志家ロータリアン	99~100
海外奉仕篤志家、ロータリー	99~100
外国政府代表をクラブに	114
会合、地区	
協議会	68, 237
大会	69~71
リーダーシップ・フォーラム	71~72
日程	72
会議運営手続	157~163, 218~219, 248
会合、ロータリークラブ	79, 255, 268~269
酒類飲用の可否	32
年次総会	255, 268
出席、例会出席参照	
休止	18, 32, 255, 268~269
2週間に1度	79
非公式の会合	19
国家間	103
祈禱	32
他のサービス・クラブと連合	32, 40
変更通知	269
例会次第	31, 274
場所	32
プログラム	31
有望会員の出席	119
船上	19
学生、来賓として	102, 122
例会	79, 255, 269
取消	18, 32, 255, 268~269
他の奉仕クラブと	32, 40
回章、クラブ又はロータリアンに	130~131
会費、国際ロータリー：人頭分担金参照	
会費、ロータリー・クラブ	77, 210, 259, 269, 277, 279
徴収	272
最低	77
不払	260
会員証明票	20, 122, 192, 281
会員	20, 122, 192, 281
訪問会員による提出	20, 122
非ロータリアン	101, 122
会員資格、ロータリークラブ	113~123, 210~213, 255, 258
正会員と名誉会員、同一クラブで	116
入会金	80, 259, 269, 277, 279
「追加」ロータリー・クラブで	113
職業の代表	26
入会申込	271

会員の年齢	79, 120
支店代表者	203, 256, 257
均衡のとれた組織	29, 118, 277
ロータリアン同僚間の商売関係	130
カード	
会員証明	20, 122, 192, 281
訪問会員による提示	20, 122
推薦	281
創立会員	28
職業分類、大見出し職業分類参照	
委員会	269, 271
継続	119
構成	203~204, 255~258
名工	114
外交官	114
二重	113, 116, 212
会費	80, 259, 269, 277, 279
期間	259
公職保持者の被選資格	212, 257
国際ロータリー勤務員	213
拡大	118, 280
若い人に対する	79, 120
個人的で商社のものではない	113
種類	113, 210~212
賜暇	17~18, 271
制限	256
一覧表	131
地元新聞社の代表	33, 150, 212, 257
選挙方法	272~274
最少会員数	118
諸民族からの会員	115
無差別	115
一つのクラブのみに	113, 212
特典	206, 211, 212, 247, 257~258
推薦カード	281
推薦	271, 272~273, 281
資格	113, 119, 203, 255~256
ロータリー・クラブ区域境界内の事業又は居	
住所	113
定足数	269
記録及び報告	17, 245, 247, 268, 277, 281
再入会	257
回復	257
報告書式	281
退会	262
責任	263
ロータリー財団奨学生	115
半期報告	245, 268, 283
不意な元ロータリアンの地位	121

学生	122
終結	260~262
職名	203
転居	114~115
婦人は無資格	120
会計、ロータリー・クラブ	259, 267, 268
会員名簿の使用、商用の目的で	131
会計監査	
ロータリー・クラブ	272
国際ロータリー	246
報告	90
ロータリー財団	184
会計事項	245
会計年度	
ロータリー・クラブ	272
国際ロータリー	86, 245
ロータリー財団	183
改正（条例制定も併せ参照）	
クラブ細則	45, 274
R. I. 細則	7, 44, 107, 251
クラブ定款	44, 107, 209, 264~265
R. I. 定款	7, 44, 107, 206
会長及び理事の旅行	22
会長、国際ロータリー	
理事会に代て行い権限	37
理事会議長	8, 10, 204
規定審議会議長	10, 162, 219
地域大会の委員長	152~153
任務	10, 215
選挙	10, 204, 214, 225, 235~236
職権による委員	
各種委員会	10, 243
元会長会議	12, 247
経費	89
地理的選択	10
理事会々員	8, 204
指名（会長指名委員会を併せ参照）	10, 22~23, 221, 223, 225
クラブによる	10, 22, 224
委員会による	10, 22, 223
任期	11~12, 214~215
理事としての	11, 214~215
旅行	22
欠員	215
会長指名委員会	22~23, 221~225
代理委員	22~23, 223
権限	12, 245
構成	22, 221~225
会合	22, 224

決定に対する外部の影響	23	カナダ合衆国クラブ、投票	24
手続	22, 223	活動の同格部門3点	68
定足数	224	活動、ロータリー地区提唱の	73
報告	22~23, 224	ガバナー、地区ガバナー参照	
任期	223	仮ロータリー・クラブ	78~79, 129, 281
同点得票	223	地名	79
欠員	223	結成	78~79, 82
会長被指名者、国際ロータリー	22~23, 222	徽章の使用	129
経費	87	癌研究	42
会長被選者、国際ロータリー			
任務	215		
経費	87, 89		
任期	10, 214~215		
欠員	215		
会長、ロータリー・クラブ	259		
任務	30~31, 268		
次年度、地区協議会出席	12, 30, 68, 237		
委員会の職権による委員	270		
指名及び選挙	267		
資格	30, 259		
任期	259		
会場監督			
ロータリー・クラブ	259, 267, 268		
国際ロータリー大会	217		
学生			
青少年の交換	101, 102, 279		
国際理解奨学金	185~186		
クラブ会合のお客	102, 122		
紹介状	101, 123		
貸費資金	283		
ロータリー・クラブにおける資格	122		
国際間理解増進	102~103		
拡大補助者	78, 89, 280		
「各ロータリアンは青少年の亀鑑」標語	165		
加盟金	80, 209, 278		
再承認クラブ	82, 83, 210		
加盟、クラブ	80, 83		
申込	83, 209		
取消	210		
言語	83		
国際協議会のプログラムに上程	84		
大ブリテン及びアイルランド国際ロータリー	83		
返還	210		
加盟クラブ、解釈	281		
カナダ			
より理事	8, 227		
集団、理事指名のため	227		
理事候補者選択手続	227		
指名委員会に代表	222		

規定と条件、免許料及び使用料手続に関する	126~128		
祈禱、例会における	32		
規範、正しい服務規準の	199		
寄付、国際ロータリー資金よりの	94		
地方的行事	41		
救助、戦災者	155		
災害時	155~156		
救済事業	155~156		
寄付	155		
財団の一目標として	155		
方針	156		
災害時における	155~156		
戦災者	155		
救済資金	155		
休日、例会	18, 32, 255		
休止された例会	18, 32, 255, 269		
教育			
成人	42		
国際理解推進に学校と協力	101		
職業参考書棚	281		
有望な新婦化人	135		
ロータリー	33~34, 138, 271, 282		
協議会、協議会名参照			
業績賞	140~141		
争、出席	17~20, 275		
クラブ	17~20, 275		
地区	19, 67~68		
強調プログラム、ロータリー	34		
業務			
ロータリアンに助言及援助、委員会	35		
カード、ロータリー徽章の使用	127		
解釈、職業分類目的に	26		
クラブ区域内のロータリアン	113		
順序			
クラブ例会における	31, 274		
ロバート式議事規則	248		
関係、ロータリアン間の	35, 130		
職業連絡会議	199		
標準	197, 199		
文房具、ロータリー徽章の使用	127		
「業務を通しての奉仕」	197		
銀行勘定			
ロータリー・クラブ	271		
国際ロータリー	10		
旅行資金に利用	93		
ロータリー財団	183~184		

加盟認証状, 加盟, クラブ参照
 職業分類, 大見出し職業分類参照
 社会奉仕活動 38~42, 270
 構成 7, 203
 定款の権限, 限界 46~47
 団体行動 38, 98~99, 135
 解散, 会員の地位 122
 懲戒 210
 論争 263
 青少年交換 100, 101, 279
 拡大, クラブ内 119, 280
 機能停止 210
 財政, 大見出し財政ロータリー・クラブ参照
 会計年度 272
 募金, 財政ロータリー・クラブ参照
 管理主体 258~259
 区分監督 64~65, 280
 収入 259, 269
 法人化 45
 国際奉仕活動 98
 位置 76~77, 203
 大都市における 80~81, 209
 会合, 大見出し会合, ロータリー・クラブ参照
 会員資格, 会員資格ロータリー・クラブ参照
 他団体の会員 32, 41, 45
 投票方法 269
 最少会員数 118
 新, 新クラブ参照
 無地区
 運営 13
 監督 13
 数
 国際ロータリー加盟の 7
 地区内の 60
 役員, 役員ロータリー・クラブ参照
 日程順序 31, 274
 支払, 人頭分担当, 人頭分担当参照
 プログラム 31, 33~34
 仮の, 仮ロータリー・クラブ参照
 印刷物 140~147
 地域又は区分集団 9
 青少年への奉仕諸団体との関係 167~168
 再建 82, 210
 報告
 地区ガバナーに 18, 247, 268, 277, 283
 国際ロータリーに 18, 246~247, 268, 277, 283
 国際大会へ代表 7, 51, 205
 内部に代表的会員 28, 119, 277
 辞退, 国際ロータリー加盟資格を 210

決議 274
 役員選択 31
 青少年奉仕 164~174
 講演者への謝礼 31
 構成 13
 学生招待 102, 122
 計画及び目的の要約報告 283
 監督 8, 11, 62, 204~205, 226
 終結, 国際ロータリー加盟の 210
 区域限界 76~77, 175~177, 209, 283
 変更 80~82, 175~177, 264
 訪問, ロータリー・クラブ訪問参照
 職業奉仕活動 197~200
 投票 24, 205, 269
 クラブの区分監督 64~65
 クラブのパナー 34
 グループ, 元ロータリアン 121
 訓練プログラム
 ディストリクト・リーダーシップ・フォーラム 71~72
 クラブ・レベルのロータリー強調プログラム 34, 71~72
 ケ
 欠員, 国際ロータリーの役職に
 理事会 10, 214
 委員会 12, 243
 地区ガバナー 242~243
 会長指名委員会 223
 会長 215
 被選会長 215, 225~226
 事務総長 215
 財務長 215
 財団管理委員会 181, 250
 欠員, ロータリー・クラブ役職に 267
 決議, 国際ロータリー大会 (条例制定を併せ参照) 107~108, 111~112, 216, 221, 282
 調査 111~112
 非常時 108, 216
 提案様式及び方法 110~111
 現状, 1910より1942年に採用された決議 111
 国際大会における投票 51~52
 決議 No. 23-34 38~40, 282
 決議, ロータリー・クラブ 274
 決定に訴願
 ロータリー・クラブ理事会の 258~259, 262
 国際ロータリー理事会の 210, 213~214
 研究会, 地域的研究会及びロータリー研究会参照
 研究グループ交換 188

言語
 補助 106
 研究に学校と協力 102
 公式, 国際ロータリー 83, 146
 スペイン語教育, アメリカ合衆国の学校にて 102
 研究集団 103
 原子力使用に関する提案 97
 建築計画, ロータリーの名称使用 130
 コ
 語彙 277~284
 交歓の家 50
 交換レート 80, 246
 広報 149~150
 委員会, ロータリー・クラブ 149, 269, 271
 委員会, 国際ロータリー 245
 候補者
 理事
 選択手続 226~235
 地区ガバナー
 指名委員会 240~241
 郵便投票による指名 11, 241~242
 会長
 指名委員会手続, 選択のための 22~23, 222~226
 クラブによる指名 22~23, 224~225
 国家間
 国際共同委員会 103, 280
 任期 103
 会合 102
 訪問 103
 国家間に跨る地区 58, 60
 国家奉仕 135~136
 国家非常時中のクラブ活動 136
 国家単位 14
 国家及び他の地理的地域, 解釈 279
 国連教育, 科学, 文化機構, ユネスコ(UNESCO) 106
 国際協議会 12, 247
 ガバナー被指名者の出席 61, 63, 88
 旅費の前渡 92
 資料の配布 12
 経費 88
 位置 88, 247
 プログラム 21, 247
 ロータリー拡大問題を上程 84
 ロータリーに関する広報の増進 150
 責任 21, 247

目的 12, 247
 国際交換
 パナー 34
 講演者 103
 青少年 100, 101, 279
 国際学生交換委員会 100, 101, 102
 国際国境善隣会議 104
 国際懇親宴会 54
 国際赤十字, 協力 156
 国際大会, 国際ロータリー 7, 48~57, 205, 216~218
 運営経費 50, 87
 出席 51, 56~57
 委員 87
 理事 87
 ガバナー・ノミネー 63
 増進 50, 63
 統計 56~57
 徽章, 元役員の 53
 投票準備委員会 51, 235
 簡単な報告 278
 招集 216
 委員会 11, 49, 243, 244
 任務 49, 244
 報告 244
 任期 244
 契約 48~49, 50, 53
 規定審議会, 大見出し参照
 信任状 51, 217
 委員会 218
 日付 7, 48, 205, 216
 過去の大会 56~57
 討論 218
 代議員 7, 51, 205, 217, 279
 代理者 51, 217, 277
 自由代議員 7, 51, 205, 217, 279
 カード 284
 委任状による代理者 7, 51, 205, 217
 資格 217
 定足数 218
 座席 219
 投票 51~53, 108, 205, 218~219, 235
 年次報告を代議員に配布 54
 選挙人 24, 51, 205, 235
 非常立法 108, 216
 条例制定, 大見出し条例制定参照
 招待 49
 経費
 運営 49~50
 出席

委員会	87	国際大会決議の成文化	111~112
理事	87	国際奉仕	95~106
接待	49~50, 89	委員会, クラブ	270
懇親宴会	54	教育機関における	102
財政的準備	49~50, 89, 93	ロータリー文献に重点	148
聴聞会	210, 213	青少年の交換	100, 101, 279
主催クラブ	48, 49, 50	財団の目的	181
ホテル割当	53	国際ロータリーの方針	95~96
交歓の家	50	ロータリー海外奉仕篤志家プログラム	99~100
招致	48	小企業相談所	99
立法, 大見出し立法参照		研究集団	103
立法機関	7, 107	世界社会奉仕	98~99
位置	7, 48, 191, 203	同一職業分類の人々の国際的交換	103
北米合衆国以外	48	国際補助言語	106
過去の国際大会	56~57	協会	106
会場	49	国際役員: 役員, 国際ロータリー参照	
役員	204	国際連合	
議事日程	49	旗	97~98
元役員会	54	国際ロータリーとの関係	97
場所	7, 48, 191, 202	国際ロータリー印刷物, 関する	97
方針	49~50	国際ロータリー	
予備行動	48~49	略字	268
議長	10	運営, 大見出し運営, 国際ロータリー参照	
議事録	54~55	銀行勘定, 財政国際ロータリー参照	
版権	55	基本方針	7
プログラム	48, 218	団体行動	96, 105, 138
委任状による代理者	7, 51, 205, 217	職員, クラブにおける会員資格	213
宣伝	49, 149	会計年度	86, 245
目的	7	世界事件	96~97
定足数	218	収入, 大見出し財政, 国際ロータリー参照	
登録委員会	50	加盟クラブ	7, 14~16, 203, 209
登録料	53, 217, 282	他団体において	105, 138
クラブの代表	7, 51, 205	名称及び説明	203
決議, 大見出し決議参照		役員, 大見出し役員国際ロータリー参照	
会議運営手続	157~163, 215~216	組織図	6
着座	53, 217	参加	
会場監督	217	地方公共事業	41
中央事務局の仕事	50	国事に	135~136
合唱指揮者	49	他団体	105, 138
特別	205, 216	社会奉仕活動に対する方針	38~40, 282
特別協議会	54	目的	203, 282
時期	7, 48, 205, 216	事務局, 大見出し事務局, 国際ロータリー参照	
輸送	50	名称の使用	128
委員会	50	国際ロータリー印	46
職種別協議会	284	国際ロータリー加盟	83, 209
投票	51~53, 110, 206, 218~219, 235	加盟料金	80, 209, 278
投票用紙に記載すべき氏名	23	再建クラブ	82~83, 210
手続	51~53, 205~206, 218~219	国際ロータリー加盟資格	7, 14, 203, 209
単一移譲式投票	24	加盟	83, 209

委員会	82	公式言語, 国際ロータリーの	83, 146
加盟申込	83, 209	公式名簿	131, 145, 147
構成, クラブの	7, 203	版権	145, 147
終結	210	非ロータリアンへの配布	145
国際ロータリー管理調査委員会	278	商用	131, 145
国際ロータリー基本方針	7	ホテル, 一覧	145
国際ロータリー経費	87~90	国際ロータリー役員への事務総長書簡	280
国際ロータリー剰余金		交通安全	43
経費		公職者	
理事会に付託された権限	94, 204	会員への資格	114, 257
慈善目的に寄付	94	候補者の確認	262~263
国際ロータリー計画推進	94	暦改正	105
雑誌資金の流用	249		
国際ロータリー職業分類指針	26~29		
国際ロータリー, 大ブリテン及びアイルランドに			
おける	8, 9, 14~16, 282		
略字	282		
運営	15~16		
クラブの加盟	82, 83		
クラブの認証状	83		
定款及び細則	15~16		
改正	15, 16, 112		
理事, よりの	8, 228		
指名	228		
クラブ名簿	145		
文献配布	132		
選挙される役員	11		
理事会	11, 14, 204, 280		
指名及び選挙	11, 15~16, 235		
国際ロータリーとの関係	14~16		
指名委員会へ代表	222~223		
シニア・アクティブ会員, 元役員のための	117		
国際ロータリー組織図	6		
国際ロータリーの職員: 事務局, 国際ロータリー参照			
国際ロータリー定款及び細則の批准	44, 204		
「国際ロータリー・ニュース」	145		
国際ロータリーの目的	203, 282		
講演者			
ロータリークラブにて, 謝礼	31		
外国クラブとの交換	104		
クラブにて後援された討論会	139		
国際問題について	96		
学校へ提供, クラブにより	102		
交換			
パナー	34		
講演者	105		
青少年	100, 101, 279		
公共問題	262		
		財務委員会, 国際ロータリー	12, 85, 244
		任務	85, 244
		小委員会	85
		財政, 国際ロータリー	85~94, 206, 245, 246
		監査	90, 246
		銀行預金	10
		旅行に資金利用	93
		予算	85, 246
		作成, 財務委員会による	85, 246
		管理及び運営	85, 206
		為替相場	86, 248
		資金の支出	90~91, 94
		権限	94, 204
		国際ロータリー剰余金より	94, 204
		費用	87~90
		財務代行者制度	10
		投資	85
		人頭分担金, 大見出し人頭分担金参照	
		歳入	86, 206, 245
		特別委員会	85
		財政, ロータリークラブ (入会金及び会費も併せ参照)	269, 271~272
		予算	272
		講演者の経費	32
		募金	33
		クラブ資金取扱	34
		財産権, その喪失	262
		財団, ロータリー, 大見出しロータリー財団参照	
		細則, 国際ロータリー	44, 209~251
		改正	7, 44, 107, 251
		(条例制定を併せ参照)	
		批准, クラブによる	44, 204
		本文	209~251
		細則, ロータリー・クラブ	45, 267~275
		クラブ会員による受諾	275

改正	45, 275	クラブにおける会員資格	204
変更, 許されうる	45, 267	常任理事会	
服従, 会員の	275	国際ロータリー理事会	8, 21, 213
本文	267~275	郵便投票による決定	21~22
災害, 救助	155~156	ロータリー財団管理委員会	181
財政的援助懇請, クラブに	43, 131	社会奉仕	38~43
建築計画のため	130	活動, クラブ	38~43
富くじ類による	33, 43	委員会, クラブ	269, 271
財務長, 国際ロータリー		協力, 他団体との	40~41
年次報告	11, 215	会議の運営手続	40~41
報酬	215	参加, 国際ロータリーの	41
任務	11, 215	広報	40
選挙	11, 214	決議第 23-34 号	38~40, 282
ロータリー財団会計	183	世界	98~99
保証金	215	出席委員会, ロータリー・クラブ	270
任期	11, 214~215	出席競争	17~20, 277
欠員	215	地区	19, 68
財務代行者制度	10	宗教, ロータリーとの関係	32, 135
詐欺師	20	CENAEM. 解釈	278
酒類飲用の可否, 例会	32	C. O. 解釈	278
雑誌委員会, ロータリー・クラブ	269, 271	Conv. Res. 解釈	278
雑誌, 国際ロータリー	142~145, 248~249, 263, 282	C. R. I. A. 解釈	279
広告方針	142~144	G. B. & I. 解釈	280
権限	248	資金に対する懇請	
版權	147	クラブによる	43, 131
編集方針	142	くじ券	33, 43
経費	90	建築計画のため	130
他国語による概要掲載	144~145	災害の時に	155~156
地区大会及び協議会プログラム発表	144	戦災者	155
目的	248	国際ロータリーに	41
読者の興味	144, 271	人道的援助及び設備の供給	157
購読	87, 144, 248, 263	資金支出	90~91, 94, 204
集金	263, 269, 272	資金募集活動, クラブによる	33, 43
料金	87, 248	建築計画に名称, 「国際ロータリー」, の使用	130
払戻又は比例割当	86	富籤, 抽籤券類	33, 43
週間	144	援助懇請	43, 131
		慈善資金, 資金に対する懇請参照	
		自動車責任保険	93~94
		指導者訓練プログラム	
		ディストリクト・フォーラム	71~72
		クラブ・レベルのロータリー強調プログラム	34, 71~72
支局, 中央事務局の	9	シニア・アクティブ会員資格	
支出報告	91		117~118, 211~212, 257~258, 273~274
支店代表者	203, 256, 257	入会金	259
事務局, 国際ロータリー	9~10, 278	出席要求	260, 261
運営事務, ガバナー及びクラブに対する	9	バッジに職業分類	117
支局	9	選挙方法	211, 257, 273
クラブ及びクラブ委員会との接触	139	新クラブにおける	79
経費	90~91		
クラブに対する奉仕, 如何なる国の	9		
国際大会に対する奉仕	50		
職員	11, 283		

再建クラブにおける	118	任務	142, 245
特典	211, 257~258	地区	75, 144
資格	117	各国に関する文献	105
英愛国際ロータリー	117	国際ロータリー (文献, ロータリー: 雑誌, 国際ロータリー及び「レピスタ・ロータリア」を併せ参照)	142~148
終結	212, 260	版權	55, 147
指名, ロータリークラブ役員の	267	出版方針	147
指名, 国際ロータリー役員の	222~235	国際連合に関する	97
理事会	23~24, 226~235	小企業相談所	99
大会において	229~230	商業会議所, ロータリーとの関係	41
郵便投票	230~231	少年少女週間	165
選択方法	23	少年事業, 青少年への奉仕参照	
指名委員会手続による	231~235	商標, ロータリー徽章の使用	126, 246~247
宣伝	24~25	紹介状, 非ロータリアン	101, 123
招集者, 大会における選挙人会合の	23	常任委員会	12, 37, 243~245
地区ガバナー	11	条例制定 (決議も併せ参照)	108, 111~112, 215~216, 221, 277
証明書	240~241	緊急	108, 216
郵便投票による	11, 241~242	提案様式及び方法	110~112
会長	22~23, 222~226	国際大会における投票	51
クラブによる	22~23, 224~225	職業上の正しいサービスの規準	199
指名委員会による	23, 223~224	職業別協議会, 解釈	284
諮問委員会	12, 243	職業連絡会議	199
地区	65, 75, 244	職業参考書棚	281
インターアクト	165	職業指導	200
地域	12	職業分類	26~29, 209, 256~257, 278
事務総長, 国際ロータリー	10, 204, 214, 215	活動又は奉仕一地位ではない	26~27
年次報告	11, 54, 215	創立会員	28
理事会代行権限	37	委員会, クラブ	269~270, 271
法人印の捺印権限	46	外国の同一職業分類のひととの接触	103
報酬	215	修正	256
任務	9, 10, 215	同一の職業分類に追加会員	210~211, 212, 256~257
国際大会に関する	49, 50	指針	26~29
選挙	11, 214	制限	256
国際ロータリー役員への書簡	280	一覧表, ロータリアンの	131
事務長乃至幹事		合併会社	29
理事会	204	最少限, 新クラブ	28
国際ロータリー委員会	245	新聞代表	33, 150, 212, 257
規定審議会	220	単種工業地	28, 29
元会長会議	247	原則固守	29
地域大会	152, 153	公職	213, 257
ロータリー財団	183	宗教代表	212, 257
保証金	215	職業分類表	27, 28, 119, 271, 278
任期	11, 214	企業内の独立部門	27
欠員	215	「60%」勸告	28
出版委員会, 国際ロータリー	12, 142	調査	27, 28, 118, 271
任務	142	「10%」代表	28
出版物			
クラブ	129		
委員会	12, 142, 245		

用語 26, 27
職業分類指針, 国際ロータリー 26~29
変更 28
職業奉仕 197~200
倫理掟, ロータリー 200, 246
委員会, クラブ 269, 270
職業参考書棚 281
企画 200
正しき業務規準 199
声明
「4つのテスト」 198~199
「業務を通しての奉仕」 197
所得税, 財団寄付控除 180
諸民族, クラブに代表 115
新会員
ロータリーに関する教育 33
入会式 120
選挙方法 272~274
人頭分担金の支払 86
推薦カード 272, 281
資格 113, 119, 203~204, 255~256
新クラブ
スポンサー・クラブの援助 78, 80
職業分類の最低数 28, 79
出席競争参加 17
人頭分担金 86, 245
結成の問題を国際協議会に上程 84
プログラム 80
結成方針 76
訪問 67, 84
新クラブの結成, ロータリー拡大参照
身体障害児童の救済事業 41
身体障害者のための国際協会 41
人頭分担金 86, 206, 246, 281
変更 251
支払期日 86, 246
下落, 通貨の 86, 246
半期間に入会した会員に対して 86
新クラブ 86
不払 210
払戻又は比例割当 86
新聞代表 33, 150, 212, 257
クラブと年次会合 150
新聞職業分類 33, 150, 212, 257
親睦委員会, ロータリー・クラブ 271

ス

スポンサークラブ 78, 80, 283
スペイン語教育, 合衆国の学校における 102

セ

正会員資格 113, 203~204, 210, 255~257, 277
同一クラブ内で同時に名誉会員 116
支店代表者 203, 256
職業分類 26, 204, 256
期間 259~262
選挙 272~274
1クラブにおいてのみ 116, 212
制限 204, 256
新聞代表 33, 212, 257
公職保持者 114, 212~213, 257
資格 203~204, 255~257
再選挙 260
復権 260
終結 259~262
政治 135, 200, 262~263
政府
問題, ロータリーとの関係 98, 135
行政長官, ロータリーの後援者として 74
青少年活動, 青少年への奉仕参照
青少年団体
インターアクト・クラブ 166~170
ローターアクト・クラブ 170~174
ロータリー・クラブとの関係 165
青少年への奉仕 164~174
少年少女週間 165, 278
クラブ 166~170
地区委員会 100
青少年交換 100, 101, 279
団体幹部をロータリー・クラブ会員に 164
インターアクト・クラブ 166~170
手続方法 164
目標 164
団体, クラブの関係 165~166
プログラム 165~166
国際理解の増進 100~102
ローターアクト・クラブ 170~174
研究会 165
学生, 大見出し学生参照
世界事情 96~97
世界社会奉仕 98~99
「世界理解週間」 100
「世界紛争渦中のロータリー」 112
「世界戦争中のロータリー」 112
責任保険 93
赤十字 156
選挙準備委員会, 投票委員会参照
選挙による役員, 大ブリテン及アイルランド 14

選挙人 205, 235, 279
戦災者救済 155
船上での会合, ロータリアンの 20
宣伝, 広報参照

ソ

相談所, 小企業 99
贈与
受納 178, 206, 249
大会において会長代理へ 70
ロータリー財団へ 178, 206, 249
創立会員 79~80, 278
シニア・アクティブ 79~80
訴願, 決定に対する
ロータリー・クラブ理事会の 258~259, 262
国際ロータリー理事会の 210, 213, 214

タ

大会, 大会名を参照
代議員, 国際大会代議員参照
大都市に追加クラブ 80~82, 209
会員 113
脱退
国際ロータリーより 210
クラブ会員の 262
貸費資金, 学生に 283
大ブリテン及びアイルランド; 国際ロータリー, 大ブリテン及びアイルランドにおける, 参照
正しきサービスの規準, 職業上の 199
他の団体にクラブが加入 32, 42, 46~47, 138
国際身体障害者福祉に 41
社会奉仕審議会に参加 40
他の組織の文献, クラブへの配布 148
他の奉仕クラブにおけるロータリアンの会員資格 113
他の組織における国際ロータリーの会員資格 105, 138
単一移譲式投票 24, 52~53
団体行動 39, 98, 99, 105, 135, 138

チ

「地方」用語解釈 76, 175
地方運営 14~16, 204~205, 236
「地域社会」用語解釈 76
地域
解釈 282
名簿 145
地域的研究会 138~139
地域大会 13, 151~154, 248

委員長 152, 153
委員会 152
過去の大会開催日 154
経費 151, 153, 154
大会招致 153
過去の大会場所 154
幹事 152
大会公式用語 153
組織 152
参加者 154, 248
プログラム 153
宣伝 153
目的 13, 151, 248
運営手続 152~154
開催地及び時期 151
地域の
諮問委員会 12, 243
クラブ集団 9
研究会 138~139
中央事務局, 事務局, 国際ロータリー参照
仲裁 263
忠誠, 国家及びその宗教に対するロータリアンの 135
チューリッヒ事務所 284
地区 58~75
活動, ロータリー後援の 73
運営 58~75, 236
出席競争 19, 67~68
職業連絡会議 199
委員会 64~66, 73, 76, 101, 104, 240, 243
諮問 65, 243
拡大 76
財政 73~74
国際共同 103
指名 240
名簿 145
青少年の交換 101, 102, 279
基金 74, 279
大ブリテン及びアイルランド 11, 14, 16
地区連合会 103
国際 58, 60
集会の日程 72, 237
クラブ数 58, 60
地区数 8
組織 9, 58, 75
印刷物 75
幹事 66, 90
大きさ 58, 60
監督 8, 205, 236

元ロータリアンのグループ	121~122
「最も良く務むるものは最も多く報いられる」	134, 280
ヤ	
役員, 国際ロータリー	10~11, 204, 214, 281
ロータリーの用務によるクラブ例会欠席	19
理事会に代って行う権限	22
襟章	125
候補者に関する宣伝	24~25
報酬	215
管理監督	8, 213
理事, 理事会, 国際ロータリー参照	
地区ガバナー, 大見出し地区ガバナー参照	
任務	213, 215
選挙	51, 204, 214, 235~236
経費	87~90, 91~93
指名, 大見出し指名, 国際ロータリー役員参照	
昇任順序	10
会長, 大見出し会長, 国際ロータリー参照	
資格	214, 236
罷免	213
報告	10, 11, 54, 215
保証金	215
任期	10~11, 61, 214
役職名	204
他の団体においての利用	26, 128, 138
ロータリー徽章の使用	126
欠員	214, 215
クラブ訪問, 大見出しロータリー・クラブ訪問参照	
役員, ロータリー・クラブ	258, 267, 281
襟章	124
任務	268
選挙	267
次期会長, 地区協議会に出席	12, 30, 68, 237
会合	32, 267
指名	267
資格	259
再選	31
選択	31
保証金	272
任期	31
欠員	267
雇主-使用人関係	199
ユ	
“Yours Rotarily” 字句の使用	131
USCB, 解釈	284

優賞牌	
クラブ例会出席	19
郵送名簿	
ロータリアンの	131, 132
公式名簿の使用	132, 145
郵便投票	
国際ロータリー理事会	21~22, 214
クラブによる理事ノミニー選択方法	23~24
常任理事会	21
指名	
理事会	230~231
規定審議会	220~221
地区ガバナー	240
ロータリー財団管理委員会	183
有望会員, クラブ例会に招待	119
ヨ	
予算案, 国際ロータリー	85, 244, 246
作成, 財務委員会による	85, 244
予算案ロータリー・クラブ	272
「四つのテスト」	197
ヨーロッパ, 北アフリカ及び東地中海地域	279
クラブ名簿	146
国際共同委員会	103
ラ	
ラテン・アメリカ, イベロ・アメリカ参照	
ラテン語, ロータリー標語	134
リ	
旅行, 国際ロータリー会長及び理事の	22
旅費	
航空	91
自動車	92
方針	91~93
鉄道	92
国際ロータリー資金	91~93
特別代表, CENAEM	86
船	91
銀行預金の使用	93
理事, 理事会参照	
理事指名委員会	23, 24~25, 226~235
理事指名地帯	
ANZAO	228~229
イベロアメリカ	228
アメリカ合衆国	227
理事会, 国際ロータリー	8, 21~25, 204, 213~214
訴訟, 決定に対し	210, 213, 214
郵便投票	21~22

議長	8, 10, 204
報酬	215
構成	8, 204
管理及び監督	8, 204, 213
決定	21
任務	8, 204, 213
選挙, 暫定理事会にて	10, 213
選挙	8, 10, 214, 235~236
常任理事会	8, 21~22
経費	87
被指名者	87, 88, 89
聴問会	210, 213
裁定権	214
会合	213
意見書	111
指名	23~24
大会において	229~231
郵便投票	230~231
指名委員会手続	231~235
地帯	24
被指名者, 選択方法	23~24, 25
権限	204, 213, 214
委任	8, 21
提出議案方針	22
資格	214, 236
定足数	213~214
ロータリー財団との関係	182
幹事	204
任期	10, 214~215
委員会の検討	37
旅費	87
欠員	10, 215
投票, 通信による	23, 214
夫人の経費	92, 93
理事会, ロータリー・クラブ	258~259, 267~268, 277
訴訟, 決定に対し	258~259, 262
選挙	267
投票方法	269
職権による理事会員	267
会合	31~33, 267
指名	267
定足数	269
任期	31, 259
欠員	267
理事会に対する提案	111
立法(規定審議会; 条例制定, 決議も併せ参照)	107~112
「撤回と見做す」	278

緊急	108, 216
提出	
小冊子	108
理事会の方針	22
提出の様式と方法	110~111, 206, 215~216
地区大会における発表	70
立法機関, 国際ロータリーの	7, 107
領土別単位	14, 283
グレート・ブリテン及びアイルランド	14~16
倫理掟	200, 246
ル	
類似組織	280
会合へロータリアンの出席	19
少年クラブ	133
新ロータリー・クラブ結成要因	82
ロータリー・クラブとの連合会	32
ロータリアンの会員資格	113~114
婦人の	132
レ	
例会欠席	17~20, 260~261
陪審員の職務	19
賜暇	20
病気又は傷害による	261
例会出席	17~20, 260~261, 270, 277
陪審員の職務等のための欠席	19
競争	17~19
非公式の会合, 出席不承認	19
賜暇	20
他クラブにて補填	17~18
欠席	260
報告	17, 18, 19, 247, 268, 277
60%規定	17, 261
例会の休止	18, 32, 255, 269
例会における酒類飲用の可否	32~33
「レピスタ・ロータリア」	142, 282
略字	283
顧問	144
経費	90
購読料	87, 145
連合地区大会	69, 237
連合奉仕クラブ会合	32, 40
ロ	
ローターアクト・クラブ	170~174
「ロータリアン」, 解釈	124
「ロータリアン」, 名称の使用	126, 128, 129
「ロータリアン誌」, 雑誌, 国際ロータリー参照	

ロータリアンの子女		食事費支払	20
親切に	102	現及び元国際ロータリーの役員	67, 84
信任状を	101, 123	経費	31, 90
ロータリーの根本的特色	137	国際ロータリー会長及び理事の	22
ロータリアンの特質	95~96	会員証明カード提出	20, 123
ロータリアン、母国との関係	98, 135	自クラブへの報告	18, 20, 281
ロータリアンの一覧表、商用のための	131, 132, 145	ロータリー・クラブ入会金	80, 259, 269, 277, 279
ロータリー以外の企画確認		徴収	273
ロータリー・クラブによる	39~40, 46, 135	最低	80
国際ロータリーによる	41, 135	再入会	259, 260
ロータリー以外の奉仕クラブ、類似組織参照		ロータリーの後援者	74
ロータリーが活動を停止した地域にクラブの		ロータリー財団	178~196, 206, 249~251
再建	80	運営	181~185, 249~251
ロータリー海外奉仕篤志家プログラム	99~100	予算	183
ロータリー拡大	76~84, 280	規定	181~185
大都市における追加クラブ	80~82, 120~121	会計監査	184
クラブ加盟承認委員会	83	補助金	
地区ガバナー補助者	78, 89, 280	専門的訓練のための	188
委員会	76	無資格	191
ロータリー・クラブなき国又は地理的地域	76	銀行預金	184
ロータリーがその活動を停止した国	82~83	遺贈	192, 249
地区ガバナーによる	66, 76	資金募集	191
経費	78, 89	財団管理委員会の委員会	181~182
国際協議会にて	84	寄付	192~193
方針	76	入会申込又は会員証明のカード等に	122~123, 192
有望地方	77	所得税の免除	180
仮クラブ	78~79, 82	表彰	193~194
特別代表	78, 89, 283	信託の宣言	178~179
スポンサー・クラブ	78, 80, 283	地区委員会	194~196
調査	77	基本金より支出	180~181
クラブ内	118, 280	奨学生	
「ロータリー」解釈、(名称、ロータリーも併せ参照)	282	学友	187
ロータリー教育	33~34, 138, 282	顧問	186~187
ロータリー記念日、遵奉、クラブによる	31	クラブ内の名誉会員	115~116
ロータリー研究会		兵役義務	186
解釈	282	選択手続	185~186
地域的	138~139	クラブ及び地区訪問	187
ロータリー・クラブ会費	77, 210, 259, 269, 277, 279	国際理解奨学金	185~186
徴収	272	候補者の推薦	186
最低	77	志願者資格	186
不払	260	財政	183~184
ロータリー・クラブ訪問		投資する権限	184
競争	17	会計年度	183
地区ガバナーの	62, 64, 238	贈与	192~193, 249
直前ガバナーの	67	大学院課程奨学金	186
詐欺師の	20	補助金	
国家間の	103~104	目的に合致する諸活動のための	190
新クラブへ	67, 80	ロータリー文献発行のための	148

研究グループ交換	185, 188~190	報告	54, 183, 184
収入及び支出	183	責任	182
資金の投資	184	保証金	251
法的地位	178	任期	181
目的	181, 190	欠員	181, 250
クラブ及び地区のパーセンテージ順位	193	ロータリー情報	33, 133
資金支出目的	179	委員会	33, 269, 271
資金募集	191	ロータリー海外奉仕篤志家プログラム	99~100
戦災者の救助	155	ロータリーに関する一般情報 (広報を併せ参照)	149~150
事務長	183	ロータリーの計画	137~141
財務報告	184	促進	
大学課程の勉強に対する奨学金	187	経費支出	94
保証金、職員	183	雑誌ロータリアンによる	142
保証金、管理委員	251	ロータリーの後援者としての王族	74
専門的訓練補助金	188	ロータリーの綱領 (ロータリーの計画も併せ参照)	137, 149, 203, 281
救済資金の流用	155	会員による承諾	263
会計	183	ロータリーの営利化	130
副会計	183	ロータリーの創始者、解釈	280
大学課程奨学金	187	ロータリー標語	134, 165, 280, 283
週間	194	ロータリー文献の翻訳	146~147
ロータリー財団管理委員会	181~182	ロータリー奉仕の四大部門	280
年次総会	182	ロータリー倫理掟	200, 246
任命	181, 249~250	ロータリー類似組織、類似組織参照	
郵便による投票	183	ロータリー輪、解釈	283
委員長	250	60パーセント出席規定	17, 261
委員の任命	185	60パーセント職業分類勧告	28
委員会	181	ロザノフ出席賞牌	19
会合	181~182	ロボートの議事規則	248
報酬	250	論争問題	96, 135, 200, 262
実行委員会	181		
財務及び投資委員会	182		
財団プログラム委員会	182		
会合	182~183		
ロータリー財団との関係	182		

ワ

若き会員、ロータリー・クラブに	120
-----------------	-----

*** 1968~69年度用カレンダー ***

7月							10月							1月							4月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5		1	2	3	4		1	2	3	4	5					
7	8	9	10	11	12	13	6	7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9	10	11	6	7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19	20	13	14	15	16	17	18	19	12	13	14	15	16	17	18	13	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	20	21	22	23	24	25	26	19	20	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25	26
28	29	30	31				27	28	29	30	31		26	27	28	29	30	31		27	28	29	30				

8月							11月							2月							5月							
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	
4	5	6	7	1	2	3	3	4	5	6	7	1	2	2	3	4	5	6	7	1	4	5	6	7	8	1	2	3
11	12	13	14	15	16	17	10	11	12	13	14	15	16	9	10	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	17	18	19	20	21	22	23	16	17	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	25	26	27	28	29	30	31		

9月							12月							3月							6月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	9	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30	31					23	24	25	26	27	28	29	29	30					

*** 1969~70年度用カレンダー ***

7月							10月							1月							4月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5			1	2	3	4			1	2	3			1	2	3	4					
6	7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9	10	11	4	5	6	7	8	9	10	5	6	7	8	9	10	11
13	14	15	16	17	18	19	12	13	14	15	16	17	18	11	12	13	14	15	16	17	12	13	14	15	16	17	18
20	21	22	23	24	25	26	19	20	21	22	23	24	25	18	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24	25
27	28	29	30	31			26	27	28	29	30	31	25	26	27	28	29	30	31	26	27	28	29	30			

8月							11月							2月							5月							
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	
3	4	5	6	7	1	2	2	3	4	5	6	7	1	1	2	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7	1	2	3
10	11	12	13	14	15	16	9	10	11	12	13	14	15	8	9	10	11	12	13	14	10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	16	17	18	19	20	21	22	15	16	17	18	19	20	21	17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	22	23	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	29	30	
31							30							31							31							

9月							12月							3月							6月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13	1	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20	21	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27	28	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30					28	29	30	31				29	30	31					28	29	30				

*** 1970~71年度用カレンダー ***

7月							10月							1月							4月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4				1	2	3	4			1	2	3	4			1	2	3	4				
5	6	7	8	9	10	11	4	5	6	7	8	9	10	3	4	5	6	7	8	9	4	5	6	7	8	9	10
12	13	14	15	16	17	18	11	12	13	14	15	16	17	10	11	12	13	14	15	16	11	12	13	14	15	16	17
19	20	21	22	23	24	25	18	19	20	21	22	23	24	17	18	19	20	21	22	23	18	19	20	21	22	23	24
26	27	28	29	30	31		25	26	27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30	

8月							11月							2月							5月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
2	3	4	5	6	7	1	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	7	1	
9	10	11	12	13	14	15	8	9	10	11	12	13	14	7	8	9	10	11	12	13	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	15	16	17	18	19	20	21	14	15	16	17	18	19	20	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	22	23	24	25	26	27	28	21	22	23	24	25	26	27	23	24	25	26	27	28	29
30	31						29	30						28							30	31					

9月							12月							3月							6月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12	7	8	9	10	11	12	13	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19	20	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26	21	22	23	24	25	26	27	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30				27	28	29	30	31			28	29	30	31				27	28	29	30			